

新型コロナウイルス感染症対策の記録

中央区新型コロナウイルス感染症対策本部

令和6年3月

はじめに

新型コロナウイルス感染症は令和元年（2019 年）12 月に中華人民共和国湖北省武漢市で感染者が報告されて以降、またたく間に世界中に感染が拡大しました。世界保健機関（WHO）は、令和 2 年（2020 年）1 月に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言し、その後の世界的な感染状況、重症度から同年 3 月にパンデミック（世界的な大流行）とみなせると表現しました。WHO から世界各国に対して強い危機感を持って感染対策をするよう注意喚起される中、アジアや欧米の一部の国では、都市封鎖（ロックダウン）を講じるなど人々の暮らしに大きな混乱をもたらしました。日本国内においても令和 2 年（2020 年）1 月に最初の感染者が確認されて以降、感染の拡大と縮小を繰り返しながら、日常生活のあらゆる場面に対して多大かつ深刻な影響を及ぼし、社会・経済活動も長く停滞しました。

本区では、国および都と連携を図りながら、その時々感染状況やウイルスの特性等に応じて、区民や区内中小企業、商工関係団体等の理解と協力のもと、感染拡大防止策および保健・医療提供体制の強化、経済支援などの各種取組を全庁一丸となって機動的に展開するとともに、医療従事者をはじめ関係機関の皆さまの多大なるご尽力をいただきながら、3 年以上にわたり、新型コロナウイルス感染症と対峙し、幾度もの感染の波を乗り越えてまいりました。

全世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年（2023 年）5 月 8 日から感染症法上、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる 2 類相当）」から「5 類感染症」に位置付けられました。このことを契機として、今般、中央区新型コロナウイルス感染症対策本部として対応を図ってきたこれまでの取組を取りまとめました。

本区が行ってきた新型コロナウイルス感染症への対応を一つの教訓とし、また今後いつ発生するかわからない新たな感染症への対策を適切に講じることができるよう、関係機関と緊密な連携を図りながら、すべての区民の皆さまが健康で安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

「新型コロナウイルス感染症対策の記録」は令和 6 年（2024 年）3 月 31 日時点での取りまとめとしています。

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
------------------------------	---

I 国および都の主な動向

1 新型コロナウイルス感染症 第1波から第8波までの特徴・・・	4
（1）発生初期～第1波（令和元年（2019年）12月～令和2年（2020年）5月）	
（2）第2波（令和2年（2020年）7月～8月）	
（3）第3波（令和2年（2020年）11月～令和3年（2021年）3月）	
（4）第4波（令和3年（2021年）4月～6月）	
（5）第5波（令和3年（2021年）7月～10月）	
（6）第6波（令和4年（2022年）1月～5月）	
（7）第7波（令和4年（2022年）6月～9月）	
（8）第8波（令和4年（2022年）10月～令和5年（2023年）1月）	
2 国・都の主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・	6
（1）発生初期～第1波（令和元年（2019年）12月～令和2年（2020年）5月）	
（2）第2波（令和2年（2020年）7月～8月）	
（3）第3波（令和2年（2020年）11月～令和3年（2021年）3月）	
（4）第4波（令和3年（2021年）4月～6月）	
（5）第5波（令和3年（2021年）7月～10月）	
（6）第6波（令和4年（2022年）1月～5月）	
（7）第7波（令和4年（2022年）6月～9月）	
（8）第8波（令和4年（2022年）10月～令和5年（2023年）1月）	
3 緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置・・・・・・・・	11
（1）緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の定義	
（2）緊急事態宣言の期間および要請内容	
（3）まん延防止等重点措置の期間および要請内容	

II 中央区の主な取組

1 中央区新型コロナウイルス感染症対策本部の設置・・・・・・・・	18
（1）中央区新型コロナウイルス感染症対策本部の設置	
（2）中央区新型コロナウイルス感染症対策本部会議	
2 保健所の対応・・・・・・・・・・・・・・・・	25
（1）保健所における患者等対応業務	
（2）保健所における職員体制	
（3）外部委託の活用	
（4）患者等対応業務における予算措置	
（5）区内医師会および医療機関との連携	
（6）区内における医療機関等について	
（7）東京都における宿泊療養施設および臨時医療施設（酸素ステーション）の設置	
（8）ワクチン接種体制の変遷	
（9）保健所における患者対応業務の総括	

3	保育園、幼稚園、小・中学校および高齢者施設等の対応	62
(1)	区立認可保育所・認証保育所・こども園の対応	
(2)	私立認可保育園・こども園・認証保育所・地域型保育事業の対応	
(3)	児童館の対応	
(4)	幼稚園、小・中学校の対応	
(5)	「子どもの居場所（プレディ）」の対応	
(6)	高齢者施設の対応	
(7)	障害者入所施設の対応	
4	区からの情報発信・広報	74
(1)	広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」	
(2)	ホームページ	
(3)	その他	
5	区の相談窓口（コールセンター）体制について	77
(1)	保健所コールセンター	
(2)	中央区新型コロナワクチンコールセンター	
(3)	中央区新型コロナウイルス総合案内	
6	区民および中小企業等への支援・措置	78
(1)	区民への支援	
(2)	中小企業および地域団体等への支援	
(3)	税金・健康保険	
7	各部における取組み等	111
(1)	企画部	
(2)	総務部	
(3)	区民部	
(4)	福祉保健部	
(5)	環境土木部	
(6)	都市整備部	
(7)	会計室	
(8)	教育委員会	
(9)	選挙管理委員会事務局	
(10)	監査事務局	
(11)	区議会議会局	
8	その他	249
(1)	区役所へ来庁および区施設を利用する区民等への対応	
(2)	職員の出勤体制等	
(3)	区職員の感染者数	
(4)	マスク等の寄贈および寄附金の受付	
まとめ		256
今後に向けて		257

I 国および都の主な動向

1 新型コロナウイルス感染症 第1波から第8波までの特徴

新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加が顕著であった時期を「第1波」から「第8波」として、各波ごとに全国的な特徴を以下のとおり整理した。

(1) 発生初期～第1波（令和元年（2019年）12月～令和2年（2020年）5月）

【全国新規最大感染者数：644人（令和2年（2020年）4月11日）】

- ・令和元年（2019年）12月 中国湖北省武漢市において原因不明の肺炎患者が確認された。
- ・令和2年（2020年）1月 国立感染症研究所等により対策が発表された。
- ・令和2年（2020年）1月 日本国内で最初の陽性者が確認された。
- ・飲食店等の屋内施設、医療機関、福祉施設等でクラスターが発生した。
- ・感染経路が不明な新規陽性者や濃厚接触者が急増したことにより、検疫・検査・医療提供体制や保健所業務がひっ迫した。
- ・基本的感染防止対策としてマスクや消毒液の需要が急増したこと等により、マスク等の物資が不足し、混乱が生じた。
- ・感染症の影響によって経営不振に陥った企業で、新卒内定者の内定が取消される例が多数発生し、雇用情勢が悪化した。

(2) 第2波（令和2年（2020年）7月～8月）

【全国新規最大感染者数：1,597人（令和2年（2020年）8月7日）】

- ・接待を伴う飲食店などの繁華街（いわゆる「夜の街」）を中心に急速に感染が拡大し、特に若年層の感染が拡大した。
- ・令和2年（2020年）7月から8月にかけて、第1波を超える新規陽性者の発生により、保健所業務がさらにひっ迫した。

(3) 第3波（令和2年（2020年）11月～令和3年（2021年）3月）

【全国新規最大感染者数：8,045人（令和3年（2021年）1月8日）】

- ・第2波から新規陽性者数が十分に減少せず、これまで経験したことのない速度で急激に感染が拡大した。
- ・新規陽性者を年代別で見ると、重症化リスクの高い高齢者層の感染者が増加し、医療提供体制がひっ迫した。
- ・国の「GOTO トラベル」事業や年末年始の帰省等により感染者数が増加した。

(4) 第4波（令和3年（2021年）4月～令和3年（2021年）6月）

【全国新規最大感染者数：7,244人（令和3年（2021年）5月8日）】

- ・従来株より感染力の強い変異株（アルファ株）の発生により、若年層を中心に感染が拡大した。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大から1年が経過し、人々の消費の落ち込みが長期化したことにより、事業者の経営活動への影響が深刻化した。

(5) 第5波（令和3年（2021年）7月～10月）

【全国新規最大感染者数：25,975人（令和3年（2021年）8月20日）】

- ・感染力が強く重症化リスクの高い変異株（デルタ株）への置き換わりが急速に進行したことにより、検疫・検査・医療提供体制や保健所業務だけでなく、救急医療体制もひっ迫した。
- ・高齢者層のワクチン接種が進んだことにより、陽性者・入院患者は高齢者層から中高年層や若年層へと拡大した。

(6) 第6波（令和4年（2022年）1月～5月）

【全国新規最大感染者数：104,520人（令和4年（2022年）2月1日）】

- ・これまでで最も感染力の強い変異株（オミクロン株）により、新規感染者数が急激に増加した。
- ・陽性者や濃厚接触者の増加により、社会インフラを担う幅広い業種において、欠勤者が急増し、事業・社会活動に停滞の恐れが生じた。
- ・同居家族が感染し、濃厚接触者となった場合、当初は感染者が無症状でも2週間の自宅待機が必要であり、企業等で従業員の人手不足が懸念された。

(7) 第7波（令和4年（2022年）6月～9月）

【全国新規最大感染者数：261,004人（令和4年（2022年）8月19日）】

- ・オミクロン株の亜種 BA.2 より感染性が高いとされる BA.5 への置き換わりが進み、新規陽性者が爆発的に増加した。
- ・「3年ぶりの行動制限のない夏休み」として、お盆休み中の帰省者が大幅に増加し、感染者数が急増した。

(8) 第8波（令和4年（2022年）10月～令和5年（2023年）1月）

【全国新規最大感染者数：246,751人（令和5年（2023年）1月6日）】

- ・前回冬の第6波、夏の第7波と比べ、新規陽性者数の増加スピードは緩やかであったが、前週の新規陽性者数を9週連続で上回り、長期にわたり増加傾向が続いた。
- ・行動制限のない年末年始を迎え、新型コロナウイルス流行後、人々の動きが最も高い水準となった。

2 国・都の主な取組

(1) 発生初期～第1波（令和元年（2019年）12月～令和2年（2020年）5月）

日付	実施主体	内容
令和2年 (2020年) 1月6日	国	中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎患者が発生した旨の通知を発出
1月10日	国	国立感染症研究所等より対策を発表
1月21日	国・都	新型コロナウイルス感染症対策に関し、国は関係閣僚会議を開催し、都は危機管理対策会議を開催
1月30日	国・都	国・都ともに新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
2月1日	国	指定感染症に定める等の政令改正施行
2月3日	国	横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」で検疫を開始
2月7日	国	帰国者・接触者電話相談センターを設置
2月13日	国	国内初の死亡事例および都内在住者の発症報告
2月17日	国	新型コロナウイルスに感染または感染の疑いがあるときの相談・受診の目安を公表
2月20日	国	イベント開催に関する国民の皆様へのメッセージ公表
2月21日	都	都主催イベントの取扱い等について公表
2月25日	国	「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を策定
2月26日	国	今後2週間の大規模イベント自粛を要請
2月27日	国	全国の小中高校、特別支援学校について3月2日から春休みまでの臨時休校を要請
3月9日	国	新型コロナウイルス感染症対策の見解を公表 「爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度、持ちこたえているが、警戒を緩めることはできない。」
3月10日	国	総理発言「全国規模のイベントは概ね10日間自粛継続、19日の専門家会議の判断を受けて再度検討」
3月12日	都	都主催イベントの取扱い等について3月末まで継続
3月13日	国	新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正
3月13日	国	国民生活安定緊急措置法施行令改正（マスク転売規制）施行
3月20日	国	専門家会議を受けて総理発言「3つの条件を避ける、学校再開の準備、全国規模のイベント自粛を継続」
3月24日	国・都	東京2020大会1年程度の延期を決定
3月26日	国	新型インフルエンザ等特措法に基づく対策本部を設置
4月1日	都	5月6日まで都立学校の臨時休校を決定
4月7日	国	緊急事態宣言適用
4月7日	都	都緊急事態措置として都民へ外出自粛を要請

4月7日	国	布製マスクを一住所当たり2枚配布することを閣議決定
4月10日	都	緊急事態措置として施設使用・イベント開催停止（休業）要請
4月11日	国	基本的対処方針改正（全国で接客を伴う飲食店利用自粛） 総理発言「出勤最低7割削減を」
4月15日	都	緊急対策（第4弾）発表
4月16日	国	緊急事態宣言対象地域拡大
4月23日	都	埼玉県、千葉県、神奈川県と共同で「いのちをまもるステイホーム週間」キャンペーン実施発表
5月4日	国	基本的対処方針改正（緊急事態宣言の期間延長、新しい生活様式等を追記）
5月5日	都	都緊急事態措置として外出自粛、休業要請を継続
5月7日	国	緊急事態宣言対象期間延長
5月16日	国	緊急事態宣言対象地域縮小
5月23日	国	緊急事態宣言対象地域縮小
5月22日	都	「新型コロナウイルスを乗り越えるためのロードマップ」提示
5月25日	国	緊急事態宣言解除
5月29日	国	濃厚接触者の対応変更（全件検査とし無症状者の接触者も対象とする。） 退院基準変更（14日間かつ軽快後3日、10日以前に軽快の場合24時間間隔で2回陰性確認） 宿泊自宅療養者の解除基準変更（14日間かつ軽快後3日）

（2）第2波（令和2年（2020年）7月～8月）

日付	実施主体	内容
7月4日	都	不要・不急の他県への移動を控えるよう呼びかけ
7月10日	国	全国で5,000人規模のイベント開催を可能とする。
7月15日	都	都民や事業者ガイドラインの遵守などを要請 感染拡大警報を発令
7月21日	都	宿泊療養施設としてホテルなどの施設を1,000室確保することを発表
7月30日	都	感染拡大特別警報を発令
8月1日	都	感染症対策条例改正（店舗等へのステッカー掲示等を規定）
8月6日	都	都民に帰省や旅行、夜間の会食などの自粛を要請
8月24日	国	9月以降もイベント開催制限（5,000人規模まで）を継続
8月27日	都	23区の酒類提供飲食店・カラオケ店に時短継続を要請

(3) 第3波（令和2年（2020年）11月～令和3年（2021年）3月）

日付	実施主体	内容
11月10日	国	政府分科会が感染症を踏まえ「緊急提言」を発表
11月12日	国	現在のイベント開催制限を2月末まで延長
11月25日	都	島しょ部以外全域で酒類取扱飲食店とカラオケ店に時短要請（5時～22時）、全面協力店に一律40万円
12月11日	国	政府分科会が急拡大を受けて今後の対策、年末年始について提言
12月14日	都	島しょ部以外全域で酒類取扱飲食店とカラオケ店に時短要請（5時～22時）、全面協力店に一律100万円
12月17日	都	年末年始コロナ特別警報を発令
12月28日	国	ビジネストラックを除き世界からの外国人の新規入国停止
令和3年 (2021年) 1月3日	都	都および3県が国に緊急事態宣言の発令検討を要請
1月4日	都	1都3県緊急事態行動を発表（午後8時以降外出自粛、飲食店午後8時まで）
1月5日	国	政府分科会が1都3県に緊急事態宣言の発令を提言
1月8日	国	緊急事態宣言適用
1月13日	国	緊急事態宣言対象地域拡大
2月8日	国	緊急事態宣言期間延長、対象地域縮小
2月2日	都	緊急事態措置を発表（外出自粛、飲食店時短午後8時、イベント制限）
2月12日	国	基本的対処方針変更（まん延防止等重点措置関連など）
2月17日	国	国内でのワクチン先行接種を開始
2月26日	国	緊急事態宣言対象地域縮小
3月8日	国	緊急事態宣言期間延長
3月5日	都	緊急事態措置を発表（外出自粛、飲食店時短午後8時、イベント制限）
3月21日	国	緊急事態宣言解除
3月24日	都	リバウンド防止期間を設定 外出・歓送迎会自粛、飲食店時短21時、イベント制限など

(4) 第4波（令和3年（2021年）4月～6月）

日付	実施主体	内容
4月12日	国・都	まん延防止等重点措置適用
4月21日	都	緊急事態宣言の発令を国に要請
4月24日	国・都	まん延防止等重点措置解除
4月25日	国	緊急事態宣言適用
5月12日	国	緊急事態宣言期間延長、対象地域拡大
5月16日	国	緊急事態宣言対象地域拡大
5月23日	国	緊急事態宣言対象地域拡大
5月31日	国	ファイザー社ワクチン対象者を16歳以上から12歳以上に変更
6月1日	国	緊急事態宣言期間延長
6月20日	国	緊急事態宣言解除（沖縄県は継続） 国の基本的対処方針改正
6月21日	国・都	まん延防止等重点措置適用

(5) 第5波（令和3年（2021年）7月～10月）

日付	実施主体	内容
7月11日	国・都	まん延防止等重点措置解除
7月12日	国	緊急事態宣言適用 国の基本的対処方針改正
7月23日	国・都	東京2020大会開会式
7月26日	国	ワクチンパスポート発行開始
8月2日	国	緊急事態宣言期間延長、対象地域拡大
8月20日	国	緊急事態宣言期間延長、対象地域拡大
8月27日	国	緊急事態宣言対象地域拡大
9月13日	国	緊急事態宣言期間延長、対象地域縮小
9月17日	国	厚生労働省がワクチン3回目接種を行う方針を固める
9月20日	都	築地に酸素・医療提供ステーションを開設
9月30日	国	緊急事態宣言解除
9月30日	都	リバウンド防止措置を発表（認証店のみ酒提供可）
10月21日	都	基本的対策徹底期間を発表
11月1日	都	TOKYO ワクシオンアプリ開始
11月30日	国	オミクロン株の拡大を受けて外国人の新規入国を原則禁止

(6) 第6波(令和4年(2022年)1月～5月)

日付	実施主体	内容
令和4年 (2022年) 1月7日	国	オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応を発表
1月21日	国・都	まん延防止等重点措置適用
2月14日	国・都	まん延防止等重点措置対象期間延長
3月7日	国・都	まん延防止等重点措置対象期間延長
3月17日	都	リバウンド警戒期間を発表
3月21日	国・都	まん延防止等重点措置解除
5月20日	都	リバウンド警戒期間終了

(7) 第7波(令和4年(2022年)6月～9月)

日付	実施主体	内容
8月24日	国	新型コロナウイルス感染者の全数把握について、全国一律ではなく、自治体の判断で重症者数のみに限定することを発表
9月7日	国	陽性者の療養期間短縮を発表
9月26日	国	新型コロナウイルス感染者の全数把握について、全国一律で簡略化が開始

(8) 第8波(令和4年(2022年)10月～令和5年(2023年)1月)

日付	実施主体	内容
10月21日	国	ファイザー社製およびモデルナ社製ワクチンの接種間隔が5か月から3か月に短縮
11月30日	国	政府の対策本部会議で新型コロナウイルス感染症を令和5年5月8日から「5類」に引き下げること決定

3 緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置

(1) 緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の定義

・「緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、新型インフルエンザ等の全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国内経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合等に、政府対策本部長（内閣総理大臣）が緊急的な措置を取る期間、区域、概要を公示し、国会に報告する。その後、都道府県知事は住民等に対し、外出や営業自粛を要請する。

・「まん延防止等重点措置」

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 45 条第 1 項に基づき、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民生活や国内経済の混乱を回避する必要があると認められる場合に、都道府県知事が定める期間および区域において、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛やその他感染の防止に必要な協力を住民等に対して要請する。

(2) 緊急事態宣言の期間および要請内容（国・都）

①緊急事態宣言 1 回目

【期間】

発表日	期間	対象都道府県
令和 2 年（2020 年） 4 月 7 日	4 月 7 日～ 5 月 6 日	緊急事態宣言発令 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 大阪府、兵庫県、福岡県
4 月 16 日	4 月 16 日～ 5 月 6 日	対象地域拡大 全都道府県
5 月 4 日	5 月 7 日～ 5 月 31 日	対象期間延長 全都道府県
5 月 14 日	5 月 16 日～ 5 月 31 日	対象地域縮小 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県
5 月 21 日	5 月 23 日～ 5 月 31 日	対象地域縮小 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県
5 月 25 日	5 月 25 日をもって緊急事態宣言解除	

【住民向け主な要請内容】

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し等の生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

【事業者向け主な要請内容】

- ・遊興施設、劇場、大学、運動施設などは施設の使用停止および催物の開催停止を要請
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても自粛を要請

②緊急事態宣言2回目

【期間】

発令日	期間	対象都道府県
令和3年（2021年） 1月7日	1月8日～ 2月7日	緊急事態宣言発令 埼玉県、千葉県、 東京都 、神奈川県
1月13日	1月13日～ 2月7日	対象地域拡大 栃木県、埼玉県、千葉県、 東京都 、神奈川県、 岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、 福岡県
2月2日	2月8日～ 3月7日	対象期間延長および対象地域縮小 埼玉県、千葉県、 東京都 、神奈川県、岐阜県、 愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
2月26日	2月26日～ 3月7日	対象地域縮小 埼玉県、千葉県、 東京都 、神奈川県
3月5日	3月8日～ 3月21日	対象期間を延長 埼玉県、千葉県、 東京都 、神奈川県
3月18日	3月21日をもって緊急事態宣言解除	

【住民向け主な要請内容】

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し等の生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- ・20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請

【事業者向け主な要請内容】

- ・飲食店、喫茶店、バー、カラオケボックスなどは営業時間を午後5時から8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）とすること。
- ・遊興施設、劇場、映画館、運動施設、博物館などは、営業時間を午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）とすることの協力依頼

③緊急事態宣言3回目

【期間】

発令日	期間	対象都道府県
令和3年(2021年) 4月23日	4月25日～ 5月11日	緊急事態宣言発令 東京都、京都府、大阪府、兵庫県
5月7日	5月12日～ 5月31日	対象地域拡大および対象期間延長 東京都、愛知県、京都府、大阪府、 兵庫県、福岡県
5月14日	5月16日～ 5月31日	対象地域拡大 北海道、 東京都 、愛知県、京都府、 大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、 福岡県
5月21日	5月23日～ 6月20日	対象地域拡大 北海道、 東京都 、愛知県、京都府、 大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、 福岡県、沖縄県 (沖縄県以外は5月31日まで)
5月28日	6月1日～ 6月20日	対象期間延長 北海道、 東京都 、愛知県、京都府、 大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、 福岡県、沖縄県
6月17日	6月20日をもって緊急事態宣言解除(沖縄県は継続)	

【住民向け主な要請内容】

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し等の生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- ・20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請

【事業者向け主な要請内容】

- ・飲食店、喫茶店、バー、カラオケボックスなどは営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)とすること。
- ・遊興施設、劇場、映画館、運動施設、博物館などは、営業時間を午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)とすることの協力依頼

④緊急事態宣言4回目

【期間】

発令日	期間	対象都道府県
令和3年(2021年) 7月8日	7月12日～ 8月22日	対象地域拡大および対象期間延長 東京都、沖縄県
7月30日	8月2日～ 8月31日	対象地域拡大および対象期間延長 埼玉県、千葉県、 東京都 、神奈川県、 大阪府、沖縄県
8月17日	8月20日～ 9月12日	対象地域拡大および対象期間延長 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、 東京都 、神奈川県、静岡県、 京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県
8月25日	8月27日～ 9月12日	対象地域の拡大 北海道、宮城県、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都 、 神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県
9月9日	9月13日～ 9月30日	対象地域縮小および対象期間延長 北海道、茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都 、神奈川県、 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 広島県、福岡県、沖縄県)
9月28日	9月30日をもって緊急事態宣言解除	

【住民向け主な要請内容】

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- ・医療機関への通院、食料・医薬品生活必需品の買い出し等の生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

【事業者向け主な要請内容】

- ・酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店などには休業要請
- ・酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店などには、20時までの営業時間短縮を要請
- ・イベント開催を除き、大規模商業施設、遊興施設、劇場等に、20時までの営業時間短縮を要請

(3) まん延防止等重点措置の期間・要請内容等（東京都）

①まん延防止等重点措置 1 回目

【期間】

都発表日	期間	対象地域
令和 3 年（2021 年） 4 月 9 日	4 月 12 日～ 5 月 11 日	まん延防止等重点措置適用 東京 23 区、八王子市、立川市、 武蔵野市、府中市、調布市、町田市
		4 月 25 日から緊急事態宣言発令

【都民向け主な要請内容】

- ・ 県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛（特に、変異株により感染が拡大している大都市圏との往来の自粛）
- ・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し等の生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと。
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・ 措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと。
- ・ 会食において会話をする際のマスク着用の徹底

【事業者向け主な要請内容】

- ・ 飲食店、喫茶店、バー、カラオケボックスなどは、営業時間を午前 5 時から午後 8 時までとすること。
- ・ 酒類の提供は午前 11 時から午後 7 時までとすること。
- ・ 遊興施設、劇場、映画館、運動施設、博物館などは、営業時間を午後 8 時まで（酒類の提供は午前 11 時から午後 7 時まで）とするとともに、入場整理することなどを協力依頼

②まん延防止等重点措置 2 回目

【期間】

都発表日	期間	対象地域
令和 3 年（2021 年） 6 月 18 日	6 月 21 日～ 7 月 11 日	まん延防止等重点措置適用 東京 23 区および檜原村、 奥多摩町を除く多摩地域の市町
	7 月 11 日をもってまん延防止等重点措置解除	

【都民向け主な要請内容】

- ・ 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・ 不要不急の都道府県間の移動は、自粛すること。ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、検査結果が陰性であった場合を除く。
- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと。
- ・ 飲食店等の利用の際、同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以内とすること。ただし、認証店において「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食も可とする。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛すること。
- ・ 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 感染に不安を感じる者は、検査を受けること。

【事業者向け主な要請内容】

- ・ 「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、これを店頭に掲示している店舗については、以下のいずれか一方とすること。
◎営業時間は 5 時から 21 時までの間、酒類の提供・持込は 11 時から 20 時までの間
◎営業時間は 5 時から 20 時までの間、酒類の提供・持込は行わない。
- ・ 同一グループの同一テーブルへの案内を 4 人以内とすること。ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、同一グループの同一テーブルへの 5 人以上の案内を可とする。
- ・ 認証基準を適切に遵守して営業すること。
- ・ 上記点検済証の交付を受けていないまたは掲示していない店舗については以下のとおりとすること。
◎営業時間は 5 時から 20 時までの間
◎酒類の提供・持込は行わない。
- ・ 同一グループの同一テーブルへの案内を 4 人以内とすること。

③まん延防止等重点措置 3 回目

【期間】

都発表日	期間	対象地域
令和 4 年（2022 年） 1 月 19 日	1 月 21 日～ 2 月 13 日	まん延防止等重点措置適用 都内全域
2 月 10 日	2 月 14 日～ 3 月 6 日	対象期間の延長 都内全域
3 月 4 日	3 月 7 日～ 3 月 21 日	対象期間の延長 都内全域
3 月 21 日をもってまん延防止等重点措置解除		

【都民向け主な要請内容】

- ・ 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・ 不要不急の都道府県間の移動は、自粛すること。ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、検査結果が陰性であった場合を除く。
- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと。
- ・ 飲食店等の利用の際、同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以内とすること。ただし、認証店において「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食も可とする。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛すること。
- ・ 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 感染に不安を感じる者は、検査を受けること。

【事業者向け主な要請内容】

- ・ 「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、これを店頭に提示している店舗については、以下のいずれか一方とすること
 - ◎営業時間は 5 時から 21 時までの間、酒類の提供・持込は 11 時から 20 時までの間
 - ◎営業時間は 5 時から 20 時までの間、酒類の提供・持込は行わない
- ・ 同一グループの同一テーブルへの案内を 4 人以内とすること。ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、同一グループの同一テーブルへの 5 人以上の案内を可とする。
- ・ 認証基準を適切に遵守して営業すること。
- ・ 上記点検済証の交付を受けていないまたは掲示していない店舗については以下のとおりとすること。
 - ◎営業時間は 5 時から 20 時までの間
 - ◎酒類の提供・持込は行わない。
- ・ 同一グループの同一テーブルへの案内を 4 人以内とすること。

Ⅱ 中央区の主な取組

1 中央区新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

(1) 中央区新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

区内の感染状況や各部（局）の対応状況を共有し、国や都の動向を踏まえ、本区の対応方針を決定することを目的として令和2年（2020年）2月5日に「中央区新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。

(2) 中央区新型コロナウイルス感染症対策本部会議

区民等への注意喚起をはじめ、ワクチン接種や区立施設の休止、各種支援制度等について「中央区新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、各部（局）の対応方針を決定した。

本会議は第106回（令和6年（2024年）3月27日）まで開催した。

①中央区新型コロナウイルス感染症対策本部構成

本部長	区長
副本部長	両副区長、教育長
本部員	各部長、秘書担当部長、防災危機管理室長、高齢者施策推進室長、中央区保健所長、都市活性プロジェクト推進室長、会計管理者、教育委員会事務局次長、監査事務局長、議会局長、京橋消防署長、日本橋消防署長、臨港消防署長
幹事	企画部政策企画課長、広報課長、財政課長、総務部総務課長、職員課長、防災危機管理課長、区民部区民生活課長、福祉保健部管理課長、生活衛生課長、健康推進課長、環境土木部管理調整課長、都市整備部都市計画課長、教育委員会事務局庶務課長

②議題一覧

回数	開催日	議題
1	令和2年 (2020年) 2月5日	・新型コロナウイルス感染症対策本部設置について ・新型コロナウイルス感染症について ・新型コロナウイルス感染症への各部（局）の対応 ・区ホームページの掲載内容 ・新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応について ・電話相談窓口（コールセンター）を開設 ・新型コロナウイルス感染症に関するコールセンター受付状況 ・新型コロナウイルス感染症の予防

2	2月25日	・新型コロナウイルス感染症への対応について ・新型コロナウイルス感染症に係る区主催イベント等の取扱いについて ・区職員の健康管理について ・区施設の納付済み使用料の取扱いについて
3	2月28日	・国の要請に基づく区立小中学校等の対応について
4	3月13日	・新型コロナウイルス感染症に係る区主催イベント等の取扱いについて
5	3月24日	・新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局移行について ・新型コロナウイルス感染症に係る都対応方針を踏まえた本区の対応について
6	3月26日	・区立施設における個人利用サービスの一時休止について ・区主催イベント等の取扱いについて ・職員が感染した場合の対応について
7	4月2日	・区立小中学校等の休校の延長等について
8	4月7日	・「新型コロナウイルス感染症対策本部」の位置付けについて（変更） ・緊急事態措置発令による本区の対応方針について ・新型コロナウイルス感染症サーベイランス事業の実施について
9	4月13日	・職員の自宅勤務の取組方針について ・教員の新型コロナウイルスの感染について ・中央区緊急事態措置相談センターの設置について
10	4月20日	・職員の新型コロナウイルスの感染について
11	4月28日	・5月7日以降の各部の方向性の確認について ・感染防止対策の長期化を踏まえた区民サービスの検討について ・ゴールデンウィーク期間中に職員が感染した場合の対応について ・特別定額給付金（10万円給付）について
12	5月1日	・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた本区の対応方針について ・PCR検査センターの設置について ・職員の出勤抑制の取組の継続について ・感染症対策の長期化を見据えた福祉サービスの充実について
13	5月8日	・各部局の取組等について
14	5月15日	・5月14日開催の政府対策本部等の決定内容について
15	5月26日	・5月25日の政府対策本部の決定内容等および都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（詳細版）」について ・緊急事態宣言解除後の各部の対応について
16	6月8日	・区施設およびイベント等の再開に向けた考え方について ・区施設等の再開に向けた各部の対応等について
17	6月12日	・新型コロナウイルス感染症に対する本区の今後の対応について ・区施設およびイベント等の再開に向けた感染防止策（統一基準）について
18	6月19日	・6月18日開催の政府対策本部の決定内容等について
19	6月30日	・中央区PCR検査センター開設期間の延長について ・「中央区健康福祉まつり2020」の開催中止について
20	7月10日	・職員の新型コロナウイルスの感染について

21	7月16日	・7月15日開催の都対策本部の決定内容等について ・区民への注意喚起について
22	7月27日	・職員の新型コロナウイルスの感染について
23	7月28日	・区主催行事等の開催中止について
24	7月31日	・セーフティーマークについて
25	8月21日	・中央区PCR検査センターの拡充について ・「令和2年度中央区総合防災訓練」の中止について ・認可保育施設等における登園自粛要請の延長について
26	8月28日	・じゃぶじゃぶ池の一時休止について
27	9月14日	・PCR検査体制の充実について ・出産支援祝品（タクシー券）追加支援の実施期間延長について ・認可保育施設等における登園自粛要請の解除について
28	9月15日	・「新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金」に係るあつ旋申込期限の延長等について
29	10月22日	・新型コロナウイルス感染症の影響に対する新生児誕生祝品（区内共通買物券）の追加支援 ・11月以降の区施設の貸出および主催イベント等の人数制限等について ・令和2年度中央区賀詞交歓会の開催中止について ・「新年子ども羽根つき大会」代替イベントの開催について（報告）
30	11月18日	・職員の新型コロナウイルスの感染について
31	11月20日	・11月19日開催の都対策本部の決定内容等について ・区民への注意喚起について
32	11月27日	・職員の新型コロナウイルスの感染について
33	12月15日	・年末年始期間の医療等の体制について ・ひとり親世帯への臨時特別給付金（基本給付の再支給）について ・新型コロナウイルス感染症への対応に伴う指定管理料の取扱いについて
34	12月23日	・年末年始における職員等の感染への対応について
35	令和3年 (2021年) 1月4日	・区イベント等の中止について ・令和2年度成人の日記念式典 新成人のつどい ・令和2年度 羽根-1 グランプリ
36	1月7日	・緊急事態宣言の内容について ・区の対応について（区施設、区イベント、区職員の勤務体制および職員への注意喚起）
37	1月12日	・職員の新型コロナウイルスの感染について
38	2月3日	・緊急事態宣言の延長について ・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について ・緊急事態宣言の発令に伴う経済対策について ・成人の日記念式典「新成人のつどい」の中止に伴う追加対応等について ・職員の新型コロナウイルスの感染について（令和3年1月分）
39	2月15日	・新型コロナウイルス感染症対応に伴う区民部事業の見直しについて

40	3月8日	・緊急事態宣言の再延長について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和3年2月分） ・「第33回 平和の都市(まち)の楽しい集い」の中止について（報告） ・高齢者向けの新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種のためのワクチンの配分率について（3月8日付け議会参考送付）
41	3月19日	・緊急事態宣言の解除について ・新型コロナウイルス感染拡大防止に係る職員のサービスの取扱い等について
42	3月30日	・リバウンド防止期間における東京都の対応に伴う区の対応方針について
43	4月2日	・東京都出産応援事業（都委託事業）の実施について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和3年3月分）
44	4月12日	・「まん延防止等重点措置」の適用に伴う区民への周知について
45	4月19日	・新型コロナウイルスワクチン接種の開始について
46	4月22日	・認可保育施設等における集団感染対策について
47	4月24日	・緊急事態宣言の発令について ・緊急事態宣言下における職員の自宅勤務の実施等について ・ゴールデンウィーク期間中の職員等の感染への対応について
48	5月10日	・緊急事態宣言の延長について ・高齢者向けワクチン接種のスケジュール等について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和3年4月分）
49	5月21日	・新型コロナワクチン接種券事前申請について ・ワクチン接種に係る訪問介護費用の助成について ・新型コロナウイルスワクチン接種にかかる要望について
50	5月28日	・緊急事態宣言の再延長について ・高齢者向けワクチン接種に関する相談体制等の充実 ・個別接種実施医療機関の一部拡大について
51	6月3日	・高齢者に次ぐ接種順位の方へのワクチン接種について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和3年5月分）
52	6月18日	・まん延防止等重点措置の適用について ・新型コロナウイルスワクチン接種券発送について
53	7月1日	・「中央区子どもフェスティバル」の開催中止について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和3年6月分）
54	7月9日	・緊急事態宣言の発令について ・コロナワクチン接種の予約更新時期の公表等について ・緊急事態宣言発令に伴う大会関連事業の対応について
55	7月29日	・コロナワクチン接種の今後の見通しについて
56	8月2日	・緊急事態宣言の延長について ・中央区のコロナウイルス感染状況 ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和3年7月分）
57	8月16日	・今後のワクチン接種体制について

58	8 月 25 日	・緊急事態宣言の延長に伴う区の対応方針について ・新型コロナワクチン接種を希望する妊娠中の方等への優先接種について ・自宅療養者への支援体制の強化について ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限の延長について ・「新年子ども羽根つき大会」代替イベントの開催について ・東京都における新型コロナワクチン職域接種について
59	8 月 31 日	・武田／モデルナ社ワクチンを活用した集団接種会場の設置について ・酸素ステーションの設置について ・中央区観光協会における新型コロナワクチン職域接種の実施について
60	9 月 9 日	・緊急事態宣言の再延長について ・自宅療養者に対する医療支援体制の強化について（資料 2） ・職員等の感染状況について（8 月分）（資料 3）
61	9 月 22 日	・武田／モデルナ社ワクチン集団接種会場の対象者拡大について
62	9 月 29 日	・緊急事態宣言解除に伴う区の対応方針について
63	10 月 1 日	・集団接種会場（ファイザー社製）接種日の変更について
64	10 月 11 日	・新型コロナワクチン追加接種（3 回目接種）について ・令和 3 年度 雪まつりの中止について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和 3 年 9 月分）
65	10 月 22 日	・東京都における基本的対策徹底期間に伴う区の対応方針について
66	11 月 7 日	・新型コロナワクチン追加接種（3 回目接種）の接種体制について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和 3 年 10 月分）
67	11 月 26 日	・東京都における基本的対策徹底期間に伴う区の対応方針について
68	12 月 24 日	・自宅療養者サポートセンターの設置について ・年末年始期間中の職員等の感染への対応について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和 3 年 11 月分）
69	12 月 28 日	・追加接種（3 回目）スケジュール等の変更について
70	令和 4 年 (2022 年) 1 月 11 日	・オミクロン株の急速拡大に伴う東京都の緊急対応について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和 3 年 12 月分）
71	1 月 20 日	・まん延防止等重点措置の適用に伴う区の対応方針について ・新型コロナワクチン追加接種（3 回目接種）接種間隔の短縮および接種体制の充実について ・濃厚接触者調査方法の変更について

72	2月14日	・まん延防止等重点措置の期間延長について
73	2月15日	・新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）接種間隔の短縮および小児（5歳以上11歳以下）の接種体制について ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和4年1月分）
74	3月7日	・まん延防止等重点措置の期間再延長について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和4年2月分）
75	3月18日	・リバウンド警戒期間に伴う区の対応方針について
76	3月29日	・新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）および小児（5歳以上11歳以下）接種について
77	4月22日	・リバウンド警戒期間延長に伴う区の対応方針について ・新型コロナウイルス感染症対策本部の構成員の変更について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和4年3月分）
78	5月9日	・新型コロナワクチン追加（4回目）接種の接種体制について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和4年4月分）
79	5月23日	・リバウンド警戒期間終了に伴う区の対応方針について
80	7月12日	・新型コロナウイルス感染拡大に伴う注意喚起について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和4年5、6月分）
81	7月25日	・医療従事者等に係る新型コロナワクチン追加（4回目）接種の接種体制および武田社ワクチン（ノババックス）の接種年齢の変更について ・新型コロナウイルス感染症陽性者の療養期間および濃厚接触者（同居家族等）の自宅待機期間について ・積極的疫学調査の変更について
82	8月17日	・新型コロナワクチン臨時接種会場の設置について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和4年7月分）
83	9月7日	・新型コロナワクチン オミクロン株対応ワクチンの接種体制について ・小児（5歳以上11歳以下）接種の努力義務化に伴う接種勧奨通知の発送および追加接種体制について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和4年8月分）
84	9月8日	・新型コロナウイルス感染症陽性者の療養期間について
85	9月22日	・新型コロナウイルス感染症の発生届限定化に伴う東京都の対応について
86	10月12日	・中央区PCR検査センターの開設日等の変更について ・新型コロナワクチン オミクロン株（BA.4/5）対応ワクチンの接種及び接種体制の強化について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について（令和4年9月分）
87	10月24日	・新型コロナワクチン乳幼児への接種体制および追加接種における接種間隔短縮への対応について

88	11 月 16 日	・新型コロナワクチン モデルナ社製オミクロン株 (BA. 4/5) 対応ワクチンの接種について・職員等の新型コロナウイルスの感染について (令和 4 年 10 月分)
89	12 月 26 日	・年末年始期間中の職員等の感染への対応について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について (令和 4 年 11 月分)
90	令和 5 年 (2023 年) 2 月 1 日	・中央区 P C R 検査センターの閉鎖について ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について (令和 4 年 12 月分)
91	2 月 16 日	・基本的感染防止対策におけるマスク着用の考え方について ・区職員等のマスクの着用について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について (令和 5 年 1 月分)
92	2 月 27 日	・令和 5 年度新型コロナワクチン集団接種会場の接種体制について
93	3 月 14 日	・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療体制および公費支援の見直し等について ・職員等の新型コロナウイルスの感染について (令和 5 年 2 月分)
94	3 月 16 日	・今後の新型コロナワクチンの接種について
95	3 月 27 日	・新型コロナウイルス感染症に関する相談体制について
96	4 月 21 日	・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更後の対応の見直し ・職員等の新型コロナウイルスの感染について (令和 5 年 3 月分)
97	5 月 30 日	・新型コロナワクチン接種体制の変更について
98	7 月 4 日	・新型コロナワクチン接種(ファイザー社製ワクチン)の有効期間延長に伴う接種の再開について
99	8 月 21 日	・新型コロナワクチンの接種体制について
100	9 月 28 日	・令和 5 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症の対応について
101	11 月 7 日	・初回接種に使用する新型コロナワクチンにモデルナ社製オミクロン株 (XBB. 1. 5) ワクチンを追加することについて
102	11 月 28 日	・新型コロナウイルスワクチン接種 集団接種会場の運営終了について
103	12 月 6 日	・追加接種に使用する新型コロナワクチンに第一三共社製オミクロン株 (XBB. 1. 5) ワクチンを追加することについて
104	令和 6 年 (2024 年) 1 月 30 日	・新型コロナワクチンの特例臨時接種終了に伴う受付業務等について
105	3 月 1 日	・中央区感染症予防計画の策定について
106	3 月 27 日	・「新型コロナウイルス感染症対策の記録」の作成について ・令和 6 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症の対応について ・区施設内における消毒液およびパーティションの取扱いについて ・中央区新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について

2 保健所の対応

(1) 保健所における患者等対応業務

新型コロナウイルス感染症については、令和2年(2020年)2月1日に指定感染症として定められ、届出対象の感染症に該当するとともに、積極的疫学調査、就業制限、入院の勧告・措置、搬送等の対象となり、この時点から患者等の対応にあたった。

①受診案内・発熱相談

感染不安や予防等の相談に対応するため、令和2年(2020年)1月29日に東京都、2月4日に区においても専用のコールセンターを開設し、2月7日には特別区および東京都・八王子市・町田市と共同で感染した疑いのある方の相談窓口「帰国者・接触者電話相談センター」を開設した。

保健所のコールセンターについては、保健所内に人材派遣職員を雇用することで運営し、第1波の令和2年(2020年)4月には2,153件(103件/日)の問合せに対応するなど、区民からの直接の相談窓口としての役割を果たした。相談の内容についても、発熱時における対応方法や近隣の医療機関への案内、家庭・事業所内で患者が発生した場合の対応、消毒、医療保険の請求に関する問合せなど、感染状況に応じて変更される制度や取扱いを踏まえ、幅広い対応を行った。

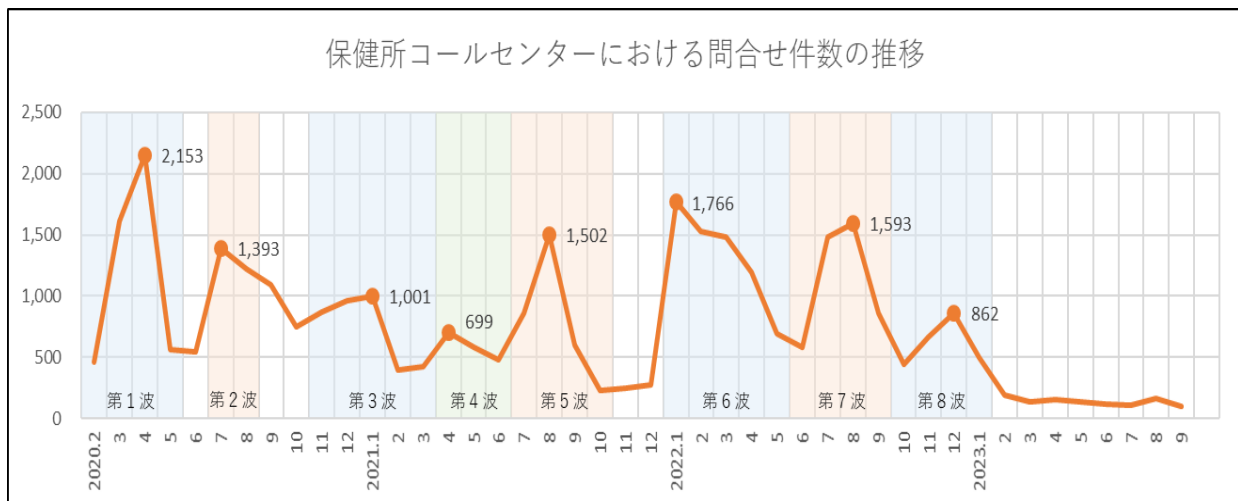
流行期において一時的に問合せ件数の増加はあるものの、年月の経過とともに減少の傾向を見せ、令和5年(2023年)5月8日の感染症法上の5類への移行に伴い、区で設置していた新型コロナウイルス感染症に関する施策全般の相談窓口「新型コロナウイルス総合案内」を保健所コールセンターへ統合した。その後、同年9月末日をもって、保健所コールセンターを廃止とし、他の感染症の相談と同様に感染症所管部署にて相談を受け付けることとした。

なお、東京都のコールセンターについても、令和6年(2024年)3月末日をもって廃止となった。

【保健所の対応 表1】保健所コールセンターにおける各種問合せ件数

保健所コールセンターにおける各種問合せ件数											
期間		医療機関 の受診	体調不良 の相談	従業員へ の対応	症状が出 た場合	感染有無 の検査	消毒	その他	計	平均／日	期別合計
第1波	2020.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,793
	2	60	140	150	11	27	21	49	458	27 件/日	
	3	53	540	496	6	168	152	202	1,617	77 件/日	
	4	89	993	451	4	319	77	220	2,153	103 件/日	
	5	21	261	74	13	122	15	59	565	27 件/日	
第2波	6	11	167	127	3	146	19	68	541	25 件/日	541
	7	7	330	518	6	352	37	143	1,393	61 件/日	2,615
	8	12	264	544	1	142	30	229	1,222	58 件/日	
	9	7	270	223	1	65	21	508	1,095	50 件/日	1,095
	10	13	190	239	0	72	18	213	745	34 件/日	745
第3波	11	13	143	384	1	78	27	224	870	41 件/日	3,653
	12	7	147	403	0	71	23	314	965	48 件/日	
	2021.1	6	137	405	0	62	36	355	1,001	53 件/日	
	2	7	66	136	0	29	11	146	395	22 件/日	
	3	9	71	141	0	32	10	159	422	18 件/日	
第4波	4	2	107	258	0	49	23	260	699	33 件/日	1,759
	5	9	113	208	0	33	13	208	584	32 件/日	
	6	6	80	163	1	22	9	195	476	22 件/日	
第5波	7	3	119	324	5	69	4	334	858	43 件/日	3,190
	8	5	179	562	0	129	14	613	1,502	72 件/日	
	9	1	94	158	0	44	0	301	598	30 件/日	
	10	0	57	29	0	17	3	126	232	11 件/日	
	11	1	43	85	0	22	1	100	252	13 件/日	252
	12	0	45	39	3	35	0	151	273	14 件/日	273
第6波	2022.1	21	196	436	0	143	25	945	1,766	93 件/日	6,658
	2	33	163	218	0	99	12	1,000	1,525	85 件/日	
	3	60	106	123	0	64	9	1,117	1,479	67 件/日	
	4	47	104	129	0	64	5	844	1,193	60 件/日	
	5	26	76	69	0	66	0	458	695	37 件/日	
第7波	6	36	47	79	0	40	2	379	583	27 件/日	4,521
	7	108	179	167	0	78	6	948	1,486	74 件/日	
	8	160	126	78	0	76	4	1,149	1,593	72 件/日	
	9	78	38	57	0	40	4	642	859	43 件/日	
第8波	10	26	31	44	0	44	4	295	444	22 件/日	2,467
	11	101	49	54	0	76	4	380	664	33 件/日	
	12	154	55	97	0	103	0	453	862	43 件/日	
	2023.1	74	44	36	0	47	1	295	497	25 件/日	
	2	34	9	13	0	25	0	116	197	10 件/日	197
	3	14	13	13	0	11	0	88	139	6 件/日	139
	4	23	8	15	0	12	0	98	156	8 件/日	156
	5	25	9	6	0	4	1	95	140	7 件/日	140
	6	24	15	6	0	6	2	65	118	5 件/日	118
	7	42	6	7	0	2	0	48	105	5 件/日	105
	8	66	13	4	0	13	0	72	168	8 件/日	168
	9	29	4	8	0	8	0	50	99	5 件/日	99
	合計	1,523	5,847	7,776	55	3,126	643	14,714	33,684	37 件/日	33,684

【保健所の対応 図1】保健所コールセンターにおける問合せ件数の推移



②検査事業（サーベイランス事業、PCR 検査センター）

ア サーベイランス事業の開始

令和 2 年(2020 年) 4 月 9 日から、中央区医師会および日本橋医師会からの要望を受け、検査体制の強化を図るとともに区内における流行状況を把握するため、サーベイランス（動向把握）事業を開始した。

【調査対象】 区内医療機関を呼吸器症状で受診した区民のうち次の要件を満たす方

- (1) 70 歳未満の方
- (2) 37.5℃以上の発熱が 4 日間以上続いている方
- (3) 明らかな呼吸苦のない方
- (4) 胸部エックス線、肺炎像のある方

【実施期間】 令和 2 年(2020 年) 4 月 9 日から同年 5 月 10 日までの火・水・木・金

【検体採取場所】 外気と連続していて施設利用者と動線が交わらない場所として聖路加国際病院に隣接する保健所地下駐車場を選定

【検査】 保健所が東京都健康安全研究センターに持ち込み実施

【調査件数】 10 件／日

同年 5 月 11 日に PCR 検査センターが開設されるまで実施し、来場者の整理誘導等を職員が交代制で行った。実施場所が保健所地下駐車場であったため、体調不良の方が来所するにあたり、出入口の坂道の負担があったほか、小児等の飛び出しも発生し危険もあった。

イ PCR 検査センターの開設

患者数の増加に伴い検査を希望する区民も増えていたことから、中央区医師会および日本橋医師会の協力を得て令和 2 年(2020 年) 5 月 11 日に「PCR 検査センター」を設置し、検査体制の拡充を図った。

【設置場所】 中央区休日応急診療所(佃 2-17-8)

【対象者・件数】

- (1) 区内医療機関(かかりつけ医)を受診し、医師が検査を必要と判断した区民(20 件／日)
- (2) 中央区保健所が実施する接触者検診(10 件／日)

【開設曜日・時間】 週 5 日（火・水・木・金・土）午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

ウ PCR 検査センター検査体制の拡充

感染拡大により 1 日当たりの検査数が 50 件を超える日も生じたため、令和 2 年(2020 年) 8 月 25 日から検査体制の更なる拡充を図った。

【検査件数】 医療機関受診者 20 件⇒40 件／日 接触者検診 10 件⇒30 件／日

【検査時間】 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで⇒午前 11 時から正午までを追加

エ PCR 検査センターの移転

休止としていた中央区休日応急診療所および中央区休日応急薬局の再開のため、令和 3 年(2021 年) 4 月 27 日から区立月島駅前第一駐輪場内に移転し、運営を継続した。その後、令和 4 年(2022 年) 2 月にはオミクロン株による感染拡大により、検査数も 1,007 件(50 件/日)にまで拡大した。

オ 東京都による PCR 等検査無料化事業

東京都において、令和 3 年(2021 年)12 月から無症状の都民を対象に、無料の PCR 検査事業が開始された。区内においては(令和 4 年(2022 年) 7 月 28 日時点)、47 か所の専用会場や薬局にて無料で検査を受けることが可能であった。

カ 東京都による抗原定性検査キットの配布

東京都において、令和 4 年(2022 年) 2 月 8 日から濃厚接触者を対象に、同年 8 月 1 日からは有症状者を対象に無料の抗原定性検査キットの配布が開始された。

キ PCR 検査センター検査体制の縮小

検査実施医療機関の増加や、東京都による有症状者・濃厚接触者への抗原定性検査キットの配送および薬局での検査キットの販売が開始されたこと等により、検査数が減少したことから、令和 4 年(2022 年)11 月に開設曜日および開設時間を、12 月に開設曜日を縮小した。

【11 月】 週 5 日(火・水・木・金・土) → 週 4 日(火・水・木・土)
午前 11 時から正午まで、午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
→ 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

【12 月】 週 4 日(火・水・木・土) → 週 3 日(火・木・土)
午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

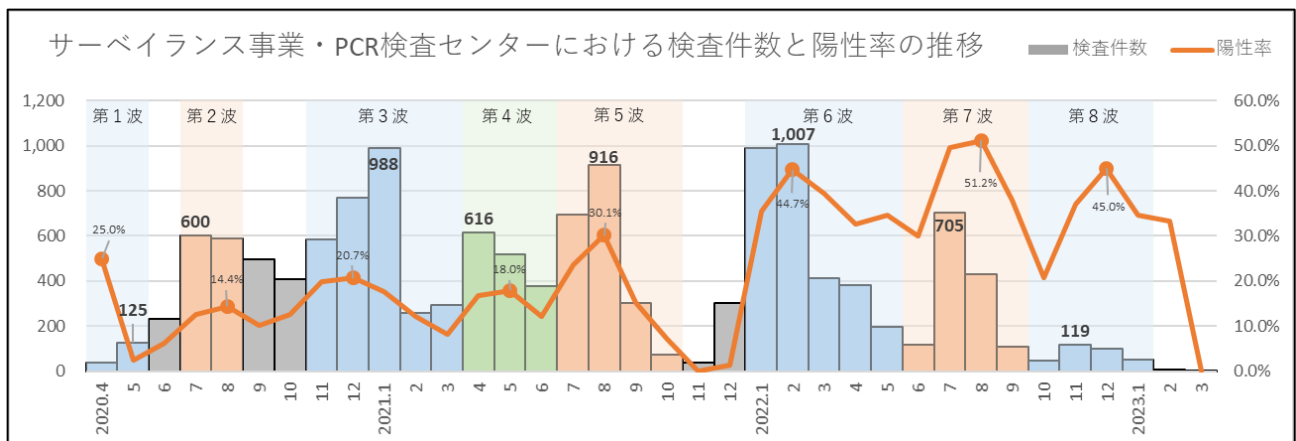
ク PCR 検査センターの閉鎖と区による抗原定性検査キットの配布

検査体制の縮小後においても検査数の減少が継続したことから、令和 5 年(2023 年) 3 月 11 日をもって PCR 検査センターを閉鎖とした。なお、その後、3 月 13 日から感染症法の位置づけ変更前の令和 5 年(2023 年) 5 月 7 日までの間、保健所においても有症状者・濃厚接触者を対象に抗原定性検査キットの配布を行い、期間中において 45 個を配布した。

【保健所の対応 表2】サーベイランス事業、PCR 検査センターにおける検査件数

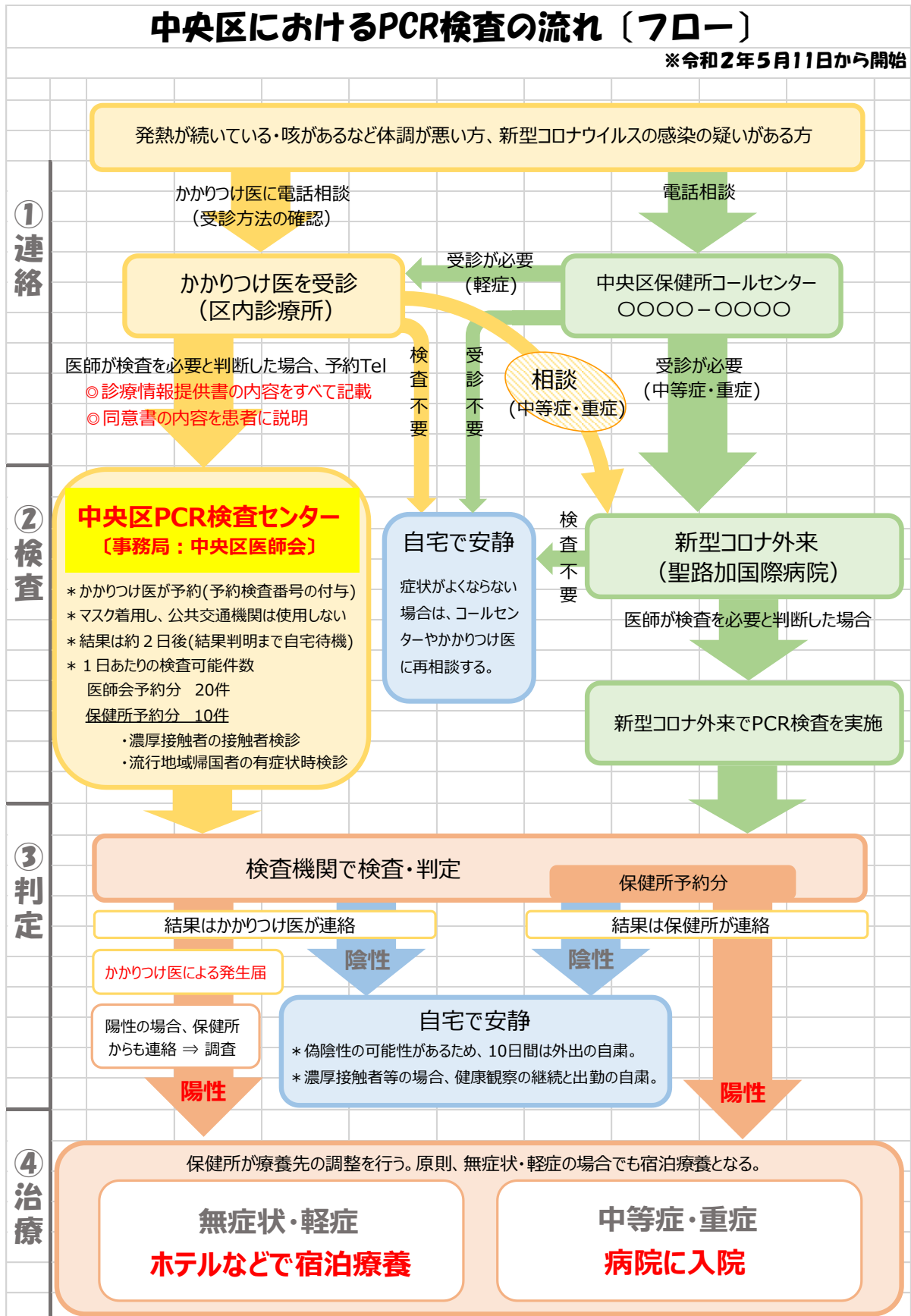
サーベイランス事業、PCR検査センターにおける検査件数							特記事項
期間	検査件数	陽性件数	陽性率	検査日数	平均／日	期別合計	
第1波	2020.1	-	-	-	-	161	(2020.4.9)
	2	-	-	-	-		保健所地下駐車場
	3	-	-	-	-		【火・水・木・金】
	4	36	9	25.0%	11日		10件/日
	5	125	3	2.4%	17日		(2020.5.11)
第2波	6	230	14	6.1%	21日	230	中央区休日応急診療所
	7	600	76	12.7%	22日	1,189	【火・水・木・金・土】
	8	589	85	14.4%	21日		午後1:30～3:00
	9	495	50	10.1%	22日		30件/日
	10	408	51	12.5%	23日		(2020.8.25)
第3波	11	584	116	19.9%	20日	2,891	中央区休日応急診療所
	12	768	159	20.7%	22日		【火・水・木・金・土】
	2021.1	988	174	17.6%	21日		午前11:00～正午
	2	257	31	12.1%	20日		午後1:30～3:00
	3	294	24	8.2%	22日		70件/日
第4波	4	616	103	16.7%	22日	1,510	(2021.4.27)
	5	518	93	18.0%	21日		月島駅前第一駐輪場内
	6	376	46	12.2%	22日		【火・水・木・金・土】
第5波	7	696	164	23.6%	23日	1,984	午前11:00～正午
	8	916	276	30.1%	21日		午後1:30～3:00
	9	301	46	15.3%	22日		70件/日
	10	71	5	7.0%	22日		
	11	38	0	0.0%	21日	38	
第6波	12	302	4	1.3%	23日	302	
	2022.1	988	351	35.5%	21日	2,983	
	2	1,007	450	44.7%	20日		
	3	411	162	39.4%	23日		
	4	380	124	32.6%	22日		
第7波	5	197	68	34.5%	19日	1,362	
	6	117	35	29.9%	22日		
	7	705	349	49.5%	22日		(2022.11.1)
	8	432	221	51.2%	22日		月島駅前第一駐輪場内
	9	108	41	38.0%	22日		【火・水・木・土】
第8波	10	48	10	20.8%	21日	316	午後1:30～3:00
	11	119	44	37.0%	18日		(2022.12.1)
	12	100	45	45.0%	14日		月島駅前第一駐輪場内
	2023.1	49	17	34.7%	13日		【火・木・土】
	2	6	2	33.3%	12日	6	午後1:30～3:00
	3	1	0	0.0%	5日	1	(2023.3.11)
	4	-	-	-	-	0	閉鎖
	5	-	-	-	-	0	
合計		13,876	3,439	24.8%	715日	19件/日	13,876

【保健所の対応 図2】サーベイランス事業・PCR 検査センターにおける検査件数と陽性率の推移



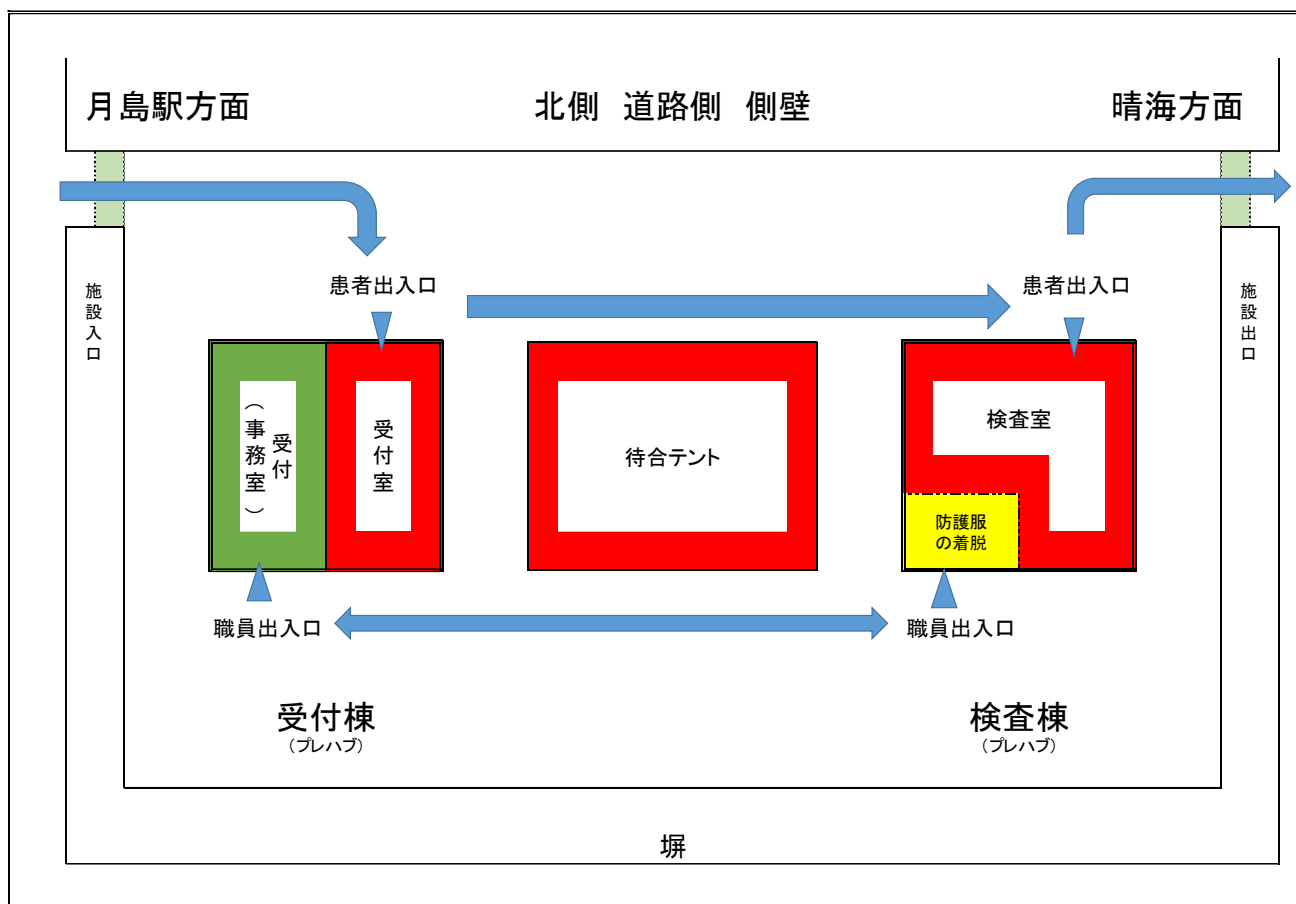
<参考資料>

「中央区におけるPCR検査の流れ（フロー）」



「中央区 PCR 検査センター全体図」

PCR検査センターゾーニング（2021.4.27）所在地 区立月島駅前第一駐輪場内（月島2丁目1番）



「区内における無料PCR 検査会場」

2022.7.28(木)時点で無料検査を受けられた場所

	事業所名	所在地	PCR検査等	抗原定性検査
1	国際興業トラベル	八重洲2-10-3	○	
2	ヘルス・マネジメント・クリニック	八重洲2-11-2 城辺橋ビル1階	○	
3	ウエルシア薬局東京スクエアガーデン店	京橋3-1-1	○	○
4	ファイヤークリニック 銀座院	京橋3-3-11 VOTE京橋 4F	○	
5	モティーフ銀座クリニック	銀座1-7-6 銀座河合ビル4階	○	
6	医療法人社団JOY エミナジョイクリニック銀座	銀座2-11-8 ラウンドクロス銀座二丁目2階	○	○
7	医療法人社団 創志会 TCB 東京中央美容外科 銀座二丁目院出張所	銀座2-6-9 Ginza269ビル9F	○	
8	薬局トモズ銀座三丁目店	銀座3-10-1 1階	○	○
9	向日菱商事株式会社	銀座3-12-19 4F	○	○
10	アステル薬局 無料PCR検査センター 銀座	銀座3-9-18 東銀座ビル402	○	
11	医療法人社団キャンサーフリースピア 銀座並木通りクリニック	銀座4-2-2 第1弥生ビルディング7階	○	○
12	日比谷有楽町銀座駅前クリニック	銀座4-3-9 クイーンズハウス8階		○
13	湘南美容クリニックRegno銀座院	銀座5-10-2 GINZA MISS PARIS 3階	○	
14	MDT衛生検査所 銀座受付センター	銀座5-7-1	○	○
15	銀座禅PCR検査センター	銀座5-9-12 2F	○	○
16	池袋スタークリニック・デンタルアンドメディカル銀座営業所	銀座6-12-12 銀座ステラビル6階	○	○
17	一般社団法人 ウェルケア Aiメディカルクリニック銀座	銀座7-13-12 サクセス銀座第7ビル11階	○	○
18	Smacheck銀座7丁目店	銀座7-2-11 vitaminG 4F	○	○
19	PCR検査センター 銀座店	銀座7-3-13 ニューギンザビル 1F	○	○
20	PCR検査センター 銀座鈴らん通り店	銀座7-7-10	○	○
21	TOKYOひまわりクリニック	銀座7-8-8 isgBUILDING 8階	○	○
22	株式会社銀座・トマト	銀座8-10-4 6F	○	○
23	薬局トモズ銀座八丁目店	銀座8-12-1 セイコー銀座ビル1階	○	○
24	アクアラグーン PCR検査センター	新富1-8-13 1階	○	
25	薬局エスエルファーマシー	明石町8-1 聖路加ガーデン 聖路加タワー2階		○
26	望星築地薬局	明石町11-15		○
27	薬局トモズ築地店	築地1-12-12 Siビル1階	○	○
28	SmaCheck築地店	築地6-3-9	○	○
29	医療法人社団 天裕会 のぞみクリニック築地	築地7-11-5 中銀ベル築地マンション2階	○	○
30	mint PCR等検査センター 八丁堀会場	八丁堀2-16-8 GRANPASEO八丁堀101	○	○
31	茅場町駅前／水天宮前PCR検査センター	新川1-19-10 アルファスタイル茅場町1階	○	
32	プリベントメディカル株式会社	日本橋小舟町9-18	○	
33	みらくる薬局 日本橋店	日本橋堀留町2-6-6 ライフサイエンスビル1階		○
34	薬局トモズ水天宮前店	日本橋人形町1-13-9 藤和日本橋人形町コープ1階	○	○
35	ナガワ薬品 水天宮駅検査所	日本橋人形町2-14-12	○	○
36	株式会社 コーラルベリー	日本橋人形町3-3-10 日本橋TECビル6階	○	○
37	MyPass PCR日本橋	日本橋蛸殻町1-1-9	○	○
38	株式会社グローバルゲイツ	日本橋浜町3-16-7 スプラウト日本橋浜町ビル6階	○	○
39	ウエルシア薬局日本橋1号店	日本橋2-1-10	○	○
40	ウエルシア薬局日本橋駅前店	日本橋2-1-10 柳屋ビル地下2階	○	○
41	サルスクリニック日本橋	日本橋2-8-1 東京日本橋タワーアネックスB1F	○	○
42	SmartAmp Station	日本橋3-14-3 江戸橋ビル1階及び2階	○	
43	スギ薬局 八重洲通店	日本橋3-4-15 八重洲通ビル1階	○	○
44	薬局トモズ茅場町店	日本橋茅場町2-10-5 住友生命茅場町ビル 1F	○	○
45	有限会社モネット フレンド薬局	中央区月島1-11-9	○	○
46	みのり薬局	月島3-13-4 善利ビル1階	○	○
47	クオール薬局月島店	中央区月島4-5-12		○

③発生届

感染症法第12条第1項の規定に基づき、患者または無症状病原体保有者であると医師が診断した場合、保健所に届出の提出が必要となる。

当初は厚生労働省が運用する感染症サーベイランスシステム(NESID)で患者管理を行っていたが、入力主体が保健所のみであったため、FAX等で提出された発生届について、保健所職員が入力を行っていた。

その後、厚生労働省において保健所等の業務負担軽減および保健所・都道府県・医療機関等をはじめとした関係者間の情報共有・把握の迅速化を図るため、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)を開発し、令和2年(2020年)5月末から運用が開始され、医療機関からの発生届の入力・報告を電子で行うことが可能となったものの、依然としてFAXでの発生届の提出も継続した。

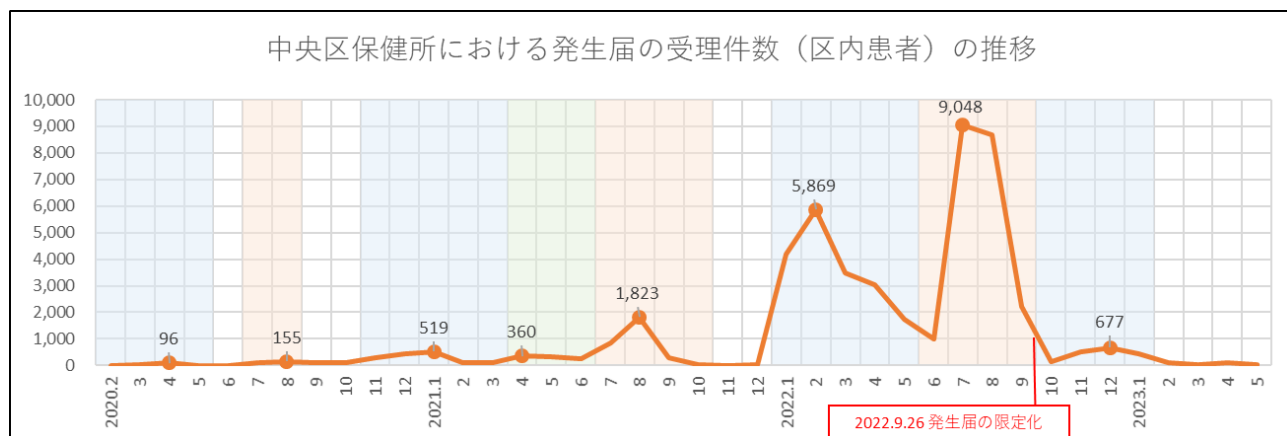
FAXで提出された発生届については、保健所でHER-SYSに入力する必要があるほか、届出に不備や疑義があった場合、医療機関への確認作業が必要であり、感染拡大とともに事務の負担も増大した。平日については他部署からの応援職員の活用、休日については当初は職員が交代制で出勤する等の体制をとっていたが、令和3年(2021年)7月より、発生届関係事務専属の人材派遣職員を導入し、休日を含めて体制を整備した(最大4人体制)。

また、当初より疫学調査のため、すべての発生届を印刷、届出ごとに収受を行っていたが、件数の拡大を受け、患者対応の重点化を図るため、令和4年(2022年)7月より、HER-SYSで届出があったものについては電子データでの管理を開始した。疫学調査の対象についても電子データ内で抽出を行い、必要となる対象者のみ発生届の印刷を行うこととし、事務負担が軽減した。同年9月26日より届出対象者が限定化され、届出件数は大幅に減少した。

【保健所の対応 表3】中央区保健所における発生届の受理件数（区内患者）

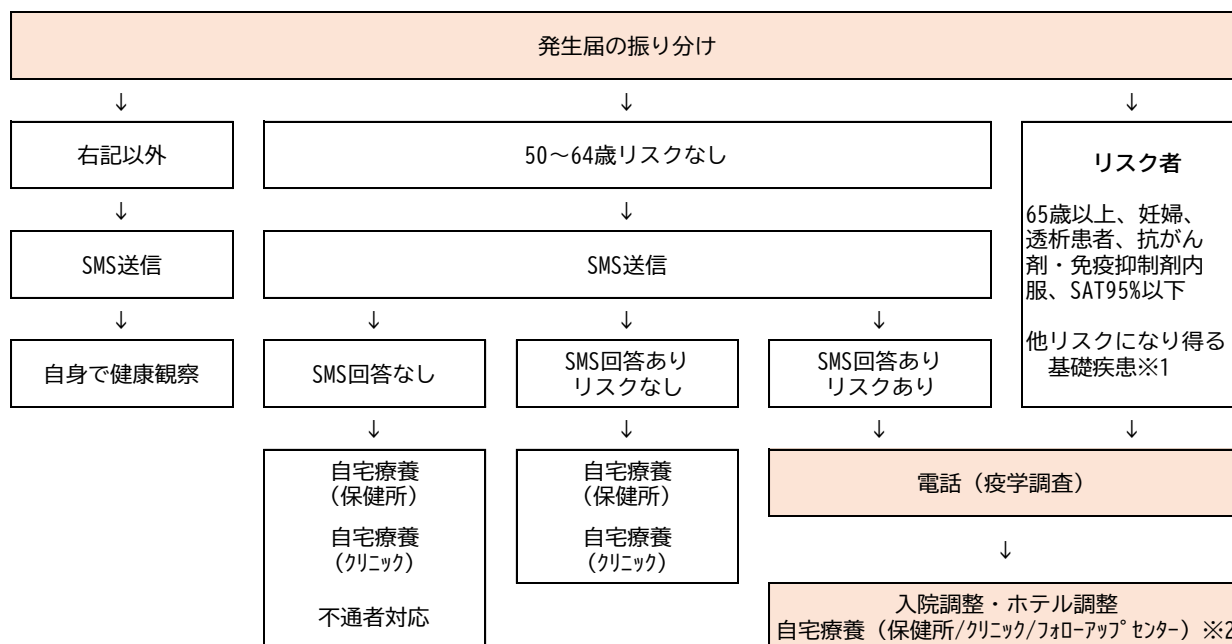
中央区保健所における発生届の受理件数（区内患者）			
期間		受理件数	平均／日
第1波	2020.1	-	-
	2	2	0 件/日
	3	20	1 件/日
	4	96	3 件/日
	5	13	0 件/日
	6	12	0 件/日
第2波	7	108	3 件/日
	8	155	5 件/日
	9	93	3 件/日
	10	112	4 件/日
第3波	11	299	10 件/日
	12	448	14 件/日
	2021.1	519	17 件/日
	2	113	4 件/日
	3	117	4 件/日
第4波	4	360	12 件/日
	5	339	11 件/日
	6	241	8 件/日
第5波	7	849	27 件/日
	8	1,823	59 件/日
	9	303	10 件/日
	10	30	1 件/日
	11	4	0 件/日
	12	17	1 件/日
第6波	2022.1	4,172	135 件/日
	2	5,869	210 件/日
	3	3,481	112 件/日
	4	3,054	102 件/日
	5	1,721	56 件/日
第7波	6	1,014	34 件/日
	7	9,048	292 件/日
	8	8,688	280 件/日
	9	2,211	74 件/日
第8波	10	155	5 件/日
	11	505	17 件/日
	12	677	22 件/日
	2023.1	443	14 件/日
	2	95	3 件/日
	3	50	2 件/日
	4	102	3 件/日
	5	36	1 件/日
合計		47,394	39 件/日
			47,394

【保健所の対応 図3】中央区保健所における発生届の受理件数（区内患者）の推移



<参考資料>
「患者対応フロー」

患者対応フロー (2022.9.26 東京都における発生届の限定化までの対応)



※1 糖尿病、心血管疾患、脳血管疾患、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、悪性腫瘍など

※2 電話対応後の業務については下図参照

電話での疫学調査後の対応

		対象	保健師の業務
自宅療養	クリニック (CL)	コロナで受診したクリニックが、健康観察事業を行っている場合。	疫学調査と健康観察票を作成
	フォローアップセンター (FUC)	クリニックで観察していない人、50歳以上、基礎疾患のある自宅療養者、日本語で会話可能	疫学調査票と健康観察票を作成 都の入院調整システムへ疫学調査内容を入力
	保健所	FUCで対応できない患者 (妊婦、療養残り満4日以内、喘息発作あり、手術後すぐ、基礎疾患コントロール不良、施設入所者、認知症など)	疫学調査と健康観察票を作成
ホテル療養	患者自身で申込み	65歳未満、他リスクなし、食物アレルギーなし (除去対応できればOK)	特になし (当日かけこみ入所を保健所からも 依頼する場合は車の手配)
	保健所から調整	65歳以上、妊婦 他リスクなし、食物アレルギーなし (除去対応できればOK)	都の入院調整システムの入力、車の手配
入院	保健所から調整	妊婦、中等症1以上、軽症で基礎疾患の多い高齢者、疾患や内服により療養断られた人、など	別紙「入院調整の手順」(38頁)参照

※ホテル療養については、ヴィーガン・ベジタリアンの対応不可

④積極的疫学調査

感染症法第 15 条の規定に基づき、医療機関等からの感染症の発生届の受理後、患者とその接触者に対して行動歴や家族状況等の聞き取り調査を行った。

発生当初は訪問での疫学調査を実施していたが、発生件数の増加に伴い架電での疫学調査へと移行し、健康推進課以外の部署に配属されている保健師の応援により対応を行っていた。

その後、患者数の増加に伴い、令和 2 年(2020 年) 8 月より専門職(保健師・看護師)の人材派遣職員を導入し、専門職による対応を継続してきたが、第 6 波(令和 4 年(2022 年) 1 月～5 月)の発生直後に患者が急増したため、専門職のみでの対応が困難となり、主にリスクの低い患者等については事務職による積極的疫学調査の実施を開始するとともに、全庁からの応援職員で対応した。

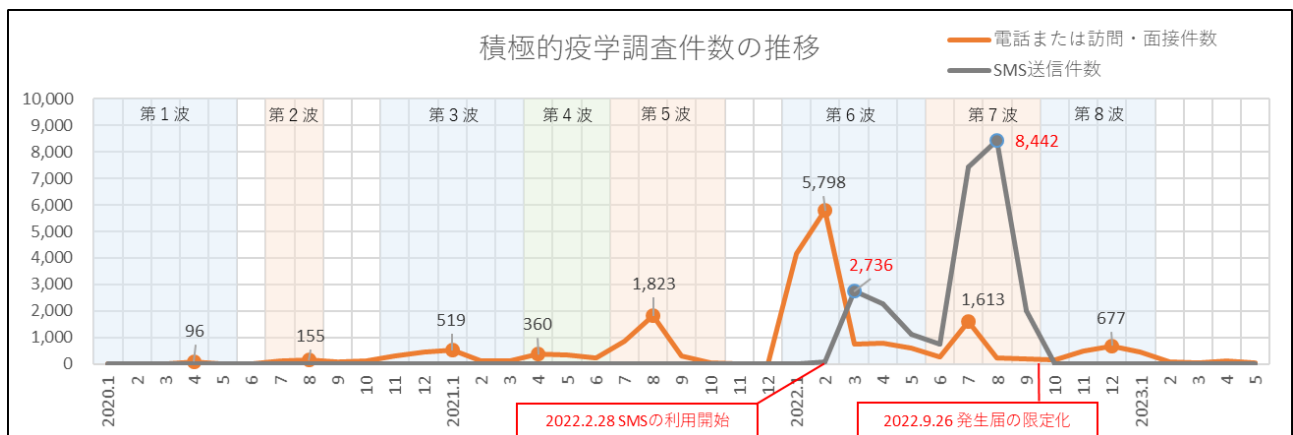
また、令和 4 年(2022 年) 2 月 28 日よりショートメッセージサービス(SMS)を利用した疫学調査を開始した。対象者は軽症かつ重症化リスクの低い患者とし、回答内容によって専門職による架電や訪問を実施していた。

令和 4 年(2022 年) 9 月 26 日より、届出対象者が重症化リスクのある患者に限定化されたため、再び全件専門職の架電による積極的疫学調査へと移行した。

【保健所の対応 表4】積極的疫学調査件数

		電話または訪問・面接の調査件数			SMSにおける調査件数			
期間		調査件数	平均／日	期別計	送信件数	平均／日	期別計	期別合計
第1波	2020.1	0	0.0 件/日	131	-	-	-	131
	2	2	0.1 件/日		-	-		
	3	20	0.6 件/日		-	-		
	4	96	3.2 件/日		-	-		
	5	13	0.4 件/日		-	-		
	6	12	0.4 件/日	12	-	-	-	12
第2波	7	108	0.4 件/日	263	-	-	-	263
	8	155	3 件/日		-	-		
	9	93	3 件/日	93	-	-	-	93
	10	112	4 件/日	112	-	-	-	112
第3波	11	299	10 件/日	1,496	-	-	-	1,496
	12	448	14 件/日		-	-		
	2021.1	519	17 件/日		-	-		
	2	113	4 件/日		-	-		
	3	117	4 件/日		-	-		
第4波	4	360	12 件/日	940	-	-	-	940
	5	339	11 件/日		-	-		
	6	241	8 件/日		-	-		
第5波	7	849	27 件/日	3,005	-	-	-	3,005
	8	1,823	59 件/日		-	-		
	9	303	10 件/日		-	-		
	10	30	1 件/日		-	-		
	11	4	0.1 件/日	4	-	-	-	4
	12	17	0.5 件/日	17	-	-	-	17
第6波	2022.1	4,172	135 件/日	12,107	-	-	6,190	18,297
	2	5,798	207 件/日		71	71 件/日		
	3	745	24 件/日		2,736	88 件/日		
	4	793	26 件/日		2,261	75 件/日		
	5	599	19 件/日		1,122	36 件/日		
第7波	6	251	8 件/日	2,314	763	25 件/日	18,647	20,961
	7	1,613	52 件/日		7,435	240 件/日		
	8	246	8 件/日		8,442	272 件/日		
	9	204	7 件/日		2,007	67 件/日		
第8波	10	155	5 件/日	1,780	-	-	-	1,780
	11	505	17 件/日		-	-		
	12	677	22 件/日		-	-		
	2023.1	443	14 件/日		-	-		
	2	95	3 件/日	95	-	-	-	95
	3	50	2 件/日	50	-	-	-	50
	4	102	3 件/日	102	-	-	-	102
	5	36	1 件/日	36	-	-	-	36
合計		22,557	-	22,557	-	-	24,837	47,394

【保健所の対応 図4】積極的疫学調査件数の推移



<参考資料>

「新型コロナウイルス感染症における疫学調査票」

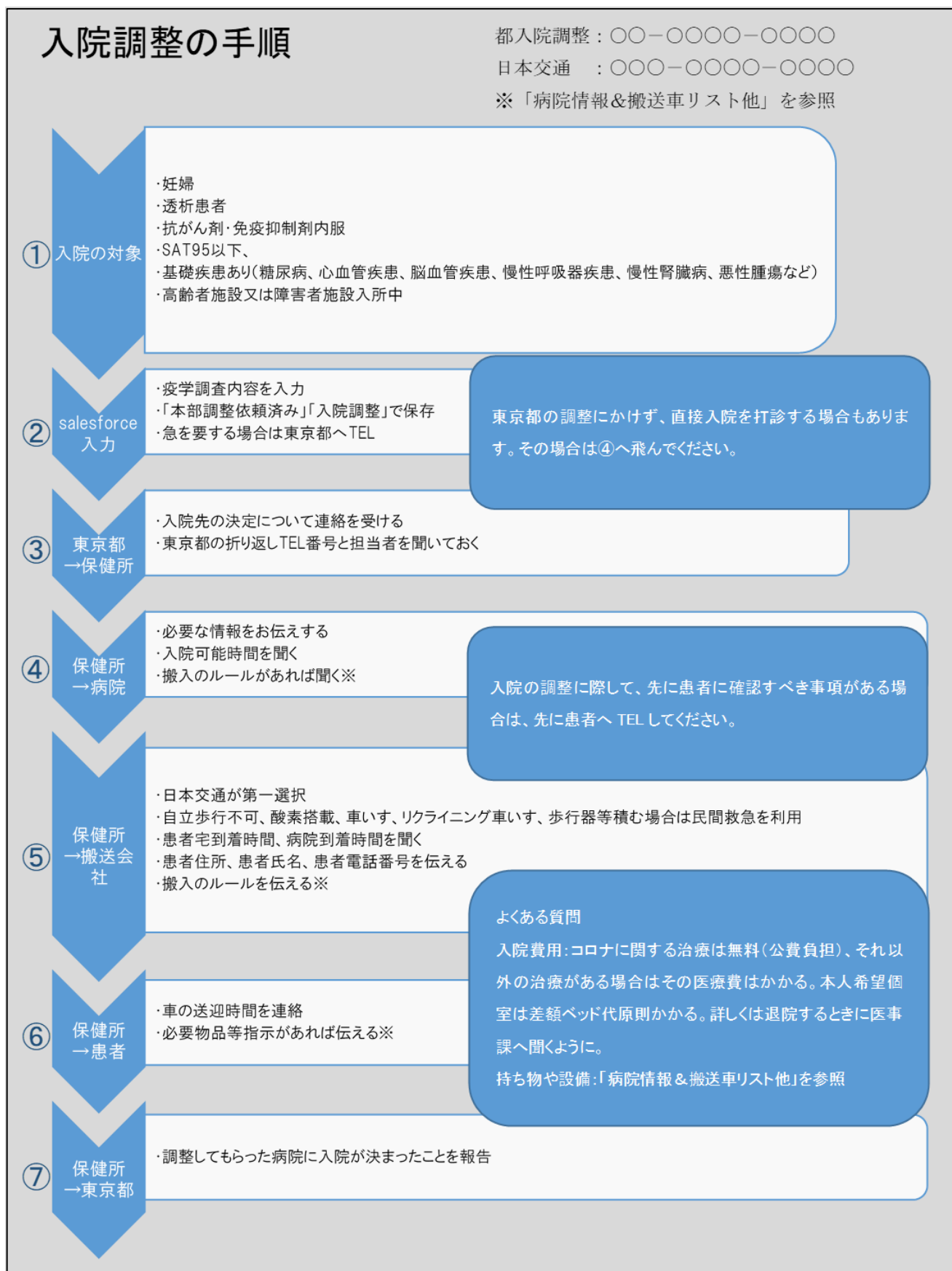
COVID-19疫学調査票ver.4【PC入力用】										3-①		検査方法		HERSYS-ID		
記載保健所		中央区		保健所		記載日		〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		記載者		発症日		2022/12/31		
患者 基本 情報	フリガナ 氏名						年齢(生年月日)		自動		歳		生		性別 ☐ 男 ☐ 女	
	言語 (必要時)		☐ 日本語 ☐ 英語 ☐ 中国語 ☐ その他 ()		同居者		☐ あり () ☐ なし									
	今いる場所		#REF!				マンション名				電話番号					
	普段の住所						緊急連絡先 電話番号				氏名		続柄			
	聞き取り時 体調		☐ なし ☐ あり		☐ 発熱 ☐ 咳 ☐ 咽頭痛 ☐ 全身倦怠感 ☐ 味覚・嗅覚障害		℃ ☐ 解熱剤使用(目的問わず)		☐ 呼吸苦：SPO ₂ () % ☐ 下痢 ☐ 嘔吐							
	身長		cm		体重		kg		BMI		#DIV/0!		アレルギー		☐ なし ☐ あり ()	
	ワクチン		☐ 未 ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 5回 ()		介護度				意思疎通				延命希望			
	基礎疾患等		☐ なし ある場合かかりつけ医： ()				他疾患									
			☐ 糖尿病 インスリン ☐ 有 ☐ 無 HbA1c： ()				内服薬									
			☐ 高血圧 血圧 (/)													
		☐ 慢性呼吸器疾患 ()														
		☐ 循環器疾患 ()														
		☐ 脳血管疾患 麻痺 ☐ 有 (部位) ☐ 無														
		☐ 腎疾患 () ☐ 透析 ☐ 月・水・金 ☐ 火・木・土														
		☐ 認知症 徘徊 ☐ 有 ☐ 無 暴言・暴力 ☐ 有 ☐ 無														
		☐ 妊娠 週数： () 週 出産予定病院： ()														
		☐ ステロイド使用														
発症日 から	日付	症状						解熱 剤 内服	医療 機関 受診	濃厚接触者 (自由記載)						
										氏名						
										関係						
										症状・備考						
2日前	12/29(木)															
1日前	12/30(金)															
発症日	12/31(土)															
1日後	1/1(日)															
2日後	1/2(月)															
3日後	1/3(火)															
4日後	1/4(水)															
5日後	1/5(木)															
6日後	1/6(金)															
7日後	1/7(土)															
8日後	1/8(日)															
9日後	1/9(月)															
10日後	1/10(火)															
療養 情報	☐ SMS回答済み ☐ My HER-SYS入力あり		Satモニター貸出		☐ あり：No. () 貸出日 / ☐ なし											
	発症日	12/31	診断日	/	症状軽快日	/	☐ 未軽快 ☐	無症状病原体 保有者	☐	クリニック観察 ()						
	療養場所 (方針)	☐ 入院 ☐ 宿泊療養	搬送車の乗車希望場所 ()	☐ 自宅療養 (☐ フォローアップセンター利用)												

※「HER-SYS」：厚生労働省が開発し、2020年5月末から運用を開始した新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム。
保健所等の業務負担軽減及び保健所・都道府県・医療機関等をはじめとした関係者間の情報共有・把握の迅速化を図るため、医療機関において、発症届
の入力・報告を電子的に行うことや、自宅療養者も毎日の健康状態をスマホ等で報告することが可能となる。

※「My HER-SYS」：陽性者本人がスマートフォンやパソコン等で地震や家族の健康状態を入力できる健康管理機能。入力した情報は、管轄している保
健所のへ反映・共有されるため、本人の状態を迅速に把握し、適切なフォローが可能となるほか、療養証明書の表示も可能となっている。

<参考資料>

「入院調整の手順」



⑤濃厚接触者の調査

感染症法第15条および第17条に基づき、中央区内事業所における濃厚接触者の調査およびそれらの健康観察・検査を実施した。

当初より、家族などの同居者のほか、区内の企業・福祉施設・教育施設等のすべての事業所について、保健師による接触者調査を行ってきた。感染拡大を受け、令和3年(2021年)8月10日に東京都からの事務連絡を基に、中等症・重症患者への対応の重点化のため、企業の接触者調査を一旦取りやめたが、福祉施設や教育施設への調査は継続した。その後、令和4年(2022年)1月19日の東京都からの事務連絡を基に、区内保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校の濃厚接触者の調査を施設運営所管課が行うよう体制を変更し、濃厚接触者の対象範囲は事前に保健所と各施設運営所管課が協議の上、決定した。

⑥健康観察

感染症法第44条の3に基づき、区内患者等について、健康状態の報告および感染の防止に必要な協力を求める健康観察を実施した。

当初の健康観察については、帰国者(第2波以降は飛行機濃厚接触者と判断された者)および濃厚接触者、入院・ホテル療養できなかった、または拒否をした患者を対象に14日間実施をしていた。第3波以降、健康観察対象者数が増加し、専門職での健康観察が困難となったため、東京都からの派遣職員(事務)や、人材派遣職員(事務)が担当するようになった。

その後、令和2年(2020年)11月に東京都の「自宅療養者フォローアップセンター」が開設され、電話や無料通信アプリ「LINE」を使って健康観察を行い、24時間の電話相談が実施された。また、令和4年(2022年)1月31日に東京都において「自宅療養者サポートセンター(うちさぽ東京)」が開設され、基礎疾患がない50歳未満の軽症・無症状者については、患者自身が日々の健康観察を行う体制が図られたほか、自宅療養者に対する食料の配布やパルスオキシメータの貸出しなど、自宅療養者に対する医療支援について、東京都における対応の一元化が図られた。

区においても、第5波における新規陽性者の急増により、自宅療養者への適切な医療の提供が課題となり、第6波では更なる感染拡大が見込まれたことから、令和4年(2022年)1月4日に区においても独自に「自宅療養者サポートセンター」を設置し、自宅療養者への相談対応や、パルスオキシメータの貸出し、連絡不通者に対する訪問など、自宅療養者等に対する医療支援体制の確保を図った。

- ・ 自宅療養者に症状が出た場合など、本人からの医療的な相談に電話で対応する。
- ・ 自宅療養者に対する健康観察において、症状の悪化等がみられた場合に、本区における医療支援体制に基づき、往診、入院、入所の調整を行う。
- ・ 発生届受理後、疫学調査時や健康観察時に連絡がつかない方に対し、訪問等により状況の確認を行う。

職員配置：5名体制（看護師2名を含む）

開設時間：午前9時から午後6時まで

1 自宅療養者等から保健所または自宅療養者フォローアップセンターに連絡（健康相談）があった場合
 保健所等の依頼に基づき、地域の医療機関等が電話やオンラインなどで診療を行う。

自宅療養者等

①健康相談

保健所
中央区自宅療養者
サポートセンター

東京都自宅療養者
フォローアップセンター

③診療
(電話・オンライン等)

②診療依頼

《平日 日中》

【STEP 1】主治医がいる場合
主治医

【STEP 2】対応可能な主治医がない場合
医師会協力医療機関

【STEP 3】対応可能な医療機関がない場合
在宅医療支援医療機関（都医師会委託）

《夜間・休日》

在宅医療のみを実施している医療機関等
(東京都委託)

2 自宅療養者等から救急搬送の要請があった場合
 症状等に応じて臨時医療施設や重点医療機関に搬送する。
 （自宅療養継続の場合あり）

自宅療養者等

① 119 番要請・搬送

②判断

救急隊

【軽 症】

【中等症・重症】

③搬送

③搬送

重点医療機関等

重症
(聖路加国際病院等)

軽症・中等症
(石川島記念病院等)

酸素・医療提供ステーション
(築地デポ（築地市場跡地）管理運営施設)

医師による診察

酸素投与
抗体カクテル療法

健康観察

症状悪化

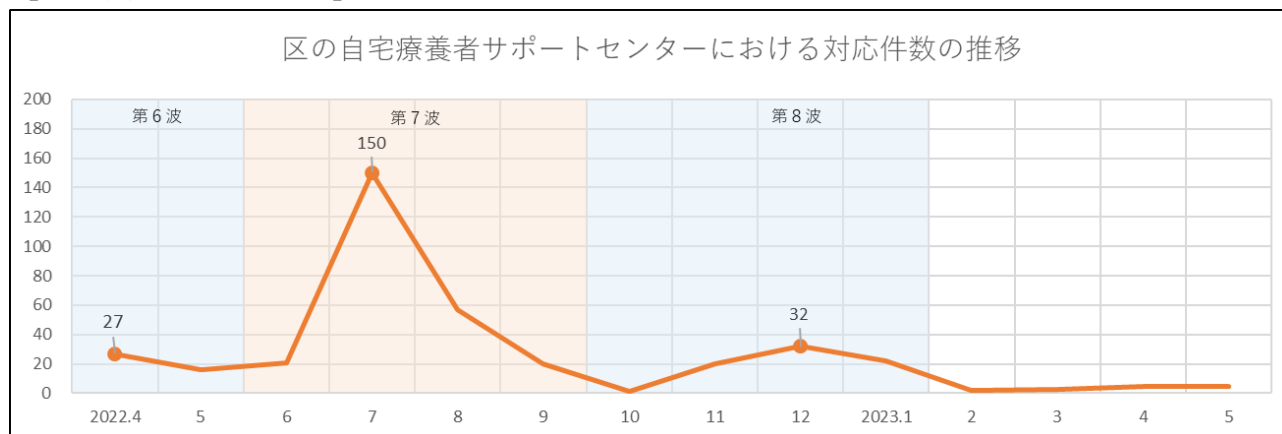
軽 快

自宅療養
宿泊療養

【保健所の対応 表5】 区の自宅療養者サポートセンターにおける対応件数

区の自宅療養者サポートセンターにおける対応件数							
期間		相談	不通者 対応	訪問	受診依頼	合計	期別計
第6波	2022.4	10	11	4	2	27	43
	5	9	4	1	2	16	
第7波	6	7	7	2	5	21	248
	7	33	90	14	13	150	
	8	25	12	2	18	57	
	9	14	2	1	3	20	
第8波	10	1	0	0	0	1	75
	11	7	7	2	4	20	
	12	12	8	4	8	32	
	2023.1	11	3	4	4	22	
	2	2	0	0	0	2	2
	3	2	0	0	1	3	3
	4	4	1	0	0	5	5
	5	0	2	2	1	5	5
合計		137	147	36	61	381	

【保健所の対応 図6】 区の自宅療養者サポートセンターにおける対応件数の推移



<参考資料>

「新型コロナウイルス感染症における健康観察記録表」

HERSYS-ID: _____ フリガナ: _____ 患者氏名: _____ (歳) TEL: _____					
<患者用健康観察記録表> 1/4版 同居者					
発病日: 月 日					
調査日: 月 日					
連絡方法: [HER-SYS ・ 電話] 〇つけてくだ					
症状軽快日:					
診断日:					
調整内容:					

	1 日目 12/01(木)	2 日目 12/02(金)	3 日目 12/03(土)	4 日目 12/04(日)	5 日目 12/05(月)
連絡1					
連絡2					
体温	朝: ℃ % 夕: ℃ %	朝: ℃ % 夕: ℃ %	朝: ℃ % 夕: ℃ %	朝: ℃ % 夕: ℃ %	朝: ℃ % 夕: ℃ %
症状	無 発熱・咳・倦怠感・頭痛 ・嘔吐・下痢・味覚異常 ・嗅覚異常・咽頭痛・その他 ()	無 発熱・咳・倦怠感・頭痛 ・嘔吐・下痢・味覚異常 ・嗅覚異常・咽頭痛・その他 ()	無 発熱・咳・倦怠感・頭痛 ・嘔吐・下痢・味覚異常 ・嗅覚異常・咽頭痛・その他 ()	無 発熱・咳・倦怠感・頭痛 ・嘔吐・下痢・味覚異常 ・嗅覚異常・咽頭痛・その他 ()	無 発熱・咳・倦怠感・頭痛 ・嘔吐・下痢・味覚異常 ・嗅覚異常・咽頭痛・その他 ()
内服	無・有()	無・有()	無・有()	無・有()	無・有()
備考					

	6 日目 12/06(火)	7 日目 12/07(水)		8 日目 12/08(木)	9 日目 12/09(金)	10 日目 12/10(土)
連絡1			終了・延長 ※必ず○付ける			
連絡2						
体温	朝: ℃ % 夕: ℃ %	朝: ℃ % 夕: ℃ %		朝: ℃ % 夕: ℃ %	朝: ℃ % 夕: ℃ %	朝: ℃ % 夕: ℃ %
症状	無 発熱・咳・倦怠感・頭痛 ・嘔吐・下痢・味覚異常 ・嗅覚異常・咽頭痛・その他 ()	無 発熱・咳・倦怠感・頭痛 ・嘔吐・下痢・味覚異常 ・嗅覚異常・咽頭痛・その他 ()		無 発熱・咳・倦怠感・頭痛 ・嘔吐・下痢・味覚異常 ・嗅覚異常・咽頭痛・その他 ()	無 発熱・咳・倦怠感・頭痛 ・嘔吐・下痢・味覚異常 ・嗅覚異常・咽頭痛・その他 ()	無 発熱・咳・倦怠感・頭痛 ・嘔吐・下痢・味覚異常 ・嗅覚異常・咽頭痛・その他 ()
内服	無・有()	無・有()		無・有()	無・有()	無・有()
備考						

延長	日目 / ()	日目 / ()	日目 / ()	日目 / ()	日目 / ()
連絡1					
連絡2					
体温	朝: ℃ % 夕: ℃ %	朝: ℃ % 夕: ℃ %	朝: ℃ % 夕: ℃ %	朝: ℃ % 夕: ℃ %	朝: ℃ % 夕: ℃ %
症状	無 ()	無 ()	無 ()	無 ()	無 ()
内服	無・有()	無・有()	無・有()	無・有()	無・有()
備考					

⑦患者移送

感染症法第 21 条に基づき、入院の勧告を行った患者について、保健所において医療機関までの移送を行った。

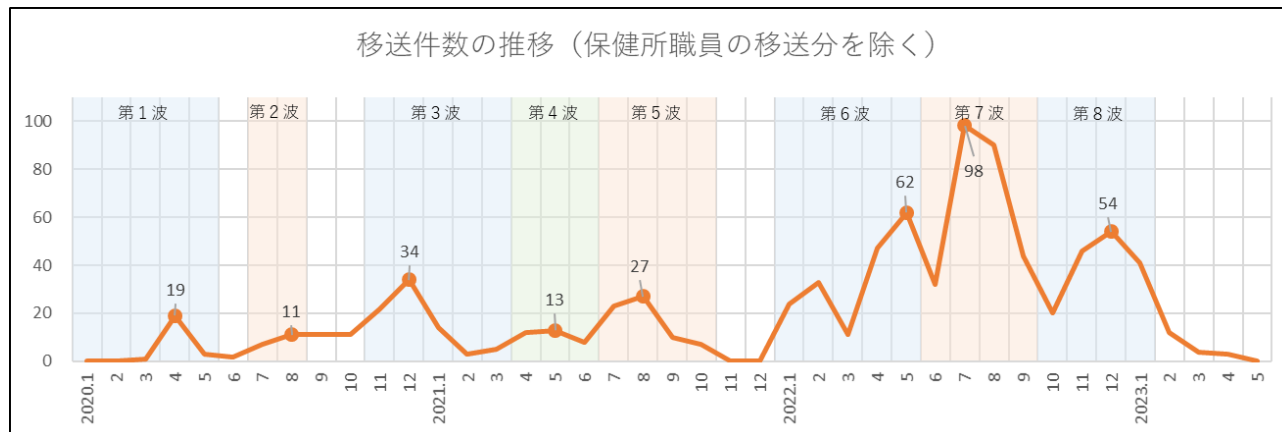
当初は患者等搬送事業者(民間救急事業者)のほか、令和 2 年(2020 年) 6 月より東京都から貸し出された車両にて保健所職員が移送を行った。第 2 波までは土日を含めて、移送には必ず保健師が同乗し、その後も患者等搬送事業者を活用したものの、財政負担等の課題もあり、保健所職員が中心に土日を含めてローテーションを組み対応を行った。入院患者の増加に伴い、職員の負担も大きくなったため、令和 3 年(2021 年) 4 月より、移送担当の会計年度任用職員を任用するとともに、患者等搬送事業者の活用も行いながら移送体制の確保を図った。

その後も更なる入院患者の増加を受け、患者等搬送事業者の活用による財政負担や職員の業務負担の軽減を目的として、区専用車両 2 台(運転手込)の借上げ(日本交通)を導入し、令和 4 年(2022 年) 4 月下旬から令和 5 年(2023 年) 5 月まで運用した。なお、導入にあたっては、Outlook を活用した運行状況の共有など、効率的な運用を図った。

【保健所の対応 表 6】 移送件数（保健所職員の移送分を除く）

移送件数（保健所職員の移送分を除く）						
期間		民間救急	借上げ車両	合計	平均／日	期別計
第1波	2020.1	0	-	0	0.0 件/日	23
	2	0	-	0	0.0 件/日	
	3	1	-	1	0.0 件/日	
	4	19	-	19	0.6 件/日	
	5	3	-	3	0.1 件/日	
	6	2	-	2	0.1 件/日	2
第2波	7	7	-	7	0.2 件/日	18
	8	11	-	11	0.4 件/日	
	9	11	-	11	0.4 件/日	11
	10	11	-	11	0.4 件/日	11
第3波	11	22	-	22	0.7 件/日	78
	12	34	-	34	1.1 件/日	
	2021.1	14	-	14	0.5 件/日	
	2	3	-	3	0.1 件/日	
	3	5	-	5	0.2 件/日	
第4波	4	12	-	12	0.4 件/日	33
	5	13	-	13	0.4 件/日	
	6	8	-	8	0.3 件/日	
第5波	7	23	-	23	0.7 件/日	67
	8	27	-	27	0.9 件/日	
	9	10	-	10	0.3 件/日	
	10	7	-	7	0.2 件/日	
	11	0	-	0	0.0 件/日	0
	12	0	-	0	0.0 件/日	0
第6波	2022.1	24	-	24	0.8 件/日	177
	2	33	-	33	1.2 件/日	
	3	11	-	11	0.4 件/日	
	4	36	11	47	1.6 件/日	
	5	16	46	62	2.0 件/日	
第7波	6	2	30	32	1.1 件/日	264
	7	20	78	98	3.2 件/日	
	8	38	52	90	2.9 件/日	
	9	11	33	44	1.5 件/日	
第8波	10	3	17	20	0.6 件/日	161
	11	19	27	46	1.5 件/日	
	12	23	31	54	1.7 件/日	
	2023.1	12	29	41	1.3 件/日	
	2	8	4	12	0.4 件/日	12
	3	3	1	4	0.1 件/日	4
	4	3	0	3	0.1 件/日	3
	5	0	0	0	0.0 件/日	0
	合計	505	359	864		

【保健所の対応 図 7】 移送件数の推移（保健所職員の移送分を除く）



⑧公費負担決定通知書の作成

感染症の診査に関する協議会にて諮問し、入院の勧告を行った患者に係る医療費について、感染症法第 37 条に基づき、患者からの申請(保健所における申請代行も可能)を基に公費負担決定通知書を医療機関に送付した。

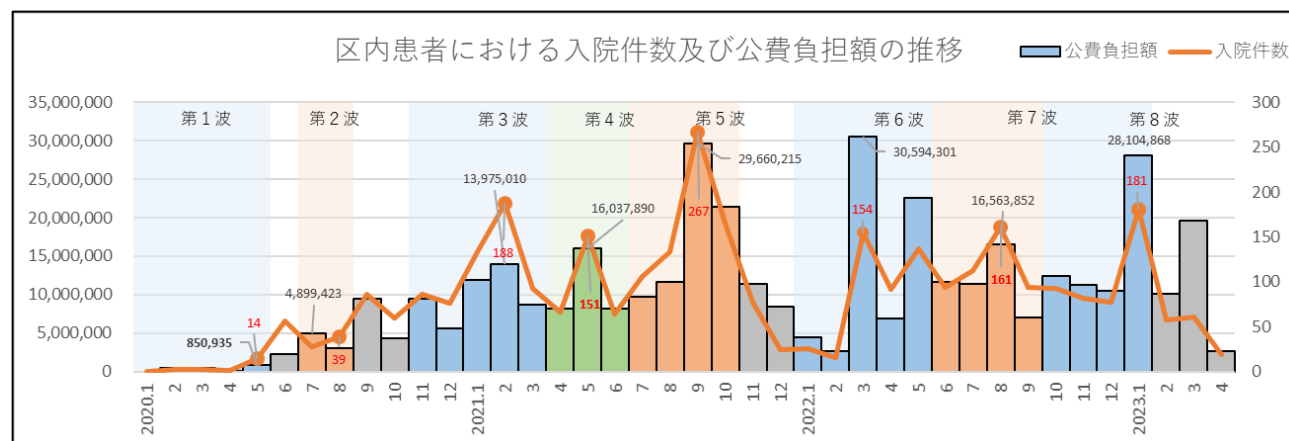
医療費については、東京都国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金からの請求に基づき、区が支払いを行うにあたり、発生直後より予算措置が必要となり、令和 2 年度(2020 年度) 5 月補正予算で 7,000 万円、感染拡大後の令和 3 年度(2021 年度) 9 月補正予算で 7,500 万円、令和 4 年度(2022 年度) 9 月補正予算で 1 億円を予算措置した。

【保健所の対応 表 7】区内患者における入院件数及び公費負担額

区内患者における入院件数及び公費負担額							
期間		入院件数	平均／日	期別合計	公費負担額	平均／件	期別合計
第1波	2020.1	0	0 件/日	19	-	-	1,857,612
	2	2	0 件/日		478,060	239,030 円/件	
	3	2	0 件/日		460,248	230,124 円/件	
	4	1	0 件/日		68,369	68,369 円/件	
	5	14	0 件/日		850,935	60,781 円/件	
	6	56	2 件/日	56	2,281,494	40,741 円/件	2,281,494
第2波	7	28	1 件/日	67	4,899,423	174,979 円/件	7,950,609
	8	39	1 件/日		3,051,186	78,236 円/件	
	9	86	3 件/日	86	9,525,197	110,758 円/件	9,525,197
	10	60	2 件/日	60	4,335,897	72,265 円/件	4,335,897
第3波	11	86	3 件/日	576	9,503,429	110,505 円/件	49,673,483
	12	76	2 件/日		5,661,481	74,493 円/件	
	2021.1	133	4 件/日		11,861,419	89,184 円/件	
	2	188	7 件/日		13,975,010	74,335 円/件	
	3	93	3 件/日		8,672,144	93,249 円/件	
第4波	4	66	2 件/日	281	8,122,920	123,075 円/件	32,374,548
	5	151	5 件/日		16,037,890	106,211 円/件	
	6	64	2 件/日		8,213,738	128,340 円/件	
第5波	7	106	3 件/日	671	9,728,836	91,781 円/件	72,434,426
	8	133	4 件/日		11,658,599	87,659 円/件	
	9	267	9 件/日		29,660,215	111,087 円/件	
	10	165	5 件/日		21,386,776	129,617 円/件	
	11	77	3 件/日	77	11,363,458	147,577 円/件	11,363,458
	12	24	1 件/日	24	8,374,134	348,922 円/件	8,374,134
第6波	2022.1	25	1 件/日	423	4,508,280	180,331 円/件	67,289,193
	2	15	1 件/日		2,666,391	177,759 円/件	
	3	154	5 件/日		30,594,301	198,664 円/件	
	4	92	3 件/日		6,938,915	75,423 円/件	
	5	137	4 件/日		22,581,306	164,827 円/件	
第7波	6	94	3 件/日	462	11,628,372	123,706 円/件	46,540,033
	7	113	4 件/日		11,342,659	100,378 円/件	
	8	161	5 件/日		16,563,852	102,881 円/件	
	9	94	3 件/日		7,005,150	74,523 円/件	
第8波	10	93	3 件/日	433	12,381,179	133,131 円/件	62,153,045
	11	82	3 件/日		11,231,370	136,968 円/件	
	12	77	2 件/日		10,435,628	135,528 円/件	
	2023.1	181	6 件/日		28,104,868	155,276 円/件	
	2	57	2 件/日	57	10,088,012	176,983 円/件	10,088,012
	3	61	2 件/日	61	19,636,246	321,906 円/件	19,636,246
	4	19	1 件/日	19	2,624,182	138,115 円/件	2,624,182
	合計	3,372	3 件/日	3,372	408,501,569	335,939 円/件	408,501,569

※令和 5 年（2023 年）5 月 1 日以降については東京都が公費負担することとなった。

【保健所の対応 図 8】区内患者における入院件数及び公費負担額の推移



⑨就業制限通知書、宿泊・自宅療養通知書の発行

感染症法第 18 条第 1 項に基づき、患者等に対し、就業制限通知書を発行した。

当初、すべての患者に通知を発行していたが、感染症法施行細則に定められた様式を使用していたため、1 件ごとの公印施行が必要であり、発行に係る事務負担が大きかった。また、通知に記載した就業制限の開始日(保健所への発生届の届出日)が、実際の療養開始日と異なっていた場合があり、医療保険の支給額にも関わるため、問合せも多く、その対応の負担も大きかった。

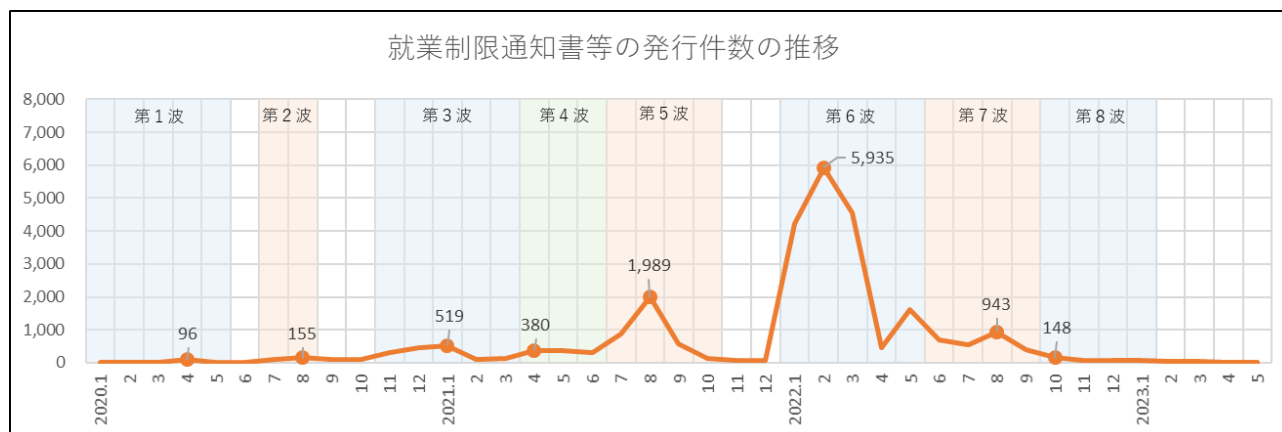
令和 4 年(2022 年)2 月の厚生労働省からの通知により、患者の協力が得られる場合は通知の発行が必要ないとされ、本区においても発行希望者による申請制を取り入れたものの、医療保険等の入院医療費の請求のため、引き続き請求件数は多かった。全国的に同様の事例が発生したため、その後、厚生労働省において「宿泊・自宅療養証明書」として簡易な書式が公開されるとともに My HER-SYS の機能として個人における端末上での表示が可能となり、医療保険等もこの方式での請求が可能となった。

本区においても、令和 4 年(2022 年)6 月より、発症年月日・診断日・療養終了日の記載のある「宿泊・自宅療養通知書」として独自の書式を作成し、療養終了日についても注釈を入れた上で本人の申請を基にした日付を記載することとし、療養期間の認識による問合せが減った。また、これまでは郵送での申請のみとしていたが、電子申請での申請も取り入れることにより、申請書の情報入力や申請書発送の事務負担の軽減を図った。

【保健所の対応 表 8】 就業制限通知書等の発行件数

就業制限通知書等の発行件数							
期間		発行件数					期別合計
		就業制限通知書	就業制限解除通知書	宿泊・自宅療養通知書	合計	平均／日	
第 1 波	2020. 1	0	0	－	0	0 件／日	131
	2	2	0	－	2	0 件／日	
	3	20	0	－	20	1 件／日	
	4	96	0	－	96	3 件／日	
	5	13	0	－	13	0 件／日	
第 2 波	6	12	0	－	12	0 件／日	12
	7	108	0	－	108	3 件／日	263
	8	155	0	－	155	5 件／日	
	9	93	0	－	93	3 件／日	93
	10	112	0	－	112	4 件／日	112
第 3 波	11	299	0	－	299	10 件／日	1, 496
	12	448	0	－	448	14 件／日	
	2021. 1	519	0	－	519	17 件／日	
	2	113	0	－	113	4 件／日	
	3	117	0	－	117	4 件／日	
第 4 波	4	360	20	－	380	13 件／日	1, 054
	5	339	40	－	379	12 件／日	
	6	241	54	－	295	10 件／日	
第 5 波	7	849	33	－	882	28 件／日	3, 587
	8	1, 823	166	－	1, 989	64 件／日	
	9	303	281	－	584	19 件／日	
	10	30	102	－	132	4 件／日	
	11	4	59	－	63	2 件／日	63
第 6 波	12	17	50	－	67	2 件／日	67
	2022. 1	4, 172	44	－	4, 216	136 件／日	16, 746
	2	5, 544	391	－	5, 935	212 件／日	
	3	3, 096	1, 453	－	4, 549	147 件／日	
	4	148	298	－	446	15 件／日	
第 7 波	5	579	1, 021	－	1, 600	52 件／日	2, 545
	6	247	399	35	681	23 件／日	
	7	21	56	461	538	17 件／日	
	8	10	14	919	943	30 件／日	
	9	0	1	382	383	13 件／日	
第 8 波	10	1	1	146	148	5 件／日	334
	11	1	0	71	72	2 件／日	
	12	0	0	57	57	2 件／日	
	2023. 1	0	0	57	57	2 件／日	
	2	0	0	55	55	2 件／日	55
	3	0	0	53	53	2 件／日	53
	4	0	0	17	17	1 件／日	17
	5	0	0	22	22	1 件／日	22
合計		19, 892	4, 483	2, 275	26, 650	21 件／日	26, 650

【保健所の対応 図 9】 就業制限通知書等の発行件数の推移



<参考資料>

「宿泊・自宅療養通知書」

中保健感第 号
令和 年 月 日

様

中央区保健所健康推進課長

宿泊・自宅療養通知書（新型コロナウイルス感染症専用）

1. 氏名	
2. フリガナ	
3. 生年月日	年 月 日
4. 傷病名	新型コロナウイルス（COVID-19）感染症
5. 発症年月日	令和 年 月 日
6. 診断日	令和 年 月 日
7. 療養終了日※1・2	令和 年 月 日

上記のとおり通知します。

※1 生命保険協会及び日本損害保険協会では、宿泊療養又は自宅療養の期間が、厚生労働省の療養解除基準に準じた期間の範囲内であれば、宿泊療養又は自宅療養の開始日の証明に基づき支払いを行い、宿泊療養又は自宅療養の終了日の証明は求めないような取扱いを行っています。

※2 「療養終了日」の記載については、申請者からの申請に基づき記載をしています。

※3 みなし陽性患者にあつては、「自宅待機期間」となります。

※ 宿泊療養・自宅療養に係る留意事項

- ① 本通知書における「療養」とは、感染症法に基づき、宿泊施設、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことなど、感染症の防止に必要な協力を実施していただくことを意味します。
- ② 療養期間は、当該感染症の感染性を有すると考えられる期間であつて、症状を有した期間とは必ずしも一致しません。

問合せ先

中央区保健所健康推進課

感染症対策担当係長付

電話 03-3541-5988

(2) 保健所における職員体制

当初から業務ひっ迫時の保健所や保健センター、福祉保健部内の専門職(保健師・看護師)等の応援を始め、第5波(令和3年(2021年)7月)の際には福祉保健部内の事務職員の応援、第6波(令和4年(2022年)1月)の際には疫学調査業務等に全庁的な応援を順次導入した。全庁的な応援の導入にあたっては、保健所内の会議室等を事務室として利用し、携帯電話による対応を実施した。

令和4年(2022年)4月より、感染症対応を所掌する専門の部署を設け、引き続き対応にあたった。また、令和3年(2021年)の第5波以降、聖路加国際大学に協力を依頼し、専門職(保健師・看護師)の派遣等について委託契約を締結し、感染拡大時における体制を強化した。

【保健所の対応 表9】 保健所における職員体制（各期における最大数）

業務名	新型コロナウイルス感染症 保健所における職員体制（各期における最大数）														
所属	合計			所管職員		会計年度		庁内応援		東京都派遣		派遣職員		委託職員	
職種	保健師 看護師	事務等	総計	保健師	事務等	保健師	事務等	保健師 看護師	事務等	保健師 看護師	事務	保健師 看護師	事務	保健師 看護師	事務
第1波 2019.12～ 2020.5	6	16	22	3	9	1	0	2	0	0	4	0	3	0	0
第2波 2020.7～ 2020.8	11	19	30	3	10	3	0	2	2	0	4	3	3	0	0
第3波 2020.11～ 2021.3	14	20	34	3	9	2	0	4	3	0	4	5	4	0	0
第4波 2021.4～ 2021.6	15	20	35	4	8	1	2	4	2	0	4	6	4	0	0
第5波 2021.7～ 2021.10	19	34	53	5	8	1	2	4	5	0	4	7	15	2	0
第6波 2022.1～ 2022.5	19	52	71	5	8	1	2	4	24	0	4	7	14	2	0
第7波 2022.6～ 2022.9	18	32	50	4	4	1	2	4	3	0	4	7	19	2	0
第8波 2022.10～ 2023.1	14	27	41	4	4	1	2	0	0	0	4	7	17	2	0

(3) 外部委託の活用

感染症対応業務については、当初の検査事業を始め、感染拡大に応じて外部委託を活用し、対応を強化した。

【保健所の対応 表 10】 外部委託の状況

期間		外部委託（主要なもの）	
第1波	2020.1	○中央区PCR検査センター事業委託：公益社団法人中央区医師会 令和2年(2020年)5月11日から令和5年(2023年)3月11日まで ○新型コロナウイルス接触者検診委託：学校法人聖路加国際大学 令和2年(2020年)8月25日から令和5年(2023年)10月31日まで	
	2		
	3		
	4		
	5		
第2波	6	○中央区PCR検査センター受付等委託：(株)メディカル・コンシェルジュ 令和3年(2021年)4月1日から令和5年(2023年)3月11日まで	
	7		
	8		
第3波	9	○新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所業務補助の業務委託：学校法人聖路加国際大学 令和4年(2022年)8月23日から令和5年(2023年)5月31日までの繁忙期	
	10		
	11		
	12		
第4波	2021.1	○新型コロナウイルス感染症感染者等療養フォロー業務委託：(株)メディカル・コンシェルジュ 令和4年(2022年)1月4日から令和5年(2023年)5月31日まで	
	2		
	3		
第5波	4	○中央区疫学調査システム導入及び保守・運用業務委託：(株)ミラボ 令和4年(2022年)2月25日から令和5年(2023年)3月31日まで	
	5		
	6		
	7		
第6波	8	○感染症患者等移送業務委託：(株)日本交通 令和4年(2022年)4月26日から令和5年(2023年)5月7日まで	
	9		
	10		
第7波	11		
	12		
	2022.1		
	2		
第8波	3		
	4		
	5		
	6		
第9波	7		
	8		
	9		
	10		
第10波	11		
	12		
	2023.1		
	2		
第11波	3		
	4		
	5		
	6		

(4) 患者等対応業務における予算措置

感染拡大に応じ、入院医療費の公費負担や感染予防の備蓄品の購入、外部委託の実施のため、必要な予算を措置し、患者等の対応にあたった。

【保健所の対応 表 11】 患者対応業務における予算措置

期間		患者対応業務における予算措置											
第1波	2020.1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
第2波	7												
	8												
	9												
	10												
第3波	11	令和2年度11月補正予算 中央区PCR検査センターの開設期間延長 6,771万9千円											
	12												
	2021.1												
	2												
第4波	3												
	4												
	5												
第5波	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
第6波	11												
	12												
	2022.1												
第7波	2												
	3												
	4												
	5												
第8波	6	令和4年度6月補正予算 感染症患者搬送費用の増額 3,000万円											
	7												
	8												
第9波	9	令和4年度9月補正予算 感染症患者入院医療費の増額 1億円 自宅療養者サポートセンターの設置期間の延長 3,108万8千円											
	10												
	11												
	12												
	2023.1												
	2												
	3												
	4												
	5												

(5) 区内医師会および医療機関との連携

新型コロナウイルス感染症が拡大を見せた令和2年(2020年)から、中央区医師会・日本橋医師会・聖路加国際病院・保健所では新型コロナウイルス感染症対応に関する情報交換を不定期に開催していた。令和3年(2021年)度からは四者会議として開催を継続するとともに、国立がん研究センター中央病院・石川島記念病院を加え、情報共有の更なる推進を図り、聖路加国際病院と連携し、区内医療機関向けの学術講演会を開催するなど、連携体制の強化を図りながら対応にあたった。

【四者会議の開催実績】

開催日		内 容	参加者
令和3年度	(第1回) 4月20日	(1) 変異株について (2) 高齢者における新型コロナウイルスワクチン接種について (3) PCR検査センター移転について (4) 新型コロナウイルス感染症発生状況に関する統計解析(2020年) (5) その他(意見交換)	・中央区医師会 ・日本橋医師会 ・聖路加国際病院
	(第2回) 8月31日	(1) 新型コロナウイルス感染症発生状況について (2) PCR検査センターについて (3) 新型コロナウイルスワクチン接種について (4) その他(意見交換)	・中央区医師会 ・日本橋医師会 ・聖路加国際病院 ・石川島記念病院
	(学術講演会) 11月10日	1. 講演内容 (1) 中央区保健所における新型コロナウイルス感染症第5波の振り返りおよび第6波の備えについて (2) 聖路加国際病院における診療の現状や今後の展望など 2. 医師会、医療機関報告 3. 意見交換	・中央区医師会 ・日本橋医師会 ・聖路加国際病院 ・石川島記念病院 ・国立がん研究センター中央病院 (中央区内医療機関 オンライン参加)
	(第3回) 1月12日	(1) 新型コロナウイルス感染症発生状況について (2) 新型コロナウイルス感染症第6波に向けた対応について (3) 新型コロナウイルスワクチン接種について (4) その他(意見交換)	・中央区医師会 ・日本橋医師会 ・聖路加国際病院 ・石川島記念病院 ・国立がん研究センター中央病院

開催日		内 容	参加者
令和4年度	(第1回) 5月13日	(1) 新型コロナウイルス感染症発生状況について (2) 新型コロナワクチン追加(4回目)接種の接種体制について (3) その他(意見交換)	・中央区医師会 ・日本橋医師会 ・聖路加国際病院 ・石川島記念病院 ・国立がん研究センター中央病院
	(第2回) 7月22日	(1) 新型コロナウイルス感染症関連等 ア 中央区における新型コロナウイルス関連統計資料 イ 令和4年7月21日東京都モニタリング会議資料(抜粋) ウ 7月14日付け東京都から医療機関向けの事務連絡について エ 透析患者の診療体制の確保について東京都からの協力依頼 (2) 新型コロナワクチン接種の状況 (3) その他(意見交換)	・中央区医師会 ・日本橋医師会 ・聖路加国際病院 ・石川島記念病院 ・国立がん研究センター中央病院
	(第3回) 10月31日	(1) 新型コロナウイルス感染症関連等 ア 新型コロナウイルス関連統計資料 イ 中央区PCR検査センターの開設日等の変更について ウ 新型コロナウイルス感染症に係る検査事業等一覧 エ 季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について(依頼)(国通知) (2) 新型コロナワクチン接種の状況 (3) その他(意見交換)	・中央区医師会 ・日本橋医師会 ・聖路加国際病院 ・石川島記念病院 ・国立がん研究センター中央病院
	(第4回) 1月25日	(1) 新型コロナウイルス感染症関連等 ア 新型コロナウイルス関連数値資料 イ 中央区PCR検査センターの開設期間の変更について (2) 新型コロナワクチン接種の状況 ア 新型コロナワクチン接種状況 イ オミクロン株対応ワクチン接種状況 (3) その他(意見交換)	・中央区医師会 ・日本橋医師会 ・聖路加国際病院 ・石川島記念病院 ・国立がん研究センター中央病院
令和5年度	(第1回) 5月1日	(1) 新型コロナウイルス感染症関連等 ア 新型コロナウイルス感染症関連数値資料 イ 新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付け変更後の対応の見直し ウ 外来対応医療機関の指定・公表について エ 新型コロナウイルス感染症に係る外来対応医療機関の登録・公表について (2) 新型コロナワクチン接種の状況 ア 今後の新型コロナワクチンの接種について (3) その他(意見交換)	・中央区医師会 ・日本橋医師会 ・聖路加国際病院 ・石川島記念病院 ・国立がん研究センター中央病院

(6) 区内における医療機関等について

区内医療機関については、聖路加国際病院および国立がん研究センター中央病院、石川島記念病院が新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れる医療機関として東京都の「新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関」の指定を受けていたほか、発熱等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合に受診が可能な「診療・検査医療機関」として令和4年(2022年)12月22日現在、区内に68か所の医療機関が存在した。

また、同時期に区内に、50か所の調剤薬局が存在した。

(7) 東京都における宿泊療養施設および臨時医療施設(酸素ステーション)の設置

①宿泊療養施設

都内における患者数の増加を踏まえ、入院患者のうち、無症状または比較的軽症の患者に宿泊施設での療養および健康観察を行うことにより、重症の患者の受入病床の確保を図る取組として東京都において宿泊療養施設を開設した。区内においては3か所開設され、開設にあたっての地元町会等の関係団体への説明について、都に協力した。

施設名	所在地	受入規模	開設日
東横 INN 東京駅新大橋前	日本橋浜町 2-58-2	最大 208 室	令和2年(2020年)4月7日
コンフォートホテル 東京東日本橋	日本橋馬喰町 1-10-11	最大 259 室	令和3年(2021年)7月31日
KOKOHOTEL 銀座一丁目	銀座 1-9-5	最大 305 室	令和4年(2022年)2月4日

②臨時医療施設(酸素ステーション)

都内における患者数の増加を踏まえ、軽症の患者を対象として酸素投与や抗体カクテル療法等を行う臨時医療施設「酸素・医療提供ステーション」を東京都において設置した。

施設名	所在地	受入規模	開設日
酸素・医療提供ステーション(築地デポ)	築地 5-2-1	最大 191 床	令和3年(2021年)9月20日

(8) ワクチン接種体制の変遷

①接種開始前

令和2年(2020年)10月に厚生労働省より「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」という通知が発出された。本区においては、令和3年(2021年)1月よりワクチン接種を所掌する専門の部署を設け、準備を開始した。3月より中央区新型コロナウイルスワクチンコールセンターおよび新型コロナウイルスワクチン特設サイトをそれぞれ開設し、区民への周知や問合せ等への対応を開始した。

初回接種開始時には、医療従事者や高齢者など接種順位が設けられていたため、区内両医師会や聖路加国際病院等と綿密に調整を行い、接種体制の構築を進めた。

4月に入り、厚生労働省よりワクチンの供給スケジュールが示されたため、85歳以上の方から順次接種券の発送および集団接種会場での接種予約を開始した。

②初回(1・2回目)接種

4月に入り、まず医療従事者向けのワクチンが到着したため、中央区保健所および日本橋保健センターにて医療従事者への接種を開始した。

続いて区民向けのワクチンも到着したため、5月1日から高齢者施設入所者への接種を開始した。5月2日からは医師会と薬剤師会の協力のもと、聖路加臨床学術センター等区内4か所で集団接種を開始した。当初はワクチン供給量に限りがあったため、集団接種に限定していたが、ワクチン供給に目途が立った5月下旬から個別接種も開始し、迅速に接種が行える体制を構築した。

接種券については、5月に入り、まず75歳以上の方へ発送、続いて65歳以上の方に発送し、5月中に高齢者全員に発送した。6月以降は64歳以下の基礎疾患を有する方に発送した後に、64歳以下の対象者全員に接種券を発送した。対象者が急に増加したため、7・8月は予約が取りにくい状況であったが、9月以降は徐々に落ち着いていった。なお、6月から薬剤師会の協力により、区内全域に新型コロナウイルスワクチン支援薬局を設け、接種の予約が取れない方等への支援を行った。

9月からはモデルナ社製ワクチンの取り扱いを開始し、京華スクエアで集団接種を実施した。

また、12歳以上の区民の8割が2回接種するために必要な量を配分するという厚生労働省の方針が示され、希望する区民への接種が概ね行き渡ったため、個別接種については10月で一旦休止した。

③追加(3回目)接種

初回接種完了から8カ月を経過した方を対象とした追加(3回目)接種を12月から開始した。開始当初は対象者が先行接種の対象だった医療従事者のみのため少なかったことから、令和3年(2021年)1月末までは集団接種会場のみで接種を実施した。前年5月に初回接種を完了した高齢者が8カ月を経過し接種対象となる1月下旬から接種が本格化することから、2月から個別医療機関での接種を再開した。また、追加(3回目)接

種では、個別医療機関でもモデルナ社製ワクチンの取り扱いも開始した。接種が順調に進んだため、接種間隔が途中から7カ月に変更され、その後さらに6カ月に変更された。

④小児接種

令和4年(2022年)3月から、5歳～11歳の小児向けファイザー社製ワクチンの接種を開始した。基礎疾患を有する方から先に予約受付を開始し、続いて一般の方の予約受付を行った。小児の接種については、予防接種などで通院している医療機関での接種を基本とし、全て個別医療機関で実施した。

⑤追加（4回目）接種

令和4年(2022年)6月から接種を開始した追加（4回目）接種では、これまでの接種とは異なり対象者が限定され、60歳以上の方と18歳～59歳で基礎疾患を有する方のみが対象であった。その後、7月から医療従事者等が対象に追加された。

⑥令和4年秋開始接種

令和4年(2022年)9月からは第7波で主流となっていたオミクロン株(BA.1)に対応した2価ワクチンを使用した令和4年秋開始接種を開始した。追加（4回目）接種とは異なり、対象者は限定されず、初回接種を完了した12歳以上の方が対象となった。

ワクチンの流通の事情もあり「BA.1」のオミクロン株に対応したワクチン接種を9月から先行して開始し、10月からは「BA.4-5」に対応したワクチン接種を開始した。

接種開始当初は接種間隔が5カ月であったが、10月から3カ月に短縮された。

小児向けのオミクロン株対応ワクチンの接種は令和5年(2023年)4月から開始された。

また、初回接種開始時より接種を続けてきた聖路加臨床学術センター等での集団接種は令和5年(2023年)3月末で終了し、以降は京華スクエアのみで実施した。

⑦乳幼児接種

生後6カ月～4歳を対象とした乳幼児向け接種を令和4年(2022年)11月から開始した。乳幼児接種は、接種回数が5歳以上の初回接種の2回とは異なり3回とされた。

小児接種同様、集団接種は実施せず、個別医療機関のみで実施した。

⑧令和5年春開始接種

令和5年(2023年)5月から接種対象者を限定して令和5年春開始接種が開始された。対象は追加（4回目）接種とほぼ同様で、65歳以上の高齢者および12歳～59歳で基礎疾患を有する方が対象とされた。小児接種は、基礎疾患を有する方だけが対象とされた。

⑨令和5年秋開始接種

令和5年(2023年)9月より、当時主流となっていたオミクロン株XBB.1.5に対応し

た1価ワクチンを使用した令和5年秋開始接種が開始された。初回接種を完了した生後6カ月以上の方が対象とされた。令和5年秋開始接種開始に伴い、接種開始当初から初回接種に使用していた従来型ワクチンの使用は廃止され、XBB.1.5対応ワクチンに統一された。令和6年3月31日での特例臨時接種の終了に伴い、同月をもって中央区新型コロナワクチンコールセンターおよび新型コロナワクチン特設サイトを閉鎖とした。

【本区における接種体制】

(集団接種)

集団接種については、京橋・日本橋・月島の各地域に最低1つ接種会場を設置することを念頭に置いて会場を選出した。京華スクエア会場については、モデルナワクチンの取り扱いを始めた令和3年(2021年)9月より設置した。令和5年(2023年)12月をもって全ての集団接種会場での接種を終了した。

実施場所	開設期間	運営日	運営	取扱ワクチン
聖路加臨床学術センター	令和3年5月～ 令和5年3月	平日 第1日曜日	中央区	ファイザー
石川島記念病院	令和3年5月～ 令和5年3月	第2日曜日	石川島記念病院	ファイザー
日本橋保健センター	令和3年5月～ 令和5年3月	第3日曜日 第5日曜日	日本橋医師会	ファイザー
アートはるみ	令和3年5月～ 令和5年3月	第4日曜日	中央区医師会	ファイザー
京華スクエア	令和3年9月～ 令和5年12月	平日 土・日曜日	中央区	モデルナ ファイザー

(個別接種)

個別接種については、医師会加入の医療機関のうち、接種実施を希望する医療機関が実施した。当初はファイザーのみの取り扱いだったが、接種が進むにつれて様々なワクチンを取り扱うようになった。

接種回数	実施医療機関数
初回(1・2回目)接種	28(開始当初) 97(7月以降)
追加(3回目)接種	95
追加(4回目)接種	84
令和4年(2022年)秋開始接種	87
令和5年(2023年)春開始接種	81
令和5年(2023年)秋開始接種	77
小児向け接種	26
乳幼児向け接種	9

※各接種開始時点のファイザー取り扱い医療機関数

【接種実績】

本区では、12歳以上の初回（1・2回目）接種の接種率が80%超、追加（3回目）接種率は70%超となっており、いずれも都の平均を上回る接種率であった。

年齢別の接種状況では65歳以上の高齢者においては、1・2回目の接種率が90%を超えるなど、64歳以下と比較して、接種率が高かった。また、乳幼児や小児など若年層においては初回接種の接種率が20%を下回り、年齢が下がるほど接種率も下がる傾向である。

（年齢別接種状況 令和6年3月31日現在）

	0～4歳	5～11歳	12～64歳	65歳～	全体（12歳～）
対象者数	8,785人	11,945人	134,175人	26,130人	160,305人
1回目	6.7%	17.4%	79.7%	93.4%	82.0%
2回目	6.2%	16.7%	79.2%	93.1%	81.5%
3回目	4.6%	10.1%	65.0%	89.8%	69.0%
4回目	2.0%	4.0%	32.0%	82.2%	40.2%
5回目	－	1.1%	12.7%	71.5%	22.3%
6回目	－	0.3%	3.6%	56.8%	12.3%
7回目	－	－	1.4%	40.8%	7.8%

※色付け部分は初回接種の実績

（9）保健所における患者対応業務の総括

新型コロナウイルス感染症の患者対応業務においては、保健所では多岐にわたる業務が発生した。特に変異株の出現による患者数の急増などにより、職員の負担の増大とともに、業務がひっ迫し、積極的疫学調査等の患者対応に遅れが生じる事態が発生した。これに対応するため、全庁での職員応援体制やデジタル技術、外部委託の活用等による業務の効率化、東京都と連携した一部業務の一元化などにより、患者対応を継続した。

今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、令和6年（2024年）4月に新たに「中央区感染症予防計画」を策定し、デジタル技術の活用促進や人材育成による平時からの保健所体制の強化や、新興感染症発生時の対応として、応援職員の派遣、会計年度任用職員や人材派遣職員等の外部人材の活用などによる人員体制についての数値目標等を設定した。

本「新型コロナウイルス感染症対策の記録」や「中央区感染症予防計画」を基に、新たな感染症が発生した場合においても、区民一人ひとりへの対応を適切に講じていく。

(参考) 新型コロナウイルス感染症 感染拡大期における職員体制と最大業務量

期間	職員体制	各業務における最大月の業務量（１日あたりの件数）							
		受診案内・発熱相談	サーベイランス・PCR検査	発生届	入院件数	疫学調査（架電）	疫学調査（SMS）	患者移送	就業制限通知等
第１波 2020.1～ 2020.5	22 人	103 件	7 件	3 件	1 件	3 件	-	0.6 件	3 件
第２波 2020.7～ 2020.8	30 人	61 件	28 件	5 件	1 件	3 件	-	0.4 件	5 件
第３波 2020.11～ 2021.3	34 人	53 件	47 件	17 件	7 件	17 件	-	1.1 件	17 件
第４波 2021.4～ 2021.6	35 人	33 件	28 件	12 件	5 件	12 件	-	0.4 件	13 件
第５波 2021.7～ 2021.10	53 人	72 件	44 件	59 件	9 件	59 件	-	0.9 件	64 件
第６波 2022.1～ 2022.5	71 人	93 件	50 件	210 件	5 件	207 件	88 件	2.0 件	212 件
第７波 2022.6～ 2022.9	50 人	74 件	32 件	292 件	5 件	52 件	272 件	3.2 件	30 件
第８波 2022.10～ 2023.1	41 人	43 件	7 件	22 件	6 件	22 件	-	1.7 件	5 件

3 保育園、幼稚園、小・中学校および高齢者施設等の対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、保育園、幼稚園、小・中学校および高齢者入所施設等の対応を以下のとおり整理した。

(1) 区立認可保育所・認証保育所・こども園の対応

①臨時休園、登園自粛期間

期間	内容
令和2年(2020年)4月13日から5月31日まで	臨時休園
6月1日から6月30日まで	登園自粛
8月1日から9月30日まで	
令和3年(2021年)4月26日から6月30日まで	

②臨時休園、登園自粛期間中の対応

- ・区ホームページに臨時休園情報を掲載した。
- ・区から施設長、保護者、保護者の勤務先事業者宛てに通知を発出し、臨時休園・登園自粛の主旨について説明するとともに、協力を依頼した。併せて園医にも情報共有を行った。
- ・登園する園児数に合わせ、必要な職員以外は自宅勤務を実施するなど出勤抑制を図った。

③陽性者発生時の臨時休園

- ・区立各園で職員または園児でコロナ陽性者が発生し、園内に濃厚接触者がいた場合に、園内での感染拡大を防ぐため、臨時休園措置（保護者の可能な範囲で、ご家庭での保育にご協力いただくお願いベースのもの）を行った。
- ・陽性者発生の都度、濃厚接触者の有無を確認するとともに、陽性者発生の旨および臨時休園措置の実施の有無について、保護者に周知した。
- ・令和4年（2022年）7月25日からは保育園で濃厚接触者の有無について判定を行わなくなったため、臨時休園についても実施しないこととなった。

《期間》・令和2年（2020年）4月から令和4年（2022年）3月31日まで

臨時休園範囲を園全体で実施

・令和4年（2022年）4月から令和4年（2022年）7月24日まで

臨時休園範囲を歳児クラスで実施

④園行事等の中止または縮小

園行事等（保護者会、保育園見学、保育参観・個人面談、地域交流事業・園庭開放、園外保育、プール・水遊び・シャワー・園外プール、夏祭り（季節行事）・誕生日会、プラネタリウム見学、運動会、その他発表会等、入園前健診・面接、入園式・就学祝賀式、健康診断、歯科検診、歯科健康教育、実務研修、外部研修、食育事業）について以下のとおり対応した。

【中止期間】概ね令和2年（2020年）4月から6月まで

（中止の旨を保護者、園外保育予定施設や事業者へ連絡、契約の見直し等の対応を行った。）

【縮小期間】概ね令和2年（2020年）7月から令和5年（2023年）5月まで

- ・保護者会等は参加人数の縮小、実施時間の短縮、手指消毒、換気、マスク着用の協力依頼等を実施した。
- ・園外保育は安全に支障のない範囲で引率者を減らす、また行先について可能な限り屋外とする、屋内の場合は参加人数に対する施設の広さを考慮するなど密を避ける、換気を徹底の上で実施した。
- ・縁日など園内で単独でできる行事は歳児クラスごとにする、クラス内でもグループ分けにするなど規模を縮小して開催した。
- ・食育事業のうち指導食については、中止を継続した。
- ・プラネタリウムについては密集する上、換気の徹底ができない点等から、中止を継続した。
- ・運動会は令和2年度（2020年度）は開催中止とし、代替行事として各園で5歳児のみ発表会の形式で開催した。令和3年度（2021年度）は同様の形式で3～5歳児で実施し、0～2歳児は代替行事として園内で実施した。令和4年度（2022年度）は小学校等の会場が使用可能となり、3～5歳児の幼児クラスは会場で実施したが、密を避ける観点から各歳児を入替制とする必要があり、会場の使用時間の関係から0～2歳児は園内で実施した。

（2）私立認可保育園・こども園・認証保育所・地域型保育事業の対応

①臨時休園、登園自粛期間

期間	内容
令和2年(2020年)4月13日から5月31日まで	臨時休園
6月 1日から6月30日まで	登園自粛
8月 1日から9月30日まで	
令和3年(2021年)4月26日から6月30日まで	

- ・区ホームページに臨時休園情報を掲載した。
- ・区から施設長、保護者、保護者の勤務先事業者宛てに通知を発出し、臨時休園・登園自粛の主旨について説明するとともに、協力を依頼した。併せて園医にも情報共有を行った。
- ・東京都の通知（濃厚接触者の取扱い、検査キットの配布等）を各園に周知するとともに、公立保育園での取組み（感染症対策、園行事の取扱い等）を私立保育園に参考周知した。
- ・保育課では保育園や保護者からの問合せが多く寄せられ、対応に追われた（常に電話が通話中の状況だった）ため、電話当番1名の他にコロナ対応の職員も1名設置した。
- ・夜間・休日の緊急連絡に備え、携帯電話の持ち帰りを行った。
- ・休園中は巡回を中止した。
- ・指導検査は時間を短縮して実施した。（1日→半日、都との合同指導検査は中止）

(3) 児童館の対応

①あかちゃん天国における対応

- ・区内小学校が臨時休校となることに伴い、感染拡大防止のため、あかちゃん天国を閉室とした。(令和2年(2020年)3月2日から5月25日まで)
- ・子育て相談は、児童館職員が対応した。(令和2年(2020年)5月12日まで)
- ・子育て相談の予約制開始。(令和2年(2020年)5月13日から)
- ・閉室に関する周知のポスターを掲示、区のおしらせ掲載

【職員の体制】

- ・あかちゃん天国職員は、通常通りの勤務(遊具の点検、消毒、教材作成等の作業に従事)(令和2年(2020年)4月1日から職員の出勤を半数とし、残りは在宅勤務とした。)
- ・子育て相談については、あかちゃん天国職員に加え、児童館職員が対応した。
- ・感染予防のため、出勤する職員は全員マスクを着用し、勤務中や昼食時は距離をとった。

【結果等】

- ・感染拡大予防のための閉室だったため、児童館を利用する数も減っていた。子育て相談は児童館内で実施したので、区民も安心していただいていた様子であった。

②乳幼児クラブにおける対応

- ・区内小学校が臨時休校となることに伴い、感染拡大防止のため乳幼児クラブを中止した。(令和2年(2020年)3月2日から8月31日まで)
- ・子育て相談は、児童館にて職員が対応した。
- ・中止に関する周知のポスターを掲示、区のおしらせ掲載、チラシ配布

【職員の体制】

- ・乳幼児クラブ職員は、児童館業務に従事
- ・感染拡大防止のため、職員の半数は在宅勤務

【結果等】

- ・児童館の一般利用、あかちゃん天国が実施している間は、子育て相談は、児童館にて職員が対応した。
- ・感染拡大予防のための中止だったため、児童館を利用する数も減少した。

③学童クラブにおける対応

- ・区内小学校が臨時休校となることに伴い、学童クラブの受入れを下記のとおり対応することにした。(令和2年(2020年)3月2日から4月4日まで)

○「新型コロナウイルス感染拡大防止による小学校休校に伴う学童クラブの利用について」お知らせを配布

・受け入れ時間

午前9時から帰宅まで(1日保育を実施)(勤務時間等やむを得ない場合は午前8時30分から受け入れ)

・登館する際の注意事項

学童クラブに登館する際は、次のことを守ってください。

- ・登館前に自宅でお子さんの健康状態をチェックしていただき、発熱や咳など風邪の症状がないか確認してください。体調不良の場合は、無理をせず利用を控えてください。
- ・ご家族に風邪などの症状がある場合は、利用を控えてください。
- ・登館の際はお子さんにマスクを着用させ、手洗い・うがいをするため手拭きタオルを持参させてください。
- ・利用中に 37.5℃以上の熱が出た場合はお迎えに来ていただきます。
- ・保護者が在宅で仕事ができる場合は利用を控えてください。
- ・ドッジボール等複数が集まって行う遊びは禁止とさせていただきます。

【職員の体制】

- ・通常通りの職員体制で対応

【結果等】

- ・春休みや夏休みなど学校の長期休業中の対応と同等のスケジュールだったため、子どもたちも安定して過ごせた。

④一般来館児童における対応

- ・区内小中学校の臨時休校の延長に伴い、児童館一般利用の児童の受入を中止した。
(令和2年(2020年)4月7日から5月25日までとしていたが、5月31日まで受入れ中止期間を延長)
- *但し、プレディの受け入れ時間が午後2時30分からとなったため、自宅で過ごせない事情のある児童については、下記のとおり児童館で対応することにした。

- ・受け入れ日と時間

4月7日から5月31日まで

午前9時から午後2時30分まで

- ・登館する際の注意事項

児童館を利用する際は、次のことを守ってください。

- ・児童館を利用する前に、自宅でお子さんの健康状態をチェックしていただき、発熱や咳など風邪の症状がないか確認してください。体調不良の場合は、無理をせず利用を控えてください。
- ・ご家族に風邪などの症状がある場合は、利用を控えてください。
- ・児童館利用の際はお子さんにマスクを着用させ、手洗い・うがいをするため手拭きタオルを持参させてください。
- ・利用中に 37.5℃以上の熱が出た場合はお迎えに来ていただきます。事前に「児童館利用者緊急連絡先」の登録をしてください。
- ・保護者が在宅で仕事ができる場合は利用を控えてください。
- ・ドッジボール等複数が集まって行う遊びは禁止とさせていただきます。
- ・感染拡大防止のため、児童館の行事は全て中止。
- ・5月末までは、日曜日は休館。

- ・保護者向け児童館利用に関するおたよりを配布。
- ・館内に周知のポスターを掲示、区のおしらせ掲載。
- ・感染予防のため、出勤する職員は全員マスクを着用し、勤務中や昼食時は距離をとった。

【職員の体制】

- ・一部児童の受入れを行ったので、対応するための職員は出勤し、他の職員は自宅勤務とした。

【結果等】

- ・プレディ登録の児童は、開室時間まで児童館で過ごすことができたので、安心して利用できた。感染拡大予防のため、開館時間の短縮や児童館の行事が中止となり、一般利用の数も減少した。

(4) 幼稚園、小・中学校の対応

①休業・分散登校期間

期間	内容
令和2年(2020年) 3月2日から 3月25日まで	【全国一斉臨時休業】 - 令和2年(2020年)2月28日に開催された政府第15回新型コロナウイルス感染症対策本部における要請があったことから、感染症の予防上必要があるため、幼稚園および小・中学校の臨時休業を行った。 - やむを得ない事由により自宅等で過ごすことが困難な場合は、幼稚園および小・中学校で預かりを実施した。 (利用者延べ数 幼稚園:384人 小学校:3,270人 中学校:10人)
4月7日から 5月31日まで	【緊急事態宣言が発令されたことに伴う臨時休業】 - 緊急事態宣言が発令されたことに伴い、幼稚園および小・中学校の臨時休業を行った。 - 臨時休業に入る前の令和2年(2020年)4月6日に、小学校の入学式および始業式ならびに中学校の始業式を実施した。
6月1日から 6月21日まで	【小・中学校 分散登校】 午前中授業を基本とした。 給食は6月15日から再開した。

②休業・分散登校期間中の対応

【小・中学校の児童および生徒に対する家庭学習支援の実施】

令和2年(2020年)5月31日までの小学校および中学校の臨時休業を受け、各校において家庭学習の時間割を設定し、学校ホームページに掲載した学習課題に取り組ませるとともに、中学校においては学習支援アプリを活用し、生徒が学習動画を視聴しながら家庭学習に取り組めるよう支援を行った。

また、ICT環境が整っていない家庭に対しては、タブレット端末の貸与を行った。

《期間》令和2年(2020年)5月8日から同年7月31日まで

【小・中学校の連合行事の中止等】

令和2年度(2020年度)は、小学校では音楽鑑賞教室および展覧会を、中学校では陸上競技大会、音楽鑑賞教室、音楽発表会および歌舞伎鑑賞教室を中止するとともに、小学校の能楽鑑賞教室は、各校の体育館に能楽師を招いて実施した。

また、令和3年度(2021年度)は、中学校の陸上競技大会および歌舞伎鑑賞教室を中止するとともに、小中学校の音楽鑑賞教室では弦楽や管楽の小編成の楽団を、小学校の能楽鑑賞教室では能楽師を招き、各校の体育館等で実施した。

《期間》令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)まで

【小・中学校の移動教室等の宿泊行事の中止等】

令和2年度（2020年度）は、小・中学校の全ての宿泊行事を中止した。

令和3年度（2021年度）は、小学校ではセカンドスクールおよび夏季林間学校（代替行事）を日帰りを実施するとともに、移動教室は宿泊日数を2泊3日から1泊2日に短縮して実施した。

また、中学校では宿泊訓練を日帰りを実施するとともに、移動教室は一部の学校が宿泊日数を2泊3日から1泊2日に短縮して実施した。

《期間》令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）まで

③保育の保障に関わることについて

国および都の通知を基に中央区において以下のとおり実施した。

期間	内容
令和2年(2020年) 3月2日から 5月31日まで	・担任より各家庭へ週一回以上連絡する際に、幼児の健康状況を把握する。また、保護者にホームページで教材紹介している旨を伝え、家庭での取組を促す。幼児に安心感を与える声掛けを行う。 ・ホームページの活用 教材紹介（製作、運動遊び、クッキング等）、生活習慣啓発資料紹介 ・YouTubeの活用 (幼稚園紹介、手遊び、リズム、歯磨き指導等)
6月1日	【保育時間、休業日について】 ・夏季休業日の短縮を実施。（8月1日から8月23日まで） ・分散登園・短縮保育の実施。（6月1日から6月19日まで） ・短縮保育の実施。（6月22日から7月まで） 【保育に関する感染症対策について】 ・狭い空間や密閉空間での活動にならないように環境や活動を工夫する。 ・手洗いの指導を徹底する。 ・幼児同士が近距離に接触する時間が長時間とならないよう、発達段階に応じた活動内容、保育時間の設定をする。
8月24日	・通常保育時間とする。弁当についてはアクリル板を使用する、もしくは向かい合わせにならないよう喫食する。 ・保育時間については通常保育時間の実施とするが、保育に関する感染症対策については継続する。
令和3年(2021年) 8月18日	・園公開については公開することができる。ただし、参観人数の制限や参観時間を短時間にするなど、各園の状況に応じて実施方法を工夫する。
令和5年(2023年) 5月1日	【5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について】 ・体温報告、清掃以外の消毒、喫食時におけるアクリル板が不要となる。

④学習の保障に関わることについて

国および都の通知を基に中央区において以下のとおり実施した。

期間	内容
令和2年(2020年) 3月2日から 5月31日まで	・ICTを活用した家庭学習、Zoomを活用したホームルームの実施。 ・家庭学習時間割の作成。 ・担任より各家庭へ週1回以上連絡する際に、児童・生徒の学習状況を把握、一人一人に応じた適切な指導を行い、学習の機会を保障する。
6月1日	【授業時間、休業日について】 ・夏季休業日の短縮、分散登校、短縮授業の実施。 【授業に関する感染症対策について】 ・長時間、近距離での対面形式、グループワーク等の停止。 ・近距離で一斉に大きな声で話す活動の停止。 ・児童生徒が密集する運動、組み合ったり接触したりする運動の停止。 ・集会等については校内放送等、方法を変えて実施する。 ・登校できない児童生徒にはオンライン学習を実施する。
6月15日	【小・中学校 分散登校】 ・授業時間については通常授業の実施とするが、授業に関する感染症対策については継続する。
令和3年(2021) 8月18日	・学校公開については公開できるが、人数制限や参観時間を短時間にするなど、各学校園の状況に応じて実施方法を工夫する。 ・感染症対策を講じても感染リスクの高い学習活動は一時的に停止する。
10月18日	・教育活動は、発達段階を踏まえた上でマスクを原則着用させる。 ・感染リスクの高い学習活動は、感染対策を行ったうえ実施する。 ・グループや少人数による話し合い活動は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、グループの人数に配慮して実施する。
令和4年(2022年) 1月25日	・新型コロナウイルス感染症拡大予防のための臨時休業等を行った際は、Classroom、Meet等を活用し、学習保障をする。
令和5年(2023) 5月1日	・体温報告、清掃以外の消毒、喫食時におけるアクリル板が不要となる。

(5)「子どもの居場所（プレディ）」の対応

期間	開設時間	利用制限等
令和2年(2020年) 3月3日から 3月25日まで	午後2時30分から 7時30分まで	・プレディは中止したが、養育が必要な児童は各小学校で引き受け、職員が養育した。 ・土曜日利用の場合は前日までに受付 ・行事、自主学習支援中止 ・サポーターの受入中止
4月6日から 4月11日まで		・保護者の就労により自宅に保護者がいない1・2年生および保護者が医療従事者等の児童のみ利用可能
4月13日から 6月13日まで	午前8時30分から 午後7時30分まで	小学校休校により、開設時間を拡大
6月15日から 7月31日まで	授業終了時間から 午後7時30分まで 土曜日・ 長期休業期間は 午前8時30分から	・特別な支援が必要な子どもについても利用可能とする ・自主学習支援再開（7月）
8月		3年生まで利用可能とする
9月		土曜日再開
10月		行事順次再開
令和3年(2021年) 4月		4年生まで利用可能とする
令和4年(2022年) 8月		サポーター受入再開
11月		6年生まで利用可能とする
令和5年(2023年) 1月		1・2年生の受入に係る就労条件撤廃
4月		利用制限を解除する

【休止中の対応等】

- ・小学校休校中は最小人数でシフト勤務を行い、残りは自宅待機とした。
- ・小学校が再開した後は利用者も増加したため、通常の職員体制を取った。

【縮小中の対応等】

- ・直営のプレディは通常の勤務体制で対応した。
- ・委託のプレディは14時30分までは最小限の職員体制とし、14時30分以降は通常の勤務体制を取った。

(6) 高齢者施設の対応

①いきいき館（敬老館）（桜川・浜町・勝どき）の対応

期間	内容
令和2年(2020年) 3月	【通常時間で開館】 各講座（教室）、イベント、カラオケルーム中止
4月から5月まで	【全館休館】 窓口業務、新規登録者受付、「お元気ですかコール」、YouTube作成は実施
6月	【午前中のみ開館】 飲食、各講座（教室）、イベント、カラオケルーム、風呂中止
7月	【通常時間＋夏季延長で開館】 風呂のみ再開（人数制限実施（予約または先着順））
令和3年(2021年) 2月8日から 4月24日まで	【通常時間で開館】 運動系のみ講座再開
4月25日から 5月11日まで	【午前中のみ開館】 運動系講座、風呂再び中止
5月12日から 6月20日まで	【通常時間で開館】 飲食、各講座（教室）、イベント、カラオケルーム、風呂等すべて中止
6月21日から 9月30日まで	【通常時間＋7/1から夏季延長で開館】 運動系講座、風呂再開（人数制限、予約または先着順）
10月1日から	準備が整った館から文化系講座、カラオケ、食事、給茶機再開以降：段階的に人数制限の緩和等を実施

- ・利用者へ検温、手指消毒、マスク着用を依頼した。
- ・休館中は、利用者に「お元気ですかコール」を実施（講座の中止連絡を含む）した。
- ・フレイル予防のため、各敬老館でYouTubeを作成、配信した。
- ・指定管理者は通常勤務を継続した。

②区立特別養護老人ホームの対応

期間	内容
令和2年（2020年）2月から6月まで	・対面による面会の自粛を要請した。 ・原則オンラインのみの面会とする旨を要請した。
7月から令和3年（2021年）9月まで	・引き続きオンライン面会のみとした。
10月	・感染症対策を講じたうえで対面による面会を再開 ・他の利用者と家族が接しないように配慮（ガラス越しや個室対応等）
令和4年（2022年）1月	・オンライン面会のみ縮小
令和4年（2022年）10月	・感染症対策を講じたうえで対面による面会を再開 ・オンライン面会は継続
5類以降	・対面による面会の制限を緩和した。（食堂などの居室フロアでの実施。引き続き居室内での面会は不可とした。） ・オンライン面会は継続。

- ・区立特別養護老人ホーム2施設において、令和2年4月から5類移行前までの間、ショートステイを3枠減らすことで空床を確保し、感染者が発生した場合の隔離場所を用意した。
- ・従事職員へは週1回PCR検査を実施。
- ・利用者へは入所時および退院時等に抗原検査およびPCR検査を実施。
- ・利用者家族へは各対応について施設から手紙等で通知した。
- ・看取り期については面会方法を緩和するなど、利用者家族の心情を考慮し適宜対応した。
- ・面会方法の調整に伴う職員体制への影響はなし。
- ・抗原検査で陽性になった職員は自宅待機となるため、職員配置に苦慮することがあった。
- ・面会できないことによる利用控えが発生した。
- ・施設および区役所に対して、面会できないことに対するご意見を複数いただいた。
- ・オンライン面会については遠方のご家族も面会できるということで感謝された。
- ・空床確保により収入減となるため、区として損失補填の規定を新たに年度協定に追加し、補填した施設もあった。

(7) 障害者入所施設の対応

①中央区立知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」

- ・居住空間の清掃においては、アルコール消毒や定期的な換気を実施し、施設内感染対策に取り組んだ。
- ・新型コロナウイルス感染者が発生した場合を想定し、保健所に相談しながらゾーニングシミュレーションを行った。
- ・食堂にパーテーションを設置した。
- ・手洗い・手指消毒の徹底、共有フロアでのマスクの着用を利用者や職員に対し徹底した。

《期間》令和2年（2020年）から現在まで（マスク着用の徹底については、令和5年（2023年）5月7日まで）

②中央区立知的障害者生活支援施設 レインボーハウス明石

- ・緊急事態宣言中は、施設入所支援を除き、原則、事業を中止した。ただし、短期入所等について、やむを得ない事情がある場合は個別に対応することとした。
- ・なないろ祭は令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）まで中止し、作品展およびアラジンのパン等販売のみ行った。
- ・レインボーマルシェについては、規模の縮小等は行ったものの、継続して開催をした。
- ・感染防止策として、施設内を入所エリアと通所エリアに分けた。
- ・感染拡大に伴うイベントの中止の代替手段として、施設内でゲームを行う等の対応を行った。
- ・就労継続支援A型およびB型において、在宅支援を実施した。
- ・喫茶アラジンについては、パン等の提供方法をプレートに載せる方法から、テイクアウトにも対応しやすい個別包装型へ切り替えた。
- ・イベント中止に伴う、人員の余剰は他の業務に流動的に割り振るなど、柔軟な対応を行った。

4 区からの情報発信・広報

(1) 広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」

【令和2年（2020年）】

発行号	記事内容
4月21日号	外出自粛の呼びかけなどについて
5月21日号	区の実組方針
6月1日号	特別定額給付金の案内を中心とした様々な情報
7月1日号	新しい日常の実践に関する情報と区の実組方針について
7月11日号	区施設の開館状況
9月11日号	新しい日常の実践に関する情報と感染症に関する相談窓口情報
9月21日号	新しい日常の実践に関する情報
10月11日号	感染症に関する相談窓口の情報
10月21日号	感染症に関する相談窓口の情報
12月1日号	感染リスクが高まる場面や相談窓口を案内するフロー図

【令和3年（2021年）】

発行号	記事内容
1月1日号	3密防止の注意喚起
1月11日号	相談窓口を案内するフロー図
1月21日号	緊急事態宣言発令の情報
3月1日号	相談窓口を案内するフロー図と事業者向けの緊急支援策
3月11日号	新型コロナワクチン接種に関する情報
4月1日号	新型コロナワクチン接種に関する情報と相談窓口を案内するフロー図
4月11日号	新型コロナワクチン接種に関する情報
4月21日号	新型コロナワクチン接種券発送のお知らせ
5月1日号	大型連休中の感染防止対策に関する呼びかけと高齢者向け新型コロナワクチン接種の情報
5月21日号	高齢者向け新型コロナワクチン接種の情報
6月1日号	新型コロナワクチン接種券事前申請の情報
6月11日号	新型コロナワクチン接種券事前申請の情報
6月21日号	新型コロナワクチン接種券発送の情報
7月1日号	16～59歳の方向け新型コロナワクチン接種の情報
7月21日号	緊急事態宣言発令に伴う不要不急の外出自粛の呼びかけ
8月1日号	緊急事態宣言発令の情報とワクチンパスポートの発行に関する情報
9月1日号	ワクチンパスポート受付方法変更に関する情報
9月11日号	新型コロナワクチン接種の今後のスケジュールについて
11月21日号	新型コロナワクチン接種（3回目）の実施の情報

【令和4年（2022年）】

発行号	記事内容
1月21日号	- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する情報 （主な支援策の一覧を子育て世帯、ひとり親の方などターゲットごとに分類して掲載） - 新型コロナワクチン接種（3回目）の案内と相談窓口に関する情報
2月1日号	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する情報
2月11日号	基本的な感染防止策の徹底の呼びかけ
3月1日号	新型コロナワクチン接種に関する情報と子育て世帯への臨時特別給付金の案内記事
3月21日号	新型コロナワクチンの交接種に関する情報
4月21日号	新型コロナワクチン接種に関する情報
5月21日号	新型コロナワクチン接種（4回目）に関する情報
6月1日号	新型コロナワクチン接種（3回目）の接種間隔の変更に関する情報
6月21日号	新型コロナワクチン接種（1～4回目）に関する情報
10月1日号	新型コロナワクチン接種（1～4回目）に関する情報
11月1日号	新型コロナワクチン接種（オミクロン株対応）に関する情報

（2）ホームページ

流行期	事業概要
第1波	令和2年（2020年）1月24日、注目情報エリアに注意喚起のページを掲載した。その後も随時最新情報を発信した。
第2波	トップページに「新型コロナウイルス感染症専用チャットボット」（令和3年11月に閉鎖）を設置した。その後も随時最新情報を発信した。
第3波	新型コロナウイルス感染症の情報を集約したページへリンクできる画像をトップページに設置した。その後も随時最新情報を発信した。
第4波 第5波 第6波	新型コロナワクチン接種の特設サイトの立ち上げ、随時最新情報を発信した。
第7波	最新情報を随時発信した。公式LINEでのセグメント配信開始に伴い、トップページにチャットボットを設置した。チャットボットでも新型コロナに関する情報が取得できるようになった。
第8波	令和5年（2023年）2月1日にリニューアルを実施。リニューアルに伴い新型コロナに関するまとめページ（タグメニュー）を作成した。

(3) その他

①テレビ広報番組、ラジオ広報番組による情報発信

広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」に掲載した新型コロナ関連情報をテレビ広報、ラジオ広報の各番組内で放送した。

②SNS（LINE、X（旧 Twitter）、Facebook）による情報発信

基本的感染症対策に関する情報やワクチン接種券の発送状況等、新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を随時発信した。

③新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせ専用チャットボットサービス

区民等が必要な情報にアクセスしやすいように、質問に答えていくことで必要なページへ誘導していく「AI チャットボット（自動質問応答システム）」を区ホームページ上に設置し、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供体制を構築した（令和3年（2021年）11月まで）。

④広報車による情報発信

区民等に対し、不要不急の外出自粛や、公園や路上での飲酒の自粛などの感染防止対策をスピーカー付き庁有車を活用し、呼びかけを行った。

⑤「ちゅうおう安全・安心メール」による情報発信

気象警報や地震などの災害情報、区内で発生した犯罪やこどもを狙った犯罪などの防犯情報、生活情報などメールで配信する「ちゅうおう安全・安心登録制メール」を活用し、区民等に対して感染防止対策の呼びかけを行った。

5 区の相談窓口（コールセンター）体制について

（１）保健所コールセンター

令和２年（２０２０年）２月１日から感染症法の「指定感染症」に指定されたことを受け、令和２年（２０２０年）２月４日から電話相談窓口（コールセンター）を開設した。

【相談件数】 33,684 件（令和５年（２０２３年）９月２９日受付終了日まで）

【相談内容】

- ・従業員への対応（7,776 件）
- ・体調不良の相談（5,847 件）
- ・消毒について（643 件）
- ・感染有無の検査（3,126 件）
- ・医療機関の受診（1,523 件）
- ・症状が出た場合の対応（55 件）
- ・その他（14,714 件）

（２）中央区新型コロナワクチンコールセンター

令和３年（２０２１年）３月１日から「中央区新型コロナウイルスコールセンター」を開設した。

【相談件数】 206,665 件（令和６年（２０２４年）３月２９日受付終了日まで）

【相談内容】

- ・ワクチン全般（11 件）
- ・接種対象者（5,248 件）
- ・接種券等送付物（32,704 件）
- ・予約方法（137,143 件）
- ・接種方法（12,919 件）
- ・医療機関（117 件）
- ・その他（18,523 件）

（３）中央区新型コロナウイルス総合案内

東京都からの要請に対する区の対応など、区民・事業者の様々な疑問や不安に対応するため、令和２年（２０２０年）４月１４日から「中央区緊急事態措置相談センター」を設置した。

その後、「中央区新型コロナウイルス総合案内」に名称を変更し、令和５年（２０２３年）５月８日に「中央区保健所コールセンター」と統合するまで区民等の問合せに対応した。

【相談件数】 4,788 件（令和５年（２０２３年）５月８日受付終了日まで）

【相談内容】

- ・施設の休止等（15 件）
- ・区のイベント・会議等の取扱い（5 件）
- ・事務事業の継続等（1 件）
- ・感染症に関する一般相談（1,560 件）
- ・区の感染防止対策（21 件）
- ・区の緊急融資（115 件）
- ・国、都等の緊急対策等（2,609 件）
- ・その他（462 件）

6 区民および中小企業等への支援・措置

(1) 区民への支援

事業名	就学援助（学務課）
実施日等	令和2年度（2020年度）
事業内容等	就学援助は、通常は前年の収入に基づき支給の認定を行っているが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯への支援として、文部科学省から発出された「新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助の取扱いおよび周知について」を踏まえ、令和2年の収入をもとに認定を行い、経済的負担の軽減を図った。
対象者	令和2年（2020年）1月から6月までの世帯の総収入を年間の総所得に換算した場合に、基準額未満となる世帯
実績	41件 1,942,325円
申請受付体制	【対応職員】1名 【受付場所】所属の窓口 【受付方法】窓口、郵送 【曜日】月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、迅速な援助を行うことができた。

事業名	区内共通買物・食事券の発行（商工観光課）		
実施日等	令和２年（2020 年）４月１日から令和４年（2022 年）５月 31 日まで		
事業内容等	例年発行している区内共通買物券について、発行総額やプレミアム率を拡大するとともに、大規模小売店舗でも使用できるよう拡充を図った。		
対象者	16 歳以上の区民、区内在勤者		
実績			
	年度	購入者数	販売総額
	令和２年度（2020 年度）	45,936 人	2,707,896,000 円
	令和３年度（2021 年度）	30,987 人	1,764,564,000 円
	令和４年度（2022 年度）	29,499 人	1,718,424,000 円

事業名	住居確保給付金の支給対象拡大等（生活支援課）
実施日等	令和2年（2020年）4月20日から令和5年（2023年）3月31日まで
事業内容等	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者または住居を喪失するおそれのある者に対し、求職活動を行うことを条件に家賃相当分を有期で支給する住居確保給付金に関し、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた制度改正（支給対象者の拡大や支給期間の延長、再支給の要件緩和等）に基づき、支給を行った。
対象者	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者または住居を喪失するおそれのある者
実績	≪令和2年度（2020年度）≫582件 269,471,675円 ≪令和3年度（2021年度）≫115件 158,936,098円 ≪令和4年度（2022年度）≫39件 35,835,850円
申請受付体制	【受付体制】応援職員および委託事業者 【受付場所】所属の窓口および特設窓口 【受付方法】窓口、郵送 【曜日】月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・令和2年度（2020年度）は支給対象の拡大等に伴い相談数および申請数が大幅に増加したため、委託契約の変更および職員の応援により対応した。 ・職員による応援は、係内全職員での対応から課内他係の職員による応援、福祉保健部他課職員による応援、と段階的に行った。

事業名	緊急小口資金および総合支援資金の申請・償還免除・償還猶予に要する各種証明書の交付手数料の免除（管理課）
実施日等	令和2年（2020年）5月1日から継続中
事業内容等	①緊急小口資金および総合支援資金の申請に要する各種証明書の交付手数料の免除（令和2年（2020年）5月1日から令和4年（2022年）10月31日まで） ②緊急小口資金および総合支援資金の償還免除の申請に要する各種証明書の交付手数料の免除（令和4年（2022年）1月4日から継続中） ③緊急小口資金および総合支援資金の償還猶予の申請に要する各種証明書の交付手数料の免除（令和4年（2022年）12月1日から継続中）
対象者	緊急小口資金および総合支援資金の申請・償還免除・償還猶予の申請を行う方

事業名	ホームヘルプサービスの拡充（子育て支援課）
実施日等	令和2年（2020年）5月11日から6月30日まで
事業内容等	生活に必要なスーパー等の日用品店舗への入店制限により、子どもを連れた買物が難しいケースに対応するため、小学生までの児童がいるひとり親家庭を対象に、保護者に代わって買物をするヘルパーを派遣する。
対象者	小学生までの児童を扶養する区内在住のひとり親家庭で、区長が認めるもの
実績	0件
申請受付体制	【受付場所】 所属の窓口 【受付方法】 窓口 【曜日】 月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・実施期間が短かったことや、あらかじめ申請が必要なことなどの理由により、利用実績がなかった。 ・緊急事態下における区民のニーズを捉えることが困難だった。

事業名	育児支援ヘルパー事業の臨時的拡充（子ども家庭支援センター）
実施日等	令和2年（2020年）5月11日から6月30日まで
事業内容等	スーパーマーケットの人数制限に伴い、子連れで入場することを断られることがあるため、買い物代行を希望する保護者に以下のように対応した。 【内容と時間】 日用品の買い物のみ、1時間 ※感染症予防の観点から、利用者とヘルパーは玄関でやり取りし、ヘルパーがひとりで持ち帰れる量の買い物 【回数】 10回（通常の育児支援ヘルパー15回分とは別枠） 【利用料】 育児支援ヘルパーと同額（所得に応じた負担）
対象者	小学生以下の子どもがいる家庭
実績	0件
結果等	利用の問合せなし

事業名	出産支援祝品（タクシー券）の追加支援（子育て支援課）
実施日等	令和2年（2020年）5月18日から令和3年（2021年）3月31日まで
事業内容等	妊婦が新型コロナウイルス感染症に感染することを防止するため、定期健診や買い物などに公共交通機関の利用を避けてタクシーを利用する機会が増える可能性があることから、妊婦を対象にタクシー券1万円分を追加で支給する。 通常1万円 + 追加1万円 = 合計2万円
対象者	令和2年（2020年）5月7日時点で妊娠をしている方
実績	3,001人
申請受付体制	【受付場所】所属の窓口 【受付方法】窓口、郵送 【曜日】月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・事業の対象者の基準日をいつにするかや、基準日前に出産支援祝品を受け取っていた場合の扱いをどうするかなど、制度設計に苦労した。 ・区民からの評価は概ね良好であった。

事業名	令和3年度(2021年度)子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） （子育て支援課）
実施日等	令和3年（2021年）5月20日から令和4年（2022年）2月28日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的負担が大きい低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的として給付金（対象児童1人につき5万円）を支給する。
対象者	令和3年（2021年）4月分の児童扶養手当受給者、家計急変者等
実績	638人 42,750,000円
申請受付体制	【受付場所】所属の窓口 【受付方法】窓口、郵送、その他（一部プッシュ型） 【曜日】月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・通常業務と並行しての準備作業は、職員の負担が非常に大きかった。また、区民からの問合せや苦情等への対応も多くあった。 ・プッシュ型の対象者の抽出作業においては、迅速性と正確性を両立した作業工程の構築に苦労した。 ・対象者の拡大や支給額の増額など、区独自の上乗せを要望する声が寄せられた。

事業名	子育て世帯への臨時特別給付金（子育て支援課）
実施日等	令和2年（2020年）6月1日から12月28日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組として、令和2年（2020年）4月分（3月分を含む。）の児童手当受給者を対象に給付金（対象児童1人につき1万円）を支給する。
対象者	令和2年（2020年）4月分（3月分を含む。）の児童手当受給者
実績	8,455人 122,680,000円
申請受付体制	【受付場所】所属の窓口 【受付方法】窓口、郵送、その他（一部プッシュ型） 【曜日】月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・国から制度の詳細がなかなか示されない中で、前例のない事業を実施しなければならず、準備に手間取った。 ・対象者の抽出作業においては、児童福祉システム事業者や情報システム課と調整しながら進めることにより、大きな事故なく支給できた。 ・通常業務と並行して突発的な事業に当たったため、職員の負担が非常に大きかった。また、区民からは、給付金事業についての苦情などが寄せられた。

事業名	ひとり親家庭生活支援（カタログギフトの提供）（子育て支援課）
実施日等	令和2年（2020年）7月から令和3年（2021年）6月末まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、生活必需品24点を掲載したカタログを送り、ひとり親家庭に食料品等を提供する。 都が実施主体であるため、区としての事務は、対象者への申込書類送付のみ。
対象者	令和2年（2020年）6月分以降の児童扶養手当受給者およびひとり親世帯への臨時特別給付金の受給者
実績	申込書送付人数：747人 申込率：約91.2%
結果等	・区では、対象者の抽出および申込書類の送付のみ行い、受付や発送、問合せへの対応などは都が委託する事業者が実施したため、他の給付金事業等に比べると区の事務の負担は少なかった。 ・対象者からの評価は概ね良好であった。

事業名	令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分） （子育て支援課）
実施日等	令和3年（2021年）7月20日から令和4年（2022年）3月15日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的負担が大きい低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的として給付金（対象児童1人につき5万円）を支給する。
対象者	令和3年（2021年）4月分の児童手当受給者で住民税が非課税のもの、家計急変者等
実績	979人 76,250,000円
申請受付体制	【受付場所】所属の窓口 【受付方法】窓口、郵送、その他（一部プッシュ型） 【曜日】月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・通常業務と並行しての準備作業は、職員の負担が非常に大きかった。また、区民からの問合せや苦情等への対応も多くあった。 ・プッシュ型の対象者の抽出作業においては、迅速性と正確性を両立した作業工程の構築に苦労した。 ・対象者の拡大や支給額の増額など、区独自の上乗せを要望する声が寄せられた。

事業名	ひとり親世帯への臨時特別給付金（子育て支援課）
実施日等	令和2年（2020年）8月3日から令和3年（2021年）2月26日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て負担が増加し収入が減少したひとり親世帯を支援するため、令和2年（2020年）6月分の児童扶養手当受給者を対象に給付金を支給する。 【基本給付】1世帯当たり5万円（第2子以降1人につき3万円） 【追加給付】1世帯当たり5万円 【再支給】基本給付と同額
対象者	令和2年（2020年）6月分の児童扶養手当受給者
実績	1,697人 99,250,000円
申請受付体制	【受付場所】所属の窓口 【受付方法】窓口、郵送、その他（一部プッシュ型） 【曜日】月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・再支給については、報道等からの情報に頼ることが多く、国に問い合わせても詳細がなかなか得られなかった。限られた準備期間の中で再支給をしなければならず、非常に苦労した。 ・通常業務と並行して突発的な事業に当たったため、職員の負担が非常に大きかった。

事業名	新生児誕生祝品（買物券）の追加支援（子育て支援課）
実施日等	令和2年（2020年）11月2日から令和6年（2024年）3月31日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症流行下において不安を抱えながら出産を迎え、新たに子どもが生まれた家庭の経済的な負担軽減を図るため、買物券を追加で支給する。 ※通常3万円＋追加2万円＝合計5万円 なお、令和6年8月現在、物価高騰における家計の負担軽減を図るため、2万円分を追加し、5万円を支給している。
対象者	令和2年（2020年）4月28日以降に出生した新生児
実績	819人（令和2年度（2020年度）追加支援分）
申請受付体制	【受付場所】所属の窓口 【受付方法】窓口、郵送 【曜日】月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・事業の対象者の基準日をいつにするかや、基準日前に新生児誕生祝品を受け取っていた場合の扱いをどうするかなど、制度設計に苦労した。 ・区民からの評価は概ね良好であった。

事業名	敬老買物券の使用期限の延長（高齢者福祉課）
実施日等	令和3年（2021年）3月31日から令和3年（2020年）5月31日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出自粛で、買い物や食事等の消費行動も制限されたため、令和2年度（2020年度）の敬老買物券の使用期限を、「令和3年（2021年）3月31日」から「令和3年（2021年）5月31日」に変更した。 ※ハッピー買物券、新生児誕生祝品（区内共通買物・食事券）も同様の対応を行った。
対象者	敬老買物券贈呈者（13,348人）

事業名	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の開始 （子ども家庭支援センター）
実施日等	令和３年度（2021 年度）から
事業内容等	新型コロナウイルス感染症流行下における施設型の子育て支援サービスを補完するものとして、都の補助制度を活用する形で事業開始。 【利用時間帯】 月曜から土曜までの 7 時 00 分～22 時 00 分（祝休日除く） 【利用上限】 児童ひとり当たり月 8 時間まで（多胎児は児童ひとり当たり月 16 時間まで） 【助成内容】 1 時間当たり 2,500 円(税込) 【助成期間】 令和３年(2021 年) 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの利用が対象 【対象事業者】 都が指定する認定事業者 令和４年（2022 年） 4 月 1 日以降助成を拡充 【利用時間帯】 毎日、午前 7 時～午後 10 時（祝休日を含む） 【利用上限】 児童ひとり当たり月 12 時間まで（多胎児は児童ひとり当たり月 24 時間まで）
対象者	・ 令和３年度（2021 年度）は、満 3 歳に達する年度の末日までの児童 ・ 令和４年度（2022 年度）からは、満 6 歳に達する年度の末日までの児童
結果等	・ 令和３年度（2021 年度）は、延べ 1,528 世帯が利用し、28,136 千円の補助をした。令和４年度（2022 年度）は、延べ 4,135 世帯が利用し、104,251 千円の補助をした。両年度ともに、当初の想定を大幅に上回る申請があり、新型コロナウイルス感染症流行下において保護者のニーズに対応できた。

事業名	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業（生活支援課）
実施日等	令和3年（2021年）7月1日から令和5年（2023年）3月31日まで ※申請受付終了は、令和4年（2022年）12月31日まで ※令和5年（2023年）3月31日で委託期間終了
事業内容等	【事業目的】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、既に社会福祉協議会の総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対し、求職活動を行うことを条件に有期で支援金を支給することで、就労による自立を図ることを目的とする。 【事業内容】 支給額（月額） 単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円 【支給期間】 原則、申請月から3か月間 ※再支給あり（初回支給と同様の期間）
対象者	対象世帯数（見込み） 1,134世帯
実績	≪令和3年度（2021年度）≫433件 79,440,000円 ≪令和4年度（2022年度）≫221件 54,640,000円
申請受付体制	受付体制：委託事業者 受付場所：特設窓口 受付方法：窓口、郵送 曜日：月～金（午前8時30分から午後5時まで） （水曜日は午後7時まで窓口延長）
結果等	・総受理件数821件に対して、総支給決定件数が654件だった。 申請書類受理後、審査の過程で書類不備や収入要件を満たさない方などがいた。また、転入世帯については、前自治体で同様の給付を受けていないか、前自治体に電話確認をした。

事業名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（管理課）
実施日等	令和3年（2021年）12月23日から令和4年（2022年）12月31日まで
事業内容等	《令和3年度（2021年度） 基準日：令和3年（2021年）12月10日》 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給した。 《令和4年度（2022年度） 基準日：令和4年6月1日》 令和4年度（2022年度）に新たに対象となった住民税非課税世帯等に向けて令和3年度（2021年度）と同内容の支給を行った。
対象者	①基準日において、住民税均等割が非課税である世帯 ②①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年（2021年）分または令和4年（2022年）分の収入見込額が住民税均等割非課税世帯と同様の状態にあると認められる世帯（家計急変世帯）
実績	《令和3年度（2021年度）》12,754件（世帯） 《令和4年度（2022年度）》1,823件（世帯）
申請受付体制	受付体制：委託事業者 受付場所：特設窓口 受付方法：電話、窓口、郵送 曜 日：月～金（午前8時30分から午後5時（水曜日は午後7時）まで）
結果等	・国から事業の通知が発出された（国会での補正予算成立を含む）後、区でも早急に事業スキーム（兼務職員の発令、補正予算の成立、要綱の制定や委託事業者の選定）を構築し、滞りなく事業を実施した。そのため、対象者に対して大きな混乱を招くことなく給付金を支給することができた。支給が遅いという声もあったが、お礼の声も多数いただいた。 ・その一方で、コールセンターについては、当初の想定より問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい状況が続いたため、回線数（3件→5件）を増やすなど対応を行った。 ・対象者の抽出作業は、本給付金が特定公的給付（マイナンバーとひも付いた課税情報など）を利用し対象世帯を特定）に指定されているため、速やかに行うことができた。今後実施する国の給付金においても同様と考えられる。 ・申請期限終了後にも一定数問合せがあり、主に、入金日の確認、申請期限を過ぎてしまったがこれからでも間に合うか、今後も同様の給付金事業が行われるか、といった内容であった。 ・本業務の遂行に当たり令和3年（2021年）12月1日付けで1人、12月23日付けで3人、兼務発令による職員の応援を受けた。

事業名	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（子育て支援課）
実施日等	令和3年（2021年）12月24日から令和4年（2022年）3月31日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から子育て世帯を支援するために給付金（対象児童1人につき10万円）を支給する。
対象者	令和3年（2021年）9月分の児童手当支給対象児童、令和3年（2021年）9月30日時点で高校生世代の児童または令和4年（2022年）3月31日までに生まれた児童を養育する者（所得制限あり）
実績	9,052人 1,335,550,000円（支援給付金を含む。）
申請受付体制	【受付場所】特設窓口 【受付方法】窓口、郵送、その他（一部プッシュ型） 【曜日】月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・通常業務と並行しての準備作業は、職員の負担が非常に大きかったが、他部署から職員の応援（兼務発令）を得て、なんとか無事に事業を実施することができた。 ・対象者の抽出作業においては、児童福祉システム事業者や情報システム課と調整しながら進めることにより、大きな事故なく支給できた。 ・区民からは、給付金事業についての苦情や区長への手紙などが多数寄せられた。

事業名	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）（子育て支援課）
実施日等	令和4年（2022年）2月21日から3月31日まで
事業内容等	既に実施している令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金において、基準日後に離婚等により新たに対象児童の養育者になっているにもかかわらず当該給付金を受け取れなかった者等に対し、給付金（対象児童1人につき10万円）を支給する。
対象者	離婚等により児童を養育しているが給付金を受け取っていない者のうち、令和4年（2022年）3月分の児童手当（本則給付）の受給者になったもの等（所得制限あり）
実績	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金参照
申請受付体制	【受付場所】特設窓口 【受付方法】窓口、郵送、その他（一部プッシュ型） 【曜日】月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金参照

事業名	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）（子育て支援課）
実施日等	令和4年（2022年）6月24日から令和5年（2023年）3月15日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的負担が大きい低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的として給付金（対象児童1人につき5万円）を支給する。
対象者	令和4年（2022年）4月分の児童手当受給者で住民税が非課税のもの、家計急変者等
実績	1,025人 79,100,000円
申請受付体制	【受付場所】所属の窓口 【受付方法】窓口、郵送、その他（原則プッシュ型） 【曜日】月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・通常業務と並行しての準備作業は、職員の負担が非常に大きかった。また、区民からの問合せや苦情等への対応も多くあった。 ・プッシュ型の対象者の抽出作業においては、迅速性と正確性を両立した作業工程の構築に苦労した。 ・対象者の所得要件として、住民税非課税の者と定められているため、所得が非課税の基準をわずかに超えている方などは対象外となることがあり、国の制度設計上の課題を感じた。

事業名	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（子育て支援課）
実施日等	令和4年（2022年）6月27日から令和5年（2023年）2月28日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的負担が大きい低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的として給付金（対象児童1人につき5万円）を支給する。
対象者	令和4年（2022年）4月分の児童扶養手当受給者、家計急変者等
実績	589人 39,650,000円
申請受付体制	【受付場所】所属の窓口 【受付方法】窓口、郵送、その他（一部プッシュ型） 【曜日】月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・通常業務と並行しての準備作業は、職員の負担が非常に大きかった。また、区民からの問合せや苦情等への対応も多くあった。 ・プッシュ型の対象者の抽出作業においては、迅速性と正確性を両立した作業工程の構築に苦労した。 ・対象者が令和4年（2022年）4月分の児童扶養手当受給者と定められていたため、当該手当の所得制限をわずかに超えているために、当該月分の手当を受給していない方は対象外となることがあり、国の制度設計上の課題を感じた。

事業名	高齢者向け区内共通買物・食事券（シルバー応援買物券）の臨時給付 （高齢者福祉課）
実施日等	令和4年（2022年）10月1日から令和5年（2023年）3月31日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格の上昇や物価高騰により家計の負担が増加する一方で、主要な収入源である公的年金の引き下げにより、厳しい生活環境に置かれている高齢者の生活を支援することを目的として、区内共通買物・食事券（シルバー応援買物券）を支給した。1人あたり12,000円分（500円券×24枚）
対象者	令和4年（2022年）10月1日（基準日）において、区の住民基本台帳に登録されており、令和4年度（2022年度）中に65歳以上となる方
実績	25,880人 買物券使用額（換金実績）：296,524,000円
申請受付体制	委託により実施 受付場所：委託事業者の事務局 受付方法：申請なしで給付するプッシュ型 曜日：月～金（8時30分から17時00分まで）コールセンター運営
結果等	・対象者からは概ね好評だったと思われる。 ・申請不要で対象者宅へゆうパックで送り届けたため、大きな混乱はなかった。コールセンター対応、不在で返戻された場合の再送付等も含めて委託したため、概ね円滑に事業が遂行できた。

事業名	江戸バス乗車券支給事業（高齢者福祉課）
実施日等	令和5年（2023年）6月20日から令和8年（2026年）6月30日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症が収まった後の社会活動促進のため、高齢の方（他の所管課で障害者や妊産婦も併せて事業開始）の外出機会を確保し、健康づくりや生きがいづくりへの取組につなげてもらうことを目的として、中央区コミュニティバス（江戸バス）に乗車時に提示することで無料で乗車できる券（江戸バス乗車券）を発行した。
対象者	区内在住の65歳以上の方
実績	令和5年（2023年）6月20日（事業開始）時点の対象者数：25,700人 対象者あて乗車券を一斉発送 以降、新規対象者（65歳の誕生日を迎えられた方および65歳以上で転入された方）あてに、月毎に乗車券を送付
結果等	対象者からはおおむね好意的な声があがっているが、一部の対象者より江戸バスの使い勝手などに関する事、江戸バス利用者から高齢者の乗車率が増えたことによって不便になったとの声があった。

(2) 中小企業および地域団体等への支援

事業名	中央区新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（保育課）
実施日等	令和2年（2020年）1月16日から令和5年（2023年）3月31日まで
事業内容等	施設運営または事業の実施において、新型コロナウイルス感染症に対する強い危機管理体制を整えることを目的として、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費や保育所等における物品等の購入支援および感染症対策として必要となる備品等の購入等に要する経費の一部について、補助を実施した。 【補助対象経費】 ・保育所の職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金および通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規定等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金（令和元年度（2019年度）、令和2年度（2020年度）は補助対象外） ・施設の感染症防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援 ・感染症拡大の防止対策用として購入等した部品や施設等の消毒等 【要件】 ・当該年度4月1日から12月31日までの期間における勤務実績に対して支払われている賃金等または当該期間に納品されているもので、かつ、当該期間に支払い等を済ませたことが証明できる書類等を翌年1月31日までに区に提出可能なもの ・新型コロナウイルス感染拡大の防止対策用として直接資するものに要する経費であること 【補助交付額】 1施設当たりの実支出額と定員に応じた補助上限額と比較していずれか少ない額 ・定員19人以下 300,000円 ・定員20人以上59人以下 400,000円 ・定員60人以上 500,000円 ※令和元年度（2019年度）、令和2年度（2020年度）は定員に関わらず500,000円
対象者	・保育所（公設民営および私立認可保育所）および認定こども園（幼保連携型認定こども園は除く） ・小規模保育事業および事業所内保育事業 ・認証保育所 ・認可外保育施設（居宅訪問型保育事業は除く） ※認証保育所、認可外保育施設は令和元年度（2019年度）対象外
実績	《令和元年度（2019年度）》32件 1,231,685円 《令和2年度（2020年度）》58件 12,265,091円 《令和3年度（2021年度）》89件 31,546,635円 《令和4年度（2022年度）》95件 30,828,907円
申請受付体制	【受付場所】 所属の窓口 【受付方法】 窓口、電話、メール 【曜日】 月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・新型コロナウイルス感染症は子どもの生命、身体に関わる未知の感染症であったため、普段区から補助金を交付する機会のない認可外保育所も対象とした。また、保育所における感染症対策の経費負担が大きかったことから、感謝の声が多数寄せられた。 ・民間事業者への申請の受付や審査業務の一部を委託したところ、チェックする項目が幅広く、作業量が多かったことや事業者の提出する申請書の精度が低いことなどの苦労があった。 ・委託事業者の職員だけでは可否が難しい申請も多くあり、業務がスケジュール通りに進まなかった。

事業名	セーフティネット保証の認定および危機関連保証の認定申請受付（商工観光課）
実施日等	令和２年（2020年）２月から令和６年（2024年）３月まで
事業内容等	国の金融経済対策として中小企業信用保険法第２条第５項第４号（セーフティネット保証４号）、同項第５号（セーフティネット保証５号）および同条第６項（危機関連保証）の対象が全国または全業種となったため、認定の申請窓口となっている商工観光課で申請を受け付けた。 【セーフティネット保証４号】 令和２年（2020年）２月１８日から令和６年（2024年）３月３１日まで 【セーフティネット保証５号】 令和２年（2020年）５月１日から全業種指定 令和３年（2021年）８月１日から一部業種に縮小 【危機関連保証】 令和２年（2020年）２月１日から令和３年（2021年）12月31日まで
対象者	コロナの影響により売上高等が減少している区内中小企業者や業況の悪化している指定業種を営んでいる区内中小企業者
実績	《令和２年度（2020年度）》 11,136 件 《令和３年度（2021年度）》 2,840 件 《令和４年度（2022年度）》 1,947 件

事業名	新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金（商工観光課）
実施日等	令和２年（2020年）３月18日から令和５年（2023年）３月31日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて資金繰りが悪化している区内中小企業を支援するため、商工業融資制度として新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金を新設し、融資あっ旋の申請を受け付けた。 融資限度額：1,000万円（新設当初） 利率：1.8%（内1.7%は区が補給） 保証料：全額補助 返済期間：7年以内（据置期間12カ月以内を含む） 令和３年度（2021年度）から新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を受け、受付期間の延長および内容の拡充を実施した。 融資限度額：1,000万円→2,000万円 （令和２年度（2020年度）中に利用している場合は差額分の利用可）
対象者	区内中小企業者
実績	令和２年度（2020年度）4,318件 38,431,170千円 令和３年度（2021年度）2,302件 30,131,760千円 令和４年度（2022年度）1,261件 15,985,600千円

事業名	区立特別養護老人ホーム等における感染症対策に対する補助（高齢者福祉課）
実施日等	令和2年（2020年）4月から令和5年度（2023年度）まで
事業内容等	①利用料金の補填 区立特別養護老人ホーム2施設において、令和2年（2020年）4月から5類移行前までの間、ショートステイを3枠減らすことで空床の確保を依頼し、感染者が発生した場合の隔離場所を用意した。 区としては空床を確保したことに伴い収支が赤字になった場合、指定管理事業者の負担とならないよう、年度協定において補填が可能となる文言を新たに追記し、補填した施設もあった。 ②検診費用の助成 コロナ前は医療機関で健診を受診していたが、感染リスクが高いため、令和2年度（2020年度）の受診からは施設と医療機関で委託契約を締結し施設内で実施した。当該費用については、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）まで区が委託料として負担している。 ③施設内ワクチン接種の実施 新型コロナウイルスワクチン接種については、第1回目接種から保健所と連携し、民間を含めて区内特別養護老人ホーム等において施設内ワクチン接種を実施した。 ④応急対応ホームヘルプサービス事業の実施 令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）まで、家族がり患し入院するなどの理由により、介護者が不在となった要介護者のためのホームヘルプ事業を実施した。
対象者	①の事業 指定管理事業者 ②の事業 施設入所者 ③の事業 施設入所者、入所施設職員 ④の事業 介護者がコロナに感染した等、区がホームヘルプサービスを必要だと判断した在宅高齢者
申請受付体制	【対応職員】各施設担当者および施設職員 ④の事業のみ委託により実施
結果等	・ワクチン接種についての国からの通知が二転三転することがあり、事業者の混乱を招かないよう、情報提供を行うタイミングに苦慮した。 ・ワクチン接種においては、利用者家族からの同意が必要など事務スキームが煩雑であったが、回を重ねるごとに円滑に進むようになった。 ・応急対応ホームヘルプサービス事業については、利用者0名であった。

事業名	中央区新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業（保育課）
実施日等	令和2年（2020年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで
事業内容等	【事業内容】 新型コロナウイルス感染症により、認証保育所が臨時休園等をした場合において、認証保育所を運営する事業者が利用者負担額を軽減した場合、その費用の全部または一部を中央区（以下「区」という。）が補助した。
対象者	東京都認証保育所
実績	≪令和2年度（2020年度）≫ 36,269,420円 ≪令和3年度（2021年度）≫ 8,335,140円 ≪令和4年度（2022年度）≫ 2,168,970円
申請受付体制	受付場所：所属の窓口 受付方法：窓口、郵送、メール 曜日：月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・区においては、中央区児童が利用する認証保育所宛てに毎月の児童の登園実績調査を実施したり、補助金申請書類の審査を行ったりなどの業務が大幅に増加した。 ・認証保育所においても、利用料の減免手続き（納入済みの利用料の返還を含む）等の業務が大幅に増加した。 ・保護者においては、休園による利用料の減免が適用されたことで経済的負担が軽減した者がいた。

事業名	中央区新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う保育所等の臨時休園に係る延長保育料の日割り計算による減額に対する補助（保育課）
実施日等	令和2年（2020年）4月13日から令和5年（2023年）3月31日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う保育所等の臨時休園等に係る保育料・延長保育料・副食費の日割り計算による徴収（以下「日割り計算による徴収」という。）については、令和2年度（2020年度）より実施している。 これに伴い、区内私立保育所等においては、私立保育所等を運営する事業者（以下、「私立保育所等運営事業者」という。）が保護者に対して延長保育料の日割り計算による徴収を行ったが、当初に徴収する予定であった延長保育料よりも減額された延長保育料の徴収となるため、私立保育所等運営事業者に損失が発生してしまっていた。そこで、私立保育所等運営事業者が負担した延長保育料の一部を区が補助することにより、引き続き安定した保育提供の体制整備を行うことを目的として、私立保育所等運営事業者へ補助を実施した。 【補助対象経費】 延長保育料 【補助対象額】 当初の延長保育料から日割り計算による徴収となった延長保育料を控除した額
対象者	区内私立認可保育所、区内私立認定こども園、区内地域型保育事業
実績	《令和2年度（2020年度）》45件 4,347,270円 《令和3年度（2021年度）》41件 511,940円 《令和4年度（2022年度）》27件 37,870円
申請受付体制	【受付場所】所属の窓口 【受付方法】窓口、郵送、メール 【曜日】月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・臨時休園する保育施設が年々減ってきたことで、年度ごとに補助額も減少したものの、事業者からは、延長保育料を日割りして保護者に返還することで、当初の収入と見込んでいた金額が得られないため、当事業の補助により大変助かったという声が寄せられた。 ・従事した職員が、園ごとに補助額を算出する必要があるため、事務処理に時間を要した。

事業名	介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業（介護保険課）
実施日等	令和２年（2020年）４月３０日から令和３年（2021年）３月３１日まで
事業内容等	介護サービス事業所において、居室等に簡易陰圧装置を設置し、または簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業について、経費支援を行った。 【補助対象経費】 簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費または工事請負費および工事事務費 【補助基準額】 簡易陰圧装置１台につき４,３２０千円 【補助率】 １０分の１０
対象者	地域密着型特別養護老人ホームおよび併設される短期入所生活介護事業所、認知症高齢者グループホームおよび小規模多機能型居宅介護事業所
実績	１件　２,８３８,０００円
申請受付体制	【対応職員】１名 【受付場所】所属の窓口 【受付方法】郵送 【曜日】月～金（８時３０分から１７時００分まで）
結果等	重症化しやすい高齢者が多い介護施設等に対し、簡易陰圧装置の設置を促進し、感染拡大のリスクを低減することができた。

事業名	新型コロナウイルス感染症感染拡大中の胃がん検診内視鏡検査の安全対策に対する費用助成（管理課）
実施日等	令和2年（2020年）6月から令和3年（2021年）3月まで
事業内容等	特に感染リスクが高いと言われている胃がん検診内視鏡検査について、区内医師会より安全対策に関する支援についての要望があったため、安全性を確保するための対策に係る費用の一部を助成した。 （安全対策費用は1件当たり1,000円程度とし、年間実施件数3,000件分を実施医療機関数に応じて各医師会へ割り振った。） 中央区医師会：20医療機関 日本橋医師会：10医療機関
対象者	公益社団法人中央区医師会、公益社団法人日本橋医師会
実績	中央区医師会 2,000,000円 日本橋医師会 1,000,000円

事業名	障害福祉サービス事業所緊急支援給付金（障害者福祉課）
実施日等	令和2年（2020年）7月1日から令和2年（2020年）8月31日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出中においても、事業の継続が求められた障害福祉サービスについて、感染への不安などによる利用者の減少により、減収となった区内事業所に対し、減収相当額の給付金を支給することで、福祉サービス基盤の確保を図る。 区に請求のあった令和2年（2020年）4月分および5月分の給付費実績額について、月ごとに前年同月との差額（減収相当額）を支給する。（上限 月50万円）
対象者	介護給付（施設入所支援除く）、訓練等給付（共同生活援助除く）、障害児通所支援、移動支援事業所
実績	23件 8,320,000円
申請受付体制	受付場所：所属の窓口 受付方法：電話、窓口、郵送 曜日：月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	介護保険と併設する事業所もあり、障害児通所支援においてはコロナ禍での臨時的な取扱いにより、事業所の受入れ体制が緩和されたこともあったため著しい給付費への影響も避けられたため、積極的な申請に係る問い合わせ等も少なく、当初予定を下回った。

事業名	介護サービス事業所緊急支援給付金（介護保険課）
実施日等	令和2年（2020年）7月27日から令和2年（2020年）9月30日まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出中においても、事業の継続が求められた介護サービスについて、感染への不安などによる利用者の減少により、減収となった区内事業所に対し、減収相当額の給付金を支給することで、福祉サービス基盤の確保を図る。 区に請求のあった令和2年（2020年）4月分および5月分の給付費実績額について、月ごとに前年同月との差額（減収相当額）を支給する。（上限 月50万円）
対象者	中央区内にあり東京都または中央区の指定を受け次の介護サービスを行う事業所 (1) 居宅サービス 訪問介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護 (2) 地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護 (3) 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス、通所型サービス
実績	103件 31,180,000円
申請受付体制	受付場所：所属の窓口 受付方法：電話、窓口、郵送 曜日：月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	給付費実績に基づき対象となる事業所へ申請案内を行ったため、申請に係る問い合わせは少なかった。

事業名	新型コロナウイルス感染症拡大防止活動の協力に関する協定に基づく補助（商工観光課）
実施日等	令和2年（2020年）8月頃から令和6年（2024年）3月31日まで
事業内容等	「新型コロナウイルス感染症拡大防止活動の協力に関する協定」を締結した団体が行う感染症拡大防止に関する取組に対して補助金を交付した。 補助率：10/10 補助上限額：30万円（1団体あたり） 協定締結日：令和2年（2020年）8月頃
対象者	「新型コロナウイルス感染症拡大防止活動の協力に関する協定」を締結した団体
実績	《令和2年度（2020年度）6件》 1,770,900円 《令和3年度（2021年度）4件》 1,166,657円 《令和4年度（2022年度）4件》 1,183,781円

事業名	船着場利用料の減額措置（交通課）
実施日等	令和２年（2020年）８月３１日から令和６年（2024年）３月３１日まで
事業内容等	船着場利用事業者への支援として利用料金を半額とした。
対象者	日本橋船着場、朝潮運河船着場利用事業者
実績	≪令和２年度（2020年度）≫3,117件 2,930,150円 ≪令和３年度（2021年度）≫4,921件 4,076,400円 ≪令和４年度（2022年度）≫7,868件 7,759,500円 ≪令和５年度（2023年度）≫10,264件 10,641,200円
申請受付体制	【委託事業者（令和５年度（2023年度））】名橋「日本橋」保存会、株式会社朝汐 【受付方法】電話、ファックス 【曜 日】月～金（午前９時から午後５時まで）
結果等	新型コロナウイルス感染症流行下により舟運利用者が減少したため事業者の支援となった

事業名	飲食業団体・商店街における集客事業等への補助（商工観光課）
実施日等	令和２年（2020年）12月１日から令和３年（2021年）３月３１日まで 令和３年（2021年）10月１日から令和４年（2022年）３月３１日まで
事業内容等	飲食業団体および商店街が行う販路拡大や集客促進等の取組に対して補助金を交付した。 【補助率】 ４／５ 【補助上限額】800万円（１団体あたり）
対象者	本区と「新型コロナウイルス感染症拡大防止活動の協力に関する協定」を締結した飲食業団体および中央区商店街連合会に加盟する商店街
実績	≪令和２年度（2020年度） ７件≫ 39,629,969円 ≪令和３年度（2021年度）11件≫ 66,501,352円

事業名	高齢者施設における PCR 検査費用補助（介護保険課）
実施日等	令和 2 年（2020 年）12 月 4 日から令和 3 年（2021 年）3 月 31 日まで
事業内容等	介護サービス事業所に対し、PCR 検査にかかった費用（検査費用に限る。）を補助した。 【補助対象経費】 入所者（新規入所予定の者および病院を退院予定の者を含む。）および職員（新規採用予定職員を含む。）に係る PCR 検査費用 【補助基準額】 1 人当たり 30,000 円 【補助率】 10 分の 10
対象者	地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム
実績	2 件 919,000 円
申請受付体制	対応職員：1 名 受付場所：所属の窓口 受付方法：窓口、郵送 曜日：月～金（8 時 30 分から 17 時 00 分まで）
結果等	感染症が発生した場合の影響が大きい高齢者施設に対し、PCR 検査に係る費用を補助することにより、更なる感染症対策の強化を図ることができた。

事業名	教えて！まちのお店おしらせ事業補助金（地域振興課）
実施日等	令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日まで
事業内容等	連合町会に対し、町会・自治会の法人会員をはじめとする地域の事業所を紹介する事業に要する経費の一部について補助金を交付することにより、地域の経済活動の活性化を図るとともに、法人会員を町会・自治会の重要な要員として位置付ける都心型地域コミュニティの意識を喚起する。
対象者	区内連合町会
実績	交 付 額 4,796,000 円

事業名	キャッシュレス決済ポイント還元事業（商工観光課）
実施日等	令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）5月29日まで
事業内容等	≪令和3年度（2021年度）≫ 期間：令和3年（2021年）4月1日から4月30日まで ポイント還元率：20% 付与上限額：3,000円相当／1回、12,000円相当／期間 ≪令和4年度（2022年度）≫ 決済事業者を1社から4社に拡大して実施 期間：令和4年（2022年）5月1日から5月29日まで ポイント還元率：20% 付与上限額：1決済事業者当たり3,000円相当／1回 10,000円相当／期間
対象者	大手チェーン店、コンビニエンスストアなどを除く区内の中・小規模の各キャッシュレス決済サービス事業者加盟店
実績	≪令和3年度（2021年度）≫ポイント還元額 224,229,738円 ≪令和4年度（2022年度）≫ポイント還元額 424,204,653円

事業名	経営セーフティ共済加入補助（商工観光課）
実施日等	令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで
事業内容等	中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）掛金の一部を補助する。 【対象経費】 契約月から6か月間の掛金 【補助率】 対象経費の1／3（月額上限20,000円）
対象者	区内の中小企業者等
実績	≪令和3年度（2021年度）≫55件 6,294,000円 ≪令和4年度（2022年度）≫40件 4,800,000円

事業名	オンライン展示会への出展料補助（商工観光課）
実施日等	令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで
事業内容等	インターネットを利用して行われる展示会等への出展経費の一部を補助する。（国外で開催される展示会を含む。） 対象経費：オンライン展示会への出展（登録）費用 補助率：対象経費の1／2（上限15万円）
対象者	区内の中小企業者等
実績	≪令和3年度（2021年度）≫5件 468,000円 ≪令和4年度（2022年度）≫1件 150,000円

事業名	EC サイト活用補助（商工観光課）
実施日等	令和 3 年（2021 年） 4 月 1 日から令和 4 年（2022 年） 3 月 31 日まで
事業内容等	新たに EC サイトにおいてオンライン販売・決済を行うためのサイト構築や利用に必要な初期登録費用の一部を補助する。 対象経費：独自 EC サイト構築費用 モール型 EC サイトへの初期登録費用 補助率：対象経費の 10/10（上限 60,000 円）
対象者	区内の中小企業者等
実績	≪令和 3 年度（2021 年度）≫ 37 件 2,212,750 円 ≪令和 4 年度（2022 年度）≫ 9 件 540,000 円

事業名	販路拡大等支援補助（商工観光課）
実施日等	令和 3 年（2021 年） 4 月 1 日から令和 4 年（2022 年） 3 月 31 日まで
事業内容等	商店街または共同事業体が行う、販路や受注の拡大、売上の向上等を目的とした新たな事業に係る費用の一部を補助する。 【対象事業】配送事業、販売事業、通信販売カタログ等作成事業、専門家活用事業、キャッシュレスシステム導入事業、EC サイト構築事業、展示会開催事業 【補助率】対象経費の 4/5（上限 20 万円～100 万円）
対象者	商店街または共同事業体
実績	≪令和 3 年度（2021 年度）≫ 4 件 1,983,000 円 ≪令和 4 年度（2022 年度）≫ 4 件 1,621,000 円

事業名	一般社団法人中央区観光協会に対する補助（商工観光課）
実施日等	令和 3 年（2021 年） 8 月 31 日交付決定
事業内容等	一般社団法人中央区観光協会において、会員を対象とした新型コロナワクチン職域接種を実施するため、中央区商工観光団体に対する補助金交付要綱に基づき、補助金を交付した。
対象者	一般社団法人中央区観光協会
実績	令和 3 年度（2021 年度） 1 件 8,490,933 円

事業名	中央区地域コミュニティ連携事業補助金（地域振興課）
実施日等	令和３年（2021年）10月１日から令和５年（2023年）３月31日まで
事業内容等	町会・自治会および連合町会に対し、ポストコロナを見据え、まちににぎわいと活気を取り戻し、地域のつながりに貢献する事業の実施を促すため、町会等と中央区の区域内の団体や企業が連携して行う事業に要する経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域コミュニティのさらなる醸成を図る。
対象者	区内町会・自治会および連合町会
実績	≪令和３年度（2021年度）≫ 交 付 額 7,680,000 円 ≪令和４年度（2022年度）≫ 交 付 額 12,013,000 円

事業名	新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金（借換資金）（商工観光課）
実施日等	令和４年（2022年）４月１日から令和６年（2024年）３月31日まで
事業内容等	コロナ禍における区内中小企業の負担軽減を図るため、資金使途を新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金の借換に限定した借換資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金）を新設した。
対象者	中央区新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金を返済中の区内中小企業者
実績	令和４年度（2022年度）122 件 1,158,146 千円

(3) 税金・健康保険

事業名	国民健康保険傷病手当金（保険年金課）
実施日等	令和2年（2020年）1月1日から令和5年（2023年）5月7日まで（適用期間）
事業内容等	新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われた場合に、その療養のために出勤することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）に傷病手当金を支給。（時効2年間）
対象者	中央区国民健康保険被保険者
実績	≪令和2年度（2020年度）13件≫ 3,022,544円 ≪令和3年度（2021年度）22件≫ 3,405,661円 ≪令和4年度（2022年度）80件≫ 4,030,967円 ≪令和5年度（2023年度）6件≫ 381,900円
申請受付体制	【対応職員】5名 【受付場所】所属の窓口 【受付方法】窓口、郵送 【曜日】月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・国民健康保険被保険者ではない方や個人事業主の方等対象とならない方からの問い合わせも多く、説明に苦慮した。 ・後遺症によって出勤できなかった期間や濃厚接触の疑いにより出勤を自粛した場合や出勤抑制のため事業主から自宅待機を命じられた場合については対象にならないことについて、なかなか理解を得られないこともあった。

事業名	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による 介護保険の第一号被保険者の減免措置（介護保険課）
実施日等	令和2年（2020年）2月分から令和5年（2023年）3月分まで （受付は納期限後でも可）
事業内容等	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者に係る保険料を減免する。
対象者	①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第一号被保険者 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる第一号被保険者
実績	≪令和元年度（令和2年（2020年）2月、3月納期分）≫ 57件 612,007円（次年度受付） ≪令和2年度（2020年度）≫ 64件 4,415,789円+1件 8,300円（次年度受付） 計65件 4,424,089円 ≪令和3年度（2021年度）≫ 36件 2,346,298円 ≪令和4年度（2022年度）≫ 23件 1,727,491円 +1件 13,620円（次年度受付） 計24件 1,741,111円
申請受付体制	【対応職員】 2～3名 【受付場所】 所属の窓口 【受付方法】 窓口、郵送 【曜日】 月～金（8時30分から17時00分まで）
結果等	・減免申請の受け付けのために要綱を新しく整備したこと。 ・事業収入等の減少により生活が困難となっている被保険者に対する支援を速やかに実施するため、事業収入等の減少については、「見込み」で判断するよう、国から通知された。申請時点までの一定期間の帳簿や給与明細書の提出、事業の廃止や失業の証明書類等を提出してもらい、対象になるか審査する事務処理が難しかった。

事業名	特別区民税・都民税の申告期限の延長等（税務課）
実施日等	令和２年度（2020年度） 令和２年（2020年）３月16日（当初期限）を４月16日までに延長 令和３年度（2021年度） 令和３年（2021年）３月15日（当初期限）を４月15日までに延長
事業内容等	国が所得税（および復興特別所得税）、贈与税および個人事業税の消費税（および地方消費税）の申告期限・納付期限を延長することとした。これを受け、本区においても新型コロナウイルス感染拡大の観点から、特別区民税・都民税の申告期限を延長した。 なお、申告期限の延長については、区ホームページや区のおしらせにより、周知を行った。

事業名	納税の徴収猶予の特例（税務課）			
実施日等	令和２年（2020年）４月30日から令和３年（2021年）１月31日まで			
事業内容等	令和２年（2020年）２月１日から令和３年（2021年）１月31日までに納期限が到来する特別区民税・都民税（普通徴収・特別徴収）、軽自動車税等を１年間、徴収の猶予を行った。			
実績				
	種類	件数	人数・企業数	合計
	普通徴収分	286 件	207 人	121,770,100 円
	特別徴収分	115 件	63 社	27,345,600 円
	軽自動車分	1 件	1 社	45,900 円
	退職金分	1 件	1 社	3,707,500 円
	合 計	403 件	272 人・社	152,869,100 円

事業名	新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険料の減免措置（保険年金課）
実施日等	令和2年（2020年）6月15日から令和5年（2023年）3月31日まで
事業内容等	新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等について、国民健康保険料の減免を行う。 ※減免対象年度：令和元年度（2019年度）分（2・3月分のみ）、令和2年度（2020年度）分、令和3年度（2021年度）分および令和4年度（2022年度）分の保険料
対象者	新型コロナウイルスの影響により世帯の生計維持者が死亡、重篤な傷病、または収入が減少した被保険者等
実績	賦課年度ごとの対象世帯数、および減免金額 ≪令和元年度（2019年度）≫ 737件 28,293,162円 ≪令和2年度（2020年度）≫ 1,463件 291,638,878円 ≪令和3年度（2021年度）≫ 570件 102,660,330円 ≪令和4年度（2022年度）≫ 255件 48,842,032円
申請受付体制	【受付場所】所属の窓口 【受付方法】窓口、郵送 【曜日】土祝以外（午前8時30分から午後5時まで） （水曜日は午後7時まで窓口延長）
結果等	・新型コロナウイルスの影響により収入が著しく減少した対象者からは喜ばれた一方、所得を雑所得で計上しているフリーランスの方など国が提示する本減免の適用要件から外れた方等については不満の声も聞かれた。 ・本件については既存職員に加え派遣職員1名を増員し対応したが、特に制度開始当初の令和2年度（2020年度）は申請者数が殺到し、繁忙時は減免審査の休日対応に追われるなど対応に苦慮した。 ・本制度について要綱策定と毎年改正が発生したが、元となる国通知発出が遅いこともあり、限られた時間の中で対応に追われた。

事業名	新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等に係る 後期高齢者医療保険料の減免措置（保険年金課）
実施日等	令和2年（2020年）7月15日から令和5年（2023年）3月31日まで
事業内容等	新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等について、後期高齢者医療保険料の減免を行うための申請書受付を行う。 区で受け付けた申請書は東京都後期高齢者医療広域連合に送付する。 広域連合にて減免決定した対象者に対して、区より減免決定通知書および納入変更通知書の発送を行う。 ※減免対象年度：令和元年度（2019年度）分（2・3月分のみ）、令和2年度（2020年度）分、令和3年度（2021年度）分および令和4年度（2022年度）分の保険料
対象者	新型コロナウイルスの影響により世帯の生計維持者が死亡、重篤な傷病、または収入が減少した被保険者
実績	賦課年度ごとの対象世帯数、および減免金額 《令和元年度（2019年度）》 28件 600,900円 《令和2年度（2020年度）》 33件 3,438,100円 《令和3年度（2021年度）》 12件 949,900円 《令和4年度（2022年度）》 6件 452,200円
申請受付体制	【対応職員】 2名 【受付場所】 所属の窓口 【受付方法】 窓口、郵送 【曜日】 土祝以外（午前8時30分から午後5時まで） （水曜日は午後7時まで窓口延長）
結果等	・担当（2名）のみで対応したため、通常業務との両立が困難だった。 ・提出資料の「世帯の主たる生計維持者の所得・収入状況表」について、説明内容を理解いただくまでに時間がかかることが多かったため、高齢者が理解して記入するには大変複雑な資料だと感じた。

事業名	特別区民税・都民税証明書の手数料免除（税務課）
実施日等	償還免除申請 令和４年(2022年)１月４日～償還免除の申請受付終了時まで 償還猶予申請 令和４年(2022年)12月１日～償還猶予の申請受付終了時まで
事業内容等	新型コロナウイルス感染症による休業や失業等により、福祉資金緊急小口資金や総合支援資金の貸付（社会福祉協議会における事業）を受け、償還時においてなお所得の減少が続く生活困窮世帯の償還免除や償還猶予の申請にかかる負担を軽減し、福祉サービスの向上を図ることを目的として、次の申請に対し、提出書類となっている特別区民税・都民税課税（非課税）証明書の発行手数料を免除とした。 ・福祉資金緊急小口資金（特例貸付）および総合支援資金生活支援費（特例貸付）の償還免除申請 ・福祉資金緊急小口資金（特例貸付）および総合支援資金生活支援費（特例貸付）の償還猶予申請

7 各部における取組等

「Ⅱ 中央区の主な取組」の第1章から第6章まで記載した事業や取組以外で各部が実施した新たな取組や縮小した事業について以下のとおり整理した。（各部時系列順）

（感染症対策の措置を行った内容のみ記載しているため、実施日や内容は事業ごとに異なる。）

（各取組については新型コロナウイルス感染症の状況等により通常に事業を行った年度については不記載とした。）

（1）企画部

【事業の休止・縮小、会議等における対応（企画部）】

内容	フロアマネージャー業務（広報課）
実施日等	令和2年（2020年）4月7日から令和3年（2021年）12月28日まで 令和4年（2022年）1月21日から令和5年（2023年）3月31日まで
取組内容等	・本庁舎1階のまごころステーションで行っているフロアマネージャー業務を中止した。 ・中止前はフロアマネージャーとして、来所者への積極的な声掛けや、来所者からの気軽な問い合わせがあり取扱件数は伸びていた。新型コロナウイルスの流行によるフロアマネージャー業務の中止時は、取扱件数は減少した。従来からの委託業者による案内窓口の利用は増加した。

内容	法律相談業務（広報課）
実施日等	令和2年（2020年）4月8日から令和3年（2021年）11月30日まで
取組内容等	・対面による相談から電話による相談に変更した。 ・職員は予約の際に、法律相談を利用する区民に対し「限られた時間内に効率よく相談するために相談内容をまとめ、関係者を正しく把握しておくよう」依頼した。 ・区民は資料の提示ができないため、相談内容の説明に時間を取られ実質の相談に掛ける時間が短くなった。 ・弁護士会に委託している事業で、派遣された弁護士が相談会場で電話による相談を受けた。相談資料の提示はなく、相談者の表情も見えないため相談内容の把握に苦慮した。

【その他事業等（企画部）】

内容	プレスリリース（広報課）
実施日等	令和2年（2020年）2月から令和4年（2023年）5月まで
取組内容等	・区の対応方針や区職員等の感染状況、ワクチン接種体制の情報などを報道機関向けに随時リリースした。 ・感染拡大期は感染者情報などが錯綜する中での対応となり、正確な情報をリリースする上での事前確認作業が特に大変だった。 ・日々、状況が刻々と変化することから、連日のリリースを行うこともあり、負担は大きかった。

内容	新富分庁舎における感染症対策（情報システム課）
実施日等	令和2年度（2020年度）から令和5年（2023年）10月末まで
取組内容等	・来庁者の感染防止のため、次亜塩素酸による手指消毒薬を新富分庁舎1階、4階、5階エレベーターホールに設置し、手指の消毒を推奨した。

内容	新型コロナウイルス感染症対策関係補正予算の計上（財政課）
実施日等	令和2年度（2020年）から令和5年（2023年）10月末まで
取組内容等	《令和2年度（2020年度）》 9回（うち新型コロナウイルス感染症関連9回） 《令和3年度（2021年度）》 9回（うち新型コロナウイルス感染症関連8回） 《令和4年度（2022年度）》 5回（うち新型コロナウイルス感染症関連4回） 《令和5年度（2023年度）》 8回（うち新型コロナウイルス感染症関連4回）

(2) 総務部

【事業の休止・縮小、会議等における対応（総務部）】

内容	「浜離宮花と緑の集い」の中止（総務課）
実施日等	令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度） ※各年度4月1日から5月の大型連休最終日まで
取組内容等	- 区のおしらせおよび区ホームページに掲載し、中止の旨を案内した。 - 東京都における浜離宮庭園への入場規制によるため、中止はやむを得なかった。

内容	「ブーケ祭り」「講演と映画のつどい」「ひな祭りロビーコンサート」における対応（総務課）
実施日等	令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）まで
取組内容等	《令和2年度（2020年度）》 「ブーケ祭り」中止 （参加を予定していた団体に対しては中止の旨連絡を行った。） 「講演と映画のつどい」中止 「ひな祭りロビーコンサート」中止 《令和3年度（2021年度）》 「ブーケ祭り」中止 「講演と映画のつどい」実施日と会場を変更し、規模を縮小して実施した。 （講演は事前に撮影したものを投影した。） 「ひな祭りロビーコンサート」展示のみ行い、発表は中止した。

内容	中央区生活安全協議会（防災危機管理課）
実施日等	令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）まで
取組内容等	《令和2年度（2020年度）》 中止 - 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催中止とした。 《令和3年度（2021年度）》 書面開催 - 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面開催とした。

内容	生活安全講習会（防災危機管理課）
実施日等	令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）まで
取組内容等	《令和2年度（2020年度）》 中止 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催中止とした。 《令和3年度（2021年度）》 中止 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催中止とした。

内容	応急手当講習会（防災危機管理課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和３年度（2021年度）
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 ○普通救命講習 中止 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催中止とした。 ○上級救命講習 京橋・日本橋地域は規模縮小の上、実施した。月島地域は中止した。 ・京橋・日本橋地域については定員数を縮小して実施した。 ・月島地域については実施予定日が緊急事態宣言の発令期間中と重なってしまったため、開催中止とした。 《令和３年度（2021年度）》 ○普通救命講習 規模縮小の上で実施 ・例年、３地域（京橋・日本橋・月島）の会場で２回ずつ実施していたが、各回の定員数を消防署が指定した定員数とし、実施回数を増やすことで対応した。（全８回） ○上級救命講習 会場を分散した形で実施 ・３地域（京橋・日本橋・月島）に会場を分散し、実施した。

内容	中央区総合防災訓練（防災危機管理課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和４年度（2022年度）まで
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 中止 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催中止とした。 《令和３年度（2021年度）》 分散実施 （十思スクエア、有馬小学校および久松小学校の３つの防災拠点で分散して実施した） ・関係機関連携訓練は行わず、各会場での防災展示・体験等のみの実施とした。 ・感染症対策として、従事者はマスクとフェイスシールドを装着し、各ブースにも飛沫感染防止用のアクリル板や手指消毒用のアルコールなどの感染症対策物品を配備した。 《令和４年度（2022年度）》 感染防止対策を講じた上で実施 ・感染防止対策を講じた上で、関係機関や地域の方が一堂に会する訓練を築地川あかつき公園で実施した。一方で、各ブースには感染防止対策用のアクリル板や手指消毒用アルコールを配備し、自衛隊のカレーライスの炊出しの際には、持ち帰りができるよう蓋付きの使い捨て容器での配布とするなどの感染防止対策を行った。

内容	中央区帰宅困難者一時滞在施設運営協議会（防災危機管理課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和３年度（2021年度）まで
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 感染対策を講じた上で実施 ・協議会規約で位置付けられている会議を書面開催により実施できるよう規約改正を行った。会議は書面開催を基本としたが、必要に応じ最低限の出席による対面およびオンラインにより開催した。 ・感染症流行下においても帰宅困難者の受入が出来るよう、令和３年３月に「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を策定した。 ・ソーシャルディスタンスの確保や感染が疑われる体調不良者への対応などの感染症対策を踏まえた帰宅困難者受入訓練を実施した。 （参加者 51 名 ※参考 令和元年度（2019年度）：144 名 平成 30 年度（2018年度）：197 名） 《令和３年度（2021年度）》 感染対策を講じた上で実施 ・会議をオンラインで開催した。 ・前年度と同様に感染症対策を踏まえた帰宅困難者受入訓練を実施した。（126 名）

内容	マンション防災講習会（防災危機管理課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和３年度（2021年度）まで
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 オンライン開催 ・講習会（講義）の動画を撮影し、区ホームページおよび区公式 YouTube でオンライン開催とした。 《令和３年度（2021年度）》 規模縮小の上で実施 ・規模を縮小して実施した。（講義のみ・グループワークなし） ・講習会（講義）の動画を撮影し、後日、区ホームページおよび区公式 YouTube で公開した。

内容	出前講座（防災危機管理課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和３年度（2021年度）まで
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 感染防止対策を講じた上で実施 ・感染症対策を講じた上で実施した。（開催時期により資料配布のみとした。） 《令和３年度（2021年度）》 感染防止対策を講じた上で実施 ・感染症対策を講じた上での対面またはオンラインにより実施した。

内容	防災講演会（防災危機管理課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和４年度（2022年度）まで
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 オンライン開催 オンラインでのライブ配信で実施した。 《令和３年度（2021年度）》 規模縮小の上で実施 来場者数を制限して実施した。 後日、区公式YouTubeで動画を配信した。 《令和４年度（2022年度）》 規模縮小の上で実施 来場者数を制限して実施した。 後日、区公式YouTubeで動画を配信した。

内容	女性センター（現：男女平等センター）における対応（総務課）
実施日等	令和２年（2020年）４月９日から令和３年（2021年）８月３１日まで
取組内容等	【休館や開館時間の短縮】 《令和２年度（2020年度）》 令和２年（2020年）４月９日から７月１４日 休館 令和２年（2020年）７月１５日から７月３１日 夜間のみ利用中止 令和３年（2021年）１月８日から３月２１日 夜間利用を１時間短縮 《令和３年度（2021年度）》 令和３年（2021年）４月１２日から４月２４日 夜間利用を１時間短縮 令和３年（2021年）４月２５日から５月１１日 休館 令和３年（2021年）５月１２日から８月３１日 夜間利用を１時間短縮 ・女性相談業務は継続した。 ・利用者が事前に支払った使用料については、還付を行った。 ・施設利用者に対し、名簿の提出、検温、マスクの着用、手指消毒、使用後の部屋の消毒、部屋の換気、エレベーターや部屋の利用人数の制限をお願いした。 ・休館期間中は、委託事業者および区職員ともに交代で出勤抑制を行った。 ・利用者から、次亜塩素酸の消毒ではなくアルコール消毒にしてほしいという要望があった。

内容	男女共同参画推進会議における対応（総務課）
実施日等	令和2年（2020年）12月から令和5年（2023年）1月まで
取組内容等	《令和2年度（2020年度）》 ・令和2年（2020年）12月16日 書面開催 《令和3年度（2021年度）》 ・令和4年（2022年）1月20日 書面開催 《令和4年度（2022年度）》 ・令和4年（2022年）8月5日 対面、オンライン、書面による開催 ・令和4年（2022年）11月7日 対面、書面による開催 ・令和4年（2022年）12月20日 対面、書面による開催 ・令和5年（2023年）1月20日 対面、書面による開催 ・オンラインについては電波の状況により通信が途切れることがあり、再度説明し直すなどの対応が必要となった。

内容	「男女共同参画講座」および「ワーク・ライフ・バランスセミナー」における対応（総務課）
実施日等	令和3年（2021年）3月から令和4年（2022年）12月まで
取組内容等	【男女共同参画講座】 ・令和3年（2021年）3月6日 オンライン開催 ・オンライン参加ができない方が多く受講者が少なかった。 【ワーク・ライフ・バランスセミナー】 ・令和4年（2022年）2月10日、7月28日、12月12日 オンライン開催 ・本セミナーは主に企業向けであるため、対面開催より受講しやすいという声があり、これ以降オンライン開催を続けている。 【委託事業者】 ・パーソルテンプスタッフ（株） ・（公財）日本生産性本部 ・東京商工会議所（共催）

【その他事業等（総務部）】

内容	契約事務に係る事業者との接触機会を減らす取組（経理課）
実施日等	令和2年（2020年）2月1日から令和4年（2023年）5月31日まで
取組内容等	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、従来行っている窓口での契約書の直接の受け渡しを郵送で行った。 ・プロポーザル契約に係る現場説明会の実施の見合わせ、参加人数の削減（各社2名までを1名とした）、オンライン開催など、事業者と直接接する機会を減らす工夫を図った。 ・事業者側でも感染症対策等を行っているため、特に混乱もなく了承を得ながら進めることができた。

内容	新型コロナウイルス感染拡大に伴う契約（検査）上の取扱い（経理課）
実施日等	令和2年（2020年）2月28日から令和4年（2023年）5月31日まで
取組内容等	・新型コロナウイルス感染拡大や緊急事態宣言の発令に伴う、休校措置やイベント等の中止、変更、延期等を行った場合の契約（検査）上の統一的な取扱いについて全庁に発出し、新型コロナウイルス感染症流行下における事務事業の適切な対応に寄与した。

内容	「避難所における新型コロナウイルス感染症対策基本マニュアル」の作成（防災危機管理課）
実施日等	令和2年度（2020年度）
取組内容等	令和2年（2020年）6月、都が作成した避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを踏まえ、区内医師会や聖路加国際病院等の意見聴取を行い、同年9月に「避難所における新型コロナウイルス感染症対策基本マニュアル」第1版を作成した。その後、防災拠点訓練での改善点などを反映し、令和3年（2021年）3月に改訂版となる第2版を作成した。 感染症対策基本マニュアルは防災拠点運営委員会委員および臨時非常配備職員に配布した。

内容	感染症対策物資の備蓄（防災危機管理課）
実施日等	令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）まで
取組内容等	・区内各防災拠点倉庫にマスク、アルコール消毒液、使い捨て手袋等、感染症対策物資を備蓄した。 ・令和2年（2020年）9月策定の「避難所における新型コロナウイルス感染症対策基本マニュアル」に基づき、必要となる感染症対策物資を各防災拠点に備蓄した。 ・感染症対策物資の使用方法や注意事項について、災害時において円滑に使用できるように、防災拠点訓練等の場を通じて理解を深めた。

内容	庁舎内等における感染症対策（総務課）
実施日等	令和2年（2020年）5月から令和6年（2024年）3月現在継続中
取組内容等	・アルコール消毒液の設置 ・職員用マスクの配布 ・外出自粛啓発ポスター等の掲出 ・窓口職場への「飛沫感染防止スクリーン」の設置 ・次亜塩素酸水の生成・配布

内容	東京都における新型コロナワクチン職域接種の利用（職員課）
実施日等	令和3年（2021年）8月から令和4年（2022年）5月まで
取組内容等	○令和3年（2021年）8月10日 東京都通知 ・第1回 令和3年（2021年）8月下旬から9月下旬 ・第2回 令和3年（2021年）9月下旬から10月下旬 ○令和4年（2022年）1月28日 東京都通知 ・第3回 令和4年（2022年）4月から5月 いずれも都庁第二本庁舎33階 職員体育室で接種を行った。（モデルナ製）

内容	新型コロナワクチンの接種状況に関する調査（職員課）
実施日等	令和3年（2021年）9月15日
取組内容等	○常勤職員（再任用職員含む）および会計年度任用職員を対象に以下の調査を実施した。 ・第1回および第2回接種時における職免利用状況調査 ・第1回および第2回接種後における事故欠勤状況調査

(3) 区民部

【事業の休止・縮小、会議等における対応（区民部）】

内容	平和の都市（まち）の楽しい集いにおける対応（地域振興課）
実施日等	令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）まで
取組内容等	≪令和2年（2020年）3月≫ 中止 ≪令和3年（2021年）3月≫ 中止 ≪令和4年（2022年）3月≫ 縮小して実施 ≪令和5年（2023年）3月≫ 感染症対策を講じた上で実施 【実施時の対応】 - 令和2年（2020年）3月については、チケットの払戻対応を行った。 - 令和4年（2022年）3月については、マスク常時着用、開場前までの体調不良の申し出の払戻対応、「体調チェックシート」の提出、手指消毒、検温、37.5℃以上の場合の入場お断りおよび払戻対応を行い、席数を半数にして実施した。また当日スタッフは、手袋を着用し、アクリル板を設置して対応した。ソーシャルディスタンスの呼びかけや規制退場も行った。 - 令和5年（2023年）3月については、開場前までの体調不良の申し出の払戻対応、「参加者名簿」の提出、手指消毒、検温、37.5℃以上の場合の入場お断りおよび払戻対応を行った。また当日スタッフは、マスクを着用して対応した。ソーシャルディスタンスの呼びかけや規制退場も行った。

内容	区民カレッジの感染対策等(文化・生涯学習課)
実施日等	令和元年度(2019年度)、令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)
取組内容等	《令和元年度(2019年度)》 縮小して実施 《令和2年度(2020年度)》 縮小して実施 ・前期講座(5月から8月)全講座中止 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため5月の入学式中止、動画配信を実施 ケーブルテレビ(ベイネット) 6月8日~30日 計23日間放映、YouTube、DVD 配布 ・11月のオープンカレッジは対面開催、2月のオープンカレッジは中止 ・3月の卒業式は動画撮影 卒業生に DVD 配布にて実施 ・早稲田大学エクステンションセンター連携講座はオンライン講座として実施 ・講座等については定員を通常の約半分で実施 《令和3年度(2021年度)》 縮小して実施 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため5月の入学式中止、動画配信を実施。YouTube、DVD 配布 ・10講座中止、7講座一部中止 ・早稲田大学エクステンションセンター連携講座はオンライン講座として実施 ・講座等については定員を通常の約半分で実施 【実施時の対応等】 ・一部中止の講座および緊急事態宣言中の講座受講者で還付希望の方については、受講料還付を実施 ・講座中止の連絡を電話、はがきの両方で行い、受講生への連絡漏れが無いようにした。

内容	社会教育会館の休館、事業縮小等（文化・生涯学習課）
実施日等	令和2年（2020年）2月1日から令和5年（2023年）5月7日まで
取組内容等	感染状況に応じて休館や利用制限を行った ・令和2年（2020年）3月2日からトレーニング室、令和2年（2020年）3月28日から卓球室利用中止 ・令和2年（2020年）4月9日から7月14日まで全館休館 ・令和2年（2020年）7月15日から令和3年（2021年）9月30日まで定員半数利用 引き続き令和5年（2023年）2月6日まで 大声での歓声・声援等が想定されるイベントのみ定員半数利用 ・令和2年（2020年）7月15日から令和5年5月7日まで 利用者へのチェックシートと名簿の提出依頼、備品消毒依頼 ・令和2年（2020年）7月15日から令和3年（2021年）10月24日まで夜間延長（21時から22時利用）の中止 ・令和2年（2020年）8月1日から令和4年（2022年）2月1日まで 社会教育関係登録団体の抽選会（現地）を中止、一般団体の抽選廃止 ・令和3年（2021年）1月8日から4月24日まで 新規の夜間利用（午後8時以降）休止（使用料を半額に設定） ・令和3年（2021年）4月25日から5月11日まで 全館休館 ・全館休館や団体活動の自粛により利用取り消しを行った場合の支払い済みの利用料金については還付対応をし、他の日付での活動を希望の場合は振替対応をした。（令和2年（2020年）2月1日利用分から令和3年（2021年）10月25日利用分まで） ・社会教育関係登録団体の抽選については、各社会教育会館へ直接集合して、現地で抽選会を行っていたが、外出自粛等により、令和2（2020年）年8月1日から令和4年（2022年）2月1日まで書面による代理抽選対応を行い、令和4年（2022年）2月1日からはインターネット抽選システムを導入した。 【指定管理者】 ・全館休館時 正規職員 午前9時から午後5時まで勤務 ※勤務人数、日数等は通常通り パート 午前9時から午後5時まで勤務 ※勤務人数、日数等を削減（削減分は指定管理事業者の方で給与保証対応） ・夜間延長（午後9時から10時利用）の中止時、夜間利用（午後8時以降）休止時 正規職員、パートの方、共に通常のとおり勤務（午後9時まで） 【区役所職員】 通常通り

内容	学校スポーツ開放における対応(スポーツ課)
実施日等	令和2年(2020年)2月25日から令和5年(2023年)3月12日まで
取組内容等	【施設の開放休止・時間短縮開放】感染状況に応じて休止や縮小(時間短縮・利用制限)を行った。 ・令和2年(2020年)3月2日～令和3年(2021年)10月31日の間、国・都の要請(緊急事態宣言等)をベースに、教育委員会と適宜協議し開放を休止・時間短縮開放した期間があった。 ・他スポーツ施設が開放を休止にしない時期でも、教育委員会の判断(教育活動への影響を考慮)によって開放を休止した期間もあった。 ・体育館と校庭で対応が異なる期間があるのは、屋内に比べて屋外は感染リスクが少ないという考え方からであった。 ・また、中央小・阪本小の校庭については、屋上校庭であり動線が他の学校と異なる(他学校よりも校舎内を長く通る必要がある)という考え方から、体育館と同じ取扱いにした期間もあった。 【開放時における利用制限】 ・団体による消毒を実施 ・シャワー室の利用休止 ・チェックシートの提出 施設利用者にチェックシートを提出させた。(令和2年(2020年)8月1日から令和5年(2023年)3月12日) ・マスクの着用 【その他の対応】 ・新型コロナに起因するキャンセルの受付 令和2年(2020年)2月25日から令和3年(2021年)10月24日利用分まで、キャンセル規定に関わらず(ペナルティポイントなし・期日に関わらず全額返金)キャンセル受付 ・使用料の半額 午後8時までの時間短縮開放の際は、使用料を半額とした。 ・学校体育館延長分のみ予約休止 時間短縮開放の際は、午後9時～10時の延長分の予約停止 ・休止の案内を区ホームページで周知 ・予約済みの団体へ開放休止を電話連絡・通知送付(スポーツ課から)

内容	総合スポーツセンター(スポーツ課)
実施日等	令和2年(2020年)2月25日から令和5年(2023年)3月12日まで
取組内容等	【施設の開放休止・時間短縮営業】感染状況に応じて休止や縮小(時間短縮・利用制限)を行った。 ・令和2年(2020年)3月2日～令和3年(2021年)10月24日の間、国・都の要請(緊急事態宣言等)等に基づき開放を休止・時間短縮営業とした期間があった。 ・令和2年(2020年)5月当初に令和2年(2020年)7月31日まで休館(長期化を見据えた感染拡大の防止の観点)という決定をしたが、利用者から再開を求める声が多々あり、その予定から前倒しで一部を開放に切り替えた。 【開放時における利用制限】 ～温水プール～ ・消毒実施時間確保のため、温水プールにおいて時間入れ替え制を実施した。 ・ビート板等共用備品の貸出しを休止した。 ・密の回避を目的に、1コース当たりの定員制限をかけた。 ・区内在住、在勤、在学者限定の利用とした。 ～トレーニングルーム～ ・定員制限を設けた。 ・台数を制限した。 ・区内在住、在勤、在学者限定の利用とした。 ～ゴルフ練習場～ ・1回あたりの時間制限を設けた。 ～個人利用～ ・定員制限を設けた。 ・種目の性質(プレーヤー同士が接触しやすい競技か否か)によって、利用再開の時期を分けた。 ・区内在住、在勤、在学者限定の利用とした。 ～団体利用～ ・室場毎に定員制限を設けた。 ～施設全体～ ・施設利用者にチェックシート提出を求めた。 (令和2年(2020年)6月20日～令和5年(2023年)3月12日) ・消毒液の設置 ・1階の正面入口に体温測定サーマルカメラを設置(寄贈品) ・マスクの着用 【その他の対応】 ・新型コロナに起因するキャンセルの受付、使用料返金 令和2年(2020年)2月25日から令和3年(2021年)10月24日まで ・プリペイドカードの返金対応 新型コロナ自粛する方に対し、プリペイドカードの返金対応

	令和2年（2020年）11月1日から令和3年（2021年）10月24日まで ・夜間使用料の半額 午後8時までの時間短縮開放の際、夜間の利用料金を半額とした。 ・休止の案内を現地掲示、区ホームページで周知 ・予約済みの団体へ開放休止を電話連絡（指定管理者から） ・開放休止中は、通常時よりも配置人数を減らした。
--	--

内容	浜町運動場・月島運動場における対応(スポーツ課)
実施日等	令和2年（2020年）2月25日から令和5年（2023年）3月12日まで
取組内容等	【施設の開放休止】感染状況に応じて休止や縮小（時間短縮・利用制限）を行った。 ・令和2年（2020年）4月9日～令和3年（2021年）9月30日の間、国・都の要請（緊急事態宣言等）に基づき開放を休止・時間短縮営業とした期間があった。 ・令和2年（2020年）5月当初に令和2年（2020年）7月31日まで休館（長期化を見据えた感染拡大の防止の観点）という決定をしたが、利用者から再開を求める声が多々あり、その予定から前倒しで開放に切り替えた。 【開放時における利用制限】 ・消毒液の設置 ・利用者にベンチ等の消毒を依頼 ・チェックシートの提出 ・施設利用団体にチェックシート提出を求めた。 (令和2年（2020年）6月20日～令和5年（2023年）3月12日) ・マスクの着用 【その他の対応】 ・新型コロナに起因するキャンセルの受付 令和2年（2020年）2月25日から令和3年（2021年）10月24日まで、ペナルティポイントなしでキャンセル受付 ・運動場の開放 令和2年（2020年）6月1日～19日まで（通常の開放が休止の時期）、新型コロナ感染症流行下における健康維持を目的に運動の場（ランニング・ウォーキングコースをグラウンド内に設置）として開放 ・夜間使用料の半額 午後8時までの時間短縮開放の際、夜間の利用料金を半額とした時期もあった。 ・休止の案内を現地掲示や区ホームページで周知 ・予約済みの団体へ開放休止の電話連絡 ・密回避のため配置人員を減らした。

内容	柏学園テニスコート・江戸川河川敷グラウンドにおける対応(スポーツ課)
実施日等	令和2年(2020年)2月25日から令和5年(2023年)3月12日まで
取組内容等	【施設の開放休止】感染状況に応じて休止や縮小(利用制限)を行った。 ・令和2年(2020年)4月9日～令和3年(2021年)9月30日の間、国・都の要請(緊急事態宣言等)に応じて適宜開放を休止した。 ・基本的には、都県境をまたぐ移動自粛要請が発令されている時期は開放休止という考えをベースとした。 ・令和2年(2020年)5月当初に令和2年(2020年)7月31日まで休館(長期化を見据えた感染拡大の防止の観点)という決定をしたが、利用者から再開を求める声が多々あり、その予定から前倒しで開放に切り替えた。 【開放時における利用制限】 ・チェックシートの提出 施設利用団体にチェックシート提出を求めた。 (令和2年(2020年)6月20日～令和5年(2023年)3月12日) ・消毒液の設置 ・マスクの着用 【その他の対応等】 ・予約済みの団体へ開放休止の電話連絡や文書での通知 ・休止の案内を区ホームページで周知 ・柏学園受付職員は、休止期間中の出勤なし

内容	学校温水プールにおける対応(スポーツ課)
実施日等	令和2年(2020年)2月25日から令和5年(2023年)3月12日まで
取組内容等	【施設の開放休止】感染状況に応じて休止や縮小(時間短縮・利用制限)を行った。 ・令和2年(2020年)2月29日から令和3年(2021年)9月30日の間、国・都の要請(緊急事態宣言等)をベースに、教育委員会と適宜協議し開放を休止した期間があった。 ・他スポーツ施設が開放を休止にしない時期でも、教育委員会の判断(教育活動への影響を考慮)によって開放を休止した期間もあった。 ・阪本小温水プールについては、令和3年(2021年)4月1日から供用開始であったが、開放当初からコロナの影響によって開放休止であったため、供用開始後の最初の利用は7月21日であった。 ※阪本小は、複合施設ではなく学校と動線が被るため、他学校のプールと異なる対応をとった期間もあった。 【開放時における利用制限】 ・消毒実施時間確保のため、時間入れ替え制を実施した。 ・ビート板等共用備品の貸出しを休止した。 ・区内在住、在勤、在学者限定の利用とした。 ・施設内の密の回避を目的に、1コース当たりの定員制限をかけた。 ・施設利用者にチェックシートを提出させた。 (令和2年(2020年)8月1日～令和5年(2023年)3月12日) ・消毒液の設置 ・マスクの着用 ・休止の案内を現地掲示、区ホームページで周知 ・予約済みの団体へ開放休止を電話連絡(委託業者やスポーツ課から) ・開放休止中は、通常時よりも配置人数を減らした。 ・開放休止に伴い不要となった費用分(消耗品費等)を減額して委託料を支払った。

内容	スポーツひろばの休止(スポーツ課)
実施日等	令和2年(2020年)3月1日から令和4年(2022年)4月12日まで ※京華スクエア(卓球)は新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場になっていたため、令和5年度まで休止した。
取組内容等	《令和2年(2020年)3月から令和3年度(2021年度)まで》 中止 ホームページや各会場での貼り紙で、参加者へ中止を周知した。 《令和4年度(2022年度)》 感染症対策を講じた上で実施 ・受付体制を変更した。具体的には参加証カードの掲示および受付台帳への記入を廃止し、参加者にはチェックシート(体温記入欄あり)の提出を義務付けることで、出席管理と健康チェックを併せて行うようにした。 ・受付に消毒液を設置し、参加者に消毒を促した。 ・指導者には次亜塩素酸で物品等の消毒を依頼した。 ・原則、マスクの着用をお願いした。

内容	親子消費者講座(区民生活課)
実施日等	令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)まで
取組内容等	《令和2年度(2020年度)》 中止 《令和3年度(2021年度)》 オンライン開催 規模を半数に縮小し対面講座を企画したが、直前で緊急事態宣言の延長を受け、オンライン講座に変更して開催した。(区内小学校では児童に対しオンライン授業の学習端末の配布がなされていたため開催可能と判断した。区側の配信体制が未整備のためWebexによる配信業務委託をした。) 《令和4年度(2022年度)》 規模を半数にして対面による実験講座を区施設で実施 ※令和5年度(2023年度)は従来のバス研修実施

内容	大江戸まつり盆おどり大会における対応（地域振興課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和４年度（2022年度）まで
取組内容等	《令和２年（2020年）》 中止（８月２１日、２２日） 《令和３年（2021年）》 中止（８月下旬） 区および実行委員会での意思決定を図ったのち、町会・自治会および関係団体に中止の決定を通知し、並行して区民への周知を行った。 《令和４年（2022年）》 縮小して実施（８月２６日、２７日） ・実行委員会および区での意思決定を図ったのち、例年から規模を縮小したうえで実施した。 ・以下のとおり会場全体の３密を回避し、感染症対策を実施した。 盆おどり会場（運動場）と縁日コーナー（公園）を分けた。 一部団体（出演団体・一部縁日団体等）の参加を中止した。 オープニングパレード・セレモニー等を中止した。 サーマルカメラ、消毒液などを設置し、飲食スペースを設けた。 運動場の入場口・退場口を一か所ずつ一方通行にした。

内容	中央区まちかど展示館事業(まちかど展示館運営協議会)(文化・生涯学習課)
実施日等	令和２年度（2020年）、令和３年度（2021年）、令和４年度（2022年）
取組内容等	《令和２年度（2020年）》 書面開催 感染症拡大防止および緊急事態宣言発令のため、年４回全て書面開催とした。 《令和３年度（2021年）》 書面開催または感染症対策を講じた上で実施 ・感染症拡大状況に応じて、対面および書面で年４回開催した。 （対面、書面開催各２回） ・対面開催の際は、会議室の換気、席の間隔の確保、手指消毒、検温などの感染症拡大防止対策を行った。 《令和４年度（2022年）》 感染症対策を講じた上で実施 会議室の換気、席の間隔の確保、手指消毒、検温などの感染症拡大防止対策を行った上で年４回対面開催した。

内容	中央区まちかど展示館事業（夏休み親子体験バスツアー）（文化・生涯学習課）
実施日等	令和2年度（2020年）、令和3年度（2021年）、令和4年度（2022年）
取組内容等	《令和2年（2020年）9月24日 大人向け、26日親子向け》 縮小して実施 例年、夏休み期間中に実施していた「親子体験バスツアー」は感染症拡大防止のため中止を決定したが、その後、感染者数が減少したことに伴い、急遽9月に「秋の体験ツアー」を実施した。（大人向けは台風接近により中止） ・定員は例年の半数とした。 ・手指消毒やバスの車内換気を行う等の感染症拡大防止対策を行った。 《令和3年（2021年）8月18日、20日》 縮小して実施 夏休み期間中に定員を半数にして実施した。 ・手指消毒やバスの車内換気を行う等の感染症拡大防止対策を行った。 《令和4年（2022年）8月5日、9日》 感染症対策を講じた上で実施 夏休み期間中に定員を通常に戻し、実施した。 ・手指消毒やバスの車内換気を行う等の感染症拡大防止対策を行った。

内容	中央区まちかど展示館事業（スタンプラリー）（文化・生涯学習課）
実施日等	令和2年度（2020年）、令和3年度（2021年）、令和4年度（2022年）
取組内容等	《令和2年度（2020年）》 縮小して実施（お年玉スタンプラリーは中止） 【夏休みスタンプラリー】 例年、7月1日～8月31日に実施していたが、感染症拡大防止のため中止を決定した。その後、感染者数が減少したことに伴い、9月に規模を縮小して実施した。（9月1日から9月30日まで） 【お年玉スタンプラリー】 例年、12月中旬から1月下旬にかけて実施していたが、感染症拡大防止のため中止した。 【通年のスタンプラリー】 緊急事態宣言発令等により、一定期間中止した。 《令和3年度（2021年）》 感染症対策を講じた上で実施 【夏休みスタンプラリー】 感染症拡大防止対策を行った上で実施した。（7月1日から8月31日まで） 【お年玉クイズ】 例年、12月中旬から1月下旬にかけてスタンプラリーを実施していたが、感染症拡大防止のため中止し、その代替イベントとしてお年玉クイズを実施した。（12月16日から1月31日まで） 《令和4年度（2022年）》 感染症対策を講じた上で実施 【夏休みスタンプラリー&クイズ】 感染症拡大防止対策を行った上で実施した。（7月1日から8月31日まで）

内容	家庭教育学習会の感染対策等(文化・生涯学習課)																		
実施日等	令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)																		
取組内容等	≪令和2年度(2020年度)≫ 縮小して実施 ・企画募集説明会を9月24日に延期して実施、10月下旬から企画可能とした。 ・家庭教育講演会は動画を収録・公開という形で実施、報告・交流会については発表者のみ会場に来ていただき、オンラインで配信した。 ・学習会参加者から感染者が出た場合の対応のため、所在や連絡先などすべて収集、保管した。 ≪令和3年度(2021年度)≫ 縮小して実施 ・企画募集説明会を延期して実施しようとしたが中止とし、9月から企画可能とする旨を記した資料を送付し、これに代えた。また家庭教育講演会、報告・交流会については、人数制限をかけたうえで行った。 ≪令和4年度(2022年度)≫ 縮小して実施 ・企画募集説明会を新型コロナウイルス感染症が流行る前の日程の5月9日に行い、9月から企画可能とした。 【令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度)における家庭教育学習会の実施状況】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座数(回数)</td><td>14講座(14回)</td><td>48講座(49回)</td><td>69講座(72回)</td></tr> <tr> <td>中止講座数</td><td>26講座</td><td>6講座(7回)</td><td>0講座</td></tr> <tr> <td>参加者数</td><td>370人</td><td>1,283人</td><td>1,978人</td></tr> </tbody> </table> ※中止講座数は新型コロナウイルスに起因するものに限り、参加者が足りず実施されなかったもの、企画倒れとなったもの等は含めていない。				令和2年度	令和3年度	令和4年度	講座数(回数)	14講座(14回)	48講座(49回)	69講座(72回)	中止講座数	26講座	6講座(7回)	0講座	参加者数	370人	1,283人	1,978人
	令和2年度	令和3年度	令和4年度																
講座数(回数)	14講座(14回)	48講座(49回)	69講座(72回)																
中止講座数	26講座	6講座(7回)	0講座																
参加者数	370人	1,283人	1,978人																

内容	東京国際合唱コンクール in HARUMI および関連事業(東京国際合唱祭・まちかどコンサート)における対応(文化・生涯学習課)
実施日等	令和2年度(2020年)、令和3年度(2021年)、令和4年度(2022年)
取組内容等	《令和2年度(2020年)》 中止 コンクールおよびすべての関連事業を中止した。 《令和3年度(2021年)》 縮小して実施(まちかどコンサートは中止) 【コンクール】 一般社団法人全日本合唱連盟の「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」およびコンクール会場の「新型コロナウイルス感染症対策(第一生命ホール指針)」に準じ、必要な措置を講じて実施した。また、主催者である東京国際合唱機構より感染症拡大予防ガイドラインを策定し、来場者や出演者に対し、感染症対策の方針を示した。 【東京国際合唱祭】 コンクールの感染症対策に準じて実施した。 【まちかどコンサート】 各会場において、出演者同士の距離の確保などの感染症対策が困難であるため中止した。 《令和4年(2022年)7月28日から7月31日まで》 感染症対策を講じた上で実施 【コンクール】 前年と同様の対応を行ったが、収容人数に制限を設けなかった。 また、感染症の影響により、会場に来ることが難しいため参加の是非を考えている団体に対し、映像作品部門を新設し、参加する機会を提供した。 【東京国際合唱祭】 コンクールの感染症対策に準じて実施した。 【まちかどコンサート】 ・コンクールの感染症対策に準じて実施した。 ・観覧に当たっては、例年は自由席であるが、当日受付により座席指定とした。 ・座席は密にならないよう間隔を確保し、人が入れ替わるごとに座席の消毒を行った。 【実施時の対応等】 ・東京国際合唱機構(主催者)によるコンクールのライブ配信を行った。 ・コンクールおよび東京国際合唱祭のチケットについては、参加者自身でもぎりをしてもらった。 ・パンフレット等の手渡しを中止し、紙媒体を介した接触を防ぐなどの感染症対策を行った。 ・海外からの参加団体については、入国制限がかかっていたため、参加することが困難であった。

内容	中央区かえで学級の中止等（文化・生涯学習課）	
実施日等	令和2年度（2020年度）、令和3年度（2022年度）	
取組内容等	《令和2年度（2020年度）》 縮小して実施	
	5月	9月末まで、活動の中止を決定。10月31日、11月1日にかけての宿泊合宿、12月6日には墨田区、江東区、千代田区と合同で行う中央区主催四区青年学級レクリエーション大会を中止決定。
	6月～9月	「中央区かえで学級における新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮した運用指針」（ガイドライン）を作成。（7月臨時スタッフ会議で内容検討）10月再開を目処に班体制、予定プログラムの変更。
	11月～12月	ガイドラインをもとに計3回の学級を実施。6つのグループを午前・午後に分けて昼食をはさまず実施。スタッフ間で当日の「受付方法」「清掃方法」のマニュアルを共有。
	1月～3月	緊急事態宣言の発令・延長により今年度の活動を中止
	・学級生、スタッフに活動再開に向けてのアンケートを取り、再開にあたってのルール作りや、中止期間の延長の判断材料として検討（8月） ・休止期間中に学級生・スタッフに向けかえで通信を郵送。再開する場合のガイドラインの作成・周知（9月～10月） ・半日ずつ2班に分けて活動再開（少人数分散実施）	
	次年度の活動について、少人数プログラムを予定しつつ、四区レク・周年行事・宿泊等の全体活動については今後の動向を見て判断。（11月～）	
	《令和3年度（2021年度）》 縮小して実施	
	5月～10月	活動を中止
	11月～12月	5回の学級を実施、四区青年学級レクリエーション大会中止
	1月～2月	宿泊の代替として計画した日帰りバスハイク、50周年記念式典、通常学級を中止
	3月	1回の学級を実施
	・オンライン会議も含めスタッフミーティングで活動内容を検討。スタッフ会議によりガイドラインの再確認を行い再開・中止の判断を共有。再開にあたっての消毒・マスク着用等のルールを徹底した。 ・ボランティアスタッフについては自己判断により参加・不参加を選択してもらった。	

内容	秋季区民体育大会、区民体育大会総合開会式の中止・縮小開催(スポーツ課)
実施日等	令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)まで
取組内容等	《令和2年度(2020年度)》第74回 区民体育大会 一部の種目で中止。総合開会式は開催。 ・検温、消毒、マスク等、基本的な感染症対策の協力のほか、国歌斉唱の際に声を発しないなど対応をとった。 ・選手宣誓時、各団体の旗手はステージ前に集まらず、その場で旗を掲げた。 ・それぞれの間隔をひろげるために、各団体の整列を1列から2列に変更した。 《令和3年度(2021年度)》第75回 区民体育大会 一部の種目で中止。総合開会式は中止。 《令和4年度(2022年度)》第76回 区民体育大会 一部の種目で中止。総合開会式は開催。 【総合開会式】 ・検温、消毒、マスク等、基本的な感染症対策の協力のほか、国歌斉唱の際に声を発しないなど対応をとった。 ・選手宣誓時、各団体の旗手はステージ前に集まらず、その場で旗を掲げた。 ・それぞれの間隔をひろげるために、各団体の整列を1列から2列に変更した。 【開催時の対応等】 ・来賓席の間隔を広げた。 ・各団体からの参加者数を少なくした。 ・来賓が少なかった際に来賓席のバランスが悪かったため、一部の理事を来賓席側に移動するなどの調整が必要になった。

内容	中央区スポーツ指導者養成セミナーの休止、中央区スポーツ指導者養成セミナー「フォロー研修」の休止・縮小実施(スポーツ課)
実施日等	令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)まで
取組内容等	《令和2年度(2020年度)》 中止 《令和3年度(2021年度)》 縮小して実施(養成セミナーは中止) 【フォロー研修】 ・定員を縮小して実施(定員管理のため、事前申込制とした。) ・受付に体温計、アルコール消毒液を設置し、検温、消毒に協力してもらった。 ・マスクの着用に関心してもらった。

内容	障害者スポーツ体験会・障害者ボッチャ交流会事前練習会 ・障害者ボッチャ交流会の中止（スポーツ課）
実施日等	令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）まで
取組内容等	《令和2年度（2020年度）》 中止 《令和3年度（2021年度）》 感染症対策を講じた上で実施 ・障害者スポーツ体験会（2）および障害者ボッチャ交流会のみ実施 ・対象が障害者であることから、コロナ感染により重症化するリスクを考慮し、開催判断を他の事業に比べ慎重に行った。 ・体調管理チェックシートの作成。事業当日の手指消毒、物品消毒の徹底。 ・観覧席等の間隔を広げた。 ・参加者に重症化のリスクが高い方がいる場合もあるため、スタッフはマスクを着用した。 《令和4年度（2022年度）》 感染症対策を講じた上で実施 ・体調管理チェックシートの作成。事業当日の手指消毒、物品消毒の徹底。 ・観覧席等の間隔を広げた。 ・参加者に重症化のリスクが高い方がいる場合もあるため、スタッフはマスクを着用した。

内容	スポーツ教室等の休止、定員削減した縮小開催(スポーツ課)
実施日等	令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）
取組内容等	《令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）まで》 種目により開催可否を個別判断 ・感染状況に応じて、各種目の主任指導者と開催可否について協議の上、個別に休止・再開の判断をした。定員については従来より減らして実施した。 ・一度も開催しなかった教室については、保険料の返金を行った。 ・国や都の方針に準じて区も対応していたため、その都度各教室の開催情報等をホームページに掲載した。 ・チェックシートを作成した。 ・受付にアルコール消毒液を設置し、協力してもらった。 ・指導者には次亜塩素酸で物品等の消毒を依頼した。 ・原則、マスクの着用をお願いした。 《令和4年度（2022年度）》 縮小して実施 ・定員については従来より減らして実施した。 ・チェックシートの提出や消毒などの基本的な感染症対策を講じて実施した。 《令和5年度（2023年度）》 感染症対策を講じた上で実施

内容	中央区産業文化展（へそ展）の中止(商工観光課)
実施日等	令和2年度（2020年度）
取組内容等	11月に開催予定だったが、感染症拡大防止のため中止した。

内容	日本橋公会堂の休館等（日本橋特別出張所）
実施日等	令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）まで
取組内容等	《令和2年（2020年）4月9日から6月30日まで》休館 ・休館の周知を行った。 ・希望者には使用料の還付を行った。 ・利用日の変更を行った ・指定管理者から利用者への休館連絡を行った。 ・利用者から休館による使用料の還付がどうなるかといった問合せが多く寄せられた。 《令和3年（2021年）1月8日から3月21日まで》利用自粛を呼びかけ 緊急事態宣言を受けて日本橋公会堂の利用を午後8時までとし、夜間（ホールは午後5時30分以降、集会室は午後6時以降）の新規利用申し込みを休止。また、夜間利用自粛を呼びかけた。 《令和3年（2021年）4月12日から4月24日まで》 まん延防止等重点措置期間により午後8時に閉館した。 ・指定管理者が利用者に自粛の説明をするとともに使用料の返還について丁寧に説明をした。 ・利用自粛に対しての不満が利用者からあったが指定管理者が丁寧に説明した。 《令和3年（2021年）4月25日から5月11日まで》休館 ・休館の周知を行った。 ・希望者には使用料の還付を行った。 ・利用日の変更を行った ・指定管理者から利用者への休館連絡を行った。 ・利用者から休館による使用料の還付がどうなるかといった問合せが多く寄せられた。 《令和3年（2021年）5月12日から9月30日まで》利用自粛、使用料の返還 ・午後8時に閉館した。 ・希望者には使用料の還付を行った。 ・指定管理者が利用者に自粛の説明をするとともに使用料の返還について丁寧に説明をした。 ・利用自粛に対しての不満が利用者からあったが指定管理者が丁寧に説明した。

内容	スポーツお届け便(スポーツ課)
実施日等	令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2023年)5月7日まで
取組内容等	【事業の休止・一部休止】感染状況に応じて休止や縮小を行った。 ・令和2年(2020年)4月から10月まで休止 ・令和2年(2020年)11月から用具の貸出しを新たに実施し、令和3年(2021年)9月まで貸出しのみ実施 ・令和3年(2021年)10月から指導者の派遣も再開 【実施時の注意事項】 ・用具の貸出しについて、消毒してから返却してもらう形をとった。 ・申請形式のため、相談があった際にその都度対応を説明

内容	晴海臨海公園多目的広場・豊海運動公園多目的広場(スポーツ課)
実施日等	令和2年(2020年)4月7日(※)から令和5年(2023年)6月20日まで ※明確な記録はないが、緊急事態宣言開始の4月7日以降の対応と想定する。 豊海運動公園は、平成26年度(2014年度)からの改修工事を経て令和2年(2020年)9月1日から利用再開
取組内容等	【施設の開放休止・自粛要請】公園管理部署(水とみどりの課)と連携し、その方針に応じて休止した。 ・上記の期間内において、公園を管理している水とみどりの課の方針に則り、利用休止や利用自粛要請の対応をとった期間があった。 ・利用休止には、「多目的広場が閉鎖している期間(一般利用も団体利用も休止)」と「多目的広場は開場しているが団体利用のみ休止」の2パターンがあった。 ・休止や自粛の案内を利用団体へスポーツ課から連絡

内容	消費生活相談の来所相談（区民生活課）
実施日等	令和2年（2020年）4月8日から令和3年（2021年）9月30日まで
取組内容等	《令和2年度（2020年度）》来所相談原則休止の設定 ・ 休止期間は4月8日から5月31日、令和3年1月8日から3月21日 ・ その他の期間は、電話相談を利用するよう周知した。 ・ 窓口休止を知らずに来所した相談者の対応は行っていた。 《令和3年度（2021年度）》来所相談原則休止期間の設定、来所の事前連絡の実施 （休止）4月12日から5月10日 （事前連絡）5月11日から9月30日 ・ 感染防止策として窓口での対面相談時間を短縮するため、相談内容を事前に連絡して来所するよう区ホームページで周知し対応した。 （その他） ・ 相談員については常時3名（月16日勤務4名）から2名体制とし出勤抑制を行った。（在宅の相談員は、コロナ関連の新たな相談が増えていたため情報収集を行った。） ・ コロナ関連の相談が増え、相談件数は減少していない。 ・ 窓口休止でも電話相談が可能なため、区民からの苦情は特になかった。

内容	区民健康村「ヴィラ本栖」の休業（地域振興課）
実施日等	令和2年（2020年）4月9日から令和2年（2020年）7月14日まで 令和3年（2021年）4月25日から令和3年（2021年）10月3日まで
取組内容等	・休業期間中の対応について指定管理者と協議を行った。 ・休業の周知を区ホームページなどにより迅速に行った。 ・予約済の利用者にはヴィラ本栖（指定管理者）から個別に連絡し、休業について説明を行った。 ・休業期間中は、電話対応のためヴィラ本栖職員1名（指定管理者）を配置。（ただし、午前9時から午後5時） 【主な感染対策】 ・利用者の触れる機会が多い箇所のアルコール消毒の徹底 ・ロビーやレストランなどの共用スペースに加え客室に消毒液を設置 ・清掃時の窓開放による換気の徹底および共用スペースの換気回数の増加 ・接客時のマスク、手袋の着用 ・対面接客カウンターに飛沫防止パーテーションの設置 ・食事会場での可能な範囲で利用者同士の距離を確保した席の配置 ・エレベーター、温浴施設、サウナ室などでは利用時の人数制限についてご協力を依頼 ・チェックイン時の健康チェックシート記入による体調確認 ・一部施設（カラオケルーム等）の利用制限 【従業員に対する取り組み】 ・手洗い、うがい、手指のアルコール消毒の徹底 ・出勤時の体温計測、記録を残すことで体調管理の徹底 ・発熱の際や体調不良の際は出勤禁止、自宅待機の徹底 ・不要不急の出張や不特定多数が集まる会合等への参加自粛の徹底 ・従業員が利用するバックヤードスペースの定期的な消毒、換気の徹底 ・同業他社や類似業種で取り組んでいる対策で自施設にも効果的な案件については随時検討する ・社内主要会議のオンライン化

内容	伊豆高原荘の休業（地域振興課）
実施日等	令和2年（2020年）4月9日から令和2年（2020年）7月14日まで 令和3年（2021年）4月25日から令和3年（2021年）10月3日まで
取組内容等	・休業中の対応について伊豆高原荘の指定管理者と協議を行った。 ・休業の周知を区ホームページなどにより迅速に行った。 ・予約済の利用者には伊豆高原荘（指定管理者）から個別に連絡し、休業について説明を行った。 ・休業期間中は、電話対応のため伊豆高原荘職員（指定管理者）を配置。（ただし、午前9時から午後5時まで） 【主な感染対策】 ・フロント、送迎バスに飛沫感染防止シート設置 ・館内に3密回避注意喚起案内を掲示 ・館内各所の消毒用アルコール設置 ・定時アルコール消毒清掃実施 ・カラオケ利用休止 ・施設利用のご案内および宿泊者名簿の事前送付 ・レストラン席の間隔確保（予約制限による） ・検温実施 ・スタッフ健康確認チェック実施 ・浴場備付け品のフロント貸出し（ドライヤー・剃刀等） ・客室備付け品のフロント貸出し（浴衣等） ・チェックアウト清掃時のアルコール消毒 ・ホリデーバックの利用（脱衣籠撤去） ・パンフ・チラシのフロント手渡し（パウチ見本掲示） ・チェックアウト後の消耗品完全廃棄（アメニティー等） ・昼食提供休止 ・浴場冷水コップの個別ビニール包装実施 ・新聞雑誌撤去 ・外用履物撤去 ・朝食バイキング休止（ドリンクバー休止）

内容	区民館の休館（地域振興課）
実施日等	令和2年（2020年）4月9日から令和3年（2021年）5月11日まで
取組内容等	【区民館の休館】 《令和2年度（2020年度）》 4月9日から6月30日まで 京橋、銀座、新富、新場橋、佃 4月9日から7月14日まで 明石町、八丁堀、新川、堀留町、久松町、浜町、豊海、晴海 4月9日から7月31日まで 京橋プラザ、人形町、月島、勝どき 《令和3年度（2021年度）》 4月25日から5月11日まで 全館休館 ・休館期間中の対応について各地域（京橋・日本橋・月島）の指定管理者と協議を行った。 ・休館の周知を区ホームページなどにより迅速に行った。 ・予約済の利用者には区民館（指定管理者）から個別に連絡し、休館について説明を行った。 ・納入済の使用料については、区民施設係が返金を行った。 ・休館期間中は、電話対応のため区民館職員1名（指定管理者）を配置。（ただし、午前9時から午後5時） 【京橋地域区民館における感染対策】 ○期間 令和2年（2020年）4月7日から令和5年（2023年）5月7日まで ○感染対策 ・利用者の安全確保・利用者満足度向上・利用促進のため、全7区民館にサーキュレーターを導入。感染症対策のための換気効率向上（冷暖房の効率アップ）のため、ご希望の利用者へ無償で貸し出しを実施。 ・各区民館職員が新型コロナウイルス陽性となった場合には、同じ館の相番勤務職員に会社負担でPCR検査の受診をしてもらった。また、同居者（家族・親族など）がコロナ感染した場合も、PCR検査を受診してもらった。 【日本橋地域区民館における感染対策】 ○期間 令和2年（2020年）4月7日から令和5年（2023年）5月7日まで ○感染対策 ・手指用消毒液の設置（受付（継続中）、トイレ洗面台） （希望した区民館はトイレ個室内にも設置） ・手指および机・椅子等用消毒液の設置（各会議室内）継続中 ・受付職員へのマスク着用の徹底 ・手洗い・うがいの推奨 ・出勤前の体温測定（体調管理） ・不要不急の外出自粛 ・館内へ新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の注意喚起ポスター掲示 ・チェックリストへの記入依頼

	・検温器の貸出し ・空気清浄機設置（堀留町区民館のみ、1・2号室に窓がない為） 【月島地域区民館における感染対策】 ○期間 令和2年（2020年）4月7日から令和5年（2023年）5月7日まで ○感染対策 ・利用促進事業（子ども将棋教室）でフェイスガード利用を利用者にお願いした。（勝どき区民館） ・休館期間中は受付職員の勤務を1名のみとし、職員間の接触を減らすようにした。 ・受付職員に感染者、濃厚接触者が多数発生した場合に備えて、他の館の受付応援ができるよう、開館手順などの情報共有を進めた。 ・職員間でワクチン接種を話題にして、啓発に努めた。 ・ロビーの椅子の利用数を半数にした。（豊海区民館） ・喫煙室の利用最大人数を3名にした。（豊海区民館）
--	---

内容	中央会館の休館（地域振興課）
実施日等	令和2年（2020年）4月9日から令和2年（2020年）6月30日まで 令和3年（2021年）4月25日から令和3年（2021年）5月11日まで
取組内容等	・休館期間中の対応について、指定管理者と協議を行った。 ・休館の周知を区ホームページなどにより迅速に行った。 ・予約済の利用者には中央会館（指定管理者）から個別に連絡し、休館について説明を行った。 ・納入済の利用料については、中央会館（指定管理者）が返金を行った。 ・休館期間中は、電話対応のため中央会館職員（指定管理者）を配置。（ただし、午前9時から午後5時） 【主な感染対策】 ○職員の取り組み マスク着用、出勤時に検温、事務用品の消毒、不要不急の外出自粛 飛沫防止パネルの設置、テーブル・椅子・ドアノブ・電源・備品の消毒、ハンドドライヤーを止めペーパータオルを設置、ワクチン職域接種 ○利用者への取り組み マスク着用、来館時の検温、施設の定員制限、座席等ソーシャルディスタンスの確保、施設の定員制限、ハンドドライヤーを止めペーパータオルを設置、テーブル・椅子・手すり・備品の消毒、手指消毒液の設置、施設の定員制限、窓開放による換気、時短営業、酒類提供の規制会食人数制限、飛沫防止パネルの貸し出し

内容	浜町集会施設「浜町メモリアル」集会室の利用休止（地域振興課）
実施日等	令和2年（2020年）4月9日から令和2年（2020年）6月30日まで
取組内容等	・利用休止中の対応について、浜町集会施設の指定管理者と協議を行った。 ・利用休止の周知を区ホームページなどにより迅速に行った。 ・予約済の利用者には浜町集会施設（指定管理者）から個別に連絡し、利用休止について説明を行った。 ・葬儀利用は継続していたため、集会室利用休止前と同様の体制。 【主な感染対策】 ・利用促進事業の人数制限を行った。 ・受付人数を1名体制にした。 【結果、利用者の反応等】 ・特に苦情や問題はなかった。

内容	豊海テニス場(スポーツ課)
実施日等	令和2年(2020年)4月9日から令和5年(2023年)3月12日まで
取組内容等	【施設の開放休止】感染状況に応じて休止や縮小(時間短縮・利用制限)を行った。 ・令和2年4月9日～令和3年9月30日の間、国・都の要請(緊急事態宣言等)に基づき開放を休止・時間短縮営業とした期間があった。 ・令和2年5月当初に令和2年7月31日まで休館(長期化を見据えた感染拡大の防止の観点)という決定をしたが、利用者から再開を求める声が多々あり、その予定から前倒しで開放に切り替えた。 【開放時における利用制限】 ・消毒液の設置 ・利用者にベンチ等の消毒を依頼 ・出入口での接触が無いように、入口から出口を一方通行とした。 ・チェックシートの提出 施設利用団体にチェックシート提出を求めた。(令和2年6月20日～令和5年3月12日) ・マスクの着用 【その他の対応】 ・新型コロナに起因するキャンセルの受付 令和2年2月25日から令和3年10月24日まで、ペナルティポイントなしでキャンセル受付 ・夜間使用料の半額 午後8時までの時間短縮開放の際、夜間の使用料を半額とした。 ・休止の案内を現地掲示や区および指定管理者ホームページで周知 ・予約済みの団体へ開放休止の電話連絡 ・職員体制は特に変更なし(元々1名体制のため)

内容	会議の書面開催(スポーツ推進審議会)(スポーツ課)
実施日等	令和2年(2020年)5月22日
取組内容等	書面開催 ・議題の資料、答申文(案)を各委員に送付し、「書面表決・質問書」を郵送にて返送を依頼した。

内容	スポーツ体験教室（晴海総合高校）（スポーツ課）
実施日等	令和2年（2020年）5月23日から令和5年（2023年）3月5日まで
取組内容等	感染状況に応じて休止や感染症対策を講じた上で実施した。 ・教室実施時における感染症拡大防止対応を実施した。（都立学校開放事業の方針に則る形） 【対応内容】 参加者のチェックシート提出、検温、手指消毒液の設置、マスクの着用等 ・コロナ感染拡大防止対応を守っていただく旨を募集チラシに記載した。 ・チェックシートを事前に参加者に配布し、当日持参するよう通知した。 ・本事業委託事業者と適宜連携を図って対応をしたため、コロナ対応において特段大きな混乱はなかった。

内容	隅田川花火大会の中止（地域振興課）
実施日等	令和2年（2020年）7月、令和3年（2021年）10月、令和4年（2022年）7月
取組内容等	実行委員会が書面開催となった。

内容	月島スポーツプラザにおける対応(スポーツ課)
実施日等	令和2年(2020年)8月1日から令和5年(2023年)3月12日まで ※令和2年7月31日までは、大規模改修工事で休館
取組内容等	【施設の開放休止・時間短縮】感染状況に応じて休止や縮小(時間短縮・利用制限)を行った。 令和3年1月8日～令和3年10月24日の間、国・都の要請(緊急事態宣言等)に基づき開放を休止・時間短縮営業とした期間があった。 【開放時における利用制限】 ～温水プール～ ・消毒実施時間確保のため、温水プールにおいて時間入れ替え制を実施した。 ・ビート板等共用備品の貸出しを休止した。 ・蜜の回避を目的に、1コース当たりの定員制限をかけた。 ・区内在住、在勤、在学者限定の利用とした。 ～その他室場～ 室場毎に定員制限を設けた。 ～施設全体～ ・施設利用者にチェックシート提出を求めた。 (令和2年8月1日～令和5年3月12日) ・消毒液の設置 ・マスクの着用 【その他の対応】 ・新型コロナに起因するキャンセルの受付、使用料返金 令和2年8月1日から令和3年10月24日まで ・プリペイドカードの返金対応 新型コロナの影響で利用を自粛する方に対し、プリペイドカードの返金対応 令和2年11月1日から令和3年10月24日まで ・夜間使用料の半額 午後8時までの時間短縮開放の際、夜間の利用料金を半額とした。 ・休止の案内を現地掲示、区および指定管理者ホームページ周知 ・予約済みの団体へ開放休止を電話連絡(指定管理者から) ・開放休止中は、通常時よりも配置人数を減らした。

内容	少年リーダー養成研修会における対応(文化・生涯学習課)
実施日等	令和2年(2020年)8月30日、令和3年(2021年)11月3日・6日、 令和4年(2022年)7月23日から9月3日まで
取組内容等	《令和2年(2020年)8月30日》 中止 代替として、運営側が本会場で太鼓と盆踊りを実施している映像を、PC(タブレット端末およびスマートフォン等を含む)を通じて自宅にいる参加者へ生配信し、一緒に踊るイベントを実施した。 《令和3年(2021年)11月3日、6日》 縮小して実施 ・研修会をWeb開催した。 ・参加者は自宅から参加、スタッフは感染症対策を徹底し、事業を行った。 ・令和3年度(2021年度)については、当初は日帰りでの集合研修を企画したが、感染症の状況に鑑み中止したため、参加者にその旨を連絡した。 《令和4年(2022年)7月23日から9月3日まで》 感染症対策を講じた上で実施 ・感染症対策を行い、コロナ禍前と同日程で実施した。 ・募集チラシや保護者説明会で感染症対策について周知を図り、感染症拡大防止に努めた。

内容	児童交歓会の延期・中止(地域振興課)
実施日等	令和2年(2020年)9月(受入延期)、令和3年(2021年)4月(受入中止)
取組内容等	《令和2年(2020年)》 延期 《令和3年(2021年)》 中止 令和元年(2019年)の東根市訪問から引き続く2か年事業で、受入ができなかったため、中央区参加者代表と協議し、訪問時の感謝の意を伝えるとともに、東根市参加者宛てに本区名産品を贈呈した。

内容	区民文化祭における対応（文化・生涯学習課）
実施日等	令和2年（2020年）10月1日から12月6日まで 令和3年（2021年）10月7日から12月5日まで 令和4年（2022年）10月6日から12月4日まで
取組内容等	《令和2年度（2020年度）》 縮小して実施 【中止】 絵画展、書道展、茶の湯会、いけばな展、謡曲大会、吟詠大会、俳句大会、民踊民舞大会、和太鼓演奏会、囲碁大会 【一部縮小開催】 短歌大会、将棋大会 《令和3年度（2021年度）》 縮小して実施 【中止】 絵画展、茶の湯会、謡曲大会、俳句大会 【一部縮小開催】 書道展、短歌大会、いけばな展、吟詠大会、将棋大会、民踊民舞大会、和太鼓演奏会、囲碁大会 《令和4年度（2022年度）》 縮小して実施 【中止】 謡曲大会、俳句大会 【一部縮小開催】 絵画展、書道展、短歌大会、茶の湯会、いけばな展、吟詠大会、将棋大会、民踊民舞大会、和太鼓演奏会、囲碁大会 【開催時の対応等】 一部縮小して開催したものについては、マスク着用や消毒・検温の実施、開催時間を短縮するなど基本的な感染症対策を行った。

内容	「区民スポーツの日」における対応(スポーツ課)
実施日等	令和2年(2020年)10月11日 令和3年(2021年)10月10日 令和4年(2022年)10月10日
取組内容等	≪令和2年(2020年)10月11日≫ 台風のため中止 ≪令和3年(2021年)10月10日≫ 縮小して実施 ・新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成し対応した。 ・マラソン大会では、3密防止のため、スタート時の列整理(前後左右1m間隔)を実施した。また、例年よりも定員を削減し、5kmと10kmの部門を中止した。 ・イベントでは、相撲やキンボールなどの接触スポーツや、物品の消毒が困難な種目は中止とした。 ・笛を使用する一部イベントでは、電子ホイッスルを導入した。 ・カラーコーンを設置し、間隔を空けるよう、待機列の整理をした。 ・お楽しみ抽選会は、密になる可能性が高いため、中止とした。また、例年同日に実施していた反省会について、飲食を伴う内容だったため廃止した。 ・模擬店で食べ物の販売を中止し、飲み物だけ販売した。 ・職員やスタッフの昼食会場の分散化を図った。 ・三密防止のため、更衣室を設置しなかった。 ・中学生・高校生ボランティアを募集しなかった。 ・各会場の入口に検温所を設置し、検温をクリアした人にはリストバンドを配布した。 ・各所にアルコール消毒液を設置し、アルコール消毒に協力してもらった。 ・来場者およびスタッフ全員に体調管理チェックシートの提出を義務付けた。 ・検温所やその他のコロナ対応で職員が必要となったため、当日の従事職員を例年より15名程度増員した。 ≪令和4年(2022年)10月10日≫ 縮小して実施 ・新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成し対応した。 ・マラソン大会では、3密防止のため、スタート時の列整理(前後左右1m間隔)を実施した。また、例年よりも定員を削減した。 ・イベントでは、相撲を中止とした。 ・笛を使用する一部イベントでは、電子ホイッスルを導入した。 ・カラーコーンを設置し、間隔を空けるよう、待機列の整理をした。 ・模擬店で食べ物の販売を再開し、ガイドラインに基づき飲食スペースを設置して三密防止を図った。 ・三密防止のため、更衣室を設置しなかった。 ・各会場の入口に検温所を設置し、検温をクリアした人にはリストバンドを配布した。 ・マラソン参加者に対し検温所を指定し、受付を分散化した。 ・各所にアルコール消毒液を設置し、アルコール消毒に協力してもらった。 ・来場者およびスタッフ全員に体調管理チェックシートの提出を義務付けた。 ・検温所やその他のコロナ対応で職員が必要となったため、当日の従事職員を例年より15名程度増員した。

内容	子どもフェスティバルにおける対応（文化・生涯学習課）
実施日等	令和2年（2020年）10月18日、令和3年（2021年）10月17日、 令和4年（2022年）10月16日
取組内容等	《令和2年（2020年）10月18日》 中止 第1回実行委員会で中止も決定した。 《令和3年（2021年）10月17日》 中止 実行委員会開催前に各参加団体にアンケートをとり、中止を決定した。 《令和4年（2022年）10月16日》 感染症対策を講じた上で実施 ○以下のとおり、感染症対策を行い実施した。 ・例年と比べ会場を広くすることで密を防止する。 ・浜町公園入口に設置する受付にて、検温、手指消毒を行った参加者にリストバンドを着用してもらう。 【実施時の対応等】 ・主たる協力団体である各校PTAの状況を把握しながら、開催を決定した。（学校の活動も制限されていたためPTA活動も縮小していた。） ・参加者が受付に集中し、混雑が生じた。

内容	中央区の街並み絵画展における対応（文化・生涯学習課）
実施日等	令和2年（2020年）11月4日から11月10日まで 令和3年（2021年）11月10日から11月14日まで 令和4年（2022年）11月9日から11月13日まで
取組内容等	《令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）》 感染症対策を講じた上で実施 ・受付およびアンケート記入機のスペースを広げた。 ・アルコール消毒液およびアクリル板を受付机に置いた。 ・来場者のマスク着用を確認し、検温を行った。 ・来場者に「ご来場カード」を入場時に記入してもらった。 ・手指消毒や検温を実施するなど、感染症対策を徹底して行った。 ・アンケートにてコロナ禍でも開催されたことに感謝の声がいくつかあった。

内容	中央区まちかど展示館事業（集合イベント）（文化・生涯学習課）
実施日等	令和２年（2020年）11月8日、令和３年（2021年）11月14日、 令和４年（2022年）11月13日
取組内容等	《令和２年（2020年）11月8日》 感染症対策を講じた上で実施 まるごとミュージアムの開催に伴い、感染症対策を行った上で実施した。ただし、体験コーナーについては、密になるため中止した。 《令和３年（2021年）11月14日》 感染症対策を講じた上で実施 まるごとミュージアムの開催に伴い、感染症対策を行った上で展示および体験コーナーを実施した。 《令和４年（2022年）11月13日》 感染症対策を講じた上で実施 まるごとミュージアムの開催に伴い、感染症対策を行った上で展示および体験コーナーを実施した。

内容	中央区まるとミュージアムの開催(文化・生涯学習課)
実施日等	令和2年(2020年)11月8日、令和3年(2021年)11月14日、 令和3年(2021年)11月13日
取組内容等	《令和2年(2020年)11月8日》 縮小して実施 【イベント全体】 各事業の定員を半数程度にするなど、規模を縮小して実施した。 【バスおよび船の運行】 ・無料で運行する貸切バス、移動手段としての船については、乗車・乗船待ち等による密の防止を図るため中止した。 ・江戸バスについては通常運行したが、無料での運行は中止した。 【周遊船】 ・乗船人数を本来乗船できる定員の半数にし、密の防止を図った。 ・乗船券の配布方法を当日の整理券配布から事前申し込み制に変更し、密の防止を図った。また、はがき、ファクスによる申し込みに加え、インターネットによる申し込みができるよう、まるとミュージアム専用ホームページ上に申込サイトを構築した。 ・周遊船のコースを日本橋周遊、明石町水辺ライン周遊に加え、朝潮周遊を運航した。 ・船会社により座席およびライフジャケットの消毒を行った。 【スタンプラリー】 抽選会場において、スタンプラリー参加者に抽選により景品を提供していたが、密の防止を図るため、会場での抽選は中止し、応募による抽選とした。 【参加者への周知】 ・感染症の拡大防止を図るため、パンフレットに感染症対策の案内を掲載して周知するとともに、感染症の拡大防止に対する考え方をまるとミュージアム専用ホームページに掲載した。 【事業者への対応】 ・各業態の感染症対策のガイドラインにより実施するよう依頼した。 ・「事業者連絡会」の出席人数を各1名に限定して開催した。 《令和3年(2021年)11月14日》 縮小して実施 【イベント全体】 各事業の定員を半数程度にするなど、規模を縮小して実施した。 【バスおよび船の運行】 前年と同様の対応を行った。 【周遊船】 ・当初、乗船人数を本来乗船できる定員の半数としていたが、緊急事態宣言の解除に伴い、制限の一部を緩和し、申込者全員に乗船券を配布した。 ・乗船券の配布方法は、前年同様、事前申し込み制とした。 ・明石町水辺ライン周遊の船を7便から14便に増やし、乗船者数の拡大を図った。 ・船会社により座席およびライフジャケットの消毒を行った。

	【オンラインマップの導入】 区内を効率的に回遊することができるようオンラインマップを導入し、併せて紙媒体によるパンフレットを介した接触を防ぐなどの感染症対策を行った。 【スタンプラリー】 密の防止を図るため、応募による抽選とした。 【デジタルスタンプラリーの導入】 スタンプを介した接触を防ぐなどの感染症対策を行うとともに、スタンプ収集後にインターネット上での応募を可能とした。 【参加者への周知および事業者への対応】 前年と同様の対応を行った。 《令和4年（2022年）11月13日》 感染症対策を講じた上で実施 【イベント全体】 感染症対策を行った上で実施した。 【バスおよび船の運行】 無料で運行する貸切バスおよび江戸バスの運行を再開した。 【周遊船】 ・乗船人数を通常の定員に戻して運航した。 ・朝潮周遊コースを朝潮運河船着場と日本橋船着場とを行き来する片道コースに変更し、参加者の回遊性を高めた。 ・船会社により座席およびライフジャケットの消毒を行った。 【オンラインマップおよびスタンプラリー】 前年同様に実施した。 【参加者への周知および事業者への対応】 前年と同様の対応を行った。 【実施時の対応等】 ・パンフレットの手渡しを中止し、紙媒体を介した接触を防ぐなどの感染症対策を行った。 ・アルコールによる手指消毒、手洗いの徹底、マスクの着用、検温、身体的距離の確保などの感染症拡大防止対策を行った。 ・職員は増員せず、委託業者のスタッフを増員し、感染症対策を行った。
--	--

内容	新年こども羽根つき大会における対応(文化・生涯学習課)
実施日等	令和3年(2021年)1月9日、令和4年(2022年)1月8日、令和5年(2023年)1月14日
取組内容等	《令和3年(2021年)1月9日》中止 ・代替イベントとして、個人戦での「羽根－1グランプリ」で参加者を募集したが、1月5日に中止とした。 ・参加者への中止決定連絡をメール、電話、ホームページにて行った。 《令和4年(2022年)1月8日》中止 ・代替イベントとして、個人戦での「羽根－1グランプリ」を実施した。 ・食事など感染リスクが高い行動をできる限り減らすため、開催時間を短縮した。 ・募集チラシ等で感染症対策について周知を図り、感染症拡大防止に努めた。 《令和5年(2023年)1月14日》感染症対策を講じた上で実施 団体責任者説明会で感染症対策について周知を図り、感染症拡大防止に努めた。 【実施時の対応等】 個人戦での開催に伴い、区で練習会を行う必要があり、会場の確保など調整が必要となった。

内容	二十歳（新成人）のつどい中止、代替イベント実施、縮小開催（文化・生涯学習課）
実施日等	令和3年（2021年）1月11日、令和4年（2022年）1月10日、令和5年（2023年）1月9日
取組内容等	《令和3年（2021年）1月11日》 中止 事前申込の上で、当日は会場で実施予定だったが、緊急事態宣言により Web 配信を行った。その後、令和3年（2021年）3月14日に「繋がろう！新成人バーチャル交流会」を実施した。 《令和4年（2022年）1月10日》 縮小して実施 ○以下のとおり、感染症対策を行い実施した。 ・定員制限のため、午前は京橋・日本橋地域、午後は月島地域とし、事前申込で人数を把握した。 ・受付にて、検温・手指消毒を行った。 ・来賓の人数を絞った。 ・立食形式の飲食は中止した。（着席で飲物と茶菓を個別に提供） ※Web 配信を実施した。 《令和5年（2023年）1月9日》 感染症対策を講じた上で実施 ○以下のとおり、感染症対策を行い実施した。 ・受付にて、検温・手指消毒を行った。 ・引き続き、来賓の人数を絞った。 ・新型コロナウイルス感染症流行前にあった食事の提供は控え、飲物のみ提供した。 ※Web 配信を実施した。 【実施時の対応等】 ・案内状や区 HP で感染症対策について周知を図り、感染症拡大防止に努めた。 ・令和3年（2021年）は会場での実施から Web 配信のみとなったことについて、事前申込をしていた対象者へのメールおよび区内の対象者全員への郵送にて周知を図った。 ・「繋がろう！新成人バーチャル交流会」については、区内の対象者全員への郵送にて周知を図った。 ・国や都の動向を注視しながら、開催方法等に関する判断を行った。 ・新型コロナウイルス感染症流行下では会場の定員制限から来賓規模の縮小や食事の提供を控えたが、新型コロナウイルス感染症流行後も今後の対象者増を見込み、同規模で行うこととした。また、新型コロナウイルス感染症流行下で始めた Web 配信については、引き続き実施することとした。

内容	雪まつりの延期・中止（地域振興課）
実施日等	令和3年（2021年）2月、令和4年（2022年）2月、令和5年（2023年）2月
取組内容等	《令和3年（2021年）2月》 延期 《令和4年（2022年）2月》 中止 《令和5年（2023年）2月》 感染症対策を講じた上で実施 【実施時の対応】 ・ウイルス感染のリスクを高める「密」の回避のため、各種コーナーの内容見直しおよびスペースの確保を図った。 ・雪遊びコーナーにおいて、着脱に時間を要するミニスキーをスノーキックボード・バイクへ変更。また、ソリとスノーキックボード・バイクについては、事前申込制を導入。 ・味コーナーにおいて、品目数を減らして整列方法を見直し、整理員を増員して周辺の混雑回避を図った。 ・リサイクル自転車販売、ミニ動物園の休止。 ・あかつき公園冒険広場を活用し会場を拡大。 ・雪遊びコーナーのソリとスノーキックボード・バイクについては、事前申込制を導入したが、当日スペースに余裕があった場合には、事前申込者以外の方も遊べるようにするなど、臨機応変に対応した。

内容	サークル発表会における対応（文化・生涯学習課）
実施日等	令和3年（2021年）2月6日、7日、13日、14日、20日 令和4年（2022年）2月5日、6日、12日、13日、19日 令和5年（2023年）2月4日、5日、11日、12日、18日
取組内容等	《令和2年度（2020年度）》 中止 《令和3年度（2021年度）》 感染症対策を講じた上で実施 実施はしたが、感染拡大を考慮し出演を辞退する団体が数組あった。

内容	サークル交流・発表会における対応（文化・生涯学習課）
実施日等	令和3年（2021年）3月6日 令和4年（2022年）3月5日 令和4年（2022年）12月24日
取組内容等	《令和2年度（2020年度）》 中止 《令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）》 感染症対策を講じた上で実施 無観客で実施した。

内容	協働事業「一緒に体を動かそう」の一部中止(スポーツ課)
実施日等	令和3年(2021年)5月9日から令和5年(2023年)3月19日まで
取組内容等	《令和3年度(2021年度)》 一部中止 令和3年5月、6月、9月に開催を予定していた回は緊急事態宣言が発令していたことなどから中止した。 《令和4年度(2022年度)》 感染症対策を講じた上で実施 参加の際に検温、消毒、マスクなど感染症対策に協力してもらった。

【その他事業等（区民部）】

内容	窓口の通常開庁（区民生活課）（日本橋・月島特別出張所）
実施日等	令和2年（2020年）2月1日から令和4年（2022年）3月31日まで
取組内容等	《新型コロナウイルス感染症流行下》窓口の通常開庁を実施した。 国の緊急事態宣言発令と同日に、都は緊急事態措置として都民へ外出自粛を要請したが、区民生活課および日本橋・月島特別出張所窓口は業務の縮小をせず平日、夜間延長、日曜開庁（区民生活課）を実施した。

内容	中央区まちかど展示館事業（期間限定クイズ）（文化・生涯学習課）
実施日等	令和2年（2020年）5月20日から6月30日まで
取組内容等	様々なイベントが中止されていたため、自宅から子どもでも参加が可能な展示館にちなんだ期間限定クイズを実施した。メール・ファクスにより応募してもらい、正解者の中から抽選で景品を贈呈した。

内容	中央区「まちの笑顔」プロジェクト（地域振興課）
実施日等	令和2年（2020年）5月26日から7月7日まで
取組内容等	新型コロナウイルス感染症流行下において、区民に少しでも希望を感じてもらうため、中央区町会連合会は「上を向いて歩こう」プロジェクトを実施した。区は中央区町会連合会事務局として、募集・編集・公開などにおいて協力した。このプロジェクトでは、区内在住・在勤・在学者が所属する町会・自治会名とともに投稿した「上を向いて歩こう」の歌唱や笑顔の画像をまとめた動画を作成してYouTubeで公開した。 【募集期間】 令和2年（2020年）5月26日から6月26日まで 【一般公開】 令和2年（2020年）7月7日 【投稿結果】 動画：89件 画像：28件（117名参加）

(4) 福祉保健部

【事業の休止・縮小、会議等における対応（福祉保健部）】

内容	各種教室等の休止およびオンライン開催（高齢者福祉課）
実施日等	令和2年（2020年）2月から令和5年（2023年）5月8日まで（一部継続中）
取組内容等	<介護者教室・交流会のオンライン開催> 令和2年7月からオンラインでの開催とし、令和4年3月以降は現地開催とオンライン開催を併用している。 介護者教室・交流会についてはオンライン開催により交流会の開催が困難であった。 <ふれあいケアの休止およびオンライン開催> 令和2年2月から同年6月までは休止とし、以降は順次オンライン開催へ移行していき、令和2年12月に全施設がオンラインでの開催となった。 令和5年11月から全施設で訪問開催を再開した。今後は感染状況等を踏まえて適宜対応していく。 ふれあいケアについては、オンライン開催でも利用者は喜んでいたが、直接のふれあいができないということから、成果について疑問を持っている施設もいた。 <紙おむつ講習会のオンライン開催> 令和3年度からオンライン開催としている。介護者が気軽に参加できるというメリットもあり、オンラインで開催するにあたり事前テストを行うなど、高齢者や介護者に寄り添った講習にすることができた。ただ、「例年通りおむつのサンプルを触りながら講習を受けたかった」などの要望も寄せられた。 <高齢者住み替え相談の休止> 令和2年4月から同年10月まで区民相談室での相談は休止し、電話や所属窓口で随時問い合わせに対応した。

内容	高齢者向け単発講座等（「ゆうゆう講座」・「退職後の生き方塾」・「セカンドライフ応援セミナー」・「高齢者合同就職面接会」）（高齢者福祉課）	
実施日等	令和2年（2020年）2月から令和5年（2023年）2月まで	
取組内容等	「ゆうゆう講座」	
	令和2年（2020年）3月1日 ～9月6日	講座中止
	令和2年（2020年）9月7日～ 12月23日	実施
	令和2年（2020年）12月24日 ～令和3年（2021年）6月20日	講座中止
	令和3年（2021年）6月21日 ～9月30日	運動系を中心に再開（コーラス等は延期）
	「退職後の生き方塾」	
	令和3年（2021年）1月19日 ～2月25日	本科（隔年）実施（全6回） 第5回、第6回を延期した。
	令和3年（2021年）5月21日 ～8月6日	フォローアップを8月6日に延期
	「セカンドライフ応援セミナー」	
	令和3年（2021年）2月10日	中止
	令和4年（2022年）2月16日	事前予約制にして実施
	令和5年（2023年）2月15日	事前予約制にして実施
	「高齢者合同就職面接会」	
	令和2年（2020年）2月20日	中止
	令和3年（2021年）2月26日	完全予約制で実施 会場は広い区立産業会館を利用
	令和4年（2022年）2月25日	完全予約制で実施 会場は区立産業会館を利用
	令和5年（2023年）2月22日	予約不要で実施 会場は区立産業会館を利用
・区ホームページ、電話、町会配布で中止・延期の周知をした。 ・中止・縮小期間中、職員は通常勤務とした。 ・令和3年（2021年）2月10日実施予定だったセカンドライフ応援セミナーの中止が実施日直近で決まった。事前申込不要の事業であったため、区ホームページや町会への中止チラシ配布など周知に手を尽くしたものの、当日来庁する区民が数名おり、トラブルとなった。 ・他の事業は、大きなトラブルなし		

内容	パパママ教室、プレママ教室、土曜プレママ教室、ママとベビーのはじめて教室、子育て支援講習会、ツインズクラブ、生活習慣病予防講演会、精神保健講習会、離乳食講習会（月島保健センター）
実施日等	令和2年（2020年）2月から令和3年（2021年）8月22日まで
取組内容等	《令和2年（2020年）3月》中止 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一部の事業を除き中止した。 ・令和2年（2020年度）5月18日から、ハイリスク妊婦対応については、個々に電話をしてフォローを実施。 《令和2年（2020年）6月》感染防止対策を講じた上で一部事業を実施 ・感染防止対策を講じた上で、プレママ教室（土曜開催含む）を実施した。 《令和3年（2021年）1月8日から3月まで》一部事業を中止 ・緊急事態宣言を受け食育講習会、ヘルスアップ教室、生活習慣病予防講演会などを中止 《令和3年（2021年）4月25日から6月20日まで》一部事業を中止 ・緊急事態宣言を受け、パパママ教室を除く講習会・講演会事業を中止 ・5/18開催予定ツインズクラブを6/22へ延期した。 《令和3年（2021年）7月11日から8月22日まで》一部事業を中止 ・緊急事態宣言を受け、パパママ教室を除く講習会・講演会事業を中止

内容	中央区民生・児童委員協議会における対応（管理課）
実施日等	令和2年（2020年）3月から令和3年（2021年）9月まで
取組内容等	中央区民生・児童委員協議会の中止、縮小、分散開催を行った。 中止：令和2年4月・5月、令和3年2月 縮小：令和2年3月、令和3年5月・7月・9月 分散：令和2年6月・8月 ※縮小：全委員ではなく正副会長のみ参集し開催 分散：京橋、日本橋、月島の3地域に分かれて開催

内容	会議、研修会における書面開催および縮小について（管理課）
実施日等	令和2年（2020年）3月から令和5年（2023年）3月まで
取組内容等	・中央区歯科保健衛生連絡会【令和2年（2020年）3月から令和5年（2023年）3月まで】 会議時間短縮のため資料を事前送付し、意見等がある場合はコメント票を返送してもらう形式とした。三密を避けるため、出席者を人数制限した。 また、令和3年（2021年）2月24日に予定していた令和2年度（2020年度）第二回中央区歯科保健衛生連絡会については、緊急事態宣言の延長（令和3年（2021年）3月7日まで）を受け、書面開催とした。 ・胃がん検診内視鏡検査実施医療機関精度管理研修会【令和元年度（2019年度）および令和2年度（2020年度）】 胃がん内視鏡検査を実施している医療機関を対象に例年3月に研修会を開催しており、区の内視鏡検査実施のうえで本研修会の参加は必須となっている。令和元年度（2019年度）および令和2年度（2020年度）については、研修資料を医療機関へ配布して質疑について講師から回答をいただき、共有した。 各医療機関からの「受講確認書兼質問票」の提出をもって、研修参加とした。

内容	園庭開放事業の中止（保育課）
実施日等	令和2年（2020年）3月から令和3年（2021年）9月まで 令和4年（2022年）1月から令和4年（2022年）3月まで
取組内容等	・私立認可・認証保育園および近隣親子向けの公立保育園園庭開放事業を中止した。 ・令和4年度（2022年度）から事業を再開したことに加え、令和5年度（2023年度）からは開放時間を延長し（午前のみ→午前・午後）、受入れ体制を充実させている。

内容	認知症サポーター養成講座の中止等（介護保険課）
実施日等	令和2年（2020年）3月から
取組内容等	《令和2年（2020年）3月から10月まで》 中止 ・感染拡大の影響により、令和2年（2020年）3月から10月まで区からの講師派遣を中止した。 ・区からの講師派遣の中止期間中は、再開の際に連絡するため、企業等の連絡先を確認した。 《令和2年（2020年）5月から》 感染症対策を講じた上で実施 令和2年（2020年）5月から当分の間オンラインでの開催が可能となった。 ・「新しい生活様式」における講座の実施方法として当分の間オンラインでの開催が可能となったとキャラバン・メイト連絡協議会より通知があったため、オンラインで開催するために課題の整理を行った。 ・オンライン開催を希望する企業等に講座を開催した。

内容	矯正歯科相談の中止（健康推進課）
実施日等	令和2年（2020年）3月から8月まで
取組内容等	令和2年（2020年）3月から8月まで一時中止 休止期間中は ・保健所新型コロナウイルス感染防止に関わる業務に従事 ・歯科ホームページの整備 令和2年（2020年）9月から、感染防止対策を講じ再開

内容	「ママとベビーのはじめて教室」の中止（日本橋保健センター）
実施日等	令和2年（2020年）3月から令和2年（2020年）5月31日まで
取組内容等	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため事業を中止した。 ・個別に相談を受け付けた。また6月以降に相談会を開催し、希望する方が相談できる場を設けた。 ・再開後は、2部制とし参加者の人数を調整した上で、通常よりマットの間隔を広く敷いて、密にならないように配慮し事業を行った。 ・保健師は休日・時間外も含め保健所の新型コロナウイルス感染症に関わる業務に従事した。 ・緊急事態宣言が終了したとしても、生後間もない乳児を対象とする事業のため、保護者や従事者には、感染拡大の不安が続いた。 ・区民の参加者は、感染対策が取られているかは気にしていたが、適切な感染対策がしてあるとわかれば特に不安等の訴えはなく事業に参加されていた。

内容	「乳児歯科相談」（日本橋保健センター）
実施日等	令和2年（2020年）3月から令和3年（2021年）3月31日
取組内容等	《令和2年（2020年）3月から令和2（2020年）年5月31日》中止 ・新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため事業を中止した。 ・歯みがきの仕方などの問合せは個別で対応した。 ・区ホームページに相談中止のお知らせを掲載した。 ・電話による相談の対応をした。 《令和2年（2020年）6月から》感染防止対策を講じた上で実施 ・中止していた期間の対象者に改めて、受診日時の案内を送付した。 ・密を避け待ち時間短縮を図るために、1回あたりの人数制限や受付時間を区切って案内する等、実施方法を変更した。また再診予定日を5回初診に変更した。 ・初診の回数を増やせたことで、待ち時間の短縮や密を避けることができ、区民が安心して参加しやすい環境で実施できた。 ・飛沫対策のため口腔内のブラッシング指導は中止した。 ・サービスを受けられない区民はなかったため不満は寄せられなかった。 ・実施するにあたり感染対策を徹底したため、歯科衛生士の負担が増えた。

内容	乳幼児健診（3～4か月児、1歳6か月児、3歳児）、新生児訪問、相談業務（乳幼児健康相談、精神保健相談）中止（健康推進課）
実施日等	令和2年（2020年）3月から5月まで
取組内容等	・緊急事態宣言までは実施し、宣言中は中止。 ・健診再開に向け、健診体制の変更、雇い上げ等の人員の確保・調整、感染予防対策の検討。 ・電話相談にて母子の状況確認、保健指導を実施 ・臨時の相談会の実施 ・中止期間中、令和2年（2020年）5月18日からは、新生児訪問、3～4か月児健診未受診者、ハイリスク妊婦対応については個々に電話して状況確認、保健指導等のフォローを行った。 ・臨時の相談会を開催し、希望者に児の成長発達の確認や育児に関する相談、母のメンタルケアを行った。 ・1歳6か月児・3歳児健診は、中止対象だった家庭へ、健診再開時の案内、予約を行った。 ・精神保健相談などは延期もしくは、医療機関受診を勧めた。 ・休日や時間外も含め、保健所の新型コロナウイルス感染症に関わる業務に従事 ・健診が変更となった家庭には、電話で案内したことで、大きな混乱なく健診が再開できた。 ・感染拡大防止策として、参加者同士の距離を1.5m確保した。 診察で着替えの必要な3～4か月児健診では、ベビーベッドの台数が足りず、着替えスペースとして、床にマットを敷き、1回ごとのマット消毒により対応した。従事者の民生委員の方より、床にマットを敷く対応は不衛生との苦情あり。折り畳み式の1人用ベビーベット等が用意できないため、応急処置としてマットを2重にして、床との距離を離すなどの対応を行った。感染症対策として必要な物品の調達が十分できず、感染症対応の困難さが継続している。 ・緊急事態宣言が終了したとしても、乳幼児を対象とする事業のため、保護者や従事者には、感染拡大の不安があった。

内容	認知症カフェの開催休止の要請（介護保険課）
実施日等	令和2年（2020年）3月から6月まで
取組内容等	《令和2年（2020年）3月から6月まで》 開催休止の要請 ・各認知症カフェに開催の意向を確認したところ、高齢者の感染リスクを鑑み、すべての団体が開催を取り止めたことが分かった。 ・各認知症カフェに再開についてのアンケートを行い、再開にあたっての課題等を整理した。 ・開催中止をホームページに掲載した。 ・ホームページや認知症カフェのチラシに「開催を中止している場合もありますので詳細は直接お問い合わせください」と記載し、周知を行った。 ・新型コロナウイルス感染症に対する本区の今後の対応について「区施設およびイベント等の再開について」の情報、厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について」等を各認知症カフェに情報提供し、認知症カフェ再開の参考にしていた。

内容	乳児歯科相談の中止（健康推進課）
実施日等	令和２年（２０２０年）３月から５月まで
取組内容等	令和２年（２０２０年）３月から５月まで、一時中止 ・ 歯磨き法などの問合せがあり対応しフォローを行った。 ・ 令和２年（２０２０年）４月以降再開後、中止期間対象者も遡って通知し、サービスを逃す区民をゼロにした。 ・ 乳児歯科相談休止をホームページで周知 ・ 電話による相談の対応 ・ 保健所新型コロナウイルス感染防止に関わる業務に従事 ・ 歯科ホームページの整備 ・ サービスを受けられない区民はなかったため不満は寄せられなかった。 ・ 再開当初、「子連れで外出できる機会を得られた」「育児の不安解消の場になった」と安堵、感謝の声が複数寄せられた。 ・ 特別区内で中央区は、歯科健診事業再開が早く、休止期間も短かった。 令和２年（２０２０年）６月から、感染防止対策を講じ再開 乳児歯科相談を一時中止した。 ・ 歯磨き法などの問合せがあり対応しフォローを行った。 ・ 令和２年（２０２０年）４月以降再開後、中止期間対象者も遡って通知し、サービスを逃す区民をゼロにした。 ・ 乳児歯科相談休止をホームページで周知 ・ 電話による相談の対応 ・ 保健所新型コロナウイルス感染防止に関わる業務に従事 ・ 歯科ホームページの整備 ・ サービスを受けられない区民はなかったため不満は寄せられなかった。 ・ 再開当初、「子連れで外出できる機会を得られた」「育児の不安解消の場になった」と安堵、感謝の声が複数寄せられた。 ・ 特別区内で中央区は、歯科健診事業再開が早く、休止期間も短かった。

内容	「出前講座」の中止（日本橋保健センター）
実施日等	令和2年（2020年）3月から令和3年（2021年）3月31日まで 令和3年（2021年）4月25日から令和3年（2021年）6月20日まで 令和3年（2021年）7月11日から令和3年（2021年）8月22日まで ※令和3年4月から再開したが、緊急事態宣言期間中は中止
取組内容等	・新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため事業を中止した。

内容	「各種講座・講演会」の中止（日本橋保健センター）
実施日等	令和2年（2020年）3月から令和2年（2020年）8月31日まで
取組内容等	・新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため事業を中止した。 ・生活習慣病講演会・精神保健講習会・子育て支援講習会については令和2年度（2020年度）は中止した。 ・令和2年（2020年）9月から再開した際に、定員の縮小等の感染拡大防止策を講じて実施した。 ・保健師は休日・時間外も含め保健所の新型コロナウイルス感染症に関わる業務に従事した。 ・区民の参加者は感染対策が取られているか気にしている方が多かったが、適切に対策がされているとわかれば特に不安等の訴えはなく事業に参加されていた。

内容	「プレママ教室、土曜プレママ教室」の中止（日本橋保健センター）
実施日等	令和2年（2020年）3月から令和2年（2020年）5月31日まで
取組内容等	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止した。 ・ハイリスク妊婦には、個別に電話をかけ相談を受け付けた。再開後は、密にならないように受講者の定員を削減するとともに、開催時間を短縮したプログラムに変更した。 ・直営プレママ教室の沐浴方法を実施する回については会場と、オンラインのハイブリッド形式で開催した。 ・保健師は休日・時間外も含め保健所の新型コロナウイルス感染症に関わる業務に従事した。 ・緊急事態宣言が終了したとしても、ハイリスク者となる妊婦を対象とする事業のため、保護者や従事者には、感染拡大の不安が続いた。 ・区民の参加者は、感染対策が取られているか気にしていたが、適切な対策がされていると分かれば特に不安等の訴えはなく事業に参加されていた。

内容	「幼児歯科経過観察・予防処置」（日本橋保健センター）
実施日等	令和2年（2020年）3月から令和2年（2020年）8月31日まで
取組内容等	《令和2年（2020年）3月から令和2年（2020年）8月31日》中止 ・新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため事業を中止した。 ・区ホームページに中止のお知らせを掲載した。 ・予約者に個別で中止のお知らせハガキを送付した。 ・予約者が来所してしまうことが数件あった。常勤歯科衛生士で対応できる範囲（ブラッシング指導や相談）で個別に対応した。 ・1歳6か月児歯科歯科健診時や個別の問合せに対し、フッ化物配合歯磨剤の使用方法の周知、地域の協力歯科医院の周知を行なった。 《令和2年（2020年）9月》感染防止対策を講じた上で再開 ・区ホームページに再開のお知らせを掲載した。 ・感染対策を徹底して実施するため、予約時間枠と人数を制限して実施。令和2年（2020年）9月から令和3年（2021年）3月は回数を1回/月増やして実施した。 ・中止期間に予約していた区民から「再開のお知らせも個別で連絡がくると思っていた」「対象年齢が過ぎサービスを受ける機会を失った」との声が寄せられた。 ・実施にあたり感染対策を徹底したため、歯科衛生士の負担が増えた。

内容	乳児歯科相談（月島保健センター）
実施日等	令和２年（２０２０年）３月から５月まで
取組内容等	《令和２年（２０２０年）３月から令和２年（２０２０年）５月３１日》中止 ・ 歯磨き法などの問合せがあり対応しフォローを行った。 ・ 乳児歯科相談休止を区ホームページで周知 ・ 電話による相談の対応 ・ 区ホームページの整備 《令和２年（２０２０年）６月から》感染症防止対策を講じた上で実施 ・ 中止期間対象者も遡って通知し、サービスを逃す区民をゼロにした。 ・ サービスを受けられない区民はなかったため不満は寄せられなかった。 ・ 再開当初、「子連れで外出できる機会を得られた」「育児の不安解消の場になった」と安堵、感謝の声が複数寄せられた。 ・ 特別区内で中央区は、歯科健診事業再開が早く、休止期間も短かった。

内容	高齢者向け健康教室・ボランティア育成講座・高齢者通いの場（高齢者福祉課）	
実施日等	令和2年（2020年）3月から令和6年（2024年）3月31日まで	
取組内容等	「さわやか健康教室」（元気高齢者向け）→委託事業者が実施	
	令和2年（2020年）4月～6月	教室中止
	令和2年（2020年）7月～9月	実施
	令和3年（2021年）4月～6月	教室中止
	「はつらつ健康教室」（生活機能低下者向け）→委託事業者が実施	
	令和2年（2020年）3月～ 令和6年（2024年）3月	「マイホームはるみコース」の会場変更→シニアセンター（一部月島区民センター）へ（中止期間を除く。）
	令和2年（2020年）4月～6月	教室中止 ※中止解除後は、参加期間を延長して対応
	令和3年（2021年）4月～6月	教室中止 ※中止解除後は、参加期間を延長して対応
	「さわやか体操リーダー育成講座」「元気応援サポーター育成講座」（ボランティア育成講座）→委託事業者が実施	
	令和2年度（2020年度）～ 令和5年度（2023年度）	実施
	「さわやか体操リーダーの教室」→区民ボランティアが実施	
	令和2年（2020年）3月～10月	教室中止
	令和2年（2020年）11月～12月	実施
	令和3年（2021年）1月～6月	教室中止
	令和3年（2021年）7月～ 令和5年（2023年）6月	参加人数を減らして実施（段階的に元に戻した。）
	「高齢者通いの場」→区民ボランティアが実施	
	令和2年（2020年）3月～4月	活動中止
	令和2年（2020年）5月～6月	活動自粛要請
	令和2年（2020年）7月～ 令和5年（2023年）3月	各団体の状況を確認の上順次再開。（区民館・コミュニティルームで実施している団体は会場都合により7月末まで活動中止。8月から再開）※密を避けるため、狭い会場を使用していた団体は広い会場を区で手配した。
	以降：緊急事態宣言期間、まん延防止等重点措置期間は活動中止	
	・区ホームページ、メール、電話等で中止の周知をした。 ・再開時は保健師を含めた区職員が立ち会い、感染症対策の徹底を依頼した。 ・中止・縮小期間中、職員は通常勤務とした。 ・委託事業者実施事業はなるべく実施、区民ボランティア実施事業は実施を見送る方針としたため、区民ボランティアから早く再開したいとの声があった。 ・国、都、区の判断を待って周知を行っていたため、中止周知の時間が充分に取れなかった。	

内容	中央区おとしより相談センターおよび中央区地域包括支援センター運営協議会の開催中止および書面開催（介護保険課）
実施日等	令和2年（2020年）3月から令和4年（2022年）2月まで
取組内容等	《令和2年（2020年）3月19日》 中止 ・令和2年（2020年）3月19日令和元年度第2回運営協議会は、感染拡大の影響によりやむを得ず中止とした。 《令和2年（2020年）10月9日》 感染症対策を講じた上で実施 ・令和2年（2020年）10月9日令和2年度第1回運営協議会は、感染拡大防止のため書面による開催とした。 《令和3年（2021年）2月18日》 感染症対策を講じた上で実施 ・令和3年（2021年）2月18日令和2年度第2回運営協議会は、通常開催時間2時間のところ1時間に短縮し、換気、手指消毒などの感染防止対策を行い開催した。 《令和3年（2021年）10月13日》 感染症対策を講じた上で実施 ・令和3年（2021年）10月13日令和3年度第1回運営協議会は、感染拡大防止のため書面による開催とした。 《令和4年（2022年）2月22日》 感染症対策を講じた上で実施 ・令和4年（2022年）2月22日令和3年度第2回運営協議会は、感染拡大防止のため書面による開催とした。 ・書面による開催の際は、送付した資料を分かりやすくするため資料要旨を添付した。

内容	幼児歯科経過観察・予防処置の中止（健康推進課）
実施日等	令和2年（2020年）3月から8月まで
取組内容等	令和2年（2020年）3月から8月まで、一時中止 ・中止期間中の問合せに対し地域歯科医療機関の情報提供、受診勧奨を行った。 ・法定健診で、家庭でのフッ化物配合歯磨き剤の効果的な使用法について周知を強化した。 ・幼児歯科経過観察・予防処置休止をホームページで周知した。 ・電話問合せに対応しフォローを行った。 ・保健所新型コロナウイルス感染防止に関わる業務に従事 ・区ホームページの整備 ・再開当初、「対象年齢が過ぎサービス受ける機会を失った」との声が寄せられた。謝罪とともにむし歯予防や医療機関情報提供などフォローを行った。結果ご理解いただいた。 ・特別区内で中央区は、歯科健診事業再開が早く、休止期間も短かった。 令和2年（2020年）9月から、感染防止対策を講じ再開

内容	幼児歯科経過観察・予防処置（月島保健センター）
実施日等	令和2年（2020年）3月から令和3年（2021年）3月31日まで
取組内容等	《令和2年（2020年）3月から令和2年（2020年）8月31日》中止 ・中止期間中の問合せに対し地域歯科医療機関の情報提供、受診勧奨を行った。 ・法定健診で、家庭でのフッ化物配合歯磨き剤の効果的な使用法について周知を強化した。 ・幼児歯科経過観察・予防処置休止を区ホームページで周知した。 ・電話問合せに対応しフォローを行った。 ・区ホームページの整備 《令和2年（2020年）9月》感染防止対策を講じ再開

内容	公害予防事業（吸入薬指導講習会）（管理課）
実施日等	令和2年（2020年）3月14日
取組内容等	気管支喘息等の呼吸器疾患のある区民に対して、吸入薬指導講習会を、年2回実施していたが、令和2年（2020年）3月の講習会を中止とした。

内容	中央区子ども・子育て会議における対応（子育て支援課）
実施日等	令和2年（2020年）3月27日、令和3年（2021年）3月24日、令和4年（2022年）3月24日
取組内容等	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の会議を書面開催に切り替えて開催した。また、対面で開催する場合にも、手指消毒や換気対策を施して、会議を開催した。 <書面開催> ①令和元年度第6回子ども・子育て会議（令和2年3月27日） ②令和2年度第3回子ども・子育て会議（令和3年3月24日） ③令和3年度第3回子ども・子育て会議（令和4年3月22日） ・上記書面開催に当たり、公募委員に対し、意見交換会の形式で個別に資料説明、意見聴取の機会を設けた（①令和元年度第6回を除く）。 ・令和4年12月に、オンライン形式と対面形式の併用開催について委員へアンケートを実施したが、「対面形式での開催に比べオンライン参加者との意思の疎通が難しい」、「多くの委員・区関係機関から広く意見を聞きたい」との意見が多く寄せられたため、今後も原則として対面方式で実施するが、感染症予防の観点から密集を避ける必要がある場合等においては、オンライン形式との併用開催を検討することを会議の場で確認した。

内容	シニアセンター休館および利用時間の短縮、利用範囲の縮小・制限・消毒の実施 イベント・講座の中止（シニアセンター）
実施日等	休館：令和2年（2020年）3月28日から令和2年（2020年）7月14日まで 利用制限：令和3年（2021年）1月8日から令和3年（2021年）9月30日まで
取組内容等	・中高年齢者を対象とした施設であることから、新型コロナウイルス感染症予防のため、当初は完全休館としたが、令和2年（2020年）6月1日からはブックポスト利用者の利便を図るため玄関の自動ドアのみ開放した。 ・令和2年（2020年）7月15日以降は部屋の貸出を再開したが、施設出入口にアルコール手指消毒剤を設置し、マスク着用・手指消毒の徹底を館内ポスターや口頭で利用者に周知した。部屋貸しの際には次亜塩素酸水、使い捨て手袋、ペーパータオル、清掃後の紙を廃棄するためのレジ袋をセットしたかごを渡し、利用前後に消毒を実施してもらうよう依頼した。 ・情報コーナーのソファや貸出用パソコンも使用後はその都度本体・座席ともに次亜塩素酸水で清拭を実施した。 ・同時に激しい呼吸を伴う運動や、楽器演奏等の登録団体への貸出制限を実施し、閉館時間を1時間短縮し20時00分までとした。 ・受付窓口やパソコンにパーテーションを設置した。 ・令和3年（2021年）3月25日から再び部屋貸しを停止、閉館時間を17時00分までとした。 ・令和3年（2021年）5月12日から部屋貸し停止のまま閉館時間のみ20時00分までとした。（佃児童館の学童保育の再開のため） ・令和3年（2021年）7月12日から令和3年（2021年）9月30日まで部屋貸しを制限付きで再開したが、閉館時間は20時00分とした。 ・令和3年（2021年）11月1日からは利用制限を一部かけながらも通常開館に戻した。 ・令和5年（2023年）5月9日からは利用制限をすべて解除し、利用者のマスク着用も任意としている。 ただし、新型コロナウイルス以外のインフルエンザ等の感染症予防も含め、入り口に設置しているアルコール手指消毒は継続する。 ・令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度）の吹矢講座は中止とした。 ・まん延防止の観点から、飛沫の発生の高い活動を行う登録団体へ利用休止を依頼した。（吹矢、オカリナ、ハーモニカ、エクササイズ、社交ダンス） ・当初より利用者からは「この時期だから」という理解があり、特に大きな問題は発生していない。

内容	十思スクエア別館小ホールの利用中止・時間短縮（管理課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和３年度（2021年度）まで
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 中止および時間短縮による実施 ・４月８日から６月３０日まで利用中止とした。 ・感染症対策として手指消毒用アルコールを配備した。 ・１月８日から３月２１日まで午後８時以降利用中止とした。 ・３月２２日から３月３１日まで午後９時以降利用中止とした。 《令和３年度（2021年度）》 中止 ・４月２５日から５月３１日まで利用中止とした。

内容	中央区民生・児童委員施設見学会における対応（管理課）
実施日等	令和２年度（2020年度）
取組内容等	施設見学会の開催を中止した。

内容	中央区民生・児童委員懇談会における対応（管理課）
実施日等	令和２年度（2020年度）、令和３年度（2021年度）
取組内容等	民生・児童委員懇談会を中止した。本区行政に対する協力への感謝と慰労という懇談会の趣旨に鑑み、粗品を贈呈した。 【令和２年度（2020年度）】 挨拶状、名刺入れ、風呂敷 【令和３年度（2021年度）】 挨拶状、エコバッグ、一筆箋

内容	認可保育園入園申込説明会の廃止（保育課）
実施日等	令和２年度（2020年度）に中止し、令和３年度（2021年度）以降廃止
取組内容等	令和２年度（2020年度）の認可保育園入園申込説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。 令和３年度（2021年度）以降については、区ホームページにて申込説明動画を配信することにより、当該説明会を廃止した。 近年の子育て環境や働き方改革、働き方の多様性、ICT化の進展に伴い、入園説明会に足を運ぶ方が減少している現状を鑑み、小さいお子さんがいる家庭や妊娠中の方が負担なく保育園入園に関する情報を広く入手できるよう動画を作成した。 しかし、全８種類の動画閲覧件数が約１,５００件と少なく、効果が発揮できなかった。 結果的には、「保育園のごあんない」を見ながら対面で相談することが可能な出張相談の重要性を再認識することができた。

内容	敬老大会における対応（高齢者福祉課）
実施日等	令和２年度（2020年度）および令和３年度（2021年度）
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 中止 開催案内発送前に中止を決定し、当年度の新橋演舞場での開催を中止する旨、対象者宛て通知した。 《令和３年度（2021年度）》 招待方法を変更 明治座における９月または１０月公演が観劇可能な特別観劇券を申込者に発行した。なお、従来行っていた高齢者福祉課長による事業案内や式典（区長、議長、高齢者クラブ連合町会長の挨拶）は中止した。 劇場を貸し切って招待する従来の開催方法ではなく、一般の方もいる日に観劇のできる特別観劇券を配布する方法による開催であったため、区職員は敬老大会参加者の観劇する期間における劇場内の案内や劇場内外の安全管理など行わなかった。 希望する日にちに申し込む方法を劇場への電話申込としたが、劇場側で専用電話窓口を設けたものの申込が殺到し、電話がつながらない参加者が大量に生じた。おおむね申込期間の初日から３日目ごろまでは電話がつながらない期間が続き、区の電話もそれに関する問合せで電話がつながらなくなる事態が生じた。

内容	「社会を明るくする運動」関連事業（生活支援課）
実施日等	令和２年度（2020年度）、３年度（2021年度）
取組内容等	＜「社会を明るくする運動」中央区推進委員会＞ 本区においてこの運動をさらに充実させるため、保護司会、更生保護女性会をはじめ、町会・自治会、民生・児童委員、青少年委員等に参加いただき、運動の趣旨説明および実施計画の報告を行っている。 令和２年度（2020年度）、令和３年度（2021年度） 中止 ＜「社会を明るくする運動」街頭広報活動＞ 毎年７月の強化月間にあわせて、数寄屋橋交差点、ラジオ体操会場や盆踊り大会会場において、啓発物品の配布を行い社明運動の周知を図っている。また、ポスター掲示や区役所本庁舎等への懸垂幕・横断幕の掲出を行っている。 令和２年度（2020年度）、令和３年度（2021年度） 事業縮小 （啓発物品の配布を中止し、以下の方法による広報活動を行った。） ・ポスターの掲示 ・区役所、日本橋区民センター、月島区民センターに懸垂幕を掲出 ・築地本願寺に横断幕を掲出 ＜「社会を明るくする運動」 in 中央区＞ 社会を明るくする運動についての認識を深めることを目的に毎年７月に社会教育会館ホールにおいて、更生保護に関する講演とアトラクションを行っている。 令和２年度（2020年度）、令和３年度（2021年度） 中止 令和４年度（2022年度） 事業縮小 対象者を保護司と更生保護女性会会員のみに限定し講演のみ行った。

内容	就労支援センター事業（障害者福祉課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和３年度（2021年度）まで
取組内容等	（ネットワーク会議） 年に４回開催。ZOOM や WEBEX を用いたオンライン開催とした。 【ニコニコドットコム】 →就労支援センター登録者が月に１回対面で行うイベント 令和２年度（2020年度）：中止 令和３年度（2021年度）：回数を２ヶ月に１回、時間を１時間短縮して開催した。事前に参加連絡、食事の持ち込みを禁止。 令和４年度（2022年度）：回数は月に１回に戻し、時間を１時間短縮して開催した。 【当事者向け・企業向け合同セミナー】 令和２年度（2020年度）：当事者向け→10/31 通常開催 企業向け→WEB 配信 令和３年度（2021年度）：9/18WEB 配信のみ 令和４年度（2022年度）以降、通常開催。 当事者向け・企業向け合同セミナーについて、WEB 配信のときはアンケート回収率が低かったものの、参加者からは「当日来場よりも WEB 配信で都合が良い時間に見たい」という声が多くあり、WEB 配信は好評だった。

内容	健康福祉まつりにおける対応（福祉センター）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和３年度（2021年度）まで
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 中止 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止を決定。 ・代替イベントとして「みんなで学ぼう！健康福祉展」を令和２年 12 月 14 日に開催し、パネル展示等を行った。 《令和３年度（2021年度）》 縮小して実施 ・開催時間の短縮（２時間短縮）や参加団体の従事者数の制限、会場内の飲食禁止等、規模を縮小して開催した。 ・来場者は平常時の６割程度だったが、参加団体や実行委員からは実施できて良かったという喜びと感謝の声があがった。

内容	在宅療養支援研修の開催縮小（介護保険課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和３年度（2021年度）まで
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 感染症対策を講じた上で縮小して実施 《令和３年度（2021年度）》 感染症対策を講じた上で縮小して実施 ・中止はせず、すべての研修で感染防止対策を行い縮小して開催した。 ・従事者向け研修は、参加人数の制限および講義を中心としてグループワークの時間を短縮して開催した。 ・在宅療養支援シンポジウム、歯科と薬の講演会は、シンポジウムを講演会に変更し、歯科と薬の講演会とも人数を制限のうえ、同内容を２回に分けて講演会を開催した。 シンポジウム →令和５年度より従来どおりの開催 歯科と薬の講演会→令和４年度より従来どおりの開催 ・「当日はマスク着用、事前体温測定、体調不良時は欠席にご協力ください。」とチラシに記載し、講師および司会者の座席にパーテーションを設置、２人席のところ１人にしたりと間隔を空け、換気、手指消毒などの感染防止対策を徹底した。 ・従事者向け研修のグループワークでは、直接対面にならないよう座席配置を工夫し、座席前面にパーテーションを置き、感染防止に配慮した。

内容	「高齢者の見守り活動に関する協定」に係る事業者連絡会の開催中止（介護保険課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和４年度（2022年度）まで
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 中止 ・感染拡大防止のため中止した。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症状況下で工夫していること等について、事業者アンケートを行い、取りまとめ、事業者フィードバックを行った。 ・集合開催による感染リスクを考慮し、事業者へ配慮した。 《令和３年度（2021年度）》 中止 ・感染拡大防止のため中止した。 《令和４年度（2022年度）》 中止 ・感染拡大防止のため中止した。

内容	在宅療養支援協議会における対応（介護保険課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和３年度（2021年度）
取組内容等	《令和２年（2020年）５月２１日》 書面開催 ・会議の資料を送付して、意見があれば記入してもらい、返信してもらった。 ・会議が開催されていたら活発な意見交換がされていたはずだが、すべての委員から意見票を回収したが、意見は特に出なかった。 《令和３年（2021年）５月２０日》 中止 ・会議で使用する予定だった資料を各委員へ送付した。 ・会議を開催できなかったため委員同士の意見交換をすることができなかった。

内容	歯科表彰の中止（よい歯のすこやか家族表彰）（健康推進課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和３年度（2021年度）まで
取組内容等	令和２年度（2020年度）歯科表彰（よい歯のすこやか家族）中止 令和３年度（2021年度）歯科表彰（よい歯のすこやか家族）実施 表彰式は中止 ・受賞者全員へ表彰状・記念品を郵送した。 ・表彰式は中止した。 令和４年度（2022年度）歯科表彰（よい歯のすこやか家族）実施 表彰式再開 ・家族賞受賞者へ表彰状・記念品を郵送した。 ・表彰式は優秀賞受賞者のみに人数を絞り実施した。 ・令和３年度（2021年度）に、令和２年（2020年度）歯科表彰（よい歯のすこやか家族）対象家族から、「兄弟姉妹が受賞し本児も楽しみにしていた。遑って賞状を出して欲しい」と要望あり。謝罪・説明し、了承していただいた。

内容	歯科表彰の一部中止（8020 達成者表彰）（健康推進課）
実施日等	令和 2 年度（2020 年度）から令和 3 年度（2021 年度）まで
取組内容等	令和 2、3 年度（2020、2021 年度）歯科表彰（8020 達成者表彰）実施 表彰式は中止 ・受賞者全員へ表彰状・記念品を郵送した。 ・表彰式は中止した。 令和 4 年度（2022 年度）歯科表彰（8020 達成者表彰）実施 表彰式再開 ・表彰式、8020 達成者表彰受賞者は全員招待し実施した。 ・同時開催のすこやか家族受賞者については、優秀賞受賞者のみ人数を絞り式招待し実施した。 ・保健所新型コロナウイルス感染防止に関わる業務に従事 ・8020 達成者表彰者からは、コロナ緊急事態宣言中でも賞状が郵送され、明るい気持ちになったなど感謝の連絡が多数寄せられた。

内容	日本語学校健診の休止・縮小（健康推進課）
実施日等	令和 2 年度（2020 年度）から令和 5 年度（2023 年度）まで
取組内容等	・結核ハイリスクである区内日本語学校生徒に対して、年に複数回定期健康診断を実施している。令和元年度（2019 年度）は、各学校の入学時期にも合わせて年間 3 回実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度から令和 3 年度については休止とし、令和 4 年度（2022 年度）については年間 1 回のみに縮小して実施した。 ・健診対象の学校宛て、しばらくの間中止とすることを文書にて通知した。結核と疑われる症状等あれば受診するよう勧奨した。 ・例年従事している事務・放射線技師ともに新型コロナウイルス感染症の対応にあたった。 ・健診を委託している結核予防会総合健診推進センターより、新型コロナウイルス感染防止対策マニュアルの提示があり、保健所 1 階の健診場所において実施が可能となるよう体制等について検討を行った。 ・健診対象校から休止の理解は得られたものの、本事業のニーズは高く、早期の再開を求められた。

内容	年金相談の中止・縮小（保険年金課）
実施日等	令和２年（2020年）４月から令和４年（2022年）２月まで
取組内容等	令和２年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染拡大防止や緊急事態宣言中のため、10月および12月のみ実施。 令和３年度（2021年度）は、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言中のため、10月および12月のみ実施。（奇数月開催分である特別出張所は、設備修繕等で当初から中止であった。） 急遽中止になった年金相談日の問い合わせについては、次回開催予定日をお知らせするとともに、窓口でも相談に応じていることを説明。 来庁者に対しては、窓口で年金相談を実施。

内容	介護認定審査会全体会合の中止・縮小開催（介護保険課）
実施日等	令和２年（2020年）４月から令和５年（2020年）10月まで
取組内容等	介護認定審査会委員が集まる、介護認定審査会全体会合を毎年4月初旬と10月初旬に開催するが、新型コロナウイルスの感染防止のため、開催の中止や出席人数を制限し、資料を各委員へ送付した。 《令和２年度（2020年度）》 令和２年（2020年）４月 中止 《令和３年度（2021年度）》 令和３年（2021年）10月 縮小開催（各合議体長および後期委員のみ出席） 《令和４年度（2022年度）》 令和４年（2022年）４月 縮小開催（各合議体長および前期委員のみ出席） 令和４年（2022年）10月 縮小開催（各合議体長および後期委員のみ出席） 《令和５年度（2023年度）》 令和５年（2023年）10月 縮小開催（各合議体長および後期委員のみ出席）

内容	HIV・性感染症検査の休止・縮小（健康推進課）
実施日等	令和2年（2020年）4月から令和5年（2023年）4月まで
取組内容等	・保健所で実施しているHIV・性感染症の匿名検査について、同時に実施している肝炎ウイルス検査とともに、新型コロナウイルス感染症対応において保健師の従事が困難であったことや、感染拡大防止のため、令和2年（2020年）4月から令和4年（2022年）10月までの間、休止とした。 ・令和4年（2022年）11月からは従来の定員50名（25名×月2回）から20名に縮小して検査を再開し、令和5年（2023年）4月からは定員を拡大し、40名を定員として検査を再開した。また、夜間検査についても令和5年（2023年）6月は30名の定員として縮小して再開したものの、同年12月には40名にして再開した。 ・新型コロナウイルス感染症の流行前は受検者全員に対し、保健師による個別対面での問診・相談時間を設けていたが、事業再開後は接触の機会を低減させるため、紙面による問診内容を充実させ、相談は希望制とした。 ・HIV・性感染症相談については継続するとともに、必要に応じて他の無料検査や医療機関等の受診を勧めた。 ・休止期間中、区長への手紙を含め、検査再開を希望する意見が複数あった。

内容	肝炎ウイルス検査の休止（健康推進課）
実施日等	令和2年（2020年）4月から令和4年（2023年）10月まで
取組内容等	・保健所で実施している39歳以下の区民を対象とした肝炎ウイルス検査について、同時に実施しているHIV・性感染症の匿名検査とともに、新型コロナウイルス感染症対応において保健師の従事が困難であったことや、感染拡大防止のため、令和2年（2020年）4月から令和4年（2022年）10月までの間、休止とした。令和4年（2022年）11月のHIV・性感染症検査の再開とともに再開し、以降は従来と同様に実施をした。 ・肝炎に係る相談については継続した。 ・例年検査実績、受検希望者ともに少ないため、検査の再開等に関する問い合わせはなかった。

内容	パパママ教室、プレママ教室、土曜プレママ教室、ママとベビーのはじめて教室、子育て支援講習会、生活習慣病予防講演会、精神保健講習会・ゲートキーパー養成等（健康推進課）
実施日等	令和2年（2020年）4月から令和3年（2021年）3月まで
取組内容等	・パパママ教室は、令和2年（2020年）4月中止。それ以降は感染症対策を講じた上で実施。 ・プレママ教室は令和2年（2020年）5月中止。それ以降は感染症対策を講じた上で実施。 ・土曜プレママ教室は令和2年（2020年）4月中止。それ以降は感染症対策を講じた上で実施。 ・ママとベビーのはじめて教室は、令和2年（2020年）3月から5月まで中止。 ・子育て支援講習会は、令和2年度（2020年）から令和3年度（2021年）まで中止。 ・生活習慣病予防講演会は、令和2年度（2020年）から令和3年度（2021年）まで中止。 ・精神保健講習会は、令和2年度（2020年）から令和3年度（2021年）まで中止。 ・難病講習会は、令和2年度（2020年）から令和3年度（2021年）まで中止。 ・ゲートキーパー養成講座は、令和2年度（2020年）は第1回書面開催。第2、3回目は中止。令和3年度（2021年）は、第1、2回目は中止。第3回目感染症対策を講じた上で実施。 ・自殺キャンペーンは、令和2年度（2020年）は中止。令和3年度（2021年）は配架のみ実施。 ・令和2年（2020年）5月18日から、ハイリスク妊婦対応については、個々に電話をしてフォローを実施。 ・事業の実施時間を短縮、対象人数を減らし距離を取るなどして密を避けて参加できるように工夫した。 ・休日、時間外も含め保健所の新型コロナウイルス感染症に関わる業務に従事 ・事業の参加者が妊婦・乳児の場合、新型コロナに感染した場合ハイリスク者となる。感染症対策を講じた上で実施しても、従事者は不安な中で事業を実施していた。 ・参加者は、感染症対策が徹底されているか気にしていたが、きちんと対策されていることが確認できると特に不安等の訴えはなく安心して事業に参加されていた。

内容	生活保護地区担当員の定期訪問の縮小（生活支援課）
実施日等	令和2年（2020年）4月1日から令和5年（2023年）5月7日まで
取組内容等	保護の実施にあたり、地区担当員は定期的に実地訪問を行っているが、上記の期間については、訪問活動を縮小し、感染拡大防止に努めるとともに、関係機関との情報連携をさらに行うことで、生活状況の把握を行った。 電話連絡が可能な場合は、電話により生活実態の把握、健康状態の確認等を行った。電話を所持していない場合は、手紙、メールによる連絡を行った他、病院等の関係機関から健康状態や通院状況の確認を行った。

内容	東京都後期高齢者医療短期被保険者証の交付抑制（保険年金課）
実施日等	令和2年（2020年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで
取組内容等	新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している、滞納者を対象とした通常より有効期限の短い短期被保険者証（6か月有効）の発行を見合わせた。（令和2年（2020年）4月17日付東京都後期高齢者医療広域連合通知により決定。）

内容	災害時地域たすけあい名簿を活用した安否確認訓練の中止（高齢者福祉課）
実施日等	令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2022年）3月31日まで
取組内容等	令和元年度（2019年度）から開始した防災拠点での災害時地域たすけあい名簿を活用した安否確認訓練について、令和2年度（2020年度）については、実施を中止した。

内容	食育講習会、ヘルスアップ教室等（健康推進課）
実施日等	令和2年（2020年）4月1日から令和5年（2023年）5月7日まで
取組内容等	令和2年（2020年）4月から令和4年（2022年）3月31日までの緊急事態宣言中は、中止。 令和4年（2022年）4月から令和5年（2023年）5月7日までは、以下の感染拡大防止策を講じて実施。 ・講習会開催時間の短縮 ・1回の受け入れ人数を制限 ・参加者同士の距離を確保した配置 ・調理実演の方法を工夫 ・試食時のテーブル配置を工夫 ・試食提供数・量の調節 ・参加者に検温、手指消毒、マスク着用、体調確認を徹底 ・参加者同士の距離、換気を確保 ・講習会従事職員の検温、手指消毒、マスク着用、体調確認を徹底 ・室内消毒の徹底 <区民のアンケート結果から> ・コロナ禍であっても、感染予防対策を講じて講習会を開催したことに対して、感謝の声をいただいた。 <従事者> ・講習会開催時間の短縮等に伴う内容検討に費やす時間が増加した。 ・消毒の徹底、配置・換気の確保等に迫られた。

内容	離乳食講習会（健康推進課）
実施日等	令和2年（2020年）4月1日から令和5年（2023年）5月7日まで
取組内容等	・令和2年（2020年）4月・5月の緊急事態宣言中は中止。 ・令和2年（2020年）6月から令和5年（2023年）5月7日までは、以下の感染拡大防止策を講じて実施。 ・講習会開催時間の短縮 ・1回の受け入れ人数を制限し、開催回数を倍増 ・参加者同士の距離を1.5m確保した配置 ・調理実演の方法を工夫（部屋の後方からでも見えるように新たに動画を作成） ・試食時のテーブル配置を工夫 ・試食提供数、量の調節 ・参加者に検温、手指消毒、マスク着用、体調確認を徹底 ・参加者同士の距離、換気を確保 ・講習会従事職員の検温、手指消毒、マスク着用、体調確認を徹底 ・室内消毒の徹底 <区民のアンケート結果から> ・コロナ禍であっても、講習会に参加できたため、必要な知識を習得でき、疑問や不安が解消された等感謝の声をいただいた。 ・感染予防対策を講じて開催したこと、離乳食の作り方を動画で紹介したこと、試食ができたこと等が、特に参加者からの高評価となった。 <従事者> ・開催回数が増えたため、講習会に従事する時間が長くなった。 ・消毒の徹底、配置・換気の確保等に追われた。

内容	離乳食講習会（日本橋保健センター）
実施日等	令和2年（2020年）4月1日から令和5年（2023年）5月7日まで
取組内容等	令和2年（2020年）4月・5月の緊急事態宣言中は、中止。 令和2年（2020年）6月から令和5年（2023年）5月7日までは、以下の感染拡大防止策を講じて実施。 ・講習会開催時間の短縮 ・1回の受け入れ人数を制限し、開催回数を倍増 ・参加者同士の距離を1.5m確保した配置 ・調理実演の方法を工夫（部屋の後方からでも見えるように新たに動画を作成） ・試食時のテーブル配置を工夫 ・試食提供数、量の調節 ・参加者に検温、手指消毒、マスク着用、体調確認を徹底 ・参加者同士の距離、換気を確保 ・講習会従事職員の検温、手指消毒、マスク着用、体調確認を徹底 ・室内消毒の徹底 <区民のアンケート結果から> ・コロナ禍であっても、講習会に参加できたため、必要な知識を習得でき、疑問や不安が解消された等感謝の声をいただいた。 ・感染予防対策を講じて開催したこと、離乳食の作り方を動画で紹介したこと、試食ができたこと等が、特に参加者からの高評価となった。 <従事者> ・開催回数が増えたため、講習会に従事する時間が長くなった。 ・消毒の徹底、配置・換気の確保等に追われた。

内容	食育講習会、ヘルスアップ教室等（日本橋保健センター）
実施日等	令和2年（2020年）4月1日から令和5年（2023年）5月7日まで
取組内容等	令和2年（2020年）4月から令和4年（2022年）3月31日までの緊急事態宣言中は、中止。 令和4年（2022年）4月から令和5年（2023年）5月7日までは、以下の感染拡大防止策を講じて実施。 ・講習会開催時間の短縮 ・1回の受け入れ人数を制限 ・参加者同士の距離を確保した配置 ・調理実演の方法を工夫 ・試食時のテーブル配置を工夫 ・試食提供数・量の調節 ・参加者に検温、手指消毒、マスク着用、体調確認を徹底 ・参加者同士の距離、換気を確保 ・講習会従事職員の検温、手指消毒、マスク着用、体調確認を徹底 ・室内消毒の徹底 <区民のアンケート結果から> ・コロナ禍であっても、講習会に参加できたため、必要な知識を習得でき、疑問や不安が解消された等感謝の声をいただいた。 ・感染予防対策を講じて開催したこと、離乳食の作り方を動画で紹介したこと、試食ができたこと等が、特に参加者からの高評価となった。 <従事者> ・消毒の徹底、配置・換気の確保等に追われた。

内容	「3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診」の中止 (日本橋保健センター)
実施日等	令和2年(2020年)4月7日から令和2年(2020年)5月31日まで
取組内容等	・新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を受け各種健診を中止した。 ・健診再開に向け、健診体制の変更、雇い上げ等の人員確保・調整・感染予防対策の検討を行った。 ・電話相談にて母子の状況確認・保健指導を実施した。 ・臨時相談会を実施した。 ・受診対象者に健診中止のお知らせを発送した。 ・3.4か月健診対象者・未受診者については、電話をし医療機関での健診の受診状況の聞き取りや、保健指導等のフォローを行った。 ・令和2年6月から再開した際に、中止していた期間の受診対象者に改めて受診日時の案内を送付するとともに3密を避けるために、予約制にし来所人数の調整を行った。 ・再開後の健診回数の増加および健診会場と異なるフロアで体温測定・健康チェック等の感染予防対策を行った。 ・保健師は、休日・時間外を含め、保健所の新型コロナウイルス感染所に関わる業務に従事した。 ・緊急事態宣言が終了したとしても、乳幼児を対象とする事業のため、保護者や従事者には、感染拡大の不安があった。

内容	「新生児訪問」の中止(日本橋保健センター)
実施日等	令和2年(2020年)4月7日から令和2年(2020年)5月31日
取組内容等	・新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を受け訪問を中止した。 ・対象の乳幼児がいる家庭に保健師・助産師が電話をし、状況の確認・保健指導等のフォローを行った。 ・保健師は休日・時間外も含め保健所の新型コロナウイルス感染症に関わる業務に従事した。 ・緊急事態宣言が終了したとしても、生後間もない乳児を対象とする事業のため、保護者や従事者には、感染拡大の不安が続いた。 ・再開後は、事前に訪問対象者に連絡を入れて事前の健康状態の確認を双方で行うとともに、マスクの着用・手指消毒など感染対策を徹底した。

内容	「各種相談事業」の中止（日本橋保健センター）
実施日等	令和2年（2020年）4月7日から令和2年（2020年）5月31日まで
取組内容等	・新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を受け、感染拡大防止のため事業を中止した。 ・精神保健相談・アレルギー相談などは延期もしくは医療機関受診を勧めた。 ・令和2年（2020年）6月からは、感染拡大防止策を講じて事業を実施した。 ・保健師は休日・時間外も含め保健所の新型コロナウイルス感染症に関わる業務に従事した。

内容	乳幼児健診（3～4か月児、1歳6か月児、3歳児）、新生児訪問、相談業務（乳幼児健康相談、精神保健相談、アレルギー相談等） （月島保健センター）
実施日等	令和2年（2020年）4月7日から5月まで
取組内容等	《令和2年（2020年）4月7日》中止 ・緊急事態宣言を受け、法定健診である乳幼児健診を含む全ての事業を中止した。 ・令和2年5月18日からは、新生児訪問、3～4か月児健診未受診者、ハイリスク妊婦対応については個々に電話して状況確認、保健指導等のフォローを行った。 ・臨時の相談会を開催し、希望者に児の成長発達の確認や育児に関する相談、母のメンタルケアを行った。 ・1歳6か月児健診・3歳児健診は、休止中に対象だった家庭へ、健診再開時の案内、予約を行った。 《令和2年（2020年）6月》感染防止対策を講じた上で実施

内容	国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料における滞納処分の取扱 （保険年金課）
実施日等	令和2年（2020年）4月11日から令和2年（2020年）8月3日まで
取組内容等	新型コロナウイルス感染症の拡大による外出抑制や経済情勢を踏まえ差押の実施を差し控えた。

内容	サービス等利用計画の相談支援事業を縮小（福祉センター）
実施日等	令和2年（2020年）4月13日から令和2年（2020年）5月31日まで
取組内容等	・訪問相談や来所（対面）相談を実施せず、電話相談のみ実施した。 ・相談支援事業について、利用者本人からも訪問を控えてほしいという声があがった。

内容	中央区障害者就労支援センターの休止（障害者福祉課）
実施日等	令和2年（2020年）4月13日から令和2年（2020年）5月31日まで
取組内容等	・面談は休止し、電話・メールによる相談は実施した。 ・休止のお知らせを配布し、予定期間を延長した。 ・webの活用は以後の面談等においても感染予防に配慮した方法として定着した。

内容	生活介護（成人室）・就労継続支援B型（作業室）・地域活動支援センター（機能回復訓練室）の通所事業を中止（福祉センター）
実施日等	令和2年（2020年）4月13日から令和2年（2020年）5月31日まで
取組内容等	・成人室および作業室については個別に相談を受け、やむを得ない事由により自宅等で過ごすことが困難な場合は受入れを行った。 ・各家庭へ電話連絡を行い、家庭での様子を確認した。 ・電話対応、個別受入の対応等に支障のない範囲で自宅勤務を実施した。 ・ほとんどの利用者・保護者からは中止について理解が得られたが、ひとり親家庭などの事情により自宅等で過ごすことが困難な利用者については、通所に関する要望があった。

内容	地域活動支援センター（ポケット中央）の通所事業を中止、相談支援事業を縮小（福祉センター）
実施日等	令和2年（2020年）4月13日から令和2年（2020年）5月31日まで
取組内容等	・相談支援事業は訪問相談や来所（対面）相談を実施せず、電話相談のみ実施した。 ・利用者からは通所事業中止や相談支援事業縮小について理解が得られた。 ・相談支援事業については、利用者本人からも訪問を控えてほしいという声があがった。

内容	福祉センター施設提供の中止（福祉センター）
実施日等	令和2年（2020年）4月13日から令和2年（2020年）6月30日まで
取組内容等	・福祉センター内の会議室や浴室等の全ての利用を中止した。 ・電話対応等に支障のない範囲で自宅勤務を実施した。 ・利用団体からは施設提供中止について理解が得られた。 ・利用団体も当面の間は活動を自粛すべきという考えで一致していた。

内容	基幹相談支援センターの相談支援事業を縮小（福祉センター）
実施日等	令和2年（2020年）4月13日から令和2年（2020年）5月31日まで
取組内容等	訪問相談や来所（対面）相談を実施せず、電話相談のみ実施した。また、区分認定調査は来所や訪問での調査は行わず、電話での聞き取りにより実施した。 業務に支障のない範囲で自宅勤務を実施した。 相談支援事業について、利用者本人からも訪問を控えてほしいという声があがった。

内容	待合ロビーの座席のソーシャルディスタンス確保（福祉センター）
実施日等	令和2年（2020年）4月16日から令和5年（2023年）5月7日まで
取組内容等	ソーシャルディスタンスを保てるよう、2階エレベーターホール（待合ロビー）の長椅子に、座ることのできない座席を×印で示した。

内容	中央区国民健康保険運営協議会の書面開催（保険年金課）
実施日等	令和2年（2020年）4月22日
取組内容等	令和2年度（2020年度）第1回中央区国民健康保険運営協議会について、感染予防のため書面にて開催した。 ・送付した諮問について、各委員から協議会会長宛てに採決書を郵送してもらい、意見を取りまとめた。 ・限られた期間の中での郵便での対応となったため、時間的に余裕がなくスケジュール調整が難しかった。

内容	プール等貸出の中止（保育課）
実施日等	令和2年（2020年）5月8日から令和4年（2022年）3月1日まで
取組内容等	公立保育園プールおよび小・中学校体育館の私立認可・認証保育園向け貸出を中止した。 【公立保育園プール】 令和2年（2020年）8月（登園自粛期間のため・7月は実施） 令和3年（2021年）8月（感染拡大防止の観点から・7月は実施） 【小・中学校体育館】 令和2年度（2020年度）（登園自粛期間の延長に伴う判断）

内容	公害予防事業（ぜん息児水泳教室）（管理課）
実施日等	令和2年（2020年）5月8日から令和4年（2022年）3月1日まで
取組内容等	例年実施しているぜん息児水泳教室を、令和2年度（2020年度）は延期して実施、令和3年度（2021年度）は延期のうえ中止した。 【令和2年度（2020年度）】 ○当初実施予定期間 令和2年（2020年）5月8日～6月9日（10回） 緊急事態宣言発令により延期 ○延期後実施予定期間 令和2年（2020年）11月27日～12月22日（8回） 実施 【令和3年度（2021年度）】 ○当初実施予定期間 令和3年（2021年）年5月7日～6月8日（10回） 緊急事態宣言発令により延期 ○延期後実施予定期間 令和4年（2022年）2月1日～3月1日（8回） まん延防止等重点措置適用により中止

内容	中央区休日応急診療所および中央区休日応急薬局の中止（管理課）		
実施日等	令和２年（2020年）５月11日から令和３年（2021年）４月25日まで		
取組内容等	中央区休日応急診療所にPCR検査センターが設置されたため、中央区休日応急診療所および併設している中央区休日応急薬局を中止した。これに伴い、京橋休日応急診療所の診療日時を拡大したほか、院内調剤を実施した。		
	○京橋休日応急診療所における診療日時拡大の内容		
	区分	診療時間（中止前）	診療時間（中止後）
	日曜日・祝日・休日・年末年始	午前９時から午後５時まで	午前９時から午後１０時まで
	土曜日	休診	午後５時から午後１０時まで
	休日応急診療所では新型コロナウイルス感染症の飛沫感染防止を図る観点からインフルエンザの検査を行わず、息苦しさや倦怠感、高熱（37.5度以上）の症状がある方へ「帰国者・接触者電話相談センター」に連絡するよう案内した。		

内容	保育園入園出張相談の中止（保育課）		
実施日等	令和2年（2020年）5月11日から令和2年（2020年）9月29日まで		
取組内容等	例月実施している出張相談を令和2年（2020年）5月11日から6月23日、8月4日から9月29日の期間、感染拡大防止のため、中止した。 保護者からは、オンライン相談の実施についての問合せがあったが、電話やメールでの対応を行っている旨、説明した。 また、新規事業として保育園入園に関する情報を手軽に入手できるよう、説明動画の配信を実施したが、全8種類の動画閲覧件数が約1,500件と少なく、効果が発揮できなかった。 結果的には、「保育園のごあんない」を見ながら対面で相談することが可能な出張相談の重要性を再認識することができた。		

内容	介護認定審査会の書面・オンライン開催（介護保険課）
実施日等	令和2年（2020年）6月から（継続中）
取組内容等	・新型コロナウイルス感染症対策の観点から、介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の場所に集まって実施する必要はない旨が厚生労働省から示されたため、希望する合議体は介護認定審査会を書面・オンラインにて開催した。 - また、本取扱いについては、介護認定審査会の業務効率化や日程調整等の事務負担軽減の観点から、今後、新型コロナウイルス感染症対策に限らず、実施できることも厚生労働省から示されたため、終期は設けず、継続して実施している。 【対象者の反応】 ・新型コロナウイルス感染症対策が不要になった場合でも継続してほしい。 【困難だったこと】 ・新たに審査会の手順等を整備すること。 ・Web会議専用端末の貸出しが始まるまでは、委員がホストになって開催し、時間制限等も考慮して会議を行っていた。

内容	総合事業予防生活援助サービス従事者研修（介護保険課）
実施日等	令和2年（2020年）6月
取組内容等	・年2回開催している総合事業予防生活援助サービス従事者研修の1回目（6月）を中止した。 ・問い合わせについては、第2回目への参加を促した。

内容	生活介護（成人室）・就労継続支援B型（作業室）・地域活動支援センター（機能回復訓練室）の通所事業を縮小（福祉センター）
実施日等	令和2年（2020年）6月1日から令和3年（2021年）1月7日まで
取組内容等	・週1回の通所自粛をお願いするなど、通所日数に制限を設けて再開した。受入人数を縮小し、ソーシャルディスタンスを考慮した少人数のグループ分けを行った。 ・必要に応じて各家庭へ電話連絡を行い、家庭での様子を確認した。 ・利用者・保護者からは通所自粛について理解が得られた。 ・保護者からは、利用者と自宅等で過ごす時間が増えたことにより、過ごし方について相談されることがあった。

内容	地域活動支援センター（ポケット中央）の通所事業を縮小（福祉センター）
実施日等	令和2年（2020年）6月1日から令和3年（2021年）1月7日まで
取組内容等	・通所事業は交流室の利用を1日2時間までとし予約制とするなど、利用時間に制限を設けて再開した。なお、相談支援事業は通常通りとし、訪問相談や来所（対面）相談を再開した。 ・利用時間に制限を設けて通所事業を再開したが、感染症への懸念から来所を控える利用者が多かった。

内容	中央区成年後見制度利用促進検討委員会および 中央区成年後見制度利用促進審議会における対応（管理課）
実施日等	令和2年（2020年）6月2日から令和4年（2022年）3月28日まで
取組内容等	・中央区成年後見制度利用促進検討委員会 会議時間を縮小し、開催した。事前に質問票を配布し、質問時間の短縮を図った。なお、令和3年（2021年）2月15日実施の第5回については、感染拡大防止のため、書面開催とした。 ・中央区成年後見制度利用促進審議会 会議時間を縮小し、開催した。事前に質問票を配布し、質問時間の短縮を図った。

内容	「健康増進フェア・歯と口の健康週間」の中止（日本橋保健センター）
実施日等	令和2年（2020年）6月5日、令和3年（2021年）6月11日
取組内容等	・不特定多数が参加するイベントのため、事業を中止した。 ・イベントの中止を区ホームページ等でお知らせした。 ・イベント中止を決定する際、参加団体である日本橋医師会、お江戸日本橋歯科医師会、日本橋薬剤師会との早めの調整が必要だった。

内容	歯と口の健康週間（月島保健センター）
実施日等	令和2年（2020年）6月5日 令和3年（2021年）6月3日 令和4年（2022年）6月2日
取組内容等	《令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）》中止 ・不特定多数を対象としたイベントであるため、すべて中止とした。 《令和4年度（2022年度）》感染防止対策を講じた上で実施 ・屋外で実施する不特定多数を対象としたイベントではなく、月島保健センター内で健康講座と歯科相談を実施した。 ・混雑緩和のため、参加者を事前申し込み制に変更し、歯科相談については希望者のみに縮小した。

内容	中央区子どもの学習・生活支援事業のオンライン実施（生活支援課）
実施日等	令和2年（2020年）7月1日から令和5年（2023年）3月31日まで
取組内容等	従来、会場にて対面での学習会を実施していた「中央区子どもの学習・生活支援事業」において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会場での実施と併せ Zoom によるオンラインでの実施を行った。 令和2年度（2020年度）の時点では、オンラインでの参加に必要な環境が整っていない児童もいたため、事業経費としてタブレット等整備の費用を予算措置し、オンライン学習会を行った。 令和3年度（2021年度）および令和4年度（2022年度）においては、中央区教育委員会より区内小・中学校の児童・生徒へ貸与されたタブレットを使用し、実施した。 オンラインでの実施により、学校が休校の間の生活リズムや学習習慣の維持につなげることができた。また保護者からは、登校や外出が制限される中、ボランティアとの関わりにより孤独感の解消につながったとの意見が寄せられた。 また、本取り組みにより、コロナ禍以降も児童・生徒の状況に応じオンラインでの参加が可能となり、柔軟な実施体制の整備につながった。

内容	福祉センター施設提供の縮小（福祉センター）
実施日等	令和2年（2020年）7月1日から令和2年（2020年）10月22日まで
取組内容等	・各部屋の利用定員を半数に縮小し、全ての利用を再開した。 ・平常時においても定員より少ない人数で利用されることが多かったため、定員を縮小しても、利用団体に不便は生じなかった。 ・活動を自粛している団体が多く、施設提供を利用する団体は少なかった。

内容	公害予防事業（ぜん息児デイキャンプ）（管理課）
実施日等	令和2年（2020年）7月2日から8月18日まで
取組内容等	緊急事態宣言の発令および不要・不急の他県への移動を控えるようにとの都の呼びかけにより、例年小・中学校の夏休み期間に実施しているぜん息児デイキャンプを中止した。

内容	国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者夏季保養施設の開設（保険年金課）
実施日等	令和2年（2020年）7月18日から令和2年（2020年）8月16日まで
取組内容等	夏季保養施設のうち、山の家（ホテル南風荘）が開設を見送ったため、山の家で開設する予定だった3部屋（各30日分）について海の家（ホテル暖香園）にて開設した。 海の家 例年3部屋 → 令和2年度（2020年度）6部屋（各30日） ・空き室申込についても、例年は課の窓口にて対応していたが、感染予防のために広い会議室にて受付を行い、間隔をあけて座ってもらった。 ・申込み受付後に開設見送りとなったため、山の家申込者に電話連絡し、海の家への変更を依頼した。 ・部屋の定員が6名から5名となることから、宿泊できなくなる方もいて残念がる声もあった。 ・区のおしらせ等の広報や申込み受付後に開設見送りとなったため、区のおしらせに変更記事を掲載したり、申込者へ個別対応したりと事務作業等が増加した。 ・感染状況によっては、海の家についても開設見送りの可能性があったため、開設期間が終了するまで宿泊施設との連携が大変だった。

内容	各種会議における書面開催および縮小について（管理課）
実施日等	令和2年（2020年）8月から令和5年（2023年）3月まで
取組内容等	中央区福祉サービス苦情対応委員会 ≪令和2年度（2020年度）≫ 書面開催 ・当初は集合形式での開催を予定していたが、緊急事態宣言の延長を受け、書面での開催とした。 指定管理者評価委員会 ≪令和2年度（2020年度）≫ 委員会のみ実施 ・例年、委員会と同日に区の福祉施設への見学会を実施していたが、福祉施設という特性上、新型コロナウイルス感染症防止に特に注意を払う必要があるため、委員会のみの実施とした。 ≪令和3年度（2021年度）≫ 委員会のみ実施 ・令和2年度（2020年度）に引き続き、委員会のみの実施とした。 中央区保健医療福祉連絡協議会 ≪令和2年度（2020年度）≫ 書面開催 ・第2回については、当初集合形式での開催を予定していたが、緊急事態宣言の延長を受け、書面での開催とした。第1回については、集合形式で実施した。

内容	親子観劇会における対応（子育て支援課）
実施日等	令和2年（2020年）8月
取組内容等	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止した。対象者宛て事業中止の通知を送付した。

内容	障害者介護給付費等の支給に関する審査会のオンライン開催（障害者福祉課）
実施日等	令和2年（2020年）8月20日から現在まで
取組内容等	・月に1回、学識経験者等5名の委員で開催される審査会をオンライン開催とした。 また、支援区分の更新について、本来審査会を経なければ更新できないが国の通知により、審査会を経ずに1年更新が可能となった。 ＜根拠通知＞ 令和2年3月5日付事務連絡 新型コロナウイルス感染症にかかる障害支援区分の認定等の臨時的な取り扱いについて

内容	中央区データヘルス計画評価委員会の書面開催（保険年金課）
実施日等	令和2年（2020年）9月4日
取組内容等	令和2年度（2020年度）第2回中央区データヘルス計画評価委員会について、感染予防のため書面にて開催した。 ・各委員から中間評価について採決書を郵送してもらい、その後に委員長と打合せすることにより、意見を反映することができた。

内容	中央区保健医療福祉計画推進委員会および地域福祉専門部会における対応（管理課）
実施日等	令和2年（2020年）9月29日から令和3年（2021年）7月9日まで
取組内容等	会議時間を短縮し、開催した。事前に質問票を配布し、質問時間の短縮を図った。

内容	公害保健福祉事業（リハビリテーション事業（音楽療法））（管理課）
実施日等	令和2年（2020年）10月から令和4年（2022）3月まで
取組内容等	公害認定者等に対して例年実施しているリハビリテーション事業（体操教室および音楽療法を各1回）のうち、令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）は合唱による飛沫の飛散が多い音楽療法を中止した。 【令和2年度（2020年度）】 体操教室を1回実施、音楽療法（10月29日）は中止した。 【令和3年度（2021年度）】 当初から音楽療法を中止し、体操教室を2回実施した。

内容	障害者（児）レクリエーションの縮小・中止（障害者福祉課）
実施日等	令和2年（2020年）11月14日・11月28日
取組内容等	＜令和2年度（2020年度）＞ 令和2年度（2020年度）はバスの台数を変えず定員を2分の1に縮小し実施。11月14日の身体・精神レクは実施できたが、11月28日の知的レクは感染拡大のため中止とした。 通常定員100名で実施している身体・精神レクは、定員50名としたが、応募は定員に満たなかった。（40名） ＜令和3年度（2021年度）＞ 中止とした。 中止について区ホームページへ掲載。

内容	エイズキャンペーン（健康推進課）
実施日等	令和2年（2020年）12月から令和4年（2022年）12月まで
取組内容等	・12月1日の世界エイズデー、11月16日から12月15日の東京都エイズ予防月間に合わせ、毎年12月に街頭にてエイズキャンペーンを実施している。令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）については、新型コロナウイルス感染症への職員対応および、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止とした。令和5年度（2023年度）については、従来の規模でキャンペーンを再開した。 ・区のおしらせやホームページでの広報を継続して行った。 ・例年、従事をしている保健センターの職員を含め、すべて新型コロナウイルス感染症の対応にあたった。 ・12月のキャンペーンの時期が新型コロナウイルス感染症の拡大期と重なってしまうため、感染症対応の職員が従事することや、コロナ禍において、街頭キャンペーンの実施も困難であった。

内容	中央区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画シンポジウムの縮小（介護保険課）
実施日等	令和2年（2020年）12月17日
取組内容等	・シンポジウム演目のうち、当初計画していた第二部のパネルディスカッションを中止し、基調講演、計画の中間まとめについての説明のみとした。 ・当初は現地参加のみを想定していたが、感染拡大に伴い録画配信によるオンライン対応を行った。 ・参加者上限を100人から50人と半減し、机一脚に一人として密集を避けた。 ・机、椅子の消毒や参加者に対する手指消毒およびマスク着用の呼びかけを行ったほか、質疑応答に使用するマイクは発言の都度消毒を行った。 ・オンライン対応を行うにあたり、事前申込者全員に電話で録画する旨の連絡を行った。 ・参加者も全員マスク着用として実施したが、開催案内ちらし等で周知していたこともあり、抵抗や混乱は見られなかった。 ・参加者からは、司会や講師がマスクを着用しているためマイク越しでも声が不明瞭であったという意見があった。

内容	中央区自立支援協議会就労支援部会（障害者福祉課）
実施日等	令和3年（2021年）1月16日から令和4年度（2022年度）まで
取組内容等	令和3、4年度（2021年度、2022年度）において、年に6回程度開催する部会のうち数回を書面開催とした。（R3.1.28、8.26、R4.2月開催分） 年に一度就労支援部会が主催するイベント（アラジンドットコム）について、中止または規模を縮小して開催した。 【令和2年度（2020年度）】R3.1.16中止、勤続表彰者に対し表彰状を郵送した。 【令和3年度（2021年度）】R4.1.29中止、勤続表彰者に対し表彰状を郵送した。 【令和4年度（2022年度）】R5.1.28参加定員を縮小、食事提供なし。 【令和5年度（2023年度）】R6.1.13食事提供有りの通常開催。

内容	中央区自立支援協議会（地域移行・地域定着部会）の書面開催（障害者福祉課）
実施日等	令和3年（2021年）1月26日開催分のみ
取組内容等	・月年に3回から4回開催される部会を書面開催とした。 （実際に書面開催にしたのは1回限り）

内容	障害者福祉団体代表者懇談会の延期（障害者福祉課）
実施日等	令和3年（2021年）1月28日、令和4年（2022年）1月28日
取組内容等	・障害者福祉団体代表者懇談会の開催を延期した。 その後、令和4年（2022年）5月13日に開催した。

内容	中央区介護保険サービス事業者連絡協議会総会および各サービス連絡会のオンライン開催（介護保険課）
実施日等	令和3年（2021年）2月以降
取組内容等	・区役所会議室にて対面で実施していた中央区介護保険サービス事業者連絡協議会総会および各サービス連絡会について、オンラインで開催した。 ・会議を開催できなかったため委員同士の意見交換をすることができなかった。 ・コロナ対策を機に、オンラインでの参加も可としたため、会場へ出向くことが難しい事業者が参加しやすくなった。

内容	中央区障害者支援施設入所調整会議のオンライン開催（障害者福祉課）
実施日等	令和３年（２０２１年）３月４日から現在まで
取組内容等	・毎年３月に開催される入所調整会議を、オンライン開催とした。 ・個人情報に配慮した資料作成を行い事前に委員に送付。 その後、郵送にて同資料を回収。 結果的に遠方の委員が参加しやすくなったため、現在も継続してオンラインにて実施。

内容	自立支援協議会の書面開催（障害者福祉課）
実施日等	令和３年（２０２１年）３月１０日、令和４年（２０２２年）２月２２日
取組内容等	・感染拡大防止のため、中央区自立支援協議会を書面開催とした。 ・資料の送付や意見票の回収を郵送で行った。

内容	障害者差別解消検討委員会の書面開催（障害者福祉課）
実施日等	令和３年（２０２１年）３月２６日
取組内容等	・障害者差別解消検討委員会を書面開催とした。 ・各委員へ資料を送付した。

内容	福祉センター施設提供の中止（福祉センター）
実施日等	令和３年（２０２１年）４月２６日から令和３年（２０２１年）６月２１日まで 令和３年（２０２１年）７月１２日から令和３年（２０２１年）９月３０日まで
取組内容等	・福祉センター内の会議室や浴室等の全ての利用を中止した。 ・利用団体からは施設提供中止について理解が得られた。

内容	地域生活支援拠点事業所連絡会のオンライン開催（障害者福祉課）
実施日等	令和３年（２０２１年）９月２４日から現在まで
取組内容等	令和３年度（２０２１年度）から開始した本連絡会において、WEBEXを用いたオンライン開催とした。 WEBEXによる開催により参加事業所の負担が軽減されたため、以後もWEBEXを基本とした連絡会として継続している。

内容	地域見守り活動団体の交流会の開催中止（介護保険課）
実施日等	令和４年（2022年）１月27日
取組内容等	《令和４年（2022年）１月27日》 中止 ・感染拡大の影響により２週間程前に中止した。 ・交流会にて配布予定の資料・書類を団体代表者あて郵送した。 ・必要に応じて書類の説明を電話で行った。

【その他事業等（福祉保健部）】

内容	精神障害者保健福祉手帳等の更新手続きの簡略化（障害者福祉課）
実施日等	令和2年（2020年）3月1日～令和3年（2021年）2月28日
取組内容等	・期間中に自立支援医療（精神医療）受給者証の有効期限が切れる方は、一切の手続きなく1年間自動延長。 ・更生医療についても同様に自動的に1年延長であったが、混乱を抑えるため新たな有効期間（1年間）の受給者証を交付した。 また、手帳については診断書の提出がなくても更新可能（その後1年以内に診断書の提出は必要） ・精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院）の更新手続きが異なる対応となったため、対象者が内容を理解しにくいケースが多くあった。 ＜根拠通知＞ R2.4.30付 健発0439第3号 障発0430第5号 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布および施行について

内容	区内介護サービス事業者への衛生用品配布（介護保険課）
実施日等	令和2年（2020年）3月17日から令和2年（2020年）5月31日まで
取組内容等	・区内介護サービス事業者のマスクの在庫状況等を調査し、不足している事業者にマスクを配布。（13,140枚（都からの供給分5,140枚を含む。） ・感染症が発生した場合の影響が大きい介護サービス事業所に対し、衛生用品を配布することで感染症対策の強化を図ることができた。

内容	介護サービス従事者向け研修会の動画配信による実施（介護保険課）
実施日等	令和2年度（2020年度）以降
取組内容等	・区役所会議室にて対面で実施していた介護サービス従事者向け研修会を事業者に委託し、動画配信により実施した。 動画配信による実施としたことで、利用者の都合に合わせて研修に参加できるようになったと好評を得ている。

内容	私立園長会等のオンライン開催（保育課）
実施日等	令和2年（2020年）4月から令和5年（2023年）3月まで
取組内容等	以下の会議でオンライン開催を行った。 ①私立園長会（年12回実施） 令和2年度（2020年度） 4回中止 令和3年度（2021年度） 1回中止・4回オンライン開催 令和4年度（2022年度） 通常開催 ②認証保育所事務連絡会（年3回実施） 令和2年度（2020年度） 1回中止 令和3年度（2021年度） 2回オンライン開催 令和4年度（2022年度） 2回オンライン開催 ③認可外保育施設連絡会（令和3年度（2021年度）から開催・年2回実施） 令和3年度（2021年度） 通常開催 令和4年度（2022年度） 1回オンライン開催 ・園対応のため途中離席する園長がいた。 ・区からの一方通行の開催となることが多く、意見を聞くことが難しかったため、出席者の反応がわかりづらかった。 ・感染防止のため実施したが、情報提供だけでなく、園長の意見交換の場となることを目的としているため、第5類移行後は対面開催に戻した。

内容	おとしより相談センターの感染対策（介護保険課）
実施日等	令和2年（2020年）4月から（継続中）
取組内容等	《令和2年（2020年）4月から（継続中）》 感染症対策を講じた上で実施 ・休止および縮小はせず、感染防止対策を行い継続した。 ・窓口にパーテーションを設置 ・職員はマスク着用（着用の掲示） ・来館者へマスク着用の啓発→5類感染症に移行後は廃止

内容	認定調査員の衛生管理（介護保険課）
実施日等	令和2年（2020年）4月から（継続中）
取組内容等	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、認定調査員は検温、手指消毒、マスクの着用などの感染症対策を行い、調査を実施した。 ・認定調査を受ける被保険者や同席する家族にも調査時のマスクの着用や部屋の換気に協力してもらうよう、日程調整の際に伝えるとともに、その旨を記載した案内文を申請受け付け後に送付する書類に同封した。 ・衛生物品の調達等が困難だった時期があった。

内容	新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い（介護保険課）
実施日等	令和2年（2020年）4月9日から令和5年（2023年）3月31日まで
取組内容等	・新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護・要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12か月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる旨が厚生労働省から示されたため、現に要介護・要支援認定されている被保険者が希望した場合、有効期間を12か月延長する処理を行った。 【困難だったこと】 ・本来、認定調査等により現在の被保険者の心身の状況等を勘案して適切に認定を行うが、臨時的な取扱いを複数回適用することで、長期間にわたって被保険者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない状態だった。 ・本来、更新申請の対象者は有効期限を12ヶ月より長く判定するケースが多いが、臨時的な取扱いを希望する申請が非常に多く、次年度に処理する申請件数が急増した。 ・臨時的な取扱いが終了した直後の1年間は処理すべき更新申請の件数が増大し、事務量も集中的に増大することが予想されたことや被保険者の心身の状況等を適正に把握・評価するために、令和4年1月以降は、従来どおり認定調査を実施した。（ただし、施設や病院に入所（院）中で面会が禁止されている場合等は例外的に適用）感染状況は徐々に落ち着いてきてはいたが、調査日時の調整の際に被保険者の理解を得ることが難しい場合があった。 ・厚生労働省から原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できることとする旨が示されたため、令和5年度の認定調査に支障が生じないように、調査委託の確保等、準備することが多かった。

内容	国民健康保険および後期高齢者医療制度に関する手続きの郵送可能業務の拡大 (保険年金課)
実施日等	令和2年(2020年)4月17日から(現在も運用中)
取組内容等	新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、従来より郵送受付可能としていた国民健康保険および後期高齢者医療制度の脱退に関する届出に加え、以下の届出についても郵送対応可能とした。 ・加入に関する手続き ・国民健康保険証および高齢受給者証の再発行に関する手続き ・新型コロナウイルス感染を危惧し来庁されることに抵抗のある方について、来庁せずに事務手続きができることについて好評を得た。 そのため、新型コロナウイルス収束後においても郵送可能業務の拡大についてはそのまま継続運用することとした。

内容	健診、がん検診、歯科健診の受診期間の変更について(管理課)
実施日等	令和2年(2020年)5月から令和3年(2021年)3月まで
取組内容等	・健診・がん検診 例年は、当初案内で受診期間を5月10日から翌年1月31日までとし、年度途中で翌年3月10日まで延長している。(乳がん・子宮がん検診は当初案内で5月1日から12月28日までを同様に3月10日まで延長) 令和2年度(2020年度)は健診開始日を令和2年(2020年)6月27日と通常より1か月以上遅らせ、健診終了日を当初案から令和3年(2021年)3月10日までとした。 ・歯科健診 例年は当初案内で7月1日から12月28日を受診期間としているが、令和2年度(2020年度)は受診を控えている人が多かったことから、令和3年(2021年)2月28日まで受診期間を延長した。 (令和3年度(2021年度)以降は当初から2月末日までの受診期間としている。)

内容	保育料・月極延長保育料・副食費の日割り計算による徴収（保育課）
実施日等	令和2年（2020年）5月1日から令和5年（2023年）3月31日まで
取組内容等	陽性および濃厚接触等により、保育園に登園自粛した日数に応じて、保育料等の日割り計算による徴収を実施した。（居宅訪問型保育事業を含む。） これまで、日割り計算による徴収を実施していなかったため、全園宛てに毎月の児童の登園実績調査を行った結果、対象保護者への充当・還付の事務手続きに時間を要した。 また、他区の状況を踏まえながら適宜情報収集し、他区と差が生じないように配慮が必要であった。

内容	セーフティマークの制定・交付（管理課）
実施日等	令和2年（2020年）8月12日から
取組内容等	飲食業関係団体等が、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策としてのガイドラインを定め、主体的な取組を行えるよう支援した。シンボル（心構え）としてセーフティマークを制定し、協定を締結した団体にステッカー・シールを交付した。 【交付先】 ・一般社団法人銀座社交料飲協会 ・銀座料理飲食業組合連合会 ・NPO法人築地食のまちづくり協議会 ・日本橋料理飲食業組合 ・日本橋久松飲食業組合 ・月島飲食業連合会 ・中央区商店街連合会 ・ステッカー・シールが好評だったため、ピンバッジも作成し、団体に配布した。 ・本取組については、区ホームページに掲載するほか、各町会等にステッカーの実物および説明文を送付する等の周知を図った。

内容	園紹介動画の作成、ホームページへの掲載（子育て支援課）
実施日等	令和3年度（2021年度）から
取組内容等	保育園等への入園を希望する区民に対して、各園の施設等を見学させる形式で対応していたところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外部の方の園内への立ち入りを制限し、それに伴い各園での見学も中止としたことから、保育園等の紹介ができていない状況となった。 そのため、保育園等の施設情報等を広く区民に発信できるよう保育園等の紹介動画を作成し、区ホームページに掲載することにより、こうした状況の解消を図った。

内容	中央区保健所等複合施設網戸設置工事の実施（生活衛生課）
実施日等	令和3年（2021年）4月1日から6月30日まで
取組内容等	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、換気を徹底する必要性が生じたが、複合施設内の窓のほとんどに網戸がついておらず、施設利用者等の健康管理の観点から虫等の侵入を防ぎ、安心して換気ができるようにするため、網戸の設置工事を実施した。 ・網戸の設置により安心して窓を開けることができるようになり、換気が徹底されることで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じることができた。 ・施設利用者やその保護者等からも好評であった。

内容	区内個別接種実施医療機関における余剰ワクチン発生時の保育施設職員への接種（子育て支援課）
実施日等	令和3年（2021年）8月2日から10月8日まで
取組内容等	区内医療機関において予約制でワクチンの個別接種を実施している中で、当日キャンセル等で生じた余剰ワクチンを活用し、区内保育施設の従事職員のうち希望者に対してワクチン接種を行った。

内容	区内個別接種実施医療機関における余剰ワクチン発生時の保育施設職員への接種（保育課）
実施日等	令和3年（2021年）8月2日から10月8日まで
取組内容等	区内医療機関において予約制でワクチンの個別接種を実施している中で、当日キャンセル等で生じた余剰ワクチンを活用し、区内保育施設従事職員のうち、希望者に対してワクチン接種を行った。（延べ702人） 希望者の集計、医療機関への情報提供、問い合わせ対応等、短期間ではあったが業務量が増加した。

内容	健診、歯科健診の受診を新型コロナウイルス感染症の影響で控えていた区民への受診勧奨（管理課）
実施日等	令和3年（2021年）9月から令和3年（2021年）10月まで
取組内容等	新型コロナウイルス感染症によって受診を控えている方を対象に、ハガキによる受診勧奨を行った。 【対象者】 ・特定健康診査・高齢者健康診査 65歳以上の令和元年度（2019年度）受診者かつ令和2年度（2020年度）未受診者（40歳～64歳までの未受診者については、既に受診勧奨を実施していたため除外）約2,000人 ・高齢者歯科健康診査 74歳以上の令和元年度（2019年度）受診者かつ令和2年度（2020年度）未受診者 約1,500人 ・特定健康診査、高齢者健康診査、高齢者歯科健康診査のいずれも、令和3年度（2021年度）の受診率は令和2年度（2020年度）より上昇した。

内容	保育園入園に関する説明動画の制作業務委託（保育課）
実施日等	令和3年（2021年）10月29日から令和6年（2024年）9月30日まで
取組内容等	これまで実施していた入園申込説明会に代わり、近年の子育て環境や働き方改革、働き方の多様性、ICT化の進展に伴い、入園説明会に足を運ぶ方が減少している現状を鑑み、小さいお子さんがいる家庭や妊娠中の方が負担なく保育園入園に関する情報を広く入手できるよう動画を作成し区民等に案内している。 新型コロナウイルスの影響により、説明会および出張相談の中止に伴い動画を作成したことにより、スマートフォンを用いて気軽に情報収集が可能となったが、全8種類の動画閲覧件数が約1,500件と少なく、効果が発揮できなかった。 結果的には、「保育園のごあんない」を見ながら対面で相談することが可能な出張相談の重要性を再認識することができた。

内容	濃厚接触特定園児への検査キットの配布（保育課）
実施日等	令和4年（2022年）1月から6月まで
取組内容等	濃厚接触者と特定された園児に対して、検査キットを配布した。（延べ615件） ・保健所の代わりに濃厚接触者の特定作業を行ったが、各園からの報告のとりまとめ、関係者への聞き取りや資料の作成に労力を要した。 ・令和3年（2021年）12月までは保健所で特定作業を行っていたが、その時期も各園の集計・報告作業が連日にわたり、膨大な量となった。

内容	保育園職員への検査キットの配布（東京都集中的検査の実施）（子育て支援課）
実施日等	令和4年（2022年）2月16日から令和5年（2023年）3月31日まで
取組内容等	東京都により、高齢者施設・障害者施設において感染者を早期に発見し、感染拡大・集団感染を防止するために従事職員に対して定期的な検査を実施されていた事業について、保育施設も対象となったことから、区立保育園においても実施することとした。

内容	中央区健康・食育プラン推進委員会における対応（生活衛生課）
実施日等	令和4年（2022年）3月9日から3月17日まで
取組内容等	・令和3年度（2021年度）第2回中央区健康・食育プラン推進委員会について、当時の感染状況を鑑み、書面開催とした。 ・感染拡大防止に寄与しつつも、書面による意見提出およびその意見や意見への回答の共有をもって、必要な意思決定も図ることができた。

(5) 環境土木部

【事業の休止・縮小、会議等における対応（環境土木部）】

内容	中央区立環境情報センターの管理運営（環境課）
実施日等	令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）まで
取組内容等	《令和2年度（2020年度）・令和3年度（2021年度）》 一部中止・縮小 ・講座やイベントの中止や、参加者定員の縮小、研修室の利用可能人数を2分の1以下にするなどの対策を行った。 《令和2年（2020年）3月28日から4月7日まで》 一部開館 ・研修室のみ利用可とした。 《令和2年（2020年）4月8日から7月14日まで》 休業 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休業した。 《令和2年（2020年）7月15日から7月31日まで》 一部開館 ・研修室のみ利用可、夜間区分の利用を中止した。 《令和3年（2021年）1月8日から3月21日まで》 開館時間短縮 ・午前9時から午後9時までを午前9時から午後8時までに短縮した。 ・研修室の夜間区分の利用を中止した。 《令和3年（2021年）4月12日から4月24日まで》 開館時間短縮 ・午前9時から午後9時までを午前9時から午後8時までに短縮した。 ・研修室の夜間区分の利用を中止した。 《令和3年（2021年）4月25日から5月11日まで》 休業 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休業した。 《令和3年（2021年）5月12日から9月30日まで》 開館時間短縮 ・午前9時から午後9時までを午前9時から午後8時までに短縮した。 ・研修室の夜間区分の利用を中止した。

内容	中央区立リサイクルハウスかざぐるまの管理運営（環境課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和４年度（2022年度）
取組内容等	《令和２年度（2020年度）から令和４年度（2022年度）》 感染症対策を実施 ・消毒液やパーティションの設置など感染症対策を行った。 ・密を避けるため、展示室への入室制限を行った。 《令和２年（2020年）３月２８日から７月３１日まで》臨時休業 《令和３年（2021年）４月２５日から６月２０日まで》臨時休業 《令和３年（2021年）７月１２日から９月３０日まで》臨時休業 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中央区立リサイクルハウスかざぐるまを臨時休業した。 ・施設利用者へ区のホームページ、告示などで臨時休業の周知を行った。 ・不用品交換事業で臨時休業前に施設へ不用品を有償出品していた出品者に対しては、展示・精算期間を延長し、個別周知（郵送）した。臨時休業中に精算期限が到来する出品者には予約制で精算受付を行った。 ・大型家具等の施設への展示に適さない不用品交換情報の公開期間を延長した。 ・かざぐるま箱崎町の木工室およびミシン室の団体利用を休業期間中は中止した。

内容	中央区の森体験ツアー（環境課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和３年度（2021年度）まで
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 中止 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。 《令和３年度（2021年度）春》 中止 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。 ・参加者決定後に中止決定したため、参加者に対し、中止お知らせのはがきを郵送した。 《令和３年度（2021年度）秋》 感染対策を講じたうえで実施 ・手指消毒やマスクの着用など感染対策を講じて実施した。

内容	クリーンデー（環境課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和３年度（2021年度）まで
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 中止 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。 ・中止の決定に伴い、参加予定者への電話連絡を行った。また、後日使送・郵送等による書面での通知を行った。 《令和３年度（2021年度）》 中止 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。 ・中止の決定に伴い、参加予定者への電話連絡を行った。また、後日使送・郵送等による書面での通知を行った。

内容	エコまつり&フリーマーケット開催（環境課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和４年度（2022年度）まで
取組内容等	《令和２年（2020年）６月７日》 中止 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。 《令和３年（2021年）６月６日》 中止 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。 《令和４年（2022年）６月５日》 エコまつりのみ実施 ・新型コロナウイルス感染症流行下の状況や、例年会場として使用している中央区保健所の一部が新型コロナウイルス感染症の対応のため使用できないことに伴いフリーマーケットを中止し、あかつき公園で飛沫防止等の感染対策を行ってエコまつりを実施した。

内容	環境情報誌の発行（環境課）
実施日等	令和２年度（2020年度）
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 一部中止 ・新型コロナウイルス緊急事態宣言発令に伴い、契約請求に制限があったことから、６月号の発行を中止し、１２月号のみ発行した。

内容	リサイクル教室（環境課）
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和３年度（2021年度）まで
取組内容等	《令和２年（2020年）７月》 中止 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「エコクッキング（親子向け）」を中止した。 《令和２年（2020年）11月17日》 縮小して実施 ・「布ぞうりづくり」について、定員を縮小（13人→8人）して実施した。 《令和３年（2021年）２月》 中止 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から「エコクッキング（一般向け）」を中止した。 《令和３年（2021年）２月10日》 中止 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から「着物からひな人形づくり」を中止した。 ・参加者決定後に中止等が決まったため、参加予定者および講師宛て書面等による通知を行った。 《令和３年（2021年）11月17日》 縮小して実施 ・「環境にやさしいクッキング（一般向け）」を、定員を縮小（24人→12人）して実施した。 《令和３年（2021年）12月7日》 延期後、縮小して実施 ・例年９月頃に実施している「布ぞうりづくり」について、１２月に延期し、定員を縮小（13人→8人）して実施した。 ・参加者決定後に延期が決まったため、参加予定者および講師宛て書面等による通知を行った。 ・延期した日程で改めて参加募集を行った。 《令和４年（2022年）３月12日》 延期後、縮小して実施 ・７月に予定していた「環境にやさしいクッキング（親子向け）」を３月に延期し、定員を縮小（24人→12人）して実施した。 ・参加者決定後に中止等が決まったため、参加予定者および講師宛て書面等による通知を行った。 ・延期した日程で改めて参加募集を行った。

内容	ボランティア懇談会の開催中止（水とみどりの課）
実施日等	令和２年（2020年）４月、令和３年（2021年）４月 の計２回
取組内容等	区民や事業者等による、花咲く街角や公園ボランティアの参加者を対象とした懇談会の開催を中止した。 【対応内容】 ・令和２年（2020年）、令和３年（2021年）参加対象者全員に資料送付とした。 ※令和４年（2022年）４月は通常通り開催

内容	中央清掃事務所（排出指導）における感染症対策（中央清掃事務所）
実施日等	令和2年（2020年）4月から令和5年（2023年）5月8日まで
取組内容等	（排出指導） ・不適正排出事業者および事業者への訪問指導の中止 ・事業用大規模建築等立入検査の中止

内容	環境学習（令和2年度・令和3年度）の中止（中央清掃事務所）
実施日等	令和2年（2020年）4月から令和4年（2022年）3月まで
取組内容等	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、環境学習（令和2年度・令和3年度）を中止した。

内容	京橋清掃協力会における対応（中央清掃事務所）
実施日等	令和2年（2020年）4月から令和4年（2022年）3月まで
取組内容等	《令和2年度（2020年）》 ・第1回常任理事会（5月開催）を書面で開催し、令和元年度の決算報告、令和2年度の予算（案）、令和2年度役員（案）の承認がされた。 ・定期総会（8月開催）を書面で開催し、令和元年度の決算報告、令和2年度の予算（案）、令和2年度役員（案）の承認がされた。 ・第2回常任理事会（12月）を中央清掃事務所にて開催し、清掃施設等見学会の中止、清掃リサイクル講演会の中止が承認された。 年末年始作業の報告をし、委員からの質疑等に対応した。 《令和3年度（2021年）》 ・第1回常任理事会（5月開催）を書面で開催し、令和2年度の決算報告、令和3年度の予算（案）、令和3年度役員（案）の承認がされた。 ・定期総会（8月開催）を書面で開催し、令和2年度の決算報告、令和3年度の予算（案）、令和3年度役員（案）の承認がされた。 ・第2回常任理事会（12月）を中央清掃事務所にて開催し、清掃施設等見学会の中止、清掃リサイクル講演会の中止が承認された。 年末年始作業の報告をし、委員からの質疑等に対応した。

内容	廃棄物管理責任者講習会における対応（中央清掃事務所）
実施日等	令和2年（2020年）4月から令和4年（2022年）3月まで
取組内容等	・令和2年度（2020年度）（年2回）は、廃棄物管理責任者講習会を中止とした。 ・令和3年度（2021年度）（年1回）は、対面式による廃棄物管理責任者講習会を中止とし、郵便手段による通信受講に変更し実施した。

内容	日本橋清掃事業協力会における対応（中央清掃事務所）
実施日等	令和２年（2020年）４月から令和４年（2022年）３月まで
取組内容等	《令和２年度（2020年度）》 ・第１回常任理事会（５月開催）を書面で開催し、令和元年度の決算報告、令和２年度の予算（案）、令和２年度役員（案）の承認がされた。 ・定期総会（８月開催）を書面で開催し、令和元年度の決算報告、令和２年度の予算（案）、令和２年度役員（案）の承認がされた。 会長感謝状贈呈式は、定期総会の書面開催に伴い中止し、受賞者（５人、３団体）に対して感謝状および記念品を送付した。 ・第２回常任理事会（12月）を日本橋公会堂にて開催し、清掃施設等見学会の中止、清掃リサイクル講演会の中止が承認された。 年末年始作業の報告をし、委員からの質疑等に対応した。 《令和３年度（2021年度）》 ・第１回常任理事会（５月開催）を書面で開催し、令和２年度の決算報告、令和３年度の予算（案）、令和３年度役員（案）の承認がされた。 ・定期総会（８月開催）を書面で開催し、令和２年度の決算報告、令和３年度の予算（案）、令和３年度役員（案）の承認がされた。 会長感謝状贈呈式は、候補者の推薦もないため、定期総会の書面開催に伴い中止した。 ・第２回常任理事会（12月）を中央清掃事務所にて開催し、清掃施設等見学会の中止、清掃リサイクル講演会の中止が承認された。 年末年始作業の報告をし、委員からの質疑等に対応した。

内容	区立公園内デイキャンプ場の利用中止（水とみどりの課）
実施日等	令和2年（2020年）4月7日から令和2年（2020年）7月31日まで 令和3年（2021年）1月8日から令和3年（2021年）11月20日まで 令和4年（2022年）1月21日から令和4年（2020年）4月28日まで
取組内容等	感染拡大防止のため、緊急事態宣言等を受け、利用中止とした。 【対応内容】 ・中止を決定した時点での既予約者に対しては、区職員が直接電話で連絡し、キャンセルとした。 ・現地掲示等での周知（職員が掲示物を作成し掲出、区ホームページへ掲載） ・再開後は、感染防止対策、参加者等の連絡先把握を申込代表者に要請

内容	複合遊具等の利用中止（水とみどりの課）
実施日等	令和2年（2020年）4月7日から令和2年（2020年）5月31日まで
取組内容等	感染拡大防止のため、多人数で同時に遊ぶ遊具（複合遊具、バスケットゴール）の利用を中止した。 【対応内容】 ・現地掲示等での周知（職員が掲示物を作成し掲出、区ホームページへ掲載） ・2度目の緊急事態宣言時以後は、遊具等は利用中止していない。

内容	水と緑の情報ギャラリーの利用中止（水とみどりの課）
実施日等	令和2年（2020年）4月7日から令和2年（2020年）7月14日まで
取組内容等	感染拡大防止のため、水と緑の情報ギャラリーの利用を中止した。 【対応内容】 ・現地掲示等での周知（職員が掲示物を作成し掲出、区ホームページへ掲載）

内容	苗木の即売会の開催中止（水とみどりの課）
実施日等	令和2年（2020年）5月、令和3年（2021年）5月の計2回
取組内容等	・感染拡大防止のため苗木の即売会（イベント）を中止した。 【対応内容】 ・区職員による中止の周知（区ホームページへの掲載） ・区民等からの電話問い合わせ対応 ※令和2年（2020年）10月、令和3年（2021年）10月は開催した。

内容	区立公園じゃぶじゃぶ池の運営（開催期間の短縮）（水とみどりの課）
実施日等	令和2年（2020年）7月17日から令和2年（2020年）9月6日まで （本来の7月3日開催が遅れて開始）
取組内容等	緊急事態宣言解除後、準備に着手したため開催期間を短縮しての実施となった。令和2年（2020年）6月上旬、再開判断の後に準備を開始し、7月17日から運営開始した。 【対応内容】 ・利用ルールづくり 感染防止対策を講じたうえでの開催 保護者マスク （保育園等の）団体利用自粛 入場制限（保護者は必要最小限の人数） 時間制限（1組60分程度を目安） ※上記を利用者に「お願い」する ・区ホームページ、現地掲示による利用ルールの周知を行った

内容	区施設の環境マネジメントシステムの推進における職員研修（環境課）
実施日等	令和2年（2020年）7月21日から令和2年（2020年）9月30日まで
取組内容等	《令和2年（2020年）5月26日》 集合研修「施設管理者研修」中止 《令和2年（2020年）7月3日》 集合研修「管理職・推進員研修」中止 ・両研修とも、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から音声ガイド付テキスト（パワーポイント）により自席での各自受講とした。

内容	清掃リサイクル講演会（令和2年度・令和3年度）の中止（中央清掃事務所）
実施日等	令和2年（2020年）8月および令和3年（2022年）8月
取組内容等	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、清掃リサイクル講演会（令和2年度・令和3年度）を中止した。

内容	都心・臨海地下鉄新線推進大会における対応（交通課）
実施日等	令和2年（2020年）11月12日 令和3年（2021年）11月24日
取組内容等	・都心・臨海地下鉄新線推進大会の参加者の人数を、会場席の2分の1に制限して開催した。 ・アルコール消毒や、演台への飛沫防止パネルの設置などの感染対策を行った。

内容	地域公共交通会議の会場・オンライン併用開催（交通課）
実施日等	令和３年度（2021年度）、令和４年度（2022年度）
取組内容等	・地域公共交通会議を開催するにあたり、会場での参加に加え、オンライン参加で実施した。 ・関係行政機関の構成員はオンラインでの参加を行っていたものの、地元団体等の構成員は会場での出席となった。

内容	中央区環境行動計画推進委員会の書面開催（環境課）
実施日等	令和３年度（2021年度）から令和４年度（2022年度）まで
取組内容等	・中央区環境行動計画を着実に推進するため、施策の実施状況の分析、評価を行い、それらを踏まえた新たな施策の提案や評価報告を環境行動計画に反映させるため、専門知識を有する外部団体の委託支援や学識経験者、区民委員、事業者を交えた委員会を開催。 《令和４年２月２日》令和３年度(2021年度)第２回 書面開催 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和４年度第２回中央区環境行動計画推進委員会を書面開催とした。 《令和４年８月２４日》令和４年度(2022年度)第２回 書面開催 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和４年度第２回中央区環境行動計画推進委員会を書面開催とした。 《令和３年１１月２日、令和４年６月２日、１０月１３日、令和５年２月２日》令和３年度(2021年度)第１回、令和４年度(2022年度)第１回、３回、４回は感染症対策を講じた上で実施 ・感染症対策としてマスクの着用や手指消毒用のアルコールを配備した。

内容	令和４年度 中央区・消防合同水防訓練および 令和５年度 第一消防方面・中央区合同総合水防訓練における対応（道路課）
実施日等	令和４年（2022年）６月４日、令和５（2023年）年６月１０日
取組内容等	・屋外での実施であったが、テント等の数量を増やし、関係者や来賓者の座席間隔を広くするなど、感染対策を実施した。 ・受付に消毒液を設置し、感染対策を行った。

【その他事業等（環境土木部）】

内容	中央清掃事務所（収集作業・拠点回収）における対応（中央清掃事務所）
実施日等	令和2年（2020年）4月開催から令和5年（2023年）5月8日まで
取組内容等	（収集作業） ・収集職員および運転職員に、日々マスクを配布した。 ※総務課と連携し、マスクの在庫を確保した。 ・収集作業中の清掃車の窓開けによる換気を徹底した。 ・不適正と思われるごみの開封調査を中止した。 ・高齢者の粗大ごみ運び出し収集において、依頼者の体調確認などを徹底し、柔軟に日程の調整を行った。 ・布類の拠点回収の中止をした。 ・作業員の新型コロナ感染者が多数発生した場合には、週休解除や技能長の収集作業従事により、日々の収集体制の確保を行った。 ・収集作業の遅延や収集漏れもなく、区民や事業者からの苦情等も皆無であった。

内容	交通安全のつどいにおける対応（交通課）
実施日等	令和2年（2020年）4月3日 令和3年（2021年）4月2日 令和4年（2022年）4月3日
取組内容等	・交通安全のつどいで行う予定であった交通功労団体に対する感謝状の贈呈式のみ、本庁舎3階庁議室にて実施した。 ・交通功労団体の表彰者各1名をお呼びし、限られた人数で時間を短縮して「交通功労団体感謝状贈呈式」を開催した。 ・開催にあたっては、マスクの着用とアルコール消毒を用意して感染症対策を行った。

内容	工事工程等の見直し検討（道路課）
実施日等	令和2年（2020年）4月7日から令和2年（2020年）5月6日まで
取組内容等	・緊急事態宣言（1回目）期間中において、工事受注者の意向を踏まえ工事工程の見直しについて検討を行った。また発注前の工事については、発注時期の見直しについて検討を行った。 ・工事工程や発注時期について見直しを検討したが、受注者から工事の一時中止や工期延長の希望がなく、不要不急の事業ではなかったため、計画通り執行した。

内容	公園等利用者向けの周知（水とみどりの課）
実施日等	令和２年（2020年）５月から令和５年（2023年）５月まで
取組内容等	感染拡大防止のため、公園利用者向けの周知を行った。 【対応内容】 ・ 3密回避等看板設置 ・ お花見時期の対応等 ＜ 3密回避等の周知内容＞ ソーシャルディスタンス、「新しい日常」の内容など、国や都が作成したパンフレットやポスターをもとに作成 ＜花見時期の周知内容＞ 飲食を伴う宴会等の利用をお控えいただき、散策にてお花見をお楽しみください。

内容	特記仕様書への記載（感染症拡大防止対策）（道路課）
実施日等	令和２年（2020年）９月１日から令和５年（2023年）５月24日まで
取組内容等	・ 工事受注者に対して感染拡大防止対策を行うよう、以下の内容を特記仕様書に記載した。 ・ 本工事の施工にあたっては、最新の「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」に基づき、感染拡大防止対策を行い、実施内容（写真）を監督員に提出すること。 ・ 工事受注者に実施内容（写真）を提出させ、感染拡大防止対策を行っていることを確認した。

(6) 都市整備部

【事業の休止・縮小、会議等における対応（都市整備部）】

内容	中央区建築審査会における対応（都市計画課）
実施日等	令和2年（2020年）1月1日から令和5年（2023年）3月31日まで
取組内容等	《令和2年（2020年）1月1日から令和5年（2023年）3月31日まで》文書開催、縮小して実施 ・建築審査会で使用する会議室について、通常より広い会議室を使用し、出席委員に対し一定の距離を保てるようにした。 ・対面での会議開催に加えて、文書による会議開催も行った。 ・傍聴人数について、通常10人を限度としているが5人に縮小した。

内容	中央区都市計画審議会における対応（都市計画課）
実施日等	令和2年（2020年）1月1日から令和5年（2023年）3月31日まで
取組内容	《令和2年（2020年）1月1日から令和5年（2023年）3月31日まで》文書開催、感染対策を講じた上で実施 ・文書による会議開催を行った。 ・対面での会議開催時は、アクリルパーテーション・消毒液・マスクの設置、マイクの消毒、換気を行った。 ・出席幹事の人数について、通常より2/3程度に縮小した。

内容	銀座地区交通環境改善支援事業 調査委託期間の延長および交通環境改善協議会開催における対応（都市計画課）
実施日等	令和2年度（2020年度）から令和4年度（2023年度）まで
取組内容等	《令和2年度（2020年度）》順延 ・外出や移動の自粛要請に伴う交通環境への影響が大ききものであったことから、銀座地区の駐車場地域ルール改正に向けた検討において令和2年度に予定していた駐車場実態調査の実施が困難となった。これにより当該調査の実施を令和3年度に順延するとともに、一部の検討事項を前倒して行うなどの調整を行い、検討を進めた。 《令和2年度（2020年度）から令和4年度（2023年度）》感染防止対策を講じた上で実施 ・改正検討の場となる交通環境改善協議会の開催にあつては、書面開催やオンライン参加の活用を通じ、非接触による対応を行った。

内容	住宅住み替え相談（一般）の休止（住宅課）
実施日等	令和2年（2020年）5月1日から令和2年（2020年）10月31日まで
取組内容等	《令和2年（2020年）5月1日から令和2年（2020年）10月31日まで》中止 ・（公社）東京都宅地建物取引業協会の協力により対面形式により実施している一般世帯向けの住宅住み替え相談について、中止とした。 ・住み替え相談の休止について区ホームページにより周知するとともに、予約していた区民へ個別に連絡を行うなどきめ細かな対応を図った。 ・中止期間中、区民からの住み替えの相談については、職員が電話で対応した。

内容	まちづくり基本条例に基づく区と区民との協議における感染対策（地域整備課）
実施日等	令和2年（2020年）11月6日から令和5年（2023年）3月27日まで
取組内容等	・会議開催時に、感染対策として入場時の検温、隔離距離の確保、咳エチケット・マスク着用の依頼、手指の消毒・換気の実施を行った。 ・適切な会議設営を心がけることにより、平常時と変わらない協議を実施することができた。

内容	まちづくり協議会開催における感染対策（地域整備課）
実施日等	令和2年（2020年）11月6日から令和5年（2023年）3月27日まで
取組内容等	・会議開催時に、感染対策として入場時の検温、隔離距離の確保、咳エチケット・マスク着用の依頼、手指の消毒・換気の実施を行った。 ・平常時に入場を認めている会議へのオブザーバー参加については、会議室への入場者数を削減する観点から来場を不可とした。（令和3年（2021年）6月11日から令和4年（2022年）4月25日まで） ・適切な会議設営を心がけることにより、平常時と変わらない協議を実施することができた。 ・会議室の人数制限がかかる中で、会場の確保に苦心した。

内容	耐震フェアの規模縮小および講演会のオンライン開催（建築課）
実施日等	令和３年（2021年）１月30日、令和４年（2022年）１月29日
取組内容等	≪令和３年（2021年）１月30日、令和４年（2022年）１月29日≫オンライン開催 ・耐震フェアのイベントを取りやめ、講演会のみをオンライン（YouTube）での配信により実施した。

内容	分譲マンション管理セミナーのオンライン開催（住宅課）
実施日等	令和３年（2021年）８月29日から令和５年（2023年）１月29日まで
取組内容等	≪令和３年（2021年）８月29日から令和５年（2023年）１月29日まで≫感染対策を講じた上で実施 ・分譲マンションの適正かつ良好な維持管理を促進するため、中央区都市整備公社との連携により管理組合に対する各種支援を行っている。緊急事態宣言の発出中においても適切な情報提供や相談対応などの各種支援が図られるよう調整を図った。 ・分譲マンション管理セミナーについて、オンライン配信の活用など、感染対策を講じた実施方式により開催した。 ・緊急事態宣言の発出中においても適切な情報提供を図ることができた。

【その他事業等（都市整備部）】

内容	メールおよび電話での事前相談での対応（建築課）
実施日等	令和2年（2020年）1月20日から令和5年（2023年）5月15日まで
取組内容等	《令和2年（2020年）1月20日から令和5年度（2023年）5月15日まで》感染防止対策を講じた上で実施 ・通常時は来庁での窓口相談を、メールや電話での対応でも行い、できるだけ来庁者が減少するように努めた。 ・非常時においても、適切に業務を継続することができた。

内容	工事現場における感染拡大予防対策（営繕課）
実施日等	令和2年（2020年）2月25日から令和5年（2023年）5月7日まで
取組内容等	・中央区発注の工事施工現場において、国等の通達を踏まえた感染拡大予防対策を継続して行った。 ・中央区発注の工事現場では、工事現場の感染拡大によって施工中止になる事態は発生しなかった。

内容	工事発注時期の延期等（営繕課）
実施日等	令和2年度（2020年度）
取組内容等	・実施中の工事について、受注者の意向を踏まえ、一時工事中止の対応などを図った（1施設）。また、契約請求の延期が可能な工事については緊急事態宣言解除後に発注を延期するなど、必要な調整を図った（3施設）。

内容	築地魚河岸の賃料減額に係る対応（地域整備課）
実施日等	令和2年（2020年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで
取組内容等	施設来場者の減少により、入居テナントで構成される築地魚河岸事業協議会から、当該施設を管理運営する一般社団法人都市整備公社宛てに、賃料減免に関する要望書が提出された。 公社は、テナントが安定的な営業を継続し、施設本来のコンセプトを発揮できるよう賃料を5割減額としたため、区も連携して公社に対する賃借料について5割減免する措置を講じた。

(7) 会計室

【事業の休止・縮小、会議等における対応（会計室）】

内容	金融機関の手續や相談、セミナー等の遠隔実施
実施日等	令和2年（2020年）1月から令和4年度（2022年度）まで
取組内容等	《令和2年（2020年）1月》感染防止対策を講じたうえで実施 ・対面で行っていた金融機関との事務手續を郵送に切り替えた。 ・金融機関の手續について、双方が遠隔で行うことを前提にしたことで支障なく行うことができた。 ・証券会社が行う自治体向けの資金運用セミナーへの参加や、債券運用等の相談をZoom等のオンライン会議により実施した。 ・オンライン会議の実施機会が少ないため、設定や操作等に時間がかかることが多かった。また、当初はオンライン会議に使用できる端末数が少なく申込が必要だったため、参加が難しいことがあった。

内容	財務諸表の分析および解説セミナー
実施日等	令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）まで
取組内容等	《令和2年度（2020年度）》中止 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催中止とした。代替措置として、会計士から資料の提供を受け、対象者に配付した。 《令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）》感染防止対策を講じたうえで実施 ・感染対策として、飛沫感染防止用のアクリル板や手指消毒用のアルコールなどの感染対策物品を配備した。

【その他事業等（会計室）】

内容	指定金融機関との書類の受け渡し
実施日等	令和2年（2020年）1月から
取組内容等	《令和2年（2020年）1月》感染防止対策を講じたうえで実施 ・区職員と指定金融機関職員との書類受け渡しを、直接手渡しからトレーを使った非接触方式に変更した。 ・区と指定金融機関との書類のやり取りは紙の帳票で行っていたため、非接触化で感染リスクを減らすことにより、公金取扱業務を円滑に行うことができた。

(8) 教育委員会

【事業の休止・縮小、会議等における対応（教育委員会）】

内容	郷土資料館（旧郷土天文館）における対応（図書文化財課）
実施日等	令和2年（2020年）2月28日から令和3年（2021年）5月11日まで
取組内容等	○令和2年2月28日～3月27日 プラネタリウム番組一部休止 ○令和2年3月14日 歴史リレー講座中止 ○令和2年3月21日 文化財めぐり中止 ○令和2年3月28日～5月26日 常設展示、プラネタリウム休止 ○令和2年4月1日～ 郷土資料館サポータ活動中止 聞き書きボランティア活動中止 ○令和2年4月8日～5月26日 郷土天文館休館 ○令和2年7月・8月 夏休み特別企画中止 ○令和3年3月13日 文化財めぐり中止 ○令和3年3月 近代建築物調査活用講演会中止 ○令和3年4月25日～5月11日 郷土天文館休館

内容	区立図書館における対応（図書文化財課）
実施日等	令和2年（2020年）2月29日から令和5年（2023年）3月31日まで
取組内容等	○令和2年2月29日～4月7日（内容によって休止時期が異なる） イベント（おはなし会、ボランティアによる読み聞かせ、身障者向け対面朗読など）・サービス（閲覧テーブルおよび座席の利用、貸出施設（会議室）の利用、館内 OPAC・WebOPAC、新規利用登録、書棚の立入り、電話でのレファレンス、学校等への団体貸出、複写サービス等）の休止 ○令和2年4月8日～5月26日 全館臨時休館 ブックポストへの資料返却以外のサービスを全て休止 ○令和2年7月1日～10月31日 イベント（おはなし会、ボランティアによる読み聞かせ、身障者向け対面朗読など）の休止 ○令和2年11月1日～令和3年3月31日 京橋・月島図書館のイベント休止 ○令和3年4月25日～令和3年5月11日 全館臨時休館 ブックポストへの資料返却以外のサービスを全て休止 ○令和3年4月25日～令和3年9月30日 全館のイベントの休止 ○令和5年4月1日～ 身障者向け対面朗読の再開 ○予約資料の取り置き期限の延長により、予約資料を保管しておく場所の確保が困難だった。 ○休館中にブックポストが溢れないよう、頻繁にカートを取り換える作業が増加した。

内容	区立学校施設開放利用の中止（学校施設課）
実施日等	令和2年（2020年）3月2日から令和3年（2021年）9月30日まで
取組内容等	① 学校施設開放の中止（R2.3.2～R2.3.25）感染拡大予防措置として中止 ② 〃 （R2.3.26～当面の間（7/31））緊急事態宣言期間を含む ③ 〃 （R3.1.8～R3.3.21）緊急事態宣言期間を含む ④ 〃 （R3.4.12～R3.6.20）まん延防止・緊急事態宣言期間を含む ⑤ 〃 （R3.9.1～R3.9.30）緊急事態宣言期間を含む ＊②～③の間、必要最小限の範囲で再開 ＊④～⑤の間、学校夏季休業期間中地上校庭のみの運用から体育館・教室なども時間短縮の上で再開。 ⑤以降、R3.10.1～感染対策を実施し、再開（チェックリストあり） ・利用団体代表者へお知らせの配布およびHPへの掲載 ・既納期済み使用料については、次回への振り替えまたは還付の措置 ・受付業務受託事業者へ、開放の中止や再開などの連絡および運用等について周知 ・受付業務員、区職員変更なし ・落ち着き始めると、学校施設利用について、再開の要望があがった。 ・還付の手続きに人員をさかれた

内容	校庭（遊び場）開放事業における対応（学校施設課）
実施日等	令和２年（2020年）３月２日から令和３年（2021年）９月３０日まで
取組内容等	① 校庭（遊び場）開放の中止 （R2. 3. 2～R2. 3. 25）感染拡大防止措置として中止 ② 〃 （R2. 3. 26～当面の間（7/31））緊急事態宣言期間を含む ③ 〃 （R3. 1. 8～R3. 3. 21）緊急事態宣言期間を含む ④ 〃 （R3. 4. 12～R3. 6. 20）まん延防止・緊急事態宣言期間を含む ⑤ 〃 （R3. 9. 1～R3. 9. 30）緊急事態宣言期間を含む ＊②～③の間、夏季休業期間後再開 ＊⑤以降、R3. 10. 1～感染対策を実施したうえで、再開 ・小学校（中学校）長あてお知らせの配布およびHPへの掲載 ・受付（見守り）業務員（委託：シルバー人材）、従事日分のみ支払い ・屋外（校庭）であるため、かなり早い時から、事業再開について、要望があがった。

内容	校庭を活用した安心できる遊び場・体力づくり（学校施設課）
実施日等	令和２年（２０２０年）３月２日から令和３年（２０２１年）９月３０日まで
取組内容等	① R2. 1. 19 実施 ② R2. 2. 4 〃 ③ R2. 5 月～8 月 休止 ④ R3. 1. 10～R3. 2. 28(5 回) 予定の事業を中止 ⑤ R3. 5 月～R3. 6 月（2 回） 予定の事業を中止 ⑥ R3. 9 月 休止 ＊③～④の間、R2. 9 月～12 月は計画通り実施 ＊⑤～⑥の間、R3. 7 月（2 回）は計画通り実施 ＊R3. 10 月以降は、計画通り実施 ・事業主催者と調整。広報紙「区のお知らせ」への実施記事の取り下げ。 ・区職員変更なし ・事業主催者による感染対策実施の上で、事業再開。

内容	学校行事・部活動等の休止および縮小（儀式的行事を除く）（指導室）
実施日等	令和2年（2020年）3月2日から令和5年（2023年）5月7日まで
取組内容等	○令和2年3月2日 臨時休業のため中止 ○令和2年6月1日 ・運動会、音楽会、学芸会、文化祭、学習発表会は、中止。ただし、動画等で発表の場を設けることは可能。 ・連合陸上大会、連合音楽会、音楽鑑賞教室の中止。 ・中学校の修学旅行以外の宿泊行事の中止。 ・校外学習はバス移動のみ実施可能。 ・全校集会、クラブ活動、委員会活動等は三密を避けられれば実施可能。 ・部活動は短時間での実施。実施する場合は三密を避ける。 ○令和2年6月15日 ・部活動は通常の時間で実施可能。実施する場合は三密を避ける。 ○令和3年1月6日 ・緊急事態宣言下においては、中学校の修学旅行の実施については校長会と相談して実施を判断する。 ○令和3年7月21日 ・宿泊行事について、緊急事態宣言期間中は延期できるものは延期し、それ以外では中止、緊急事態宣言期間外は実施する。 ○令和3年8月18日 ・運動会、音楽会、学芸会、文化祭、学習発表会は、中止。ただし、動画等で発表の場を設けることや参観人数の制限や参観時間を短時間とするなどの工夫をして実施することは可能。 ○令和4年12月20日 ・運動会、音楽会、学芸会、文化祭、学習発表会は、感染症対策を徹底し適切に実施することが可能。 ○令和5年5月8日 ・平時においては、感染症対策のための行事や部活動の中止・縮小等を行わない。 ・各学校から児童・生徒に周知および指導した。 ・必要に応じて保護者・地域等に周知した。 ・職員においてはオンライン等で行事の発表を行える体制を整えた。 ・児童・生徒の学習保障を可能な限り行うことができた。 ・各学校の規模、児童・生徒数等に応じた適切な行事等の運営ができた。 ・国や都の方針に基づき、感染状況を見極めながら、行事、部活動等の実施ができた。

内容	スクールソーシャルワーカー業務（教育センター）
実施日等	令和２年（2020年）３月２日から令和２年（2020年）６月２１日まで
取組内容等	・ 予定していたスクールソーシャルワーカーの学校訪問については、休止した。 ・ 利用者の家庭訪問については、希望がある場合感染症予防対策を講じながら、実施した。 ・ 家庭訪問等の業務がない場合には、在宅勤務を選択できるようにした。 ・ 利用希望者の要望には対応していたため、特に対応の不備等についてのご意見はなかった。

内容	儀式的行事における中止および縮小について（指導室）
実施日等	令和2年（2020年）3月30日から令和5年（2023年）3月23日まで
取組内容等	○令和2年3月30日 ・体育館等での朝礼や集会、離任式等、屋内に多人数が集まる方法は原則控える。 ・また、校庭などで行う場合は、幼児・児童・生徒の間隔を取る。 ○令和2年5月21日 ・入学式、入園式の参加は原則として、新入生（新入園児）、その保護者とする。 ・来賓は原則として参加しないが、特に必要であると考えられる場合は、健康管理の徹底を図るなど必要な対策を講じる。 ・在校生（在園児）を参加させる場合は、多人数での実施を避けるため、必要に応じて、各校園で参加人数等を判断する。 ・入学式、入園式に際しては、参加者同士の距離の確保が十分できない場合は、学級ごとに分けて開催する。 ○令和3年12月24日 ・卒業式ではPTA関係者・来賓は招待しない。 ・飛沫の拡散防止を徹底するため、国歌の歌唱は行わず、CD等に録音された歌唱入りの国歌を会場全体に聞こえるように再生する。 ・小中学校においては、来場人数の制限をかけて来場できない保護者等がいる場合の配慮として、別室で視聴できるようにする。 ・会場の規模や来場人数により、十分な身体的距離が確保できない場合などにおいては、事前にビデオ撮影して当日放映する等対応を工夫する。 ○令和5年3月23日 ・体調がすぐれない場合は参列を控えることとする。 ・マスクの着用を求めないことを基本とし、幼児・児童・生徒同士、その他の参列者の間隔は、触れ合わない程度の間隔を確保するようにする。 ・国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や呼びかけ等を実施する時には、原則、向かい合っでの歌唱は控える。 ・ブラスバンド等の演奏を行う必要がある場合は対面を避ける。 ・保護者の参列については、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は設けない。 ・国旗掲揚および国歌斉唱については、通常通り実施する。 ・教育委員会祝辞は、読み上げをせず、紙面での祝辞とする。 ・各園・学校から幼児・児童・生徒に周知および指導した。 ・必要に応じて保護者・地域等に周知した。 ・職員においては・オンライン等で儀式的行事を行える体制を整えた。 ・各園・学校の規模、幼児・児童・生徒数等に応じた適切な行事等の運営ができた。 ・国や都の方針に基づき、感染状況を見極めながら、儀式的行事の実施ができた。

内容	区立小中学校・幼稚園の周年記念式典における来賓招待の縮小
実施日等	令和２年度（2020年度）から令和４年度（2022年度）まで
取組内容等	・令和２年度（2020年度）から令和４年度（2022年度）までの周年記念式典は、招待する来賓の人数を減らし、規模を縮小して実施した。 ・児童は教室からオンライン視聴するなど、ICT機器を活用した。

内容	適応教室「わくわく２１」（教育センター）
実施日等	令和２年度（2020年度）
取組内容等	・令和２年（2020年）３月２日から５月３１日まで学校が閉校している期間に合わせて、適応教室「わくわく２１」も閉室した。 ・令和２年（2020年）６月以降は、通常通り開室したが、活動内容の制限、昼食をとる際の黙食指導等を行った。

内容	教員対象研修（教育センター）
実施日等	令和2年（2020年）4月から令和3年（2021年）1月まで 令和3年（2021年）4月以降
取組内容等	・令和2年（2020年）4月から令和3年（2021年）1月までの教員対象研修は、課題の提出もしくは、オンラインでの研修を実施した。 ・令和3年（2021年）4月以降は、感染症予防を講じながら通常通り、受講者が参集して教育センターで実施した。

内容	P T A連合会事業における対応（庶務課）
実施日等	令和2年（2020年）5月から令和5年（2023年）3月まで
取組内容等	○令和2年度(2020年度) 5月 定期総会 中止（書面表決） 6月～10月 定例役員・理事会、各種研修会 中止 11月～3月 定例役員・理事会、各種研修会 オンライン開催へ変更 6月 新旧理事懇談会 中止 1月 新年賀詞交歓会 中止 2月 区長と教育を語る会 中止 ○令和3年度(2021年度) 5月 定期総会 中止（書面表決） 5月～3月 定例役員・理事会、各種研修会 オンライン開催へ変更 6月 新旧理事懇談会 中止 1月 新年賀詞交歓会 中止 2月 区長と教育を語る会 書面開催へ変更 ○令和4年度(2022年度) 5月 定期総会 中止（書面表決） 5月～3月 定例役員・理事会、各種研修会 会場およびオンラインの併用開催へ変更 1月 新年賀詞交歓会 縮小開催 ・オンライン開催で事業を行うにあたり、新規で機器の準備が必要であった。 ・会議室のネットワーク環境が十分整備されていないため、会議中に接続が途切れるなどしてスムーズな運営ができない事象がしばしば発生した。

内容	中央区立阪本小学校改築推進協議会における対応（学校施設課）
実施日等	令和2年（2020年）6月1日から令和2年（2020年）6月30日まで
取組内容等	・阪本小学校の改築に伴い新校舎の開設前に、学校関係者・町会等関係者・区職員が構成委員となり開催する協議会である。 ・内容は、改築工事の進捗状況・開設後の施設開放・通学路等を報告するものであるが、関係者に個別に説明するなどの対応をした。

内容	阪本小学校新校舎しゅん工に伴う一般公開の中止（学校施設課）
実施日等	令和2年（2020年）6月28日から令和2年（2020年）6月29日まで
取組内容等	施設しゅん工に伴う一般公開の実施を中止とした。 （当初実施予定：6月28日（日）、6月29日（月）） 一般公開実施のため措置した会場設営用消耗品50,000円は未執行 一般公開の広報（区のお知らせ6/1号）原稿提出期限4/15の時点では判断できず原稿提出、その後5/7教育幹部会にて検討の結果中止の判断とした。（広報原稿取り下げ期限5/11） 5/11 阪本小学校長および地元町会長へ中止の旨連絡 教育委員会勉強会にて中止の報告、庁内については教育次長より報告 阪本小学校の卒業生や保護者等から一般公開の実施について問い合わせあり。実施できる状況ではなかったため、大きな批判等はなくご理解いただいた（残念がってはいた）

内容	学校施設改修工事の対応（学校施設課）
実施日等	令和2年（2020年）7月から令和3年（2021年）9月まで
取組内容等	学校の休校等に伴い、以下の学校施設の改修工事について工期延伸等対応を行った。 ○京橋築地小学校（京橋朝海幼稚園）大規模改修工事 工事スケジュールの見直し（工期変更はなし） 特別教室改修年度の変更（R2 から R3）に伴い、令和2年度予算の繰越を実施（家庭科調理台、理科実験台等） ○月島第二小学校（月島第二幼稚園）大規模改修工事 工事スケジュールの見直し（工期変更はなし） 特別教室改修年度の変更（R2 から R3）に伴い、令和2年度予算の繰越を実施（家庭科調理台、理科実験台等） ○月島スポーツプラザ等複合施設大規模改修工事（月島幼稚園） 工事スケジュールの見直し（工期変更、工事費用変更あり） トイレ改修、職員室改修が当初予定の夏休みに実施不可となり、改修を次年度に延伸。11月補正にて債務負担・繰越明許費の設定を行い、工事の契約変更を実施。延伸対応は幼稚園部分のみ行い、他の施設は当初予定どおりしゅん工 ○有馬小学校給食室改修工事 R2年度の改修規模の縮小。R2年度は配膳室の整備のみとし、給食室内の改修についてR3年度に先送り。給食室内改修の予算については、2月補正で繰越明許費を設定し対応 ○久松小学校給食室ほか改修工事 夏休み期間短縮に伴い、改修工期の変更（工期変更、工事費変更あり） 給食室改修については仕出し弁当期間を変更（1ヶ月延伸）し対応 ○月島第一小学校給食室改修工事 R2年度の改修規模の縮小。R2年度は配膳室の整備のみとし、給食室内の改修についてR3年度に先送り。給食室内改修の予算については、2月補正で繰越明許費を設定し、対応

内容	阪本小学校新校舎しゅん工に伴う落成式規模の縮小（学校施設課）
実施日等	令和２年（2020年）11月14日
取組内容等	・新校舎開設に伴う落成式の実施について、来賓数等を減らすなど、規模を縮小して実施した。 ・教育次長あて会場内の参加者規模縮小等の実施案を説明し実施是非協議 実施の方向で進めることとした。（令和２年（2020年）7月27日） 【対応】 ・会場の体育館には４・５・６年生のみが参加。 １・２・３年生は教室でモニタ視聴による参加 ・来賓について、当初２５０名から５０名に縮小（区幹部含む） ・校歌斉唱の中止（ＣＤで校歌を流した） ・ステージ上の演台・司会台にアクリル板を設置し飛沫防止対策。 ・プログラム構成の見直しにより全体時間の短縮 ・同日午後に予定していた落成式祝賀会（PTA 主催）は中止

【その他事業等（教育委員会）】

内容	就学相談（教育センター）
実施日等	令和2年（2020年）3月2日から令和3年（2021年）1月まで
取組内容等	・感染症対策を講じながら、実施をした。 ・初回の保護者面談を短時間で済ませられるように、事前に電話で子どもについての聞き取りを丁寧に行うようにした。 ・職員においては相談業務がない場合には、在宅勤務を選択できるようにした。

内容	教育相談（教育センター）
実施日等	令和2年（2020年）3月2日から令和3年（2021年）1月まで
取組内容等	・感染症対策を講じながら、実施をした。 ・電話相談は、通常通り実施した。 ・来所相談は、電話相談により対応し、家庭の希望によって、感染症予防対策を講じながら、来所による相談を実施した。

内容	学習用タブレット等の整備（指導室）
実施日等	令和2年度（2020年度）
取組内容等	・学習用タブレット等は、当初令和5年度から1人1台の運用を目指しており、当該年度は3学級に1学級分整備する計画であった。 - また、使用場所は、学校内のみを想定していた。 - 国から新型コロナウイルスにより GIGA スクール構想の加速が求められたことにより、計画の見直すことになったものである。 ①当初の計画 - タブレット等：3学級に1学級分整備 - 使用場所：学校 ②見直し後の計画 - タブレット等：1人1台 - 使用場所：学校および学校外 ・休校中の学びの機会の確保に繋がった。 ・ICT教育の推進とDXの意識付けとなった。 ・検討期間が短かく、検討体制が整っていなかったため、関係者に多大な負担が生じた。

内容	臨時休業期間中の I C Tを活用した学習保障（指導室）
実施日等	令和 2 年（2020 年）5 月から 7 月まで
取組内容等	・区立中学校において、令和 2 年（2020 年）5 月から 7 月まで、パソコン、タブレット端末等を使って家庭等で学習できる学習支援アプリを提供して臨時休業中の家庭学習を充実させた。 ・ I C T環境が整っていない家庭に対しては、タブレット端末を借入れ、貸出した。

内容	学校再開に向けた手指消毒剤等購入
実施日等	令和 2 年（2020 年）5 月下旬から同年 6 月上旬まで
取組内容等	令和 2 年（2020 年）5 月 25 日の国の緊急事態宣言解除に伴い、教育委員会において同年 6 月 1 日からの再開を決定した。再開にあたり、学校および校外学園における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を緊急に講ずる必要があるため、各対象施設に配備するための手指消毒剤等保健衛生用品を購入した。
実績	手指消毒剤：10,096 個 非接触式温度計：535 個 次亜塩素酸水：34 個 購入にあたり学校保健特別対策事業費補助金を活用した。

内容	新型コロナウイルス感染症対策と学校・幼稚園運営に関するガイドラインの策定
実施日等	令和 2 年（2020 年）6 月 17 日
取組内容等	小学校、中学校および幼稚園における段階的再開の具体的な段取りや感染症予防策の具体的内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応などについて、感染症対策に基づいた教育活動上の留意点について、ガイドラインで詳細を示した。

内容	飛沫防止用アクリル板の購入
実施日等	令和 2 年（2020 年）8 月下旬
取組内容等	幼稚園において、令和 2 年（2020 年）9 月 23 日から昼食を再開するにあたり、昼食時の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講ずるため、飛沫防止用アクリル板を購入した。
実績	飛沫防止用アクリル板：990 個 購入にあたり公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金を活用した。

内容	C02 モニターの購入
実施日等	令和3年（2021年）9月下旬
取組内容等	小学校、中学校および幼稚園において、換気を徹底し、新型コロナウイルスの感染症対策の強化を図るため、C02 モニターを購入した。その他、東京中央ロータリークラブから寄附を受けた C02 モニターも活用した。
実績	小学校：16 個 中学校：4 個 幼稚園：13 個 購入にあたり学校保健特別対策事業費補助金等を活用した。

(9) 選挙管理委員会事務局

【その他事業等（選挙管理委員会事務局）】

内容	投票所における新型コロナウイルス感染症対策
実施日等	令和2年（2020年）7月5日から令和5年（2023年）4月23日まで
取組内容等	○選挙人の混雑緩和 ・日本橋・月島特別出張所における期日前投票を公（告）示日翌日から実施し、期間を拡大した。 ・区のおしらせ、区ホームページ等を活用して混雑する時間帯を案内し、投票所での集中回避を促した。 ・投票記載台設置数を上限とした投票所内への入場制限や待機列の間隔を確保した。 ○投票所における感染防止対策 ・出入口に消毒液を設置 ・記載台の間隔を確保するため、3人用投票記載台を一つ置きに使用（令和3年（2021年）執行の衆議院議員選挙から間隔を開けずに使用） ・投票管理者・立会人・従事職員のマスク着用 ・従事職員のビニール手袋の着用（令和3年（2021年）執行の選挙から手袋の着用または随時手指消毒） ・記載台・鉛筆をこまめに消毒するとともに筆記具持参を呼びかけ。 ○その他（宿泊・自宅療養等をしている方への取組） ・特例郵便等投票の実施（令和3年（2021年）7月執行の都議会議員選挙から） ○従事者より ・ビニール手袋を着用した状態では投票用紙の扱いが難しかった。 ・消毒作業（鉛筆や記載台、投票終了後の投票所）は予想以上に時間がかかった。 ・マスクをし（パーテーション越しに）選挙人と話すため、特に高齢者には伝わりづらい。 ・（複数選挙の際）入口で鉛筆を受け取り、出口で回収ということが伝わらず、途中で記載台に置いて行ってしまう人もおり、案内に苦労した。

内容	開票所における新型コロナウイルス感染症対策
実施日等	令和2年（2020年）7月5日から令和5年（2023年）4月23日まで
取組内容等	○開票所における感染症防止対策 ・間隔を確保するため、従事職員を減員 ・従事職員の席が対面にならないように配置 ・開票所内に消毒液を設置 ・開票管理者・立会人・従事職員のマスク・ビニール手袋の着用（令和4年（2022年）執行の選挙からマスクの着用のほか、手袋の着用または随時手指消毒） ○従事者より ・ゴム手袋の着用か手指消毒どちらかの対処で事足りたと思う。 ・開票作業時にゴム手袋を着用すると緊張感から手が蒸れて気持ち悪くなり、また、投票用紙を扱っている最中に破れてしまったため、手袋の必要性はそこまで高くないと感じた。

(10) 監査事務局

【事業の休止・縮小、会議等における対応（監査事務局）】

内容	監査事務における対応
実施日等	令和2年（2020年）6月19日から令和5年（2023年）1月16日まで
取組内容等	1 事務局監査の延期 ・区民部、福祉保健部、教育委員会事務局、総務部の各課 ※出張所、センター等含む 1回目の緊急事態宣言の発令に伴い一部部署について延期。各部署の対応職員を各係1名とし、時間を短縮し実施した。 なお、2回目～4回目の緊急事態宣言および1回目～3回目のまん延防止等重点措置期間に関しては、通常どおり実施。 （変更前）令和2年（2020年）4月20日から6月9日 （変更後）令和2年（2020年）6月19日～7月31日 2 財政援助団体等監査の延期 ①対象施設において陽性者発生のため翌年度実施 ・リハポート明石 （変更前）令和3年（2021年）1月22日 →（変更後）令和3年（2021年）12月20日 ・マイホームはるみ （変更前）令和4年（2022年）1月24日 →（変更後）令和5年（2023年）1月16日 ②公共交通機関の運行状況変更等に伴う移動手段変更 ・ヴィラ本栖 令和2年（2020年）9月8日実施 ※実施日変更なし （変更前）高速バス等公共交通機関利用 （変更後）借り上げバス利用 3 工事監査の実施方法一部変更 ・阪本小学校および阪本こども園整備工事監査 令和3年（2021年）2月4日実施 ※実施日変更なし 2回目の緊急事態宣言発令に伴い、現地視察部分を各工事個所の現場写真投影による説明に変更。

(11) 区議会議会局

【事業の休止・縮小、会議等における対応（区議会議会局）】

内容	各種委員会の休会
実施日等	令和2年（2020年）4月
取組内容等	・常任委員会および特別委員会については休会とし、各委員会の報告資料は所属委員会を問わず、全議員に送付した。 ・各会派からの質問（理事者報告・コロナ関連）については、メールにて議会局で受け、その後、各部長・各部庶務担課長あてに依頼し、取りまとめの上、各会派に回答した。

内容	委員会行政視察の中止
実施日等	令和2年（2020年）10月から令和5年（2023年）6月まで
取組内容等	・他自治体の先進的施策を調査する行政視察を中止した。 ・本区への他自治体からの行政視察の受け入れを制限した。

内容	予算・決算特別委員会における対応
実施日等	令和2年（2020年）10月2日から令和5年（2023年）3月16日まで
取組内容等	・予算・決算特別委員会の開会時間を、原則17時00分まで行われるところ、15時00分で終了するよう短縮した。

内容	議長と区議会議員待遇者会との意見交換会中止
実施日等	令和2年（2020年）12月から令和5年（2023年）11月
取組内容等	・例年12月に開催している、議長と区議会議員待遇者会との意見交換会を中止した。

【その他事業等（区議会議会局）】

内容	本会議および委員会における対応
実施日等	令和2年（2020年）5月7日から令和5年（2023年）5月25日まで
取組内容等	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場の議長席・演壇へのアクリル板の設置、議場出入口の扉の常時開放を行った。また、委員会開催時には委員会室のレイアウトを変更をした。 ・本会議および委員会における、一般傍聴者への対応として傍聴自粛協力要請を行うとともに、本会議においては傍聴席の間隔を空け、委員会においては、別室での音声傍聴とした。また、議員は会派控室で音声聴取をできるようにした。 ・本会議の一般質問の際には、議員および理事者の出席抑制を行った。

8 その他

(1) 区役所へ来庁および区施設を利用する区民等への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、本庁舎ほか区施設の窓口等にアルコール消毒液やアクリル板を設置するとともに、掲示物等により感染拡大防止に取り組んだ。

(2) 職員の出勤体制等

①職員向け服務取扱い等の通知

- ・令和2年（2020年）2月21日
感染拡大防止の一環としてA～Dの4区分の時差出勤を設定
令和2年（2020年）2月25日から3月31日まで
- ・令和2年（2020年）2月28日
令和2年（2020年）2月27日付けで、国がコロナの対応として全国の小中学校等に臨時休校の要請をしたことを受け、服務取扱い等の通知を发出
休校、り患、疑い等⇒年休、振替、病気休暇等
- ・令和2年（2020年）3月10日
令和2年（2020年）3月2日付けで、給与減免の基準が改正されたことを受け、通知を发出
り患した場合、り患した疑いがある場合の服務取扱い周知（病気休暇、事故欠勤等）
- ・令和2年（2020年）3月30日
感染拡大を受け、時差出勤を延長する旨の通知を发出
令和2年（2020年）4月1日から5月31日まで
- ・令和2年（2020年）4月14日
令和2年（2020年）4月7日付け発令の「緊急事態宣言」を受け、出勤抑制の通知を发出
- ・令和2年（2020年）5月1日
国の緊急事態延長を受け、自宅勤務等の取扱いも延長する通知を发出
- ・令和2年（2020年）5月27日
国の「緊急事態宣言解除後」も時差出勤、自宅勤務を継続する旨の通知を发出
 - ア 時差出勤延長
令和2年（2020年）6月1日から7月31日まで
 - イ 自宅勤務
当面の間
- ・令和2年（2020年）6月17日
本部会議の決定を受け、自宅勤務終了等の通知を发出
 - ア 時差出勤延長
令和2年（2020年）8月1日から当面の間
 - イ 自宅勤務
令和2年（2020年）6月18日をもって終了
 - ウ 事故欠勤の一部適用終了

- ・ 令和2年（2020年）7月21日
 厚生労働省が公表した「新しい生活様式」等を踏まえ、時差出勤を延長する旨の通知を发出
 令和2年（2020年）8月1日から令和3年（2021年）3月31日まで
- ・ 令和3年（2021年）1月8日
 令和3年（2021年）1月7日付け発令の「緊急事態宣言」を受け、自宅勤務再開通知を发出
- ・ 令和3年（2021年）3月8日
 「緊急事態宣言」が発令されている感染状況を踏まえ、時差出勤延長等の通知を发出
 ア 時差出勤延長
 令和3年（2021年）4月1日から当面の間
 イ 令和3年（2021年）2月13日付けで検疫法等が改正されたことを受け、事故欠勤の取扱い変更の通知
- ・ 令和3年（2021年）3月9日
 検疫法改正に伴う職免の取扱い変更に関する通知を发出
- ・ 令和3年（2021年）3月22日
 令和3年（2021年）3月21日付け「緊急事態宣言解除」を受け、自宅勤務終了等の通知を发出
- ・ 令和3年（2021年）4月23日
 令和3年（2021年）4月25日に「緊急事態宣言」が発令される想定で、自宅勤務再開の通知を发出
- ・ 令和3年（2021年）5月21日
 令和3年（2021年）5月19日付け人事委員会事務連絡を受け、新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合のサービスの取扱いについての通知を发出
- ・ 令和3年（2021年）6月11日
 国の方針を元にワクチン接種のサービスの考え方の通知を发出
- ・ 令和3年（2021年）6月18日
 令和3年（2021年）6月20日の「緊急事態宣言解除」後に「まん延防止等重点措置」に移行するため、自宅勤務継続等のサービス関係の通知を发出
- ・ 令和3年（2021年）7月9日
 令和3年（2021年）7月12日に「まん延防止等重点措置」から「緊急事態宣言」に移行するため、自宅勤務推奨、事故欠勤適応再開等のサービス関係の通知を发出
- ・ 令和3年（2021年）9月29日
 令和3年（2021年）9月30日の「緊急事態宣言解除」後に「リバウンド防止期間」に移行するため、自宅勤務継続等のサービス関係の通知を发出
- ・ 令和5年（2023年）4月21日
 令和5年（2023年）5月8日から、感染症法上5類に位置付けられることにより、

各種服務取扱いの根拠となる法や方針等が改正・廃止されることに伴う服務変更の周知

ア 廃止となるもの

新型コロナウイルス感染拡大防止のための時差出勤／自宅勤務／り患した場合等の事故欠勤

イ 引き続き実施するもの

母性健康管理措置（令和 5 年（2023 年） 9 月 30 日まで）

ウ 未定のもの

国が実施する抗体検査、ワクチン接種、ワクチン接種後の副反応による職免等（実施根拠となる規則等に紐づけている人事院指令等の取扱いに即して対応する。）

・ 令和 5 年（2023 年） 5 月 2 日

令和 5 年（2023 年） 4 月 21 日付け通知において未定としていた服務について、実施根拠となる規則に紐づけている人事院指令の廃止等があり、これに伴う服務変更の周知

5 月 8 日から廃止

→国が実施する抗体検査、ワクチン接種、ワクチン接種後の副反応による職免等

②服務等の取扱い

項 目			概 要
1	新型コロナウイルス感染拡大防止のための時差出勤		○ 通勤時の混雑回避（感染拡大防止）を目的に、全職員を対象として実施（ただし、公共交通期間を利用しない職員は対象外） ○ 時差は①7:15～、②7:30～、③10:00～、④10:30～の4パターン
2	自宅勤務		○ 出勤を抑制し、接触機会の低減を図るため、全職員を対象として実施
3	事故欠勤	り患	○ り患した場合：事故欠勤
		疑い	○ り患した疑いがあり、感染拡大防止の観点から、当該職員を職務に就けることが適当でないと認められる場合：事故欠勤
		検疫法による自粛・停留	○ 検疫法に基づき、外出自粛等の感染防止に必要な協力を求められた場合：事故欠勤 ○ 検疫法第16条第2項に規定する停留の対象となった場合：事故欠勤
			○ 感染症対策に伴う小学校等の臨時休業により、子の世話をを行う職員が当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：事故欠勤
		事業の一部・全部停止	○ 事務又は事業の全部又は一部停止により通常従事する業務がない場合：事故欠勤
4	母性健康管理措置	【服務】職免	○ 厚生労働省告示を踏まえ、妊娠中の職員のうち、感染のおそれに関する心理的なストレス等が母体等に影響があるとして、医師等から指導を受けた場合：職免
5	国が実施する抗体検査	【服務】職免	○ 国が実施する新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合において、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（必要と認めた日又は時間）
6	ワクチン接種（医療従事者）	【服務】職務	○ 医療従事者等に該当する職員（新型コロナウイルス感染症患者（感染疑い患者を含む）と接する業務に従事する保健所職員等）については、業務遂行のため必要な行為と考えられるため、本人が勤務時間中にワクチン接種を希望する場合においては、職務に関するものとする。
7	ワクチン接種（医療従事者以外）	【服務】職免	○ 医療従事者等に該当しない職員が新型コロナワクチンを接種する場合において、公務の運用に支障のない範囲内で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（必要と認めた日又は時間）
8	ワクチン接種の副反応	【服務】事故欠勤	○ 職員が新型コロナワクチン接種後に、発熱等の症状が見られる場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（必要と認めた日又は時間は事故欠勤での処理が可）
9	休暇取得期間	夏季休暇	○ 令和3年度：令和3年5月1日から令和3年11月30日まで ○ 令和4年度：令和4年7月1日から令和4年11月30日まで
		慶弔休暇（結婚）	○ 令和2年中に始期を設定できた職員は、令和3年中を始期として取得可能 ○ 基準の前1週間、後6か月の範囲内の1日を始期とする
		リフレッシュ休暇	○ 令和2年度中に取得できた職員は、令和3年度中も取得可能
10	健康管理		○ 出勤前の検温等健康チェックの徹底、発熱等の症状がある場合は出勤を控えるなど基本的感染対策の徹底
11	職員体制	組織改正	○ コロナによる業務の増加に対応するため、区職員の異動や兼務、組織改正等を行うとともに、東京都職員を派遣研修として受け入れ、保健所の職員体制を強化
12		異動・兼務	
13		東京都派遣	
14		人材派遣	○ コロナによる業務の増加に対応するため、人材派遣により各所属の職員体制を強化

③自宅勤務実施状況

令和2年（2020年）4月14日から6月18日までににおける自宅勤務実施率は、全所属平均で7.0%となった。

（3）区職員の感染者数

区職員等（区施設で勤務する常勤職員、再任用職員、会計年度任用職員、派遣職員、委託先職員の他、区が指定管理している施設の職員をいう。）や幼稚園、小・中学校の教員等、高齢者施設の職員の感染者の感染者数は令和2年（2020年）4月11日判明分から令和5年（2023年）5月7日判明分までの累計人数は1,519人であった。

（4）マスク等の寄贈および寄附金の受付

寄付・寄贈品など一覧（敬称略）

【中央区ホームページより引用 令和5年1月18日更新時点】

【令和2年度（2020年度）】

受領日	寄贈者	寄付・寄贈品
4月2日	株式会社ジームス	次亜塩素酸水 10リットル
4月6日	銀座育成婦人会	手作りマスク 15枚
4月13日	伊藤 あゆ子	マスク 26枚
4月16日	岡山 幸司	マスク 10枚
4月17日	メイクアップサロン& フォトスタジオ 銀座シルキア	マスク 50枚
4月20日	CZEN GINZA CLINIC	マスク 600枚
4月20日	田中 ちはる	手作りマスク 35枚
4月21日	ブラザー販売株式会社	子ども用布マスク 120枚
4月23日	株式会社 UTP (ユニバーサルトランセンドブランニング)	・ハンドクリーム 50個 ・ハンドジェル 50個
4月23日	ブラザー販売株式会社	子ども用布マスク 605枚
4月24日	匿名	マスク 10,560枚
4月24日	銀座育成婦人会	手作りマスク 25枚
4月27日	(一社)日本アパレル・ ファッション産業協会	マスク 50枚
4月27日	ログズ株式会社	マスク 1,200枚
4月28日	中原不動産株式会社	マスク 100枚
5月1日	匿名	マスク 150枚 防護服 154着
5月1日	(一社)日本災害救助支援機構	マスク 5枚 防護服 5着 靴カバー 5枚
5月7日	株式会社グラックジャパン	マスク 520枚
5月7日	(一社)日本アパレル・ファッション産業協会	マスク 2,000枚
5月11日	株式会社日立フーズ& ロジスティクスシステムズ	マスク 915枚

5月11日	株式会社エバンス	マスク 500 枚
5月13日	株式会社日清製粉グループ本社	マスク 15,000 枚
5月14日	タイガーマスクの意志をつなぐ会	マスク 10,000 枚
5月15日	DCHL JAPAN 株式会社	マスク 40,000 枚
5月15日	株式会社ジームス	次亜塩素酸水 40 リットル
5月18日	小田切商事株式会社	アルコール消毒（お酒） 30 リットル
5月19日	大塚 陽子	手作りマスク 30 枚
5月20日	大塚製薬株式会社東京支店	清涼飲料水 2,400 本
5月20日	銀座育成婦人会	手作りマスク 16 枚
5月22日	フジコンコーポレーション 株式会社	マスク 2,400 枚
5月22日	国際ロータリー第 2750 地区 銀座・日本橋グループ 11 クラブ	マスク 20,000 枚
5月22日	東京銀座ロータリークラブ	マスク 10,000 枚
5月25日	匿名	マスク 2,000 枚
5月26日	株式会社和心	マスク 5,000 枚
5月27日	東洋海運通商株式会社	マスク 35,000 枚
5月27日	株式会社グラックジャパン	マスク 380 枚
6月2日	東京銀座ロータリークラブ	お菓子
6月3日	A-clase5 株式会社ジェイアンドエヌ	マスク 4,000 枚
6月8日	日本ペイントホールディングス 株式会社	マスク 13,000 枚
6月12日	特定非営利活動法人 全日本自動車リサイクル事業連合	マスク 1,000 枚
6月15日	東京銀座ロータリークラブ	アイソレーションガウン 500 枚
6月18日	日本ペイントホールディングス 株式会社	消毒液 180 リットル
6月19日	シーティディーネットワークス 株式会社	体温測定サーマルカメラ設備 一式
8月28日	株式会社エバークローリー	アルコールウェットティッシュ 4,800 枚 30 個入りアルコールウェットティッシュ 96 個 マスク 220 枚
9月29日	株式会社アースジェニック	マスク 6,000 枚
10月8日	株式会社グローバルディール	マスク 700 枚
11月26日	株式会社三企	クラウドスクリーン 30 枚
11月26日	エー・キャスト・パートナーズ 株式会社	抗菌剤の噴霧
12月16日	家易 SUE 株式会社	マスク 3,000 枚
12月22日	株式会社日清製粉グループ本社	マスク 29,900 枚
2月9日	株式会社日本ビジネスデーター	医療用ガウン 100 枚

	プロセッシングセンター	
2月25日	株式会社洒落(Sharaku)	消毒液 40 リットル
2月25日	匿名	ガウン 300 枚 フェイスシールド 400 枚 グローブ 5,500 枚
3月1日	株式会社三洋	ガウン 60 枚
3月11日	ミライラボバイオサイエンス株式会社	パルスオキシメーター 100 個

【令和3年度（2021年度）】

受領日	寄贈者	寄付・寄贈品
5月27日	永和ペーブメント株式会社東京中央支店	寄付金 300,000 円
6月30日	AGC 株式会社 AGC studio	マスク 4,000 枚
6月30日	株式会社ジェイテクト	マスク 240 枚
8月31日	株式会社オフィススギモト	マスク 50,000 枚
9月10日	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	寄付金 100,000 円
12月27日	株式会社懇和会館	アルコールジェル 310 個
1月27日	東京中央ロータリークラブ	CO2モニター 108 台
3月23日	株式会社アイデア	子供用マスク（3枚入り） 15,300 袋

【令和4年度（2022年度）】

受領日	寄贈者	寄付・寄贈品
5月30日	永和ペーブメント株式会社東京中央支店	寄付金 300,000 円
11月11日	日本中央競馬会	寄付金 20,000,000

まとめ

（１）「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置と区の対応

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、速やかに「中央区新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。以降、国および都の動向や感染状況等を踏まえ、「中央区新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を機動的に開催し、感染拡大防止に向けた区民等への注意喚起をはじめとして、区民や事業者等への各種支援策の実施のほか、ワクチン接種、区施設の運営および各事業の対応等の方針を決定した。
- ・「中央区新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の決定のもと、庁内関係部署の連携により早急に施策等の展開を図った。

（２）職員体制と事業継続体制

- ・疫学調査やワクチン接種など、新型コロナウイルス感染症対策に関する保健所業務の急増に対応するため、専門職の外部人材の活用や応援職員を迅速に配備するなど、全庁一丸となって保健所体制の強化を図った。
- ・職員が感染者または濃厚接触者となり人員が不足する事態に備え、全庁各部署において業務の継続・縮小・休止の対応についての検討を行うなど、区民サービスに支障をきたさないよう、人員の確保体制や業務継続体制について適宜点検を行った。

（３）区民等への情報発信および相談体制

- ・区ホームページや広報誌のほか、LINE、安全・安心メールなどの SNS およびスピーカー付き庁有車を活用し、区民等へ新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起を行うとともに、相談窓口や各種支援事業に関する情報を適時適切に発信した。
- ・区民等の疑問・不安の解消やワクチン接種など新型コロナウイルス感染症に関する様々な問合せに対応するため、各種コールセンターの設置や AI チャットボットの導入など、区民等への相談体制を迅速に構築した。

（４）医療関係団体および病院との連携

- ・都や他自治体の動向に加えて、区内の感染状況、医療現場での取組など、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を共有するため、医療関係団体である中央区医師会、日本橋医師会をはじめ、聖路加国際病院、国立がん研究センター中央病院、石川島記念病院と保健所による会議を開催し、連携の強化を図った。

（５）区民・中小企業等への支援

- ・新型コロナウイルスの感染状況等に伴う区民生活や中小企業、地域コミュニティ等への影響を踏まえ、区民および商工関係団体等に対し、家庭の経済的負担の軽減、中小企業等への支援および交流の機会の創出などを目的としたきめ細やかな各種施策を展開した。

今後に向けて

- ・新型コロナウイルス感染症は未知の感染症との対峙が展開される中、テレビや新聞報道、SNS 等を通じて多種多様な情報が発信された。区としては、区民生活に混乱をきたすことがないよう、区民等へ適時適切に正確な情報を発信することはもとより、区民等の疑問や不安解消のための相談体制を迅速に構築し、全庁挙げて対応を図ることが重要であると同時に、国や都をはじめ医療機関等への働きかけを行い、機動的かつ臨機応変な方策を展開していくことが肝要である。
- ・区民や地域事業者にも最も身近な基礎自治体である区が感染症による影響を的確に捉え、区民生活の負担軽減や地域経済活動の持続に寄与する各種支援策を適切に実施することが重要である。
- ・平時から消毒液、マスク等の衛生対策物資の備えを行うとともに、感染状況や緊急対応業務に応じた人員の確保ができる柔軟な組織体制を構築し、早急に対応を図ることが重要である。また、限られた人員でも「優先すべき業務」を継続できるよう、全庁各部署において定期的に点検・確認する必要がある。
- ・感染症の発生による被害の拡大は自然災害の一つであり、いつ発生するかわからない感染症への備えとして、国、都および医療関係団体等と緊密な連携体制を継続するとともに、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第10条第14項の規定に基づき、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針、東京都感染症予防計画および「中央区感染症予防計画」に即して対応を図っていく。
- ・台風や地震等の自然災害と同時に感染症の流行が発生する事態、いわゆる「複合災害」への備えなどの対策について検討を深めていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症対策の記録

【令和6年9月作成】

作成：中央区総務部防災危機管理課

東京都中央区築地一丁目1番1号

電話 03(3546)5087